

令和4年 第1回定例会

瀬戸内町議会会議録

令和4年 3月 2日 開会
令和4年 3月 14日 閉会

瀬戸内町議会

瀬戸内町議会会議録目次

令和4年第1回瀬戸内町議会定例会

会期日程	1
第1日(3月2日)	
1. 議事日程	3
1. 本日の会議に付した事件	4
1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 要望第2号上程	6
(委員会付託省略・表決)	
1. 議案第 1号上程	7
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 2号上程	8
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 3号上程	9
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 4号上程	23
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 5号上程	24
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 6号上程	25
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 7号上程	26
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 8号上程	27
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 9号上程	28
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第10号上程	28
(説明・質疑・討論・表決)	

1. 議案第 11 号上程	30
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 12 号上程	30
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 24 号上程	31
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 25 号上程	33
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 27 号上程	33
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 28 号上程	44
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 29 号上程	45
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 30 号上程	46
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 31 号上程	47
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 32 号上程	47
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 33 号上程	49
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 34 号上程	50
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 35 号上程	52
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 諮問第 1 号上程	53
(説明・討論・表決)	
1. 散 会	54
第 2 日 (3 月 3 日)	
1. 議事日程	56
1. 本日の会議に付した事件	56

1. 開 議	58
1. 町長の施政方針	58
1. 議案第 13 号～第 23 号上程 (説明・質疑・討論・表決)	58
1. 町長の施政方針に対する総括質疑 (説明・質疑)	75
1. 令和 4 年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会設置について (委員会付託・審査)	111
1. 散 会	111

第 3 日 (3 月 4 日)

1. 議事日程	113
1. 本日の会議に付した事件	113
1. 開 議	115
1. 一般質問	
○永井しずの 議員	115
○柳谷 昌臣 議員	125
○安 和弘 議員	136
○泰山 祐一 議員	145
1. 散 会	158

第 4 日 (3 月 7 日)

1. 議事日程	160
1. 本日の会議に付した事件	160
1. 開 議	162
1. 一般質問	
○福田 鶴代 議員	162
○元井 直志 議員	169
1. 散 会	178

第 4 日 (3 月 14 日)

1. 議事日程	180
1. 本日の会議に付した事件	181

1. 開 議	183
1. 議案第 13 号～議案第 23 号上程	183
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 36 号上程	189
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 37 号上程	197
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 38 号上程	199
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 発議第 1 号上程	200
(説明)	
1. 議員派遣の件	201
1. 閉会中の継続審査・調査申し入れの件	201
1. 閉 会	202

令和4年第1回瀬戸内町定例会

会 期 日 程

令和4年第1回瀬戸内町議会定例会会期日程

令和4年3月2日開会～ 3月14日閉会 会期 13日間

月	日	曜日	会議別	会議の内容	備考
3	2	水	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○要望上程 ○議案上程	
	3	木	本会議	○町長の施政方針及び令和4年度各会計予算提案理由説明 ○町長の施政方針に対する総括質疑 ○令和4年度各会計予算審査特別委員会設置等	予算審査特別委員会
	4	金	本会議	○一般質問 永井しずの 議員 柳谷 昌臣 議員 安 和弘 議員 泰山 祐一 議員	
	5	ⓧ	休 会		
	6	ⓧ	休 会		
	7	月	本会議	○一般質問 福田 鶴代 議員 元井 直志 議員	
	8	火	休 会	(令和4年度各会計予算審査特別委員会)	議会運営委員会
	9	水	休 会	(令和4年度各会計予算審査特別委員会)	
	10	木	休 会	(令和4年度各会計予算審査特別委員会)	
	11	金	休 会	(令和4年度各会計予算審査特別委員会)	
	12	ⓧ	休 会		
	13	ⓧ	休 会		
	14	月	本会議	○委員長報告 ○令和4年度各会計予算審査特別委員長審査報告 ○議案上程 ○議員派遣の件 ○閉会中の継続審査・調査申出 ○閉会	

令和4年第1回瀬戸内町定例会

第 1 日

令和4年3月2日

令和4年第1回瀬戸内町議会定例会

令和4年3月2日（水）午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○開議の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 要望第 2号 「県新型コロナウイルス感染症対策時短要請並びにまん延防止等重点措置」発令に伴う商工業者並びに観光関連事業者への財政支援について（要望）

○日程第 4 議案第 1号 令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認について

○日程第 5 議案第 2号 令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項の承認について

○日程第 6 議案第 3号 令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第9号）について

○日程第 7 議案第 4号 令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）について

○日程第 8 議案第 5号 令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○日程第 9 議案第 6号 令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○日程第10 議案第 7号 令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

○日程第11 議案第 8号 令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第4号）について

○日程第12 議案第 9号 令和3年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計補正予算（第2号）について

○日程第13 議案第 10号 令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○日程第14 議案第 11号 令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○日程第15 議案第 12号 令和3年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）について

○日程第16 議案第 24号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○日程第17 議案第 25号 町長等の給与等に関する条例等の一部改正について

- 日程第18 議案第 27号 古仁屋高等学校給付型奨学金基金条例の制定について
- 日程第19 議案第 28号 瀬戸内町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第20 議案第 29号 瀬戸内町衛生センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第 30号 瀬戸内町議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第 31号 瀬戸内町名誉町民「瀬田良市」大学入学一時金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第23 議案第 32号 瀬戸内町名誉町民「瀬田良市」教育振興人材育成基金条例を廃止する条例について
- 日程第24 議案第 33号 瀬戸内町消防団員の定員，任用，給与，分限及び懲戒，服務に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第 34号 令和2年（ノ）第7号 損害賠償請求調停事件の和解について
- 日程第26 議案第 35号 瀬戸内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 日程第27 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

令和4年第1回瀬戸内町議会定例会 3月2日（水）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	長 順一君	事務局 次長	福山浩也君
庶務 議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人君	農林課長兼農委局長	川畑金徳君
副町長	奥田耕三君	建設課長	西村強志君
教育 長	中村洋康君	財産管理課長	真地浩明君
総務 課長	福原章仁君	水道課長	信島浩司君
企画 課長	登島敏文君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
税務 課長	町田孝明君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
町民生活課長	鼻 憲二君	社会教育課長	保島弘満君
保健福祉課長	鼻 克己君	総務課財政補佐	茂野清彦君
商工交通課長	勇 忠一君	総務課人事補佐	義永将晃君
水産観光課長	義田公造君		

△ 開 会 午前9時30分

- 議長（向野 忍君） ただいまから、令和4年第1回瀬戸内町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付の議事日程第1号のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（向野 忍君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
議席2番、福田鶴代君並びに議席3番、永井しずの君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

- 議長（向野 忍君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から3月14日までの13日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3月14日までの13日間に決定しました。

△日程第3 要望第2号 「県新型コロナウイルス感染症対策時短要請並びにまん延防止等重点措置」発令に伴う商工業者並びに観光関連事業者への財政支援について（要望）

- 議長（向野 忍君） 日程第3、要望第2号、「県新型コロナウイルス感染症対策時短要請並びにまん延防止等重点措置」発令に伴う商工業者並びに観光関連事業者への財政支援について（要望）を議題とします。
お諮りします。
本件は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。
よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、要望第2号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、採決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第2号、要望第2号、「県新型コロナウイルス感染症対策時短要請並びにまん延防止等重点措置」発令に伴う商工業者並びに観光関連事業者への財政支援について（要望）は、採択することに決定しました。

△ 日程第4 議案第1号 令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認について

○議長（向野 忍君） 日程第4、議案第1号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） おはようございます。議案第1号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第6号補正予算成立後、令和3年度一般会計補正予算（第7号）について、専決した事案ですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。民生費の児童福祉費に子育て世帯への臨時特別給付金として、6,710万円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。財政調整基金繰入金に6,710万円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） おはようございます。今回の子育ての臨時特別給付金ですけれども、実績として、最終的に何世帯へ配布されたのか、分かれば教えていただけますか。

○町民生活課長（鼻 憲二君） おはようございます。お答えします。2月末時点でですね、1,288名となっております。現時点で、3月支出予定が25名。4月はもう見込みになりますが、一応20名というふうな見込みでございます。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第1号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認については、承認することに決定されました。

△ 日程第5 議案第2号 令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項の承認について

○議長（向野 忍君） 日程第5、議案第2号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項の承認についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第2号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第7号補正予算専決後、令和3年度一般会計補正予算（第8号）について専決した事案ですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。民生費の住民非課税世帯等臨時特別支援事業に2億4,890万2,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。国庫支出金の民生費国庫補助金に2億4,890万2,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） 先ほどとちょっと同様なんですけれども、住民非課税世帯臨時特別支援事業なんですけど、こちらの方も、今現在、何世帯配布して、今後の予定など分かれば教えていただけますか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） ただいま、2月の25日にですね、対象者約2,100名の方に送付しております。2,100世帯ですね。今、受付などをですね、行いまして、昨日までなんですけれども、120件程度、今、受け付けております。今後の予定としましては、1回目の振り込みをですね、今月末には1回目は振り込みたいと思っております。その人数等については、まだ分かっておりません。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第2号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項の承認については、承認することに決定されました。

△ 日程第6 議案第3号 令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（向野 忍君） 日程第6、議案第3号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第3号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第8号補正予算専決後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。農林水産業費の農業創出緊急支援事業に7,750万7,000円を追加したこと。消防費の防災無線施設費に1億7,782万3,000円を追加したこと。公債費の元金から1億1,087万8,000円を減額したこと。

次に、歳入について申し上げます。地方交付税の普通交付税に4,730万9,000円を追加したこと。国庫支出金の民生費国庫補助金に6,036万1,000円を追加したこと。県支出金の消防費県補助金に1億9,593万7,000円を追加したこと。

次に、第2表の繰越明許費について申し上げます。総額12億1,841万3,000円を繰越明許費として計上したこと。

次に、第3表について申し上げます。事業等の決定により、変更を行ったことによるものです。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） それでは、質疑をさせていただきます。

まず、7ページから8ページ、先ほど町長からの説明がありましたが、この繰越明許費でございま

すが、この繰越明許費、いたしましては、国の予算制度上とか、県の予算制度で、12月、1月とかに補正が組まれて、できなかったこともあるかと思います。それ以外ですね、本来の工期が伸びたために繰り越すことになったことについての説明をお願いします。

○建設課長（西村強志君） 建設課の繰越について説明いたします。まず、6款2項の治山事業400万円につきましては、県工事の山腹工法の工法検討に時間を要したってということで、負担金の繰越となります。土木施設維持費1,109万8,000円の繰越につきましては、地元との調整、また、今回の補正予算により、組み替えにより、請負工事費を増としていますので、議会の承認を得られて発注するというので、工期が取れないってということもあり、繰越の申請をしております。社会資本整備総合交付金費2,231万5,000円につきましては、現場内で法面崩壊が発生しまして、その工法に日数を要するってということで、その着手が遅延したことから、繰越申請を行うこととしております。防災安全交付金費5,984万8,000円につきましても、工事現場内で湧水が発生し、その工法に検討を要したってということで、繰り越しを行うものです。道路メンテナンス事業につきましては、変更承認申請を行いました、決定までに日数がかかり、委託費を繰越申請するものです。防衛施設周辺整備事業費840万円につきましては、瀬戸内分屯地周辺の環境影響調査を行った結果、希少種の移植、その移植の時期が年度内にはできないってということで、繰越を行うものであります。林道災害につきましては、12月に災害査定を受けまして、今、発注準備をしています。標準工期が取れないってということで、繰越の申請を行っております。以上です。

○水産観光課長（義田公造君） 水産観光課の事業について、説明をいたします。7ページの上から10行目です。公共用観光施設整備事業です。これは、清水のトイレ・シャワーの新築工事でございます。コロナ禍で材料入手が厳しかったため、年度内完成が困難となりました。この2,947万9,000円です。7ページの一番下の方、港湾管理費2,250万。これは港湾事業ですね、港湾関係の5港10地区の維持管理計画に関する業務内容です。これにつきましては、関係機関、県との整合を図るためですね、協議が必要となり、評議に不要の期間を要したことによる、年度内による履行が困難になったということです。8ページです。8ページの一番上です。奄振の港湾建設事業です。コロナ禍に当たり、地権者との用地交渉により、不測の期間を要したこと。用地買収ができず、道路の設計変更による工事着手が遅れ、年度内完成が困難になったということです。以上です。

○社会教育課長（保島弘満君） 8ページの8款土木費、5項都市計画費、事業名が清水体育館改修事業、4,075万円ですけれども、これはコロナウイルスの関係で、影響で、建設資材の調達に日数を要したってということです。以上です。

○財産管理課長（真地浩明君） 財産管理課分につきましては、7ページの3行目でございますが、この財産管理費297万円につきましては、12月の5号補正にて、予算措置したものでございます。内容としましては、公共施設等総合管理計画の改定業務の委託業務でございます。この繰越に関しましては、協議日数等を含めて、このコロナ禍の中の影響によって、年度内完了が無理だということで繰り越しております。以上です。

○**教育委員会総務課長（徳田義孝君）** 8ページの一番下の方から二つ目の給食センター管理運営費の150万であります。これ、車両購入費であります。12月で計上して発注をしているところですが、やはりコロナ禍の影響等によりまして、納品が遅れるというようなことでの繰越でございます。

○**議長（向野 忍君）** 以上ですか。

○**5番（柳谷昌臣君）** はい。今、それぞれ、いろんな想定外のことが起きたことでの、この繰越ということですので、承知いたしました。このコロナ禍とか、また、その、してみなければいけない、取り組むに当たっては調べなければいけないことに対して、調べたときにできないこととかも多々出てくるかと思いますが、ぜひ、この工期限内に終わるということも大事になってくるかと思えます。その辺も踏まえて、今後はですね、想定していただきながら、こういう計画等も立てていくこと、立てていくことも大事になるかと思えますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

次に、29ページから30ページにかけてでございます。高丘保育所費、こちらの方は、多分この一般職の減となっておりますので、この調整だと思えますが、その下のへき地保育所に関しては、会計年度の職員が減っております。その要因は何でしょうか。

○**町民生活課長（昇 憲二君）** はい、お答えします。へき地保育所に関しましては、令和3年度当初予算編成時にですね、諸鈍と阿木名保育所、両保育所が3名体制でございましたので、同額で編成しておりました。令和3年度の4月の時点でですね、人員の関係で2名体制に戻しましたので、その分の減となっております。

○**5番（柳谷昌臣君）** その2名体制に戻したというのは、園児が少なくなったせいとか、それとも、ほかの理由があるのか。どちらでしょうか。

○**町民生活課長（昇 憲二君）** はい、お答えします。両保育所にて支援が必要な児童がいらっやいまして、配置しておりましたが、その児童が卒園されたということで、人員がいらなくなったということでございます。

○**5番（柳谷昌臣君）** はい、分かりました。支援学級のその園児がいなくなったということでの人数減ということですね。これ、また、支援学級の方のお子さんが出てきたら、また、その都度、設置することにはなっていると思えますが、そっちはどう、どうでしょうか。

○**町民生活課長（昇 憲二君）** 支援学級という形での設定ではございませんが、支援が必要な児童に対してですね、必要に応じて、その都度、配置していきたいと思えます。

○**5番（柳谷昌臣君）** はい、分かりました。

次に、31ページから32ページの中の新型コロナウイルスの感染予防対策事業費、これ、減額しているのと、増額しているのがあります。増額に関しては、この3回目ワクチンの件だと思えますが、この減額の要因を、まず、お聞きしたいと思えます。

○**保健福祉課長（昇 克己君）** 減額の要因は、2年度の予算であげていた分ですね、3年度に繰り越しております。その繰り越した分ですね、賄えたということで、この3年度の予算分を減額して

いるというところであります。

○5番（柳谷昌臣君） はい、分かりました。繰り越して、その分の使わなかった分をこう減額したということでございますね。

それでは、この新しく組んでいる新型コロナワクチン接種事業、これ、3回目の予算だと思えますが、現時点で3回目はどれぐらいの方が接種されておりますでしょうか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 今、3回目の接種がですね。3回目接種が1,962名、26.4%が接種済みであります。

○5番（柳谷昌臣君） 今後の予定は、先日、配られた町政だよりの方にも載っていましたので、大体は分かります。それで、ここ数日ですが、そのマスコミの方でも、この5歳から11歳の子供たちに対する接種ということ、出ておりましたが、本町の取組はどのようになっておりますでしょうか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） この5歳から11歳までの子供への接種については、現在、本町には専門医がいないために、接種後の対応が十分できるのかの問題などがあり、関係機関と調整、協議しているところではあります。その調整、接種体制が整いましたら、対象者へお知らせしたいと考えております。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） 県内各地でも、この5歳から11歳児に対しても、ワクチン接種が、今、始まってきているところだと思います。専門の方の見解でも、ワクチンを接種した方がいいということでもありますので、ぜひですね、本町もですね、専門医の方の設置等、課題もあるかと思いますが、そちらに向けて、希望者の方もいると思いますので、取り組んでいっていただきたいと思います。

次に、40ページの22目の特定離島ふるさとおこし推進事業、農業施設のこの農産物保冷库整備、これを減額しておりますが、その要因をお尋ねします。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） これはですね、特定離島の追加要望で県の方と協議しまして、あげたんですが、協議する中でですね、この事業をですね、奄振事業とするようにという指示がありましたので、奄振事業の方へ移っております。

○5番（柳谷昌臣君） はい。ということは、この特定離島から奄振事業の組み替えのっていうことでよろしいんですね。この、これは場所等はどちらに設置する予定ですか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） これはですね、加計呂麻の諸鈍の体験交流館の方へ設置する予定です。

○5番（柳谷昌臣君） これ、本島側の方にも設置するというのを、以前、お聞きしたと思いますが、本島側はまた別の事業で組むっていうことでよろしいですか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） ですね。本島側もですね、また、別の事業でですね、申請して、導入していきたいと考えております。

○5番（柳谷昌臣君） この農林、農林物の保冷库整備に関しましては、以前もお聞きしましたが大変重要ですし、今後、台風等、災害があるときに、とても活躍するものだと思いますが、加計呂麻

の方とかでは、この農林物だけではなく、例えば水産物、また、ほかのものとかも入れられないかとの要望もあると思います。確かに、臭いとかのね、対策はとらないといけないとは思いますが、そちらに対しては入れられるような方向とか、そういうのは考えておりませんか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 事業の、上ですね、対象作物、使用用途、用途外は使えないという形になっておりますので、農産物を貯蔵というか、保存するための施設なので、一応、用途外は使用はできないということになっております。

○5番（柳谷昌臣君） 以前も言いましたが、確かに用途外の使用はできないというのは重々承知ではございますが、例えばその災害、台風等、災害等で加計呂麻・請・与路、1週間以上停電とかされた場合には、もう一般家庭の冷蔵庫等もとても使えなくなるかと思えます。そちらに対しての対策も必要だと思えますので、併せて、できればしていただきたい方向で。別では別ですのであれば、それはそれで構わないと思えますが、もし、例えば農産物がないときとか、若しくは少ないときとか、それで活用できるのであれば、活用できるようなことも検討していただきたいと思えます。

最後に42ページです。42ページの水産業費の中の軽石対策事業の方が200万組んでいます。そちらの内容をお願いします。

○水産観光課長（義田公造君） お答えいたします。軽石対策助成事業、これはですね、軽石漂着による災害対策として、被害対策として、機器、資材購入費の助成を行うものです。資材助成のですね、種類につきましては、濾し機、ストレーナーって言うんですかね、あと、配管、ホース等の海水濾し機に、濾し機を予定しております。この助成の対象者としましては、瀬戸内町漁業協同組合のですね、漁船登録船所有者、また、瀬戸内町内のですね、貸切船組合登録船所有者、また、その他、町長が認める者、団体等となっております。助成額につきましては、機器、資材購入費で上限、上限額を5万円としております。

○5番（柳谷昌臣君） はい。漁業の組合員のとか、貸切船に登録されている方に対しての、上限5万円のこの船に対する改修費っていうことですが、確かにすばらしいことだとは思いますが、例えばその観光業者、ダイビングとかの、の方々はこれには全然当てはまらないのでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） 先ほどの対象者の中でですね、その他の町長が認める者、その他のほかの団体ってありますので、そちらの方で対応しております。

○5番（柳谷昌臣君） はい、ぜひですね、該当できる方は、その他、町長が認めるということですので、町長、認めていただきたいなと思えます。海を使う方、たくさんいらっしゃると思えます。

○町長（鎌田愛人君） その町長が認める者となっておりますが、実態調査、踏まえた上でですね、ここで議員に言われたから認めますとは言えませんので、実態調査を踏まえた上で、検討していきたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） はい。今、町長がおっしゃいましたが、確かに実地調査、実態調査というのもしっかり行った上で、町内にもこの船を使ってですね、仕事をされている方もたくさんいらっしゃる

ゃると思いますので、ぜひ、その方々、皆さんに幅広くこの制度も広げていけるようにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○3番（永井しずの君） 1点だけ、質問させていただきます。52ページ、4目防災無線施設費ですね、の14、工事請負費1億6,656万2,000円ですね。この分は、去年の予算書で1億4,600万は与路・請・加計呂麻の分の工事と伺っております。今年度は、去年の説明によると、古仁屋市街地以外の本島側と聞いたと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） はい、おっしゃるとおりでございます。当初予算に関してはですね、請島、与路島、加計呂麻島を対象として1億4,600万、計上しましたが、今回、国の奄振の追加補正ですね、それに加えて、古仁屋市街地以外、西方、山郷、東方、この地域も、今回、これにプラスしてですね、補正をあげておまして、古仁屋市街地以外を、今回の補正で整備を行っていききたいということでございます。

○3番（永井しずの君） その、昨年も伺いましたが、このすごく性能のいい受信機と聞いております。1台当たり、単価はお幾らするんですかね。

○総務課長（福原章仁君） 大体見込みなんですけれども、1台当たり3万5,000円前後を予定しております。

○3番（永井しずの君） すごく、この金額からしてもすごく性能のいい、いいやつだと思いますので、前回も言いましたけれども、この役場の放送が聞けない地域がありますよね。もう当局も御存知だと思うんですけれども。そのためにも早めに、できれば早めに、この設置をしていただきたいと思います。よかですか。

○総務課長（福原章仁君） そうですね。この戸別無線機、非常に住民にとっては重要なものであるというふうに認識しておりますので、この、今ですね、国の予算が2月3日付で採択の通知を受けております。今後、3月の、もう早い時期にはですね、県の採択の通知もきますので、それを受けてですね、早期発注をしていきたいというふうに考えております。

○3番（永井しずの君） 早期設置に向けて、御努力お願いしたいと思います。私の質問はこれで以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（泰山祐一君） まず、質問の方、させていただきます。

まず、20ページ、お願いいたします。20ページ2款1項総務管理費の一般管理費、1目ですね、こちらの4節辺りになると思うんですけれども、共済費の方がかなり減額となっておりますが、こちらの方、理由など分かれば教えていただけますか。

○総務課長（福原章仁君） はい。共済費の減額の件でございます。これはですね、共済組合追加費用負担金で750万余りの減額していますが、今回、年間のですね、支出の額が確定したということになりました。と申しますのはですね、この追加費用負担金というのは、その年々によってです

ね、結構、何て言うんですかね、金額の増減幅が大きいもんですから、当初予算においてはですね、多めに対応できるようにですね、予算計上していきまして、確定次第、補正で減額を行っているということでございまして、支出額が確定したということでの減額でございます。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。

続きまして、21ページ、お願いいたします。21ページ2款1項3目広報費ですね、こちらの方の12節委託料、情報発信強化事業159万8,000円、こちら減額ですが、当初予算から全額の減額だと思いますが、こちらの方の理由を教えてください。

○企画課長（登島敏文君） これ、支出処理の誤りでですね、この分を22ページの13、電算管理費の方から支出しておりまして、今回、その分をこちらで減額して、23ページで増額しているということで、実際、159万8,000円っていうのは、もう支払われております。

○1番（泰山祐一君） はい、承知いたしました。

続きまして、22ページ、お願いいたします。2款1項12目企画費になります。18節の地方創生臨時交付金の持続可能な地域づくりに向けた戦略拠点形成事業、こちら、進出企業支援補助金ということで200万円組まれておりますが、こちらの事業の詳細を御説明をお願いします。

○企画課長（登島敏文君） これ、ワーケーション施設HUBの関係なんですけれども、年間契約をされた企業さんに、町から、これは5年契約ですけれども、した企業さんに、町から50万円の補助金を支出しますということになります。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。そうなりますと、4社をとということになると思いますが、こちらなんですけれども、この補助金を通してなんですけれども、こういった企業様を対象とするのか。誰でも彼もOKなのかということもあると思いますが、そちら、決まっているところがあれば、教えてください。

○企画課長（登島敏文君） どういった企業という縛りは全くありません。大学でもよろしいし、企業さんでも良いということになっております。

○1番（泰山祐一君） こちらの方は、一旦、例えば公募をして、複数社、その4社以上あった際には、審査会など行って、その上で決めるというようなことでよろしいですか。

○企画課長（登島敏文君） これは来年度においても実施しますので、その都度補正予算をしていくと。一定の審査というのはもちろんありますけれども、特に審査会とか、そういうのは考えておりません。

○1番（泰山祐一君） その対象者というものを明確にしていく必要があると思っております、それがなぜならばということなんですけれども、仮にその5年間で、12回ですかね、1年間、来ていただくということはお話を伺ったんですけれども、そういった中で、例えば言ってみれば1泊2日、2泊3日なりで来て、かなり宿泊費も安いところに来られて、それでその体験をしていただいて帰るというようなことになった場合に、瀬戸内町に例えば法人登記をしていただくということもなければ、若しくは、その住民票もこちらにもないというような形になってしまうと、本当

に旅行に来た者に対して、町が町外の方に支援をしてしまうというようなことになってしまうかなと思ったんですけども、その辺りで基準を設けるべきかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○企画課長（登島敏文君）そこはですね、その支出の、どんだけ支出をされたかという確認をですね、していけば、大丈夫かなと思っております。

○1番（泰山祐一君）分かりました。そうしましたら、領収書等々、報告書をあげていただくということですね、はい、承知いたしました。

続きまして、23ページの方、お願いいたします。2款1項17目ですね、こちらの定住促進、18節の定住促進対策のUターン者資格取得費助成事業、減額40万円ということとなっておりますが、こちらの方の実績の方があれば、教えていただけますか。

○企画課長（登島敏文君）現在のところ、この件の事業の実績はございません。

○1番（泰山祐一君）はい、分かりました。こちらなんですけれども、ちなみに広報活動等々はどのような形をされたのかということもお尋ねできますか。

○企画課長（登島敏文君）広報紙の掲載等で広報はしたと思うんですが、今後ですね、各事業所さんに対して、直接、広報していくということを考えております。

○1番（泰山祐一君）今、瀬戸内町の方が、各方面で人材不足、特に専門家の方がなっておりますので、こういった機会をですね、広く周知していただいて、戻って来ていただくというようなきっかけにぜひひびきつけていただきたいと思いますので、今後、その年齢の対象、35歳上というふうにしていると思いますので、そういったところも改めて、年齢を引き下げて、例えば20代にすべきなのか、そういったところも御検討、今後、していただけたらいいのかなと思いました。よろしくをお願いします。

○企画課長（登島敏文君）その辺の要項のですね、年齢とかの改正は、今、検討しているところであります。

○1番（泰山祐一君）はい、分かりました。御検討、よろしくをお願いいたします。

続きまして、38ページ、お願いいたします。37ページからになりますかね。37ページの6款1項の7目、農業創出緊急支援事業、こちらの方の奄振事業の農業創出緊急支援事業、営農ハウス、営農用ハウス、5,729万8,000円ですね。こちらの方の事業の詳細、進捗を教えてください。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君）これはですね、次年度での繰越事業となっております。これがですね、阿木名のですね、パッションハウス、営農ハウスの建設です。

○1番（泰山祐一君）阿木名ですね。こちら、いつ頃完成を、今、目標にしていますでしょうか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君）今現在ですね、県の方に申請を出して、まだ、交付決定が来るのを待っているところです。

○1番（泰山祐一君）はい、分かりました。

そうしましたら、次のその38ページの方になりますが、農業創出緊急支援事業の研修用ハウス整

備ですかね。こちらの方も、まだ現在、申請中ということかなと思いますけれども、こちらは嘉鉄の研修ハウスのことをおっしゃっているのでしょうか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） そうですね。嘉鉄のですね、研修ハウスを機能強化、整備したいと考えているところです。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。そうしまして、その下の共同利用機械整備事業、1,254万1,000円。こちらの方も、詳細、教えていただけますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） これはですね、先ほどもありました、奄振での、で諸鈍の方へ、冷蔵庫の、冷蔵庫と、あとは組合への機械、少量機械の導入ということで、計上しております。

○1番（泰山祐一君） はい。諸鈍の方はどちらの方に配置を考えておりますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 体験交流館の方へ設置予定です。

○1番（泰山祐一君） 分かりました。こちら、個人の方、農家さんだったり、若しくはそれ以外の方も御利用していただくような想定でいらっしゃるのか、お尋ねできますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 先ほども柳谷議員の方でお答えしたところなんですけど、これですね、事業上ですね、使用用途外は使用できないということになっておりますので、果樹の生産者7名、7名ですかね、の方が利用できるという形になっております。

○1番（泰山祐一君） はい、承知いたしました。

続きまして、39ページ、お願いします。6款1項の11目、島おこし産業振興費、瀬戸内物産館改修工事の事業がありますが、こちら、今、現在工事中ですけれども、現在の完成目途の進捗を、まず、お尋ね出来ますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 現在ですね、工事も進んでいまして3月20日までには完成する予定としております。

○1番（泰山祐一君） 分かりました。あと、機材もまた新しく入れ替えたりすると思うんですけども、それが完了したのちなんですけれども、例えば加工、頻繁に使われている事業者さんですか、あとは町民の皆様に見ていただく機会など、内覧会というような形とか、行う予定などはございますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） そうですね。機械も新しくなりますし、また、使用方法とか使い方とかもあるかと思しますので、説明とかはしていきたいなどは考えております。

○1番（泰山祐一君） はい、承知いたしました。よろしく願いいたします。

同じページですが、15目7節の鳥獣捕獲奨励金312万円減額となっておりますが、今回、現時点、最近のところまでの実績の件数が分かれば、教えていただけますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 今、現在ですね、イノシシの254頭、カラスの163羽を有害捕獲しております。

○1番（泰山祐一君） はい、承知いたしました。

次のページ、お願いします。40ページになります。こちらの6款2項2目林業振興費、貸付金、20節の林業振興資金貸付金が500万減となっておりますが、こちらの理由もお尋ねできますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） これはですね、利用者がいなかったということで、全額減額としております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。今後、活用しうる方も出てくるかもしれないので、また、来年度以降もよろしくお願いします。

続きまして、42ページ、お願いいたします。まず、42ページの6款3項1目18節になりますね、新規水産業就業者特別対策事業ということで、新規の漁業者の就業者に対しての支援金だと思えますけれども、こちらの方、全額当初予算から減額になっていると思えますが、実績としてはゼロだったということになりますか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。今年度、対象者がいなかったということで、減額としています。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。今後、人手不足というようなところも、本町もあると思いますので、そういった部分で、ほかの市町村がこういった形で、この漁業就業者を新規で採用などの募集をしているのかとか、そういった部分なども勉強しながら、ぜひ、来年度以降ですね、人を増やせるような取組にもつなげていただけたら、より良くなるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、44ページ、お願いいたします。44ページ、7款1項3目観光費になりますが、12節の持続可能な自然環境形成事業ですけれども、こちら、最終的に委託料、幾らになったのかということと、実際にどのエリアを伐採したのかということをお尋ね出来ますか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。景観地伐採の場所なんですけれども、町内10か所を行っております。まず、油井岳展望所。油井岳の展望所下。マネン崎展望所。嘉鉄、ハートの見える丘。西古見、サンセットパーク。実久、夕陽丘。実久、大島海峡展望所。阿多地、夕日ポイント。諸鈍から生間間。諸鈍から生間間。諸鈍川と生間川。場所は以上です。

○1番（泰山祐一君） はい、10か所の方、分かりました。こちら、トータルで、今回の補正を行った際に、最終的な委託料は幾らになるのか分かりますかね。分からなければ、また、はい、後日でも。大丈夫ですか、いかがですか。

○水産観光課長（義田公造君） 詳細については、あとで説明をいたします。

○1番（泰山祐一君） はい、承知しました。

あとですね、この持続可能という言葉を使つての伐採、整備事業になりますので、来年度以降もですね、継続していかれる意向なのか。その点も伺えますか。

○水産観光課長（義田公造君） 観光施設の伐採についてはですね、まだ箇所が、する箇所がありますので、補助事業では、今、ない状況なんですけれども、また同じような臨時交付金等を検討していきたいと思っております。

○1番(泰山祐一君) はい。ぜひ、いろいろ事業見ながら、こちらの方、また、継続して御検討いただきたいと思います。

その下にありますね、ぐるっといい旅、E-Bike事業の地方創生臨時交付金事業ですが、こちらの現在の事業の進捗を聞きたいのですが。あと、事業のスタートですね。こちらの電動自転車のE-Bikeがいつからレンタルがスタートするのか、そちらをお尋ね出来ますか。

○水産観光課長(義田公造君) お答えいたします。E-Bikeの購入なんですけれども、去年の11月に購入をしてですね、今、コースマップの作成とですね、PR動画の作成を、行っているところです。また、料金等の設定もですね、検討しているところです。運用についてはですね、4月から運行予定にしております。以上です。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。そちらの方、4月からとなると、もう1月を切ったということか、4月中なので、あと1月ぐらいなのかなというところだと思いますが、こちらは実際に、各本島側、加計呂麻島に2か所、請島、与路島ですかね、の方に配置をするという、以前、答弁がございましたが、こちらは、現在、各関係者にはもう4月にやりますよということとか、今、金額がまだ決まっていなようなお話でしたけれども、1月程度前なんですけれども、大丈夫かなと思ったんですが、その点は問題ないという認識でよろしいでしょうか。

○水産観光課長(義田公造君) 現在ですね、関係者と調整をしているところです。場所、本島側、加計呂麻側、請・与路ってありますけれども、加計呂麻の方はですね、4月の後半になるか分かりませんが、予定しております。また、本島側に関してはですね、もっと先になると思います。現在、調整をしているところです。以上です。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。分けて、分かれてスタートをずらしていくということですね、承知しました。

あと、この自転車なんですけれども、2種類あると伺っています。マウンテンバイク型と、ママチャリ型の2種類ですね。こちらの方の、マウンテンバイク型になると、背の高い方がなかなか乗りにくいというような、背の低い方はなかなか、足がつかないので乗りにくいというお話ですとか、あとはママチャリタイプですと、坂道がなかなかこう登り切れないということで、かなりパワーがいるというようなことをおっしゃっていましたが、その点含めて、今回のE-Bike事業の御購入を、実際に試されて、バイク、自転車を買われたのか。それとも、買ってしまっただけで試してしまっただけなのか、ちょっとそちらの経緯を改めてお尋ねいたします。

○水産観光課長(義田公造君) マウンテンバイク型ですね、自転車につきましては、150cm以上の方だと思います。あと、ママチャリタイプにつきましては、もう通常の方、乗れると考えております。あと、試乗につきましてはですね、導入する前にですね、試乗はしております。それも含めた形で判断して、購入をしたというのが、状況でございます。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。今後、試乗、実際に事業がスタートして、借りる方が増えてきた中で、いろいろな声もあるかもしれませんが、そういったところに対して、しっかりと

説明の方も、関係者を、レンタルを任せる事業者に全て任せっきりになるのではなく、しっかりと観光課の方も一緒に取組をしていただければと思います。

○水産観光課長（義田公造君） 先ほどのですね、泰山議員の景勝地のですね、最終委託料なんですかけれども、382万6,000円です。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。

続きまして、48ページ、お願いいたします。40、すいません、9ページですね、49ページの8款4項3目の12節、加計呂麻島ターミナル施設整備事業検討費とありますが、こちらの事業の詳細をお尋ねいたします。

○水産観光課長（義田公造君） お答えいたします。これはですね、令和4年度実施予定業務、業務をですね、予算上、令和3年度補正により確保し、業務は令和4年度実施する事業でございます。内容としましては、実施設計業務と地質調査業務になっております。

○1番（泰山祐一君） はい。こちら、1,565万円の事業検討費で、内訳としては、地質調査業務が680万円、奄振事業。奄振事業の実実施設計業務費が910万円ということとなっておりますが、昨年6月の補正予算でも、この地質調査、実施設計業務、ございましたが、今回、また、新たにこの二つを行うという認識でよろしいのでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。令和3年度はですね、基本設計と地質調査を行っております。今回の補正ではですね、実施設計と地質調査です。実施設計に伴う地質調査を、今回、予定しております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。

あとですね、先日、先週末ですかね、加計呂麻島の方で住民説明会の方を、4か所行っていただいて、ありがとうございました。そちらの方、私の方も傍聴させていただいて、いろいろな話、聞かせていただきました。以前、議会でもこの話させていただいて、御答弁もいただいているんですけども、このターミナルに関してですね、議会の方からも、3月議会の予算委員会の方で、この計画に関して、実際に意見書の方、提出させていただいております。その中で、加計呂麻ターミナル基本計画策定については、町民の意見を反映させるように官民で組織する検討委員会などを設置して、鋭意取り組まれないというような意見書を出させていただきました。全て意見書が当局の方で受け入れられる、そういったところの部分ではないということは認識しておりますが、今後、今、パブリックコメントも3月1日から始まりました。その意見、そして、先日の住民説明会の意見、それらを合わせて、今後、この実施設計業務の方に反映していく御意向なのか。その点を伺えますでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） 今後の考え方と流れについて、説明させていただきます。加計呂麻島ターミナル施設整備事業はですね、既存の待合所の建替えに伴い、新たな住民サービス機能をはじめとする観光、物流、交流の機能を備えた設計計画としております。当該施設の基本計画についてはですね、事業計画当初より、町民の意見を踏まえながら策定を行うこととしており、庁舎内の

関係課で施設のですね、規模、必要なスペースの検討を重ね、説明並びに意見聴取に必要な基本設計の案をですね、12月に取りまとめたところです。基本設計案についてはですね、1月の下旬に議会における総務経済常任委員会への基本設計案についての説明を行いました。2月上旬には加計呂麻島、請島、与路島の区長などへの事前の説明、また、2月下旬頃には加計呂麻島地区のですね、対象とした住民説明会を開催し、多くの町民より様々な意見をですね、伺ったところです。さらには、今後、3月、昨日から始まっていますが、パブリックコメントを募集してですね、多くの町民や観光客などから意見をいただきたいと考えておるところです。意見を踏まえてですね、必要に応じて基本設計の修正、施設管理者についての整理を行い、基本設計を取りまとめて、再度、住民に対する説明、結果を公表し、基本設計を策定していこうと考えております。その後、実施設計に着手し、工事に必要な準備を進めて行く予定としております。

○1番(泰山祐一君) はい、丁寧な流れの説明、ありがとうございます。こちらの方なんですけれども、パブリックコメントが終わってからですね、先ほど意見等々も公表しますというようなお話、いただきました。それを踏まえて、設計の方に入っていきと思いますが、実際にどこまでの内容を取り入れていくのかというようなことを、改めて加計呂麻の住民含め、瀬戸内町民の方々に見ていただいて、意見の方をさらに承るというような御意向なのか、若しくはもうその意見を集めたものを公表して、もうこれで進めますというような形で進めて行くおつもりなのか。そちらの2点、どちらになりますでしょうか。

○水産観光課長(義田公造君) 意見を踏まえた上でですね、全てができるとは思っていません。それを総合的に判断をしてですね、こちらの方で判断をして、それを反映させていきたいと考えております。

○1番(泰山祐一君) その中で、昨年お話をした内容を、先ほど改めて読み上げさせていただきましたが、検討委員会は、官民でつくる御予定は、今のところはどのように思っていられるのでしょうか。

○水産観光課長(義田公造君) 官民の検討委員会はですね、今のところ、考えておりません。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。そうなりますと、やはり今回の御意見、しっかりと受け止めていただいて、その中で住民の方々が、今回、私たちが言っていた意見を全く、ほとんど反映してくれなかったなというふうに思われなような、ぜひ、事業の進め方というものを意識していただきたいなと思います。今回、加計呂麻島の発展のために、町長のマニフェスト等々にもありますけれども、しっかりと、いろいろな維持管理をすれば100年ほど、建物が維持管理できるというようなお話も伺っておりますので、そういった長い期間ですね、私ども含め、それからの次世代の方々が、この施設ができて良かったなと思っただけのような取組にしていきたいと思っ、ちょっと突っ込んだ質問をさせていただきました。はい。内容の方は承知いたしましたので、今後、事業の進め方の方、御検討よろしく願いいたします。

続きまして、51ページの方、お願いいたします。9款1項2目になります、常備消防費の18節負担

金、高規格救急自動車、こちら消防車だと思いますが、446万7,000円、こちらの方の減額の理由をお尋ねします。

○総務課長（福原章仁君） はい。消防費の常備消防費の高規格救急自動車の減額の理由でございます。この件に関しましてはですね、一括して発注先が大島地区の消防組合本部が入札等を行います。今回の入札に関しましてはですね、車両本体と資器材、それぞれ別々に入札を行っております。そこで大幅にですね、車両本体の方で、その400万余りの入札の執行残が出たということで、今回の減額でございます。以上です。

○1番（泰山祐一君） はい、承知しました。工夫していただいたということで、減額につながって良かったと思います。

続きまして、52ページ、お願いいたします。52ページ、先ほど永井議員からもお話、質問ございましたが、4目の防災無線施設費、1億7,782万3,000円ということでお話、御説明いただきました。こちらの方なんですけれども、すいません、具体的にこの加計呂麻島、請島、与路島、そして、古仁屋を除く、古仁屋市街地を除く本島ですね、こちらが実際に完成する目途が予めあると思うんですけれども、今、目標としてどの辺りに完成する予定なのか、教えていただけますか。

○総務課長（福原章仁君） 今回の補正を含めて、この古仁屋地区以外ということでもよろしいですか。はい、今回、この国・県の採択の通知を見た、決定後ですね、今回の補正も通り、通りましたら、指名会等を、発注の準備を行ってですね、早い段階で、もちろん、臨時会も出てきますけれども、入札をしてですね、4年度中には配布できるような、配備できるような考えを持っております。以上です。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。令和4年度中ということで、地域の方々にも、今後、契約等々終わったら、大体目安等々も知らせていただくと、はい、皆さんいつ頃できるんだなということ、安心される方も多いのかなと思います。

続きまして、54ページの方、お願いいたします。54ページ、10款1項教育総務費の2目になります、事務局費の16節、学校存続推進委員会、2万円とあがっていますが、これは何か新しく存続委員会を立ち上げられるのか。若しくは、今の委員会がプラスで予算の方をあげているのか。そちらの方を教えていただけますか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 学校存続委員会ですが、現在、3校にありますけれども、1校を追加、池地の方が追加ということで、その追加分でございます。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。いろいろとまた、各地域ですね、頑張っている地域も多いと思いますので、ぜひ、二人三脚で一緒に考えていただけたらなと思います。

続きまして、59ページ、お願いいたします。59ページの10款4目、4項の1目幼稚園費の預かり保育事業費、114万1,000円ですね、こちら減額となっておりますが、現在、預かり保育事業は十分に職員が足りていらっしゃる状況なのかどうかということ、改めて教えていただけますか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 預かり保育ということで、幼稚園教諭が入った形で、2名、3

名、3名ですね、補助員という形で、今、雇用しておりますけれども、その方々の中で、保育の先生方も入りながらという形で、今、運営しております。もう一人いた方が、もちろん、いいと思いますけれども、幼稚園の先生方もそこに入りながら支援をするという形で、今、運営をしているところであります。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。引き続き、よりよい環境整備、配慮の方を心掛けていただけたらと思います。以上となります。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） すいません。泰山議員の冷蔵庫の件で、利用者数の人数を7名と申しましたが、9名の誤りです。9名です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第3号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は11時とします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（向野 忍君） 再開します。

△ 日程第7 議案第4号 令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）について

○議長（向野 忍君） 日程第7、議案第4号、令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第4号、令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第3号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。へき地診療所事業費の施設管理費から4,726万8,000円、医業費から714万5,000円を減額したこと。診療車事業費の施設管理費から391万5,000円、医業費から152万円を減額したこと。与路診療所事業費の施設管理費から87万6,000円等を減額したこと。

次に、歳入について申し上げます。診療収入のへき地診療所事業収入から5,772万3,000円、診療車事業収入から644万8,000円、県支出金の県補助金から298万9,000円、諸収入の雑入から5,745万9,000円を減額したこと。繰入金の一般会計繰入金に6,231万円、国庫支出金の国庫補助金に152万円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第4号、令和3年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第5号 令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） について

○議長（向野 忍君） 日程第8、議案第5号、令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第5号、令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第3号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。保険給付費の高額療養費に500万円を追加したこと。
次に、歳入について申し上げます。県支出金の県補助金に308万9,000円を追加したこと。
次に、直営診療施設勘定について申し上げます。歳入の池地診療所事業収入から69万9,000円を減額したこと。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第5号、令和3年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第6号 令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（向野 忍君） 日程第9、議案第6号、令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第6号、令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。地域支援事業費の介護予防生活支援事業費に200万円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。国庫支出金の国庫補助金に146万3,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第6号、令和3年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第7号 令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（向野 忍君） 日程第10、議案第7号、令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第7号、令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。後期高齢者医療広域連合納付金に257万6,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。後期高齢者医療保険料に397万6,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第7号、令和3年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第8号 令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（向野 忍君） 日程第11、議案第8号、令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第8号、令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、第3号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。船舶交通費の総務管理費から42万1,000円を減額したこと。船舶交通費のせとなみ費に436万円を追加したこと。船舶交通費のフェリーボート費から308万4,000円を減額したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰入金の一般会計繰入金に5,498万円を追加したこと。諸収入の雑入から5,412万5,000円を減額したこと。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第8号、令和3年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第9号 令和3年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍君） 日程第12、議案第9号、令和3年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第9号、令和3年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

今回の補正は、歳入のみの調整であります。諸収入の雑入を313万9,000円、減額計上しました。これに伴い、一般会計からの繰入金を313万9,000円、増額計上しました。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第9号、令和3年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第10号 令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍君） 日程第13，議案第10号，令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第10号，令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について，提案理由の説明を申し上げます。

本予算は，第1号補正予算成立後，新たに生じた事態に対処するため，所要の措置を行おうとするものですが，その主な内容は次のとおりであります。

まず，歳出について申し上げます。総務費の686万9,000円と公債費の15万円をそれぞれ減額計上しました。

次に，歳入について申し上げます。県支出金の508万5,000円と繰入金の273万1,000円を追加計上しました。諸収入の283万5,000円と町債の1,200万円をそれぞれ減額計上しました。

御審議の上，議決くださいますよう，お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） はい，1点，質問させていただきます。8ページ，お願いいたします。1款1項1目総務費の12節委託料，公営企業会計移行に伴う資産管理業務委託費686万9,000円，こちら，減額となっておりますが，そちらの理由をお尋ねします。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 公営企業の委託料であり，1年目で1,400万程度計上しておりましたが，年度を跨ぐということで，1年目は300万余りの予算，委託料で，4年度に残りの600，これを計上しております。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから，討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから，議案第10号を採決します。

採決は，起立によって行います。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって，議案第10号，令和3年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については，原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第11号 令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（向野 忍君） 日程第14, 議案第11号, 令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし, 町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第11号, 令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について, 提案理由の説明を申し上げます。

本予算は, 第3号補正予算成立後, 新たに生じた事態に対処するため, 所要の措置を行おうとするものですが, その主な内容は次のとおりであります。

まず, 歳出について申し上げます。簡易水道総務費の総務管理費から71万5,000円を減額したと。

次に, 歳入について申し上げます。繰入金の他会計繰入金に4,488万4,000円を追加したこと。諸収入の雑入から4,559万9,000円を減額したこと。

御審議の上, 議決くださいますよう, お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから, 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから, 討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから, 議案第11号を採決します。

採決は, 起立によって行います。

本案は, 原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって, 議案11号, 令和3年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については, 原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第12号 令和3年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍君） 日程第15, 議案第12号, 令和3年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし, 町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第12号, 令和3年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）について, 提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

収益的支出について申し上げます。水道事業費用の営業費用から496万9,000円を減額したこと。御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第12号、令和3年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第24号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第16、議案第24号、職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第24号、職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、人事院勧告により、国家公務員の給与法の一部改正が行われたことに伴い、職員の給与に関する条例を、国に準じて改正するものであります。

主な改正点は、令和4年度以降の期末手当を6月、12月とも0.075月引き下げ、令和4年6月支給の期末手当から、令和3年12月に支給された期末手当の127.5分の15を減額するものであります。また、文言の修正、令和元年の人事院勧告による住居手当の改正漏れへの対応、今後の幅広い看護師の募集及び様々な業務を担当してもらうために、医療職給料表3の等級別職務票を一部改正するものであります。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番(泰山祐一君) 1点、質問させていただきます。こちら、助成、条例改正の中の別記の4の方ですね、こちらを見ていただければと思います。その中の、改正後の案ですね、の2級と3級をちょっと見ていただきたいんですけども、まず、3級の方の3番、特に困難な業務を行う准看護師の職務と書いております。2級の方が、こちらの方、困難な業務を行う准看護師の業、職務と書いておりますが、この特にが付くのと付かないので、ちょっとどういった意味合いがあるのかなと思ったんですけども、その辺り、見解を伺えますか。

○総務課長(福原章仁君) はい、お答えいたします。この現行の法に関しましてと、改正のですね、特にと付くという、の違いと言いますか、でございますが、やはり同じ准看護師においてもですね、今後、先ほど町長からも提案理由の説明でございましたが、様々な業務を担当してもらうことが出てきます。やはり、もちろん困難な業務、ありますが、特にということ、さらに、何て言いますかね、困難な業務ですね、幅広い業務が出てくると。そこを、また、想定をしております、それと、この2級から3級へ、また、准看護師がですね、いろんな技術力を持って、そういった業務に携わればですね、3級へ上れるという、また、モチベーションに関してもですね、いい方向、出てきますので、そこ、そういったところのですね、改善を行うということでございます。

○1番(泰山祐一君) はい。そうしますと、例えばこの2級から3級に上がるに当たって、例えば評価のチェック項目みたいのがあって、この部分ができるようになったねっていうことを評価した上で3級に昇格すると、そんなイメージでよろしいですかね。

○総務課長(福原章仁君) そうですね。やはり、へき地診療所には診療所長と、また、事務長等がいますので、そこらの方々のですね、職務内容の評価等、判断した上でですね、この特に困難な業務ということで実施をしていくということでございます。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。ちょっと抽象的になりすぎると、本当に感覚だったり感情が入って、それに対しての人事評価っていうふうになってしまう、と思いますので、そういった部分で、しっかりとチェックができる基準ですね、そういったものを設けられた方がいいのかなと思ったので、質問させていただきました。以上となります。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第24号、職員の給与に関する条例の一部改正については、可決されました。

△ 日程第17 議案第25号 町長等の給与等に関する条例等の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第17、議案第25号、町長等の給与等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第25号、町長等の給与等に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、人事院勧告により、国家公務員の給与法の一部改正が行われたことに伴い、町長等の給与等に関する条例及び議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を、国に準じて改正するものであります。

主な改正点は、令和4年度以降の期末手当を、6月、12月とも0.05月引き下げ、令和4年6月支給の期末手当から、令和3年12月に支給された期末手当の167.5分の10を減額するものであります。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第25号、町長等の給与等に関する条例等の一部改正については、可決されました。

△ 日程第18 議案第27号 古仁屋高等学校給付型奨学金基金条例の制定について

○議長（向野 忍君） 日程第18、議案第27号、古仁屋高等学校給付型奨学金基金条例の制定についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第27号、古仁屋高等学校給付型奨学金基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和4年4月1日より、鹿児島県立古仁屋高等学校から国公立大学及び難関私立大学に合格した生徒に対し、給付型奨学金として入学金及び授業料の一部を給付するものであります。基金条例として積立金を計上し、運用していくこととしております。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） こちら、以前、全員協議会の方でも御説明いただきましたが、改めて何点か質問させていただきたいと思います。まず、この給付型奨学金の条例ですけれども、この条例が創設されることによってですね、町内の中学生がどれだけ増える見込みでいらっしゃるのか、その点の見解を伺えますか。

○企画課長（登島敏文君） 増える見込みというのは、その、何て言うんですかね、するよりも、見込みよりも、その町としては、その存続のためにですね、部活を新設したり、こういう奨学金を新設したりですね、そういったことで、子供たちのその選択肢を増やしていく。それで、存続を図っていくということを考えておまして、増える見込みというのはないんですけれども、これまでの実績で言えばですね、平均で行けば、年間に3名ぐらいですね、なっております。これで、つくったことによってですね、1名でも2名でも増えていただければなと思っております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。

あと、こちらの給付型奨学金の方なんですけれども、先日の全員協議会の方で、地域の保護者の方々、並びに、職員で、今、保護者である方々に対して、これができることによってどれだけ古仁屋高校へ入りたいと思う意欲が高まるのか、そういった質問をさせていただきましたが、まだ、現状も役場としては、保護者の方々に対して、何かしら調査というものはされていないのでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 保護者に対しての調査というのは、しておりません。いろんな制度がありますけれども、その、必ず調査をしたからいい結果が出るというわけでもなくですね、そこら辺の判断は町当局の方でさせていただきたいと思っております。例を挙げますとですね、古仁屋高校の、例えばですね、地域未来留学生、ありましたね。これ、調査をして、反対だと、もし、なったらですね、止めていたかという、止めていなかったと思います。なので、今、今年、20人、入学生ですけれども、そのうちの12名が留学生に、なんです。それで、こうやって維持ができているというわけでありまして、必ずしもその調査をすることが、正解ではないと思っております。ある程度は、その町の方で判断させていただきたいと思っております。

○1番（泰山祐一君） はい、今の御意向、はい、分かりました。今のお話に対してなんですけれども、古仁屋高校を残すことが目的なのか。町内の保護者の方々、一番の主役は子供たちですね。そ

の子供たちが入りたいと思える古仁屋高校ということが一番大切ではないのかなと思うんですね。その上で、実際、どうなっているのかということで、先週、私の方で、各、瀬戸内町の保護者の方々、奄美の方々にアンケートを採らせていただきましたが、この奨学、給付型奨学金ができることによって、どれだけ古仁屋高校に入りたいと思うのか、助かるのかというような意向も聞きましたが、実際のところ、7割以上の方が、この制度ができて古仁屋高校に入る、入りたいというようなところまで至らないというような回答がありました。これが全てではないとは思いますが、実際に当局のお考えで、そういった現場のお話を、今回は聞かないというような意向でありますけれども、やはり私自身は生の保護者の方々の意見、並びに、役場職員の方々も一人の親として子育てをされていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、そういった声を聞いた上で、この給付型奨学金というものが、まず、できて、検討した方が良かったのではないのかなと思えました。これ、所感でございます。また、次、質問させていただきますが、第1条の目的についての質問になりますが、こちらの目的の方で、この条例は古仁屋高等学校に通う生徒が安心して学業に専念でき、難関大学へチャレンジできる環境づくりと、社会人となって日本の世界で、日本や世界で活躍できる人材の育成を目的とするということとなっております。こちらの方なんですけれども、実際に難関大学へチャレンジできる環境づくりというものと、この給付型奨学金の関係性ですね、そちらの方も伺えますか。

○企画課長（登島敏文君） その、この奨学金を設けるということ、さきほども申し上げましたけれども、そのいろんなその選択肢を増やしていくという、それが存続につながるのではないかということで、こういう制度を設けております。

○1番（泰山祐一君） 制度をつくることに対して、決して、全部が全部よろしくないというような意見を申し上げているつもりはないんですけれども、この、今回、この条例がつけられることによって、令和4年度の予算の方も、こちら、関係しておりましたが、320万ほどですね、令和4年度の予算が書いていました。その財源が、瀬田良一名誉町民の基金からの捻出と、あと、ふるさと納税の基金からの捻出ということで、説明の方、いただきました。その上で、やはり財源が無限にあるわけではないわけですね。その中で、特に瀬田良一基金の方、活用していただいておりますので、その上で、やはり住民の方々、地域の方々が、この給付型奨学金というものを、やはりいいなと思っていただいたのかどうかというようなことがない状況で、今、この基金の活用をしたりですか、しようとしていること自体が大丈夫かなと個人的に思います。今の御質問させていただきました。

あとですね、その条例の目的の難関大学ですね。こちらの方なんですけれども、全協でも聞かせていただきましたが、改めてこの難関大学の定義を教えてください。

○企画課長（登島敏文君） これ、古仁屋高校の方とも協議いたしまして、一応、東京6大学の私立大学の偏差値等を参考にしてですね、今のところは65を基準にしようということにしております。

○1番（泰山祐一君） 国公立に関しては、何か基準、あるんでしょうか。

- 企画課長（登島敏文君） 国公立に関しては、国公立であればよいということです。
- 1番（泰山祐一君） そういたしますと、偏差値が仮に65以下、50前後でもOKだということでしょうか。
- 企画課長（登島敏文君） そういうことになります。
- 1番（泰山祐一君） そうなりますと、その難関大学の学力の今のお話ですと、基準の差がかなり開いてしまうのではないのかなと思いますけれども、その辺りの見解を、改めて伺えますか。
- 企画課長（登島敏文君） その、もう一度、お願いいたします。ちょっと言っている意味が分からないですけれども。
- 1番（泰山祐一君） 国公立大学が偏差値というものを定めないというようなお話でした。私立大学に関しては、東京6大学、偏差値65程度の大学だということで、そうなりますと、学力の差というものが出ますよね。したときに、難関大学というものは何ぞやというようなことを感じるんですけども、その定義に関して、改めて当局の見解を伺えますか。
- 企画課長（登島敏文君） その学力の差が出るという断定がですね、おかしいんじゃないかなと思っております。そういったものは考慮しておりません。
- 1番（泰山祐一君） 偏差値が例えば40の方と、偏差値が65の方がいらっしゃって、それに対して学力の差がないというのはどういう意味ですか。
- 企画課長（登島敏文君） 国公立の場合は、その受験科目が多いわけですよ。私立大学は受験科目が少ない。確かに偏差値だけでいうと、そういう違いがありますけれども、それで学力が全然違うという判断はおかしいと思います。私立大学に関しては、国公立、区切りが難しいので偏差値を設けているということでもあります。
- 1番（泰山祐一君） 今一つ、納得いく話ではないんですけども、その国公立は、なぜ、偏差値というものを設けないのかというようなことで、そこに関してはもう、曖昧で抽象的でいいというような見解でいいんですかね。
- 企画課長（登島敏文君） もともとのスタートが国公立であったんですね。それプラス、国公立だけだとよくないだろうということで、私立大学も加えましょう。ですが、私立大学に関しては難関私立という、そういう括りにしましょうということでもあります。
- 1番（泰山祐一君） はい、分かりました。

あと、懸念しているところが、この給付型奨学金を取り組むことによって、難関大学を目指していこうというような学生が入学を希望される想定でいらっしゃると思います。そうなった際に、高校側の先生ですね、古仁屋高校の先生が、その生徒の方々に対して、受験勉強の協力、サポートをされていくのではないかなとイメージしておりますけれども、その部分に関して、今、古仁屋高校だけでなく、ほかの学校もそうですけれども、働き方改革というようなお話も、今、出ております。そういった中、この学校の先生に対して、この難関大学をチャレンジできるような環境づくりをサポートしていただく想定なのか。それ以外の部分でも、町として支援をしていくような体制を

とっていくのか、その辺も伺えますか。

○町長（鎌田愛人君） まずですね、議員先ほどから保護者の、から意見を聞いたと、一部の保護者から。我々は、この古仁屋高校活性化協議会の中で、町内の中学生、1年生から3年生までにアンケートとった中でですね、なぜ古仁屋高校以外の大島内の高校に行くのかという理由の中の一つにですね、大学進学、または、就職に有利だと思ふからというので、古仁屋高校以外の高校を選ぶ、それが2位でした。そういう中で、我々様々な古仁屋高校の活性化策を講じていく中でですね、今回、給付型の奨学金についても、その協議会の議論の中、そしてまた、学校側の議論の中で、給付型の奨学金も必要じゃないかという声もあり、ありました。そういうことも踏まえて、古仁屋高校の魅力の一つとして、学校に、古仁屋高校に入って、努力した結果、国公立、または、私立の難関大学に入学できた場合は給付型の奨学金を給付する。それも一つの高校の魅力だというふうに思っています。そして、先ほど議員が言われました、学校の協力体制。これは、この制度がなくても、これまで古仁屋高校の先生方は生徒のために一生懸命、朝課外、そしてまた、個別の指導、一人一人に寄り添った指導をしてきました。そして、これまでも数名、国公立に入学しております。そして、今回、今年度卒業する生徒の中に、既に3名、国公立が入学が内定しております。学校側も生徒のために、そして、我々町も生徒のために、古仁屋高校のために、振興、活性化のために、瀬戸内町にはなくてはならない古仁屋高校、県立であります、町立だと、そういう意識で数年やってきました。そして、議会からもそういう強い思い、要望もある中で、様々な支援策を講じております。その支援策の一つとして、今回、新たに給付型の奨学金を設立するため、今回、議会に上程しました。その財源につきましても、ふるさと納税、全国にいる瀬戸内の出身者や古仁屋高校の先輩方がですね、このことで古仁屋高校出身者が国公立で、私立、難関大学で勉強して、そして、社会に出て、また、世界の中で、日本の中で活躍する人材を育てる、そういう大きな目標の中で、我々は今回、この条例を上程いたしました。そのことを、ぜひ、議員の皆様方にも理解していただきたい。そういう思いであります。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。今、町長のお話の中で、今年、国公立大学3名、合格したというようなお話もございました。今回、この卒業生に関しても、この条例が当てはまるのかどうか。その点も伺えますか。

○企画課長（登島敏文君） これは、当てはまります。

○1番（泰山祐一君） そうしますと、ちょっと目的を、また、確認させていただきたいんですけども、あくまでも古仁屋高校、今、いらっしゃる在学生も含めですね、支援策にもなると思うんですけども、これから入学者を増やしていきたいというような御意向もあつての、この奨学金の創設かなと思っておりますけれども、その部分に関して、この制度をつくって、国公立大学、受かったという、もう既に結果が出ていらっしゃる方々に対しても支援をするというようなところ、大変、その方々はありがたいと思います。それを見た方々が、その人たちのためにつくっているんじゃないのかというような誤解もあるかもしれませんが、その点はいかがでしょう。

○企画課長（登島敏文君） 存続をしてほしいわけですから。この制度を、できるだけですね、広めていって、その実績も早めに示していきたいという意味で、一つ、そういう意味になりますね。

○1番（泰山祐一君） 実績ということですね、はい、分かりました。

あと、この制度を踏まえて、古仁屋高校を何とか振興していきたい、活性化させていきたい、その町長の思い等々、十分に分かります。しかしですね、実際に地域の方々が古仁屋高校に行きたいなと思いたい、思える高校とは何なのかというものが、果たしてこの給付型奨学金なのかというようなところ、それ以外にもいろいろな取組、施策、考えていらっしゃると思います。しかし、ふるさと納税も無限にあるわけではないですし、瀬田良一名誉町民の基金に関しても無限にあるわけじゃないと思います。その点も踏まえて、優先順位が必要だったのではないかなと思った次第です。以上となります。

○町長（鎌田愛人君） 反問、いいですか。反問、反問権。その優先、ちょっと優先順位っていうのが、ほかに、議員はなんか優先順位、考えているのか聞きたい。

○1番（泰山祐一君） 私が採らせていただいたアンケートの中では、住民の方々がおっしゃっていたのが、やはり以前から古仁屋高校の振興対策で考えられている学部のお話。そしてあと、部活動のお話。その2点ですね、が一番多かったので、そのことに対して、何かできないのか。そちらの方に財源の方を投資していった方がいいのではないかというふうに思っております。

○町長（鎌田愛人君） 学部についてはですね、以前からこれはそういう声がありました。水産関係ですけれどもね。この水産学部という、というのは、鹿児島県、古仁屋高校は県立高等学校であります。水産に関する教職員を配置しなければなりません。鹿児島県には、鹿児島水産高校っていうのがあります。そういう中で、なかなか検討しても、古仁屋高校に水産学部を設置することはできない、そういう意見や、水産学部をつくった場合に、様々な費用がかかる。それに対して、生徒が集まるのか。そういう懸念事項もありました。そういう中で、他の学部の、一時、話題になりました水産学部については、難しいということで、結論出ましたけれども、その他の振興策については、生徒に対するアンケート調査の中でも、部活動に、こともありました。そういうことも含めて、今後、今後ですね、この、これまでやっている支援策、そして、今回の給付型の奨学金。さらには今後ですね、様々な生徒の意見を踏まえた中で、そしてまた、活性化協議会、学校側も含めた中で、様々な、可能性があることについては、今後も研究、また、追及しながら、古仁屋高校の活性化のことにはですね、力を入れていきたいというふうに考えております。

○1番（泰山祐一君） 今の反問のお話の流れのままでいいんですかね。

○議長（向野 忍君） どうぞ。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。その点で、先日の議会でも、私の方、一般質問でも申し上げさせていただきましたが、例えば公営の塾、若しくはそれ以外の瀬戸内町の中で、何かしら観光の体験ができるような支援策とか、そういった部分で、古仁屋高校に行ったら、そういったものが対偶として受けられるですとか、そういったところがあると、非常に、その学校では、今、言

われていたような学部ではできないかもしれませんが、それ以外のところで、地域の皆さんと一緒に、古仁屋高校というものを、に入ることによって、そういったところの体験だったり、学びだったりができる。そういったことができるかなと、私自身は思ったんですね。そういった部分に対して、この給付型奨学金、決して悪いものではないというのは大前提でありますけれども、その上で、その新しい学びの場を、古仁屋高校の中だけで設けられないのであれば、そういった連携というような形で御用意できるのではないのかなと思った次第です。

○町長（鎌田愛人君） この、これまでもですね、古仁屋高校と役場で近代遺跡、その調査もしております。今後もですね、地域の資源を活用した中での学校側と行政、そしてまた、学校側と民間と含めて、様々な取組などはやっていく、それ、当然のことです。それに対して、瀬戸内町が支援していく、これも当然であります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありますか。

休憩します。

再開は1時30分からとします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

質疑、ありませんか。

○11番（安 和弘君） この条例そのもの、非常にいい条例をつくったなど、つくろうとしているなという思いをしております。ただ、午前中の泰山議員と当局の質疑応答の中で、私自身、どうも消化不良なことがありましたので、そのことを少しだけお尋ねしてみたいと。この条例は、言わずもがな、古仁屋高校に進学しようとする生徒のため、また、その御父兄を対象にしたものであると、あろうかと考えております。今朝の答弁で、最初の答弁で、課長がですね、そのアンケートが最善と思わないという答弁をしました。そして、あとから、町長が最後の方で答えた言葉が、進学する子供たちにアンケートを採ったと、前に採ったことがあると。それは、やはり古仁屋高校を卒業してから、上の大学へ進学するとき、また、就職するとき、他の高校の方が進みやすい、そこに行きやすいというような答弁であったかと思えます。アンケートの結果がですね、そういうことであったと。然るに、このこと、私もずっと午前中聞いていて、言っていることはどちらも古仁屋高校のことを思いながら質疑して、答弁をされている。しかしながら、どうも噛み合わないですね。言葉のやり取りの中で噛み合わないことが見えてきました。ですから、私自身、消化不良にならないためにですね、今一度、対象者が生徒たちと、そして、御父兄の皆様だと、広く考えたときに、そうだと思います。そうしたときに、何か、この町で何かを始めようとか、新しいことをつくろうとかいうときに、賛否両論あったとき、まずアンケートを先に採ってという手順といたしますかね、そういうことはこれまでも多々あったと思えます。であるとするならば、アンケートを採る

ということが、本当、当局にとってそれほど難しいものであるのかどうかですね、まず、お尋ねをしてみたいと。

○企画課長（登島敏文君） まずですね、いろいろなその政策を決定する段階で、アンケートをまず採るか採らないか、それをまず判断します。それが必要かどうかですね。必要であれば採ります。採りますが、それは参考にします、数値は。最終的な決定は、当局が行うという意味です。ちょっと言葉が足らなかったかも分からないですね。早口で喋ってしまってますね。そういう意味です。泰山議員が採ったアンケート、瀬戸内町が採る場合は、採ったのが、採ったものはですね、全中学生、瀬戸内町の、それを対象にして採っています。泰山議員のは、年齢幅広すぎてですね、小学校1年生の親も採っているし、中学生の親も採っているし、ちょっと無作為に近い状態のアンケートでしたね。そういう採り方は、瀬戸内町はいたしませんという意味です。

○11番（安 和弘君） はい、無作為には採らないと。しかし、泰山議員が言ったことも、私には分かるんですね。これから、将来のこと。将来のことであれば、私はどんなふうな、今、課長から聞いて初めて、無作為に採られたものであるということも分かりました。ただ、アンケートを採ること自体が、私は決して無駄にはならないだろうと。何かの参考にはなるんじゃないかなと思うますから、そのことを頭からですね、それだけが、アンケートだけは全てではないという言い方というのはいかがなものだったのかなと思ったりもします。ただ、私自身、この古仁屋高校、1年で辞めているものですから、もう大したことも、大きなことも言えません。ただ、言えることは、あくまでも対象になるのは生徒たちと、これから高校にあがっていこうという生徒たちと。それから、その生徒たちの力になっている御父兄の皆さん。その方たちが対象であればですね、やはり、そういう人たちの心の中に、古仁屋高校へ、本当に、町の考える下に進んでみたいと思えるのか。それとも、それ以外のネックの中に、何か奨学金とか、それから、入学祝い金とか、そういうのを抜きにしても、やっぱり何か根っこに、父兄の方たちとか、生徒たちにあるのじゃないかということ、町がそういう、その子供たちや親御さんたちの思いというものを、しっかりと把握するの、それ、あって罰は当たらない、当たらないかなと思ったりしたもんですから、聞いてみました。いかがでしょう。

○企画課長（登島敏文君） その保護者の方々の意見とかですね、必ずしもアンケートじゃなくても、採る機会はあるんです。そういうのは、いろんな協議会でもあるし、中・高連絡会、いろんなところでですね、保護者の意見というのはもう十分聞いておりますので、それは、それ、あとの選択肢として、アンケートにするか、そういう方向にするかという、その方法論の違いだと思っております。

○11番（安 和弘君） はい、方法論の違い。であれば、これまで保護者の方からですね、いろんな形で意見は聴取したとおっしゃいました。その結果はどういうことが主な理由だったですか。古仁屋高校じゃなくて、ほかの学校へ行かせた理由というのですね、どういうことでありましたでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） それは先日、確認しました。進学に有利であるとか、いろんなそういったところが理由になっております。

○11番（安 和弘君） 対象はあくまで生徒さん。そして、そこに関わっておられる親御さんということですね。これからも、私たちこの議会もそういうことを踏まえながら、この案件へ取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○9番（中村義隆君） この条例に反対ではありませんが、来年度の古仁屋高校に進学する希望者は20人ですね。定員80人に対して20名。その中で、瀬戸内町の中学校から12名。そうすると、あと8名が留学生になろうかと思いますが、その12名の本町の中学校卒業の中から、南の雄（みなみのゆう）と言われた古仁屋中学校、これが男子4人、女子4人の8名なんです。こういう、まず、こういった条例よりも先に、進学、古仁屋高校、何と言っても古仁屋高校に魅力がない。親たちも行かず、希望しないというような、意見が多いですが、この奨学、給付金ができても、71%ぐらいが行かせないという、古仁屋高校に行かせないという、クワヤマ議員のアンケート、回答ですがね、泰山、ちょっと笑いも必要でしょう。いろいろね、提案して、海洋コースとか、近大の養殖マグロの、近大に進学させて、技術者ですね、マグロ養殖に対する技術者も養成できない、いろいろと言ってきましたが、相手は県立でありますのでね、なかなか町からのそういう提案とか、聞いてくれないと思いますけれども、そういった古仁屋中学校から8名しか進学、希望者がいないというのは、そういう現状をどうお感じでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） その背景には、少子化ですね。そもそも、その子供の数が、5クラスあった頃、6クラスあった頃とはもう全然違っているというのがあると思います。さらに、その時代と比べて、大島高校であったり奄美高校であったり、ですね、古仁屋・名瀬間の距離が近くなったこととか、鹿児島との交通の便が良くなったりとか、そういったことも重なって、今になっていると思うんですね。なので、町としてできることと言えば、午前中もお話しましたけれども、生徒がどのようなことを求めているのか。それに少しでも答えていく。その努力を継続していくことが大事だろうなと思っています。

○9番（中村義隆君） 存続問題が、本当、古仁屋高校の存続問題が大変気になります。ゆくゆくは瀬戸内町立、北海道の奥尻島ってありますけれども、道立高校から町立になったんですね。私ら議員も調査に行きたいなと思っていたんですが、コロナで全然調査に行けないというような状況がありますが、将来、町立古仁屋高校にするお考えなど、今のうちから少しでもこう考えておいた方がいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 町立にすると教職員の問題であるとか、また、維持費の問題であるとかですね、いろいろ大変なことがありまして、その維持費とかに関して言えば、もうこの町です。ね、いろんな、その莫大な工事費とか、そういったものを抱えていけるのかどうかという、そういった懸念もありますので、今のところは町立というのは、ちょっと考えにくいなと思っています。

す。

○町長（鎌田愛人君） 話が奨学金からちょっとずれているよう、気もしますけれども、先ほども議論の中で申し上げましたけれども、例え県立高校であってもですね、私は町立の学校だという思いで、強い思いで、これまでやってきました。そしてまた、予算もですね、投じてきました。国の交付金の対象にもなっている事業もあります。そういう意味で、国・県と連携しながらですね、県立高校であっても町立の高校だという思いを、私は持っておりますし、そういう思いをですね、多くの方々が、生徒や保護者がこう思えるような、そういう施策をですね、今後もとっていきたくと思っていますし、また、学校側もですね、生徒も、そういう学校の魅力づくり。そしてまた、様々な町のイベントなどを投じ、通じてですね、町民にアピールしてほしい。そういう思いで、今後も県立であります、町立の高校である、そういう強い思いで、古仁屋高校の振興対策に取り組んでいきたいというふうに思っています。また、中村議員もですね、古仁屋高校を卒業されたかと思えますけれども、母校のことに對して、これまで以上に支援していただければと思っております。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。反対討論からですけれども、よろしいですか。討論です。

○2番（福田鶴代君） 2番、福田です。町長の思いは十分に分かりました。でも、私も古仁屋高校存続を考える者の一人として、給付金よりも、この島の特徴を生かした農業課とか環境課みたいなのを、科目を増やすなり、あと部活でダイビング、シーカヤック、ヨット部など、少人数でもできるような、なんか魅力ある学校づくりを目指して、検討して行ってほしいと、もうすぐにでもしてほしいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに討論、ありませんか。賛成討論です。今のは反対でしょう。反対討論。賛成討論ありますか。

○3番（永井しずの君） 賛成討論。いきます。2月の28日、卒業生で組織をする古高会入会式というのに参加させていただきました。その際、古仁屋高校の校長先生が、この条例ができること非常に喜ばしい。今年は特に国公立に5名が合格したそうです。内定は、先ほど町長がおっしゃった3名かもしれませんが、合格は5人いたそうです。すごく、このことも励みになるとおっしゃっていました。この制度ができることによって、古仁屋高校への希望者が急に増えなくても、現在の中学生にとって、進学校を決める一つの選択肢になるのは間違いないと思いますので、私はこの条例の制定に賛成です。

○議長（向野 忍君） 反対の討論はありませんか。

○1番（泰山祐一君） 反対の立場で討論させていただきます。午前中の質疑の方でもさせていただきました。いろいろな答弁の方、いただきました。その上で、先ほどの永井議員の賛成討論の方

も、非常に分かります。その上で、反対討論させていただくんですけども、今回、本日、午前中に答弁ありましたが、やはり地域の方々がどのように古仁屋高校に対して思っているのか。また、この新たな給付型奨学金を設立することによって、どのように感じていただくのか。それをまた、役場職員の方々が、皆様一人の親としていらっしゃる方も数多いのではないのかなと思いますけれども、もしこの給付型奨学金ができることによって、自分のお子様をこの古仁屋高校に行かせたいという、とても優先順位の高い制度なのか。そういった部分が、私自身、全協でもお話をさせていただきましたが、そういった根拠をいただくことができませんでした。その中で、何を基準にして判断すればいいのか、非常に考えました。その上で、先ほど、安議員の方から質問ありましたが、課長の答弁からも、今回、無作為でアンケート調査の方、させていただきます。これ、無作為というようなことになりすけれども、実際のところ、古仁屋高校に行かせた方も、行かせなかった方も、また、幼少期のお子様を持っている方も、幅広い年齢で採らせていただいております。その方々が、古仁屋高校にどうやったら自分たちが行きたいと思ったのかというような経験値でお話を広く聞くというのは、非常に有効ではないかなと思ったんですね。その上で、56名の方に回答をいただきました。この場をお借りしまして、誠にありがとうございます。その上で、7割以上の方が、今回、この給付型奨学金を設立しても、古仁屋高校に行かせる理由にはならないというような回答がございました。また、残りの2割の方は、必要性を感じている方も、当然、いらっしゃいます。その内訳を見ますと、やはり自分のお子様、子供がどこの高校に進学したいのかというような希望を応援したい、そういった声が多数ございました。そういった理由から、この給付型奨学金があるから、自分の子供はこの古仁屋高校に行きたいんだというようなことではなく、先ほど、福田議員の方がお話ししておりましたが、やはり特色ある古仁屋高校をつくり上げる予算に、こういった給付型奨学金のようなものを投資していただきたいなというふうに思い、今回、反対討論させていただきます。以上となります。

○議長（向野 忍君） ほか、賛成討論ありませんか。

○10番（岡田弘通君） 賛成の討論をいたします。そもそも我々議員としても、平成の21年の12月から、古仁屋高校の存続が危ういということで、議員全員で活力あるまちづくり調査特別委員会を設置をして、今後の古仁屋高校をどうしたら振興、あるいは活性化をさせるかということで、先例地視察なども行いました。ある高校では、取り組むことが遅かったと、県の教育委員会がこれを認めなかったという、そのような事例もありまして、できるだけ早めに、我々瀬戸内町も動いて、なんとかしていきたいということも思いました。そして、県の教育委員会、などでもお会いを、お会いしまして、何とか魅力ある学科、先ほど午前中、町長が答弁されましたが、これまで歴史のある水産高校、水産課などは設置できないかということなどもお願いをいたしました。今の状況では難しいと。そして、その頃は遠洋航路のマグロ漁船とかいうことがありまして、水産課を卒業したら、そういう就職口もあったと。現段階では、なかなかそういう遠洋マグロなどの乗組員なども希望者も少ないというようなこともありまして、諸々の件で、水産課は難しい。あるいは、それでは

海洋学科，いろんなことを，県の教育委員会などともお話をしましたが，厳しいという，そういう経緯がございまして，こうしたらいんじゃないかなということで，島前高校などの例なども見てきました。その特別委員会を，から，そして次は文教厚生委員会ということで，27年まで，この活動を続けてまいりまして，そして，町長が，現町長が就任してから，諸々の施策を講じた経緯があります。今，この給付型の奨学金ができたからといって，すぐ私はここに希望者が増えるということとはなかなか難しいこともあるかと思いますが，これも魅力あるまちづくりの，古仁屋高校の一環だという，そういう選択肢の一つです。一つであるということを出して，あらゆる模索を町として，町立の高校だということ，地元の学校は，町は打ち出して，そして，県にも要求をするということで，県と町とで，どうにかこの古仁屋高校を存続，活性化させるような手立てが必要だということですので，これはただ，これをできたから増えるということとはなかなか難しいこともあるかと思いますが，これも一つだと，施策の一つだということ，私は認識をしておりますので，さらにまた，何らかの施策があったら，そういう施策を打ち出してもらいたいということでありますので，今後，いろんな手を，手立てをして，存続，活性化に努めてもらいたいと思いますので，私は賛成の討論を終わります。

○議長（向野 忍君） ほか，討論はありませんか。反対の討論です。賛成はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから，議案第27号を採決します。

採決は，起立によって行います。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって，議案第27号，古仁屋高等学校給付型奨学金基金条例の制定については，原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第28号 瀬戸内町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

○議長（向野 忍君） 日程第19，議案第28号，瀬戸内町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第28号，瀬戸内町企業版ふるさと納税基金条例の制定について，提案理由の説明を申し上げます。

本議案は，瀬戸内町まち・ひと・しごと創生推進計画に基づき実施される様々な施策に対し，賛同いただき，また，応援くださる企業の皆様からいただいた寄附金を，本町における持続可能なまちづくり実現のため，活用及び運用させていただくことを目的に制定するものであります。

御審議の上，議決くださいますよう，お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。
これから、議案第28号を採決します。
採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。
よって、議案第28号、瀬戸内町企業版ふるさと納税基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議案第29号 瀬戸内町衛生センター設置及び管理に関する条例の一部改正 について

○議長（向野 忍君） 日程第20、議案第29号、瀬戸内町衛生センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第29号、瀬戸内町衛生センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、瀬戸内町衛生センター設置及び管理に関する条例の一部を、施設更新に伴い、所要の改正をするものであります。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。
これから、議案第29号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第29号、瀬戸内町衛生センター設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議案第30号 瀬戸内町議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について

○議長（向野 忍君） 日程第21、議案第30号、瀬戸内町議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第30号、瀬戸内町議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日交付、令和2年12月12日に施行され、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る一部の事項が条例による選挙公営の対象拡大となったことを受け、瀬戸内町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例を制定するものです。制定する条例の内容としましては、1、選挙運動用自動車の使用。2、選挙運動用ビラの作成。3、選挙運動用ポスターの作成の3項目を公営とするものです。なお、3項目ともに候補者の得票が供託金の没収点数要件を満たした者について、公営となるものとなっております。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第30号、瀬戸内町議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議案第31号 瀬戸内町名誉町民「瀬田良一」大学入学一時金貸付基金条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第22、議案第31号、瀬戸内町名誉町民「瀬田良一」大学入学一時金貸付基金条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第31号、瀬戸内町名誉町民「瀬田良一」大学入学一時金貸付基金条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、本基金の弾力的な運用を可能にするため、基金の全部、または、一部を処分することができるように改正するものです。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第31号、瀬戸内町名誉町民「瀬田良一」大学入学一時金貸付基金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第23 議案第32号 瀬戸内町名誉町民「瀬田良一」教育振興人材育成基金条例を廃止する条例について

○議長（向野 忍君） 日程第23，議案第32号，瀬戸内町名誉町民「瀬田良一」教育振興人材育成基金条例を廃止する条例についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第32号，瀬戸内町名誉町民瀬田良一教育振興人材育成基金条例の廃止について，提案理由の説明を申し上げます。

本条例は，同基金が大学入学一時貸付基金へ移管されることにより，活用されていないため，廃止するものです。

御審議の上，議決くださいますよう，お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（福田鶴代君） すいません，この教育振興人材育成基金とは，どういうことをされていたのでしょうか，お尋ねします。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） この名誉町民「瀬田良一」教育振興人材育成基金と申しますのは，平成15年度にですね，瀬田良一さんから奄美日本復帰50周年を機に御寄附をいただいた，そのを原資として基金を造成して，豊かな個性あるまちづくりに資する人材の育成を図るためということで設置された基金でございますが，19年度にですね，残金4,000万ぐらいあったそれを，大学入学一時金貸付金という，先ほどの条例にありました，そこの方に移管する形で，もうそれ以降，この基金自体は利子のみ，もう1,000円ぐらい，利子で残っているという形でありまして，これがもうずっと，この基金としての活用は図れないということで，この基金の廃止をするということでございます。

○町長（鎌田愛人君） この大学入学一時金貸付金，これ，古仁屋高校生がですね，大学に行くときに貸付ですね，貸付して返すシステムをとっていました。そういう中で，なかなか借り勝手が悪いという意見など含めて，借りない人も増えてたりしました。そういう中で，4年大学，そういう決まりがありましたので，それを，その瀬田良一さんの後継者である田中達三さんって方がいますので，その方に私が電話して，了解をもらってですね，4年制大学って限りがあったのを，短大も含めて，活用させてもらえないかというときに，快く田中達三さんから，瀬戸内町が使いやすく，使いやすいように使ってくださいということで，言われながら，今回，その短大も含めた貸付金，やっておりましたが，今回，いろいろ廃止してですね，今後，また，それを，そのない中でも，古仁屋高校生には，先ほど条例，可決してもらいましたが，そういう中で，その活用していく，そういう資金にもなっているという意味，ことでもあります。このことも含めてですね，この基金がなくなっても，この基金を原資としたお金と，そして，ふるさと納税を含めた中でですね，古仁屋高校の給付型奨学金に活用しながら，そしてまた，その他のことも含めですね，古仁屋高校の振興，発展のために努めていきたいというふうに考えております。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第32号、瀬戸内町名誉町民「瀬田良一」教育振興人材育成基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第24 議案第33号 瀬戸内町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第24、議案第33号、瀬戸内町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第33号、瀬戸内町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和3年4月に総務省消防庁から発出した消防団員の報酬等の基準を踏まえ、消防団員の年額報酬額、出勤手当額と支給方法を改正し、処遇改善を推進するもの、するものと、公務災害補償、退職報奨金について明記するものです。その主な改正点は次のとおりであります。費用弁償として支給していた出勤手当を、出勤報酬とし、年額報酬と併せて金額の見直しをすることとしました。次に、消防団員の公務災害補償と退職報奨金についてであります。現在、鹿児島県市町村総合事務組合の規定を適用し、運用しておりますが、その内容を明記することとしました。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第33号、瀬戸内町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第25 議案第34号 令和2年（ノ）第7号損害賠償請求調停事件の和解について

○議長（向野 忍君） 日程第25、議案第34号、令和2年（ノ）第7号損害賠償請求調停事件の和解についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第34号、令和2年（ノ）第7号損害賠償請求調停事件の和解について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、申立人である関西ブロードバンド株式会社が、相手方である本町とブロードバンドサービス提供業務の運営に関する協定等を締結し、平成22年4月以降、その運営をしていた、してきたところ、本町に対し、ブロードバンド設備の撤去等を求めるものであります。端緒は令和2年1月5日付で申立人である関西ブロードバンド株式会社の代理人弁護士から名瀬簡易裁判所への民事調停申立書が提出されたことによります。同民事調停につきましては、名瀬簡易裁判所において、事件番号が令和2年（ノ）第7号損害賠償請求調停事件と定められた上、名瀬簡易裁判所から本町に対し、令和2年11月16日付の調停期日呼び出し状により、令和2年11月30日に出頭するよう命令があったところであります。これを受け、本町は顧問弁護士を代理人として、令和2年11月から令和4年1月まで調停を重ねてきたところ、令和4年1月、別紙のとおり、裁判所から調停条項案が示されたので、裁判所の判断を尊重し、同調停条項案に基づく和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（永井しずの君） 少し理解に苦しむんですが、申立人の関西ブロードバンドが、なぜ、ブロードバンド設備の撤去を求めたのか、少し説明をお願いします。

○企画課長（登島敏文君） 関西ブロードバンドさんが、今、全部光ケーブルに、NTTさんの光ケーブルになっていますけれども、それまで関西ブロードバンドさんがADSLサービスっていうの、聞いたことあると思うんですけども、今よりもずっと遅い回線ですね、それを、そのサービスをしておりました。その後、NTTさんがもう光でここ、シェアしていったものですから、その関西ブロードバンドさんのADSLサービスの機器というのはいらなくなったわけですね。もとも

と、その関西ブロードバンドはNTTの局舎を間借りして、そこに機材を置いていたんです。もういらなくなったんで、誰かが撤去しないといけないんですけども、それが物自体は瀬戸内町の物。利用しているのは関西ブロードバンドさんだったので、関西ブロードバンドさんは、これは撤去してくださいと。自分たちが撤去するんじゃないくて、瀬戸内町が撤去してくださいと、そういう訴えだったわけです。

○3番（永井しずの君） 根底にある元々のケーブルはNTTさんのもので、それを関西ブロードバンド、それを、そのケーブル、一応使ってやっていたと。でも、光が入るようになって、それはもう必要なくなったので、本当は撤去すべきものだけども、瀬戸内町にそれを求めたということによろしいでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） そのケーブル、ケーブル自体も、全部、その関西ブロードバンドさんのものなんですけれども、そのNTTの電話局のところに、その機材、ADSL用の機材を置いていたので、それが、その機材が瀬戸内町の物であったので、それを撤去してくださいという申し立てがあったということです。ケーブルはちょっと確認しますけれども、ケーブルのことを言っているんじゃないくて、その局舎内の、NTTのところに置いている機材自体を撤去してくださいという申し立てだったということです。

○3番（永井しずの君） 不安そうに私を見ているんですが、何となく分かりました。はい、ありがとうございました。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（泰山祐一君） 先ほどの永井議員への答弁の流れの中でお話ありました、その機材がそのNTTのある、管理しているところに置いてあったということで、今回、ちなみになんですけれども、訴訟に至るまでなんです、今のちょっとお話聞いている中で、瀬戸内町としては撤去しませんよというような立場。それで、関西ブロードバンドとしては、撤去してくださいという立場で折り合いがつかなくて、訴訟まで至ったという認識でよろしいですか。

○企画課長（登島敏文君） はい、そうです。そのとおりです。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。

あと、今回、裁判の和解の、今、議決になりますけれども、昨年の議会で、裁判にわたる弁護士費用で400万ほど計上していて、今回の300万と700万合わせて1,400万円ほどの金額が、今回の諸々の話によってかかってしまったということの理解でよろしいでしょうか。もう一度。今回の裁判費用が、昨年400万円ほど計上していると思います。それと、今回の300万円と、あと700万円ですね、合わせて1,400万円ほどが、今回の諸々の調定に関してかかってしまった経費ということによろしいでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） はい。撤去費用が700万で、その赤字補填が300万、それから、弁護士費用ということになります。

○1番（泰山祐一君） はい、承知いたしました。あと、今回、課長の前の話にはなると思うんです

けれども、契約書の中で、その部分まで想定されていなかったということで、今回、この経緯に至ったのかなというふうにお見受けします。ちなみに、契約書を瀬戸内町が相手方と結ぶ際なんですけれども、役場だけではなく、なんかどっか第三者の方にも見ていただいたり、干渉していただいたりしているのでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 今は第三者に確認してもらっておりますが、その当時はそれがなかったと思います。すいません、それから、いいですかね。すいません、先ほどの永井議員への答弁で、ケーブルも関係あるというようなことを言ったんですけれども、ケーブルは関係ない。もともとそのNTT局舎に置いている機材に関しての話だということであります。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。

あと、今回、そのADSLの方が光に、加計呂麻は切り替わりましたと。それで、その財産関係のものを、この和解によって明確になるということですが、ちなみに請島、与路島に関してのADSLの状況というのは、今後、どうなるのでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） ADSLはもう終了しているわけですから、今、オーシャンブロードバンドさんがそのプロバイダーとしてサービスをしていたんですけれども、それもこの5月で終了しますんで、それ以降は、請島、与路島に関しては、その携帯の通信網を使っていくということになります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第34号、令和2年（ノ）第7号損害賠償請求調停事件の和解については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第26 議案第35号 瀬戸内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○議長（向野 忍君） 日程第26、議案第35号、瀬戸内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第35号，瀬戸内町過疎地域持続的発展計画の変更について，提案理由の説明を申し上げます。

本議案は，瀬戸内町過疎地域持続的発展計画の変更においては，過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により，過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，当該市町村の議会の議決を経て，過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができるとされていることに伴い，上程するものであります。

御審議の上，議決くださいますよう，お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから，討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから，議案第35号を採決します。

採決は，起立によって行います。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって，議案第35号，瀬戸内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については，原案のとおり可決されました。

△ 日程第27 諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（向野 忍君） 日程第27，諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 諮問第1号，人権擁護委員の推薦につき，意見を求めることについて，提案理由の説明を申し上げます。

本件は，人権擁護委員山倉 馨氏が令和4年6月30日で任期満了することに伴い，引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣宛推薦することについて，人権擁護委員法第6条第3項により，議会の意見を求めるものであります。

御審議の上，同意くださいますよう，よろしくお願いたします。

○議長（向野 忍君） 休憩します。

意見調整のため，議員控室にお集まりください。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時36分

○議長（向野 忍君） 再開します。

お諮りします。

本諮問は、お手元の配布の意見のとおり、適任であると答申したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについては、適任であると答申することに決定しました。

○議長（向野 忍君） これで、本日の日程は終了しました。

明日、3月3日木曜日は、午前9時30分から本会議を開きます。

日程は、町長の施政方針及び令和4年度各会計予算の提案理由説明、総括質疑等であります。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時35分

令和4年第1回瀬戸内町定例会

第 2 日

令和4年3月3日

令和4年第1回瀬戸内町議会定例会

令和4年3月3日（木）午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第 1 町長の施政方針（説明）

○日程第 2 議案第 13 号 令和4年度瀬戸内町一般会計予算について（説明）

○日程第 3 議案第 14 号 令和4年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計予算について（説明）

○日程第 4 議案第 15 号 令和4年度瀬戸内町国民健康保険特別会計予算について（説明）

○日程第 5 議案第 16 号 令和4年度瀬戸内町介護保険特別会計予算について（説明）

○日程第 6 議案第 17 号 令和4年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計予算について（説明）

○日程第 7 議案第 18 号 令和4年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計予算について（説明）

○日程第 8 議案第 19 号 令和4年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計予算について（説明）

○日程第 9 議案第 20 号 令和4年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計予算について（説明）

○日程第10 議案第 21 号 令和4年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計予算について（説明）

○日程第11 議案第 22号 令和4年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計予算について（説明）

○日程第12 議案第 23 号 令和4年度瀬戸内町水道事業特別会計予算について（説明）

○日程第13 町長の施政方針に対する総括質疑

○日程第14 令和4年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会設置について

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和4年第1回瀬戸内町議会定例会 3月3日（木）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	長 順一君	事務局次長	福山浩也君
庶務 議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人君	農林課長兼農委局長	川畑金徳君
副町長	奥田耕三君	建設課長	西村強志君
教育 長	中村洋康君	財産管理課長	真地浩明君
総務 課長	福原章仁君	水道課長	信島浩司君
企画 課長	登島敏文君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
税務 課長	町田孝明君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
町民生活課長	鼻 憲二君	社会教育課長	保島弘満君
保健福祉課長	鼻 克己君	総務課財政補佐	茂野清彦君
商工交通課長	勇 忠一君	総務課人事補佐	義永将晃君
水産観光課長	義田公造君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

△ 日程第1 町長の施政方針

△ 日程第2 議案第13号 令和4年度瀬戸内町一般会計予算について

△ 日程第3 議案第14号 令和4年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計予算について

△ 日程第4 議案第15号 令和4年度瀬戸内町国民健康保険特別会計予算について

△ 日程第5 議案第16号 令和4年度瀬戸内町介護保険特別会計予算について

△ 日程第6 議案第17号 令和4年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計予算について

△ 日程第7 議案第18号 令和4年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計予算について

△ 日程第8 議案第19号 令和4年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計予算について

△ 日程第9 議案第20号 令和4年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計予算について

△ 日程第10 議案第21号 令和4年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計予算について

△ 日程第11 議案第22号 令和4年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計予算について

△ 日程第12 議案第23号 令和4年度瀬戸内町水道事業会計予算について

○議長（向野 忍君） 日程第1、町長の施政方針及び日程第2、議案第13号、令和4年度瀬戸内町一般会計予算についてから、日程第12、議案第23号、令和4年度瀬戸内町水道事業会計予算についてまでの議案11件についてを一括議題として、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） おはようございます。令和4年度の町政運営に臨む基本的な考え方と主要な施策について、御説明申し上げます。

まず初めに、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染拡大防止及び収束へ向けて、常に危険と隣り合わせで献身的に業務に当たっておられます医療従事者の方、そして、時短営業の要請に、苦渋の決断として御協力くださった事業者の方、さらに、自治体からの要請により、活動の制限への御協力をいただいております全ての町民の皆様に対しまして、感謝を申し上げます。

未だコロナ収束の気配の見えない状況の中ではありますが、本町もウィズコロナ時代を見据え、一刻も早い経済の回復を目指さなければなりません。本年度は、昨年と同様に、感染症予防対策や、経済回復に向けた分野の施策を最優先課題として取り組んで参ります。

また、2050年までの実現を目指し発出した「ゼロカーボンシティ宣言」に係る取組として、脱炭素に関する施策、再生可能エネルギーの導入などを推進するほか、瀬戸内町長期振興計画に掲げた分野別の各計画における事業を推進するため、『海洋のまち“せとうち”みらいプロジェクト』の体制構築を図り、本町の未来を起点としたグランドデザインの基本構想を定めます。

「誰ひとり取り残されず、幸せで輝いて生きていけるシマ」「夢と希望を持って力強く生きていけるシマ」「いろんなことにチャレンジできるシマ」そして、「ひとが輝く夢と希望に満ちた魅力

あるシマ」の基本理念の基に、全力で町政運営に邁進して参ります。

〔保健，福祉，医療〕

多様な人々への支援について

高齢者や障害者，生活困窮者，子育て世帯等において，多様化・複合化する生活上の困りごとや地域課題の解決を図り，誰もが生き甲斐を持ってつながり合える「地域共生社会」の実現に向けて，関係機関とも連携し，チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業を深化・発展させた形で「重層的支援体制整備事業」への移行準備を進めて参ります。

また，特に深刻な問題となりうる住宅確保については，要配慮者が抱える様々な課題を解決，安定した居住を実現するため，既に組織化されている「住まい部会」を基に，「居住支援協議会」を設立し，県や不動産関係業者，居住支援団体等との連携を図りながら，より充実した支援を行って参ります。

医療，介護，福祉の連携による対象者への支援について

認知症の方を含め，高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう，医療・介護・福祉の連携による「地域包括ケアシステム」の構築に取り組み，地域で気づき，つなぎ，支え合う，生活支援体制の整備に努めます。また，老人クラブやシルバー人材センター等の各種団体とも連携し，高齢者の社会参加の促進と充実を図って参ります。

出産・子育て支援の充実について

安全で安心して妊娠・出産ができる環境整備に向けて，不妊治療や妊婦検診にかかる交通費等の助成を実施して参ります。また，産前・産後にかかる母子保健事業の充実を図るとともに，妊娠期から子育て期に至る切れ目ない子育て支援について，オンラインによる情報提供など，「子育て世代包括支援センター」の支援体制を引き続き実施して参ります。

また，出産・子育て支援策として，引き続き保育所等の利用料無償化，地域型保育所や放課後児童クラブ等への補助，子ども医療費・ひとり親医療費助成，児童手当・出産祝金・小学校入学祝金・古仁屋高校入学祝金等の支給を実施します。

医療・介護の地域格差の是正について

与路島，請島，加計呂麻島及び本島側西方地区においての，救急出動体制については，事案状況に応じて奄美ドクターヘリと連携しつつ，救急艇おおとり及び高規格救急自動車により，救急患者発生時における初動体制を充実させ，複雑多様化する救急業務に迅速かつ的確に対応できるよう引き続き努めて参ります。

また，地域間の医療・介護の格差の是正に向けては，遠隔健康医療相談などのICTを活用した相談・診療体制を充実させ，地域住民間の連携を図り，安心して生活できる地域づくりを促進して参ります。

健康づくり活動の推進について

新型コロナウイルス感染症予防に留意しながら，健康寿命の延伸と生活の質向上を図るため，各

種検診の受診率を高める施策を実施するとともに、糖尿病重症化予防対策等の保健事業を実施し、一人ひとりが健康を意識し、生活改善に努め、地域ぐるみで支え合える健康なまちづくりを推進して参ります。また、後期高齢者についても、健康課題を分析した上で、保健事業と介護予防事業の一体的な実施によるフレイル対策や疾病予防・重症化予防の取組を推進して参ります。

[教育・文化]

次世代に向けた教育環境の整備について

教育行政につきましては、昨年度策定した「瀬戸内町教育振興基本計画」に掲げる方針に基づき、各種施策の推進に努めて参ります。ICT機器を活用した教育については、児童生徒に1人1台整備された学習タブレットの効率的な活用に向けて、ICT支援員2名体制を継続し、個別最適化された授業の実現に取り組むほか、オンライン学習を積極的に推進し、家庭学習の充実に努めます。また、指導主事2名体制のもと、学習意欲を引き出し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、教職員の資質向上に努め、学力向上を目指します。学校における外国語教育の充実に図るため、引き続き英語指導助手（ALT）を2名体制とし、英語教育環境の充実に努めるほか、英語ショートスピーチ大会やイングリッシュ・デイ・キャンプの実施により国際理解教育の推進に努めます。学校運営については、開かれた学校づくりに向けて、育てたい子供像や目指すべき教育ビジョンを保護者や地域と共有し、社会教育活動との連携を図り、目標の実現に向けて協働する学校（コミュニティ・スクール）づくりに努めます。

教育環境の整備充実について

学校施設の現況については、多くの校舎及び屋内運動場等の老朽化が進んでいますが、「学校施設等長寿命化計画」に基づき年次的に整備して参ります。本年度は、安全・安心な学びの環境整備に向けて、屋内運動場の改修設計や教員住宅の整備に向けた解体工事のほか、特別教室へのエアコン設置、遊具の修繕・新設等に取り組んで参ります。

現在建設中の給食センターは本年9月の供用開始を予定していますが、衛生管理基準や衛生管理マニュアルを遵守し、機能的・効率的な運営に努めるとともに、給食センターを拠点とした「食育」の充実や情報発信、学校給食への理解促進を図ります。

幼児教育については、時代のニーズを的確に捉えた教育や郷土文化の継承活動、運動能力の向上に取り組めます。信愛幼稚園が公立移管され、令和5年度に開園する「ひかり幼稚園」の円滑な開園に向けて、必要な整備を行って参ります。

また、安全・安心な子どもの居場所づくりに向けて、職員の確保を図り、「預かり保育」を実施するとともに、地域の方々の協力を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実に図り、古仁屋、阿木名、嘉鉄地区で「放課後子ども教室」を実施いたします。

児童生徒数の減少対策や学校存続に向けて、加計呂麻留学制度や与路地区への「海の子留学」里親制度の充実に図るとともに、加計呂麻地区の児童生徒の通学の便益を、便益と安全を図るためスクールバスを運行し、集合学習や体験学習及びクラブ活動等の臨時運行としても活用することで、

学校教育の円滑な推進に努めます。

古仁屋高等学校の振興対策について

地元中学校からの進学率が50%を切っていることから、進学率向上に向け、各中学校や関係機関と連携しながら取り組んで参ります。

また、地域みらい留学生の受入や、地域の企業及び専門学校を通じた体験学習や体験入学、「総合的な探求の時間」を活用したプログラミング教室の実施など、古仁屋高等学校及び古仁屋コーディネーターと、もとい、高校コーディネーターと連携体制を構築しながら進めて参ります。

さらに、学生のスポーツ・文化活動・修学旅行・地域活動に対して、引き続き積極的な助成を実施するとともに、新たな取組として、国公立大学及び難関私立大学へ進学する生徒に対しての「給付型奨学金制度」を導入し、日本・世界で活躍できる人材の育成を図って参ります。

さまざまな分野において学習できる環境づくりについて

郷土教育の推進については、子供たちが郷土の歴史や伝統文化に触れ、地域の高齢者との世代間交流を通し、継承活動にもつながる「子ども島口・伝統芸能大会」の開催や、世界自然遺産登録を機に改訂され実施される「子ども検定」、子供の視点で、町のあり方を考え提言する「子どもサミット」等の開催を通じ、生まれ育ったふるさとに誇りを持って郷土の魅力を世界に発信し、未来の創り手となる子供たちの育成に努めます。

また、主体的に学ぶ力、対話を通しての社会的能力、思考力、判断力を育成するため、演劇やミュージカル等の総合芸術を体験することは大変有効なことから、「総合芸術教室（仮称）」を開講します。

地域と学校が育てたい子供像を共有し、郷土を担う人づくりに向けて、「青少年団体歩こう会」や「稲作」体験等を通じ、地域住民や団体等が連携・協働して取り組む「地域学校協働活動」の推進に努めます。

また、生涯にわたり自ら学び・考える人格を育成するため、ブックスタート事業やセカンドブック事業等を実施し、幼少期からの読書体験の場を創出するとともに、中高生や若者世代に向けた企画、展示等の情報発信に努め、切れ目のない読書活動と本に親しみやすい環境づくりを、環境づくりに努めます。

埋蔵文化財については、これまでの調査結果を基に近代遺跡（戦跡遺跡等）史跡指定を目指します。また、資料や成果を活用してのシンポジウム開催や遺跡の、遺跡マップの作成、遺跡巡り等の実施を通して、町民への広報や観光資源としての活用にも努めます。

町民の体力向上や健康増進に向けて、子供から高齢者まで「町民ひとり1スポーツ」を目標に、「プレ・ゴールデンエイジ」や「せとうち満天クラブ」等の事業の充実を図り、世代間交流やライフステージに応じたスポーツ活動の推進に取り組めます。

社会教育団体の更なる充実と活性化に向けて、現状や課題を把握し、組織運営に必要な知識・技術に関する支援や研修会等の実施のほか、地域（シマ）を興す人づくり、活力ある地域づくりのた

めに、自ら主体的に取り組む指導者（生涯学習リーダー）の育成に努めます。

清水運動公園の整備について

清水公園の整備については、瀬戸内町長期振興計画において、青少年の健全育成や町民が心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、誰もが自分の健康状態や年齢、体力に合わせて気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めることを重要施策の一つに位置付けていることから、本年度は、「公園施設長寿命化計画」に基づき、快適で安全・安心してスポーツや文化に親しめる環境整備に向けて、清水体育館の外壁改修等の外部改修を実施します。

[生活環境]

危険家屋・空き家・空き地、住宅への取組の対策強化について

既存の公営住宅については、「瀬戸内町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて、日常的な保全点検や計画修繕等の個別改善事業を実施し、公営住宅の整備を推進して参ります。

また、住宅リフォーム助成事業として、町内業者を活用した住宅を、もとい、町内業者を活用し、住宅をリフォームされる方に対し、助成金を交付します。

移住や観光需要の高まりに対する受入態勢の強化及び持続可能な集落形成の支援を図ることを目的として、空き家利活用事業を実施し、実施します。改修した空き家を一定期間、集落管理とすることによる集落収益の増、また、定住や交流人口の増加対策を図ることにより、集落の活性化につながります。

また、適正な管理がされず放置されている状態の老朽危険空き家等対策については、瀬戸内町老朽危険空き家等の適正管理に関する条例規則に基づき、関係機関と連携し、危険空き家等の除去や安全措置に取り組み、住民の生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりの推進に努めます。

生活排水処理対策について

令和2年度に更新しました「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、単独槽及び汲み取りの撤去補助や宅内配管補助を維持することにより、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。また、コミュニティプラント等の整備につきましては、「瀬戸内町生活排水処理基本計画」に基づき取り組んで参ります。

老朽化した農業集落排水処理施設につきましては、破損や故障による補修・修繕の頻度が増加しているため、動力制御盤等の更新を行い、健全な施設の維持管理に努めて参ります。

多機関連携による生活安全対策強化について

町内における廃止路線代替バスの運行については、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を瀬戸内町地域公共交通会議にて協議して参ります。

町営定期船「せとなみ」の代替船建造については、航路改善計画策定に向けた協議会を立ち上げ、代替船建造・航路収支の改善策を検討して参ります。

水道事業については、令和2年度に策定しましたアセットマネジメント（資産管理）及び経営戦

略に基づきまして、計画的な施設の統合整備や更新を実施して参ります。また、令和3年度に策定した水道事業ビジョンも考慮しながら、引続き安全で安心な水道水の安定供給と健全な経営に取り組んで参ります。

交通安全対策については、通学路や生活道路などの事故防止対策を講じるとともに、広報活動などを通じて、関係機関と連携を図りながら、諸施策に取り組んで参ります。

防犯対策については、引き続き、各地区の防犯灯設置補助を推進するとともに、新たに防犯灯の維持管理費に係る補助制度を導入し、各地区の負担軽減を図って参ります。

地域防災力の強化について

近年の自然災害は局地化、激甚化の傾向にあり、大規模な自然災害から、町民の生命、財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業、土石流防止対策事業、海岸対策、海岸高潮対策事業の整備を鹿児島県と連携して取り組みます。

治山は、森林を維持造成すること、ことによつて、林業の生産基盤である林地を保全すると同時に、山崩れ、洪水などによつて国土が受ける災害を未然に防止する県営治山事業や、森林を管理しながら自然を荒らさないようにする予防治山事業、また、海浜地の飛砂や塩、塩害を防ぐ飛砂防風林・防潮林などの海岸林を設置する海岸防災林造成事業で整備して参ります。

防災行政無線戸別受信機整備については、災害発生時や地域における情報等を住民に対して迅速かつ確実に伝達するため、地域コミュニティ無線を利用した戸別受信機の整備を推進し、情報伝達体制の強化に努めて参ります。また、救急事案発生時に迅速な救命措置が行えるよう、町内8地区にAEDを設置し、救命率の向上に努めて参ります。

世界自然遺産登録後における普及・啓発活動の実施について

国や県及び関係市町村、団体と連携・協力し、世界自然遺産登録地としての情報発信や希少野生動植物の交通事故対策、密猟、盗採、盗掘防止のための保護パトロール、世界自然遺産地域モニタリングを実施し、希少で固有な野生生物の保護に努めて参ります。併せて、外来生物の調査及び防除作業並びに地域住民等への啓発活動、各種研修会等を実施し、自然保護に対する意識の向上を図って参ります。

また、奄美・沖縄が世界自然遺産に登録された令和3年7月26日を奄美・沖縄世界自然遺産の日と定め、登録日前後に町を挙げてのイベントを実施し、住民の自発的な取組を促し、希少な自然環境の保全活動を活性化することで、将来にわたる価値の保全を図って参ります。

世界自然遺産の地としての保全・管理並びに普及啓発の拠点として、環境省が整備を進めている「奄美大島世界遺産センター」の運営体制及び管理運営については、国や県及び関係市町村、団体と連携・協力して進めて参ります。

自然環境及び生態系の保全対策として、ノヤギの食害による海岸線の崩落や土砂流出などの被害が発生しているため、捕獲を行い、自然環境の保全に努めます。

また、アマミノクロウサギをはじめ、希少な動物等を捕食する野ネコの発生源対策及び生息域を

減少させる目的で、飼い猫の不妊手術費助成、野良ネコのTNR事業、一時収容事業を実施します。

サンゴ礁保全対策として、サンゴ重点保護海域を設定し、年間を通してオニヒトデやシロレイシガイの駆除を実施するとともに、定期的なサンゴ礁モニタリングによるサンゴ割合の変動等の調査、監視を実施し、サンゴ礁保全につなげて参ります。

地球温暖化対策について

再生可能エネルギーの導入については、本町も2050年脱炭素社会の実現に貢献するために、国が示す「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、本町に根差した再生可能エネルギーの導入を検討して参ります。

本年度は、再エネ導入計画の策定、西古見小中学校跡地に太陽光発電、風力発電、電気自動車による蓄電等を導入したオートキャンプ場を整備し、再エネによる発電の実証実験を実施し、再エネ活用を通して廃校利活用など諸課題の解決に取り組んで参ります。

平成30年度に策定した「瀬戸内町地球温暖化対策実行計画」における取組の実施状況を確認、検証し、国の地球温暖化対策実行計画との整合性を図りながら、温室効果ガスの排出量削減に努め、海洋資源の再生とブルーカーボンの促進、再生可能エネルギーへの転換を推進して参ります。また、本町における当計画の改訂版策定についても取り組んで参ります。

更に、3R運動を推進し、町内におけるごみの減量化・再資源化に努めて参ります。

ランドデザインの策定について

海洋資源の環境保全と再生に取り組み、資源を有効活用した新たな産業の開発、また、農林水産物などの産品を活用した食文化や既存の観光コンテンツの高付加価値化、さらに地域の特色を基盤としたまちづくり、観光需要の回復を見据えた受入態勢の整備による交流人口、関係人口、定住人口の拡大などの施策を検証しつつ、本町で掲げる各計画のビジョン実現やゼロカーボンシティの実現に向け、本町の未来を起点とした基本構想を定め、経済・社会・環境・エネルギーの4側面から地域づくりの具体化を策定し、関連する各施策の取組を加速化させ、展開の充実を図って参ります。

[産業]

新たな産業の誘致・起業支援について

企業誘致については、昨年度、すこやか福祉センターを改修し創設された「すこやか福祉センターHUB」を様々な企業に活用していただくことで、本町への企業進出が実現されるよう取り組んで参ります。また、企業立地及び起業家への支援を通して、町内の事業所が事業を新設、または、拡大させられるよう、瀬戸内町商工会等と連携し、特に有用性の高い補助金制度となるよう見直し等を行って参ります。

ドローンの活用については、関係各所と連携を図りながら、実際に中型及び大型のドローンを飛行させ、平時と災害時における物資輸送等を想定した実証事業を実施し、推進して参ります。

仕事環境の整備については、先に述べましたコワーキングスペース「すこやか福祉センターHUB」の運営を担っている指定管理者と連携を図り、ウィズコロナ時代におけるテレワーク・ワーケーション需要に対応する利便性の高い施設となるよう、また、地域内で経済の好循環が創出される拠点となるよう、努めて参ります。

廃校活用については、現在、本町内の複数の廃校において利活用の検討が進められているところです。廃校の利活用は、各集落で抱える課題の解決を図り、将来にわたって自立的発展を成し遂げていくため、必要な取組であると考えます。その具体化に向けては、国の補助金等を活用し、かつ、地域独自の自然景観や文化、地域で育まれる農林水産物など、様々な資源も十分に活かしながら、農業体験や滞在型観光メニューの造成、民泊を含む宿泊業の育成を実現させ、地域経済活性化の仕組みづくりを行って参ります。

農林水産業の振興について

持続可能で稼げる農業を目指すため、「担い手の育成・確保」「各品目の収量・品質の向上と安定化」「共販・個販の強化による農業収益の向上」「生産基盤の拡大」を重点施策として位置付け、生産者と関係機関が一体となり取り組んで参ります。

農業担い手の確保・育成は極めて重要な施策と位置付け、町内在住者や出身者等へ対する積極的な働きかけなど、就農希望者の掘り起こしに取り組んで参ります。また、町営農支援センターの農業研修制度を活用し、次世代の優れた中心経営体の確保へ向け取り組んで参ります。

農業の生産性を高め、稼ぐ農業を展開するため、各種補助事業の導入による人材育成と栽培技術の向上を図るとともに、営農施設や農業機械の導入支援と併せ、スマート農業の推進についても取り組んで参ります。また、農家の安定生産を推進するため、特殊病害虫対策及び鳥獣被害防止対策に努めて参ります。

きび酢村構想の早期実現に向けた取組としては、栽培農家の高齢化や労働力不足による生産量の減少が課題であるため、栽培管理や収穫労力の軽減に対応した省力化機械の導入を推進します。

林業については、森林の整備とともに、特用林産物の振興及び木材利用の普及に努めて参ります。

漁業については、新規漁業就業者の確保・定着を図るため、漁船・漁具等のリース経費に対する支援を実施し、自立促進に取り組んで参ります。

また、「ゼロカーボンシティ」を宣言した本町での漁業再生に向けた取組として、海洋における脱炭素への寄与、さらには様々な稚魚の隠れ場や産卵場となるなど、水産資源の保全に重要な役割として期待される藻場（ブルーカーボン）の造成を図るため、現況における生育不良の原因調査や同取組を推進する漁業集落に対する支援を実施します。さらには、当取組と平行し、マングローブの植林も進めて参ります。

瀬戸内漁業協同組合に対しては、奄美群島から沖縄本島まで出荷する際の輸送費の一部補助や、流通条件の不利性を軽減し、県本土産地と同一条件の環境整備をするための輸送コスト支援、さら

に貸付金の利子補給，漁業用燃油の購入費の一部助成等を実施し，生産基盤の強化や，販売促進活動などに取り組みます。

畜産については，収益性向上に必要な生産基盤の整備や飼料収穫・調整用機械装置の導入を支援します。また，飼養頭数の維持・拡大に向けて，国の増頭奨励金や県の家畜導入事業等を活用します。

商店街の活性化について

商工会によるプレミアム商品券発行事業を支援し，町内での消費喚起に努めて参ります。

また，せとうち海の駅の活性化に向け，地域活性化企業人制度を活用し，方策を検討して参ります。

消費者対策につきましては，多様化する特殊詐欺や悪徳商法に対し，大島消費生活相談所との連携を密に行うとともに，広報誌及びSNS等を活用し，注意喚起を図って参ります。

活気ある商店街の推進を図るため，商工祭り等への支援・協力を図るとともに，町内商工業者の育成振興や経営の安定を目的とした商工業制度資金利子補給事業を継続し，設備投資や運転資金を支援して参ります。

観光をあらゆる産業へ波及させるための仕組みづくりについて

世界自然遺産登録を契機とした観光客の増加に対応するため，国や県，関係市町村，団体と連携し，適正な保全・管理を図りながら，世界自然遺産登録地にふさわしい持続可能な，観光地づくりを推進して参ります。また，地域に残る豊かな自然，固有種や希少種，個性的な伝統文化，歴史や史跡，食文化等を守り，活かしながら，奄美せとうち観光協会，瀬戸内町島案内人協会，観光ガイド等と連携・協力して，自然体験などが出来る「体験型・滞在型観光メニュー」の開発や受入態勢の整備，充実を図って参ります。

コロナ禍により2年連続で中止となっております，町内主要観光イベントである「奄美シーカヤックマラソン in 加計呂麻大会」「瀬戸内町みなと祭り」「加計呂麻島ハーフマラソン」等については，社会情勢等を踏まえ，感染症予防対策の徹底を図りながら，より魅力的なイベントとなるよう創意工夫を行い，PR活動，情報発信等に取り組んで参ります。特に，「奄美シーカヤックマラソン in 加計呂麻大会」につきましては，記念すべき30回目を迎えますので，より一層の充実を図り，発展へつながるよう取り組んで参ります。

持続可能な世界基準の観光地づくりについて

観光客の受入態勢の充実については，奄美せとうち観光協会との連携した取組を継続実施，また，広域連携につきましては，奄美群島観光物産協会及びあまみ大島観光物産連盟と，インバウンド向けに多言語での情報発信や案内板の設置に取り組んで参ります。

観光施設等の充実については，令和3年度に導入した電動アシスト付自転車「E-Bike」を本島・加計呂麻島・請島・与路島にそれぞれ配置し，町内の風光明媚な自然や景勝地を周遊することや，貴重な歴史，文化を学び，体験することのできる，環境に優しい新たな旅行ツールとして位

置づけ、「観光型レンタサイクル」を推進します。

また、加計呂麻島展示・体験交流館を拠点に、国内外へ加計呂麻島の魅力を発信し、持続可能な観光地づくりを目指して参ります。

観光施設整備事業については、トイレ・シャワー施設等の新設・改修等の整備を進めて参ります。さらに、コロナウイルスの収束、世界自然遺産登録後の国内外の観光客の増加を見据え、観光客の受入や分散型、サンゴ礁の保全等を目的に持続可能な自然環境形成事業（ダイビングスポット整備事業）を実施します。

[地域自治・地域連携]

相談できる環境づくりについて

多様化・複合化する生活上の困り事や地域課題に対し、断らない相談支援を心がけ、関係機関とも連携し解決にあたる「我が事・丸ごと」支え愛事業を推進して参ります。また、安心して生活できる地域づくりを目指し、相談支援包括化推進員を中心とした「島の保健室事業」の拡充を図り、役場の窓口業務の一部を担う出張所機能を持たせるなどの取組を推進して参ります。

集落の活性化について

集落活性化に対する取組として、地域の住民参画と協働により自ら地域の課題を解決し、安心して住み続けることのできるまちづくりを推進すること、する事業に対し、住民参加型の地域提案型事業補助金を活用した支援を行うとともに、役場内において、地区コミュニティ担当職員を選任し、集落との連携強化を図り、地域課題の解決につなげます。

定住促進対策として、「Uターン者資格取得費助成事業」や「結婚祝い食事券給付事業」を継続実施し、人口減少の抑制に努めます。

集落における消防機能の強化

地域の安全・安心の重要な担い手である消防団については、引き続き新入団員の募集を実施し、各種教育訓練等を充実させ、組織の強化を図って参ります。

さらに、消防体制の機能強化のため、消防資機材等の整備を進めるとともに、火災予防啓発活動として、女性消防団員を中心として低年齢層から高齢者を対象とした防火啓発普及活動、火災予防運動を推進して参ります。

共存共栄のまちづくりについて

自衛隊との連携については、各種訓練などを通じて防災体制の強化を図りながら、災害時における災害救助支援体制の確立に努めます。また、自衛隊によるイベントなど交流の場を通じて、住民が身近に触れ合えるよう積極的に支援して参ります。海上自衛隊の拡充については、関係機関と連携を図りながら要望活動を継続して推進して参ります。

グローバルな連携の構築について

各郷友会との連携については、新型コロナウイルス感染症の影響により各郷友会の総会等が開催されない中においても、本町出身者等とのつながりを肝要とし、幅広い施策で全国の郷友会、瀬戸

内町をこよなく愛する方々と心をつなぐ「チームせとうち」としての連携強化を推進します。

これまで包括連携協定を締結している各種企業等や、「すこやか福祉センターHUB」を年間利用契約する企業等との連携を深め、それぞれの企業において、強みを活かした商品や観光コンテンツの開発等に取り組むとともに、連携企業や地元企業との交流の場の創出も含め、地域に経済の好循環をもたらすよう努めます。

また、ふるさと納税については、世界自然遺産登録地としての注目度が上がる中、新たな返礼品として「体験型観光メニュー」の開発等に、奄美せとうち地域公社と連携して取り組んで参ります。

企業版ふるさと納税については、本町が実施する持続可能なまちづくりを目的として、様々な施策に対しご賛同いただき、また、企業版ふるさと納税を通じて応援くださる企業の皆様を募集します。今年度は、企業の皆さんがさらに納税しやすいよう取り組むため、昨年度創設された「すこやか福祉センターHUB」と連携しながら、企業誘致を目指した新たなプロジェクトを創設し、瀬戸内町をPRすることで、1件でも多くの企業版ふるさと納税の獲得を図って参ります。

また、SDGs社会の実現に向けた意識醸成のための取組として、各種シンポジウムやセミナー等を官民連携で開催、また、低炭素社会の実現へ向けた取組として、豊かな海洋資源を活用したブルーエコノミーや、カーボンニュートラルの施策展開を図ります。

[男女共同参画（ジェンダー平等）]

固定的な役割分担意識の解消について

固定的な性別役割分担意識に基づく社会構造を背景にした制度・慣習・しきたりの見直しに向け、より一層、男女共同参画に関する情報提供等の広報・啓発に努めます。また、あらゆる場における男女共同参画意識の涵養を図るため、人権・男女平等等に関する教育・学習の充実に取り組めます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）対策について

相談・支援体制の充実を図るとともに、関係機関・団体による連携を強化し、被害者に寄り添った切れ目のない支援に取り組めます。

女性活躍社会の実現について

政策・方針決定過程への女性の参画は、活力ある社会を築いていくことや、多様な視点による新たな発想を取り入れていく上でも重要であることから、事業所、関係機関・団体に対しても女性の参画拡大の推進を積極的に働きかけ、意識改革を図って参ります。また、多様な分野における女性の人材の掘り起こしや、育成に取り組めます。

行政分野における女性の参画拡大については、「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、採用・配置・育成・教育訓練及び登用等における課題に向けた取り組みとして、女性職員の働きやすい環境づくりやスキルアップのための女性職員研修の実施、さらに、課長補佐・係長の各役職段階における女性職員増加に向け、国・県等々への女性職員の出向機会の積極的

な確保及び管理職に必要なマネジメント能力の付与のための研修実施により、女性職員のキャリア形成の支援を行います。

男女が共に仕事と家庭の調和がとれる生活の実現について

男女がともに個人としての能力が発揮でき、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備に向けて、事業所における男女の均等な雇用機会の創出や、関連する法令・制度の周知・啓発に努めます。

町役場においては、不妊治療休暇を創設し、出産・子育て支援の充実を図ります。

また、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る目的として、長時間労働の改善、育児休業・介護休業、年次有給休暇取得を推進します。

更に、育児休業に係る部分休業及び育児短時間勤務職員制度等の普及を図り、出産後の職場復帰を支援します。

[行財政]

職員の意識改革、事務量の見直し、組織再編について

「瀬戸内町職員人材育成基本方針」に基づき「目指すべき職員像」を具現化するための人材育成方法として、職員の能力を高めるための自己啓発、職場内研修及び職場外研修の3つを柱とする「職員研修」、職員自身の自己啓発や職務を通じて学ぶ姿勢と、それを評価・支援し、組織的なサポートにより人を育てる「職場環境整備」、職員のやる気を高め、その能力を最大限に引き出すために人事評価結果の活用による「人事管理」、これら3つの方策により、効果的な人材育成を行います。

また、町民から寄せられた意見や提言など、「町民の声」の要旨とそれに対する回答をホームページで公表することにより、町民の皆様と情報を共有し、信頼される町政の実現を目指します。

多様化・複雑化する住民のニーズ、自然災害や新型コロナ対策等、新たな行政課題が山積している中ではありますが、行財政改革の推進等にあわせた組織機構の整備、事業スクラップ・事務の平準化等の事務事業の見直しによる事務分掌の再構築、民間委託の推進、再任用職員の雇用による長期的な職員数調整を行い、適正な職員配置を図って参ります。

また、組織の再編として、人口減少による財政規模縮小及び会計年度任用職員の期末手当等の人件費増加等へ対応するため、係の統合等による仕事のシェア、押印廃止、ペーパーレス化、電子決裁、AI・RPAの活用等による業務の効率化及び人事評価（業績評価）を活用した業務改善等により、組織のスリム化を推進して参ります。

情報発信の強化について

情報発信の強化につきましては、昨年度に引き続き町広報紙の内容の充実に努めていくとともに、各課局における行政情報の掘り起こしをおこない、町ホームページをはじめ、フェイスブックやツイッター、ラインなど町公式SNSを有効に活用した積極的な行政情報の発信に努めて参ります。

また、昨年度に開局したコミュニティ放送局「せとうちラジオ放送」と連携し、役場からのお知らせ、防災情報等の伝達をおこない、さらなる情報発信の強化に努めて参ります。

行政サービスにおける住民負担の軽減について

加計呂麻島ターミナル施設は、多くの地域住民や船舶利用者等の快適性と利便性の向上を図り、加えて、観光、物流、交流の機能を備え、『加計呂麻島の地域振興に付与する新たな戦略拠点』として位置づけ、賑わいにあふれた施設として計画しております。

今年度は、昨年度に策定した基本設計に基づき、施設整備に必要な実施設計並びに地質調査に取り組み、施設建設に向けて準備を進めて参ります。

また、加計呂麻島・請島・与路島における支援として、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用し、産業振興、生活基盤の整備、ソフト対策事業など、住民生活に密着した事業に取り組んで参ります。

また、加計呂麻島に居住している町民の皆様には、引き続きフェリーかけろまの運賃割引を実施いたします。

各種計画に基づいた公共施設の整備について

道路は、町の産業・経済・観光・防災と多面的な分野に直結し、住民生活に大きな利益をもたらしております。道路インフラ整備は、本町の貴重な施策として考えていることから、事業の重点化やコスト縮減等を図り、地域住民や観光客が安全に安心して利用できる道路空間の確保を目指し、町管理の道路整備は、社会資本整備総合交付金事業及び道路メンテナンス事業を活用しながら、各種事業を推進します。

また、現在進めている陸上自衛隊瀬戸内分屯地周辺の道路整備については、今年度から工事着手します。

県管理の道路整備についても、事業箇所の早期完成、未改良区間の早期事業化へ向けて、関係機関と連携し、事業促進に努めて参ります。

林道の整備については、森林資源の有効利用の向上を図り、森林の適切な管理・地域産業の振興と住民の生活向上推進を目指し、農山漁村地域整備交付金事業と県単林道事業を活用しながら、事業を推進します。

港湾、漁港の整備については、加計呂麻島における社会資本整備に必要な建設資材等の安定供給を図るため、俵地区において建設資材専用岸壁の整備に取り組み、新たに、花天地区の漁港施設においては、荒天時、波浪の影響等に対する施設の機能強化を図るための基本計画策定に着手します。

また、各施設の管理については、定期的な点検の充実を図り、老朽化対策による施設の延命化と安全性の確保に努めて参ります。

県管理の港湾・漁港については、地震・波浪等に対する施設の機能強化や海岸堤防等の老朽化対策を行うこととしております。

既存の財源の増加対策と新たな財源の確保について

自主財源の基幹となる町税収入の確保のため、せとうちラジオ放送等による広報活動により、自主的な納付の意識浸透を図り、合わせて関係機関とも連携し滞納整理にも取り組みます。そのほか、「コンビニ収納」の普及を図って参ります。また、QRコードを活用した電子納付についても取り組んで参ります。

財産収入の確保対策として、町有地の有効活用と売却を推進して参ります。特定財源の確保については、コロナ禍における国・県の補助金（交付金）制度や方針において、新たな取り組みに対する財源措置が顕著となっていることから、政策の縦割りを超え、庁内だけでなく民間とも連携を図るなど、積極的な情報収集を行い、幅広い財源確保の強化に努めて参ります。

地方創生と財政健全化をバランスよく推進できる持続可能な行財政運営について

地方創生の推進については、日々、変化し続けている社会情勢などを踏まえ、本町の基本理念である、“ひとが輝く夢と希望に満ちた魅力あるシマ”の実現に向け、「瀬戸内町長期振興計画」並びに「第2期瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに基づき、各種施策を加速させているところです。今後は、2050年までに「ゼロカーボンシティ」社会を実現し、未来ある子供達へ“世界に誇れる海洋のまち”を引継ぐため、ブルーエコノミー政策を軸とした“新たなまちづくり”の展開が重要であるため、今年度より新たな取組として、本町が推進している各種計画の確実なビジョン実現と脱炭素社会の実現に向けて、施策間の相互連携と官民連携による『海洋のまち“せとうち”みらいプロジェクト』の体制構築を図り、瀬戸内町の未来を起点としたグランドデザインの基本構想を定め、持続可能な地域づくりを具体化して参ります。

本町の行財政運営については、公共施設の更新・維持、さらに福祉サービス費の増加など、多様な需要に適切かつ柔軟に対応する「強固な財政」の確立が求められておりますので、ウィズコロナを意識し、事業の優先度と取捨選択を図り、持続可能な自治体経営を目指します。本年度予算については、冒頭でも述べさせていただきましたが、「ゼロカーボンシティ」社会の実現に向けた脱炭素に関する取組、再生可能エネルギーの導入、そして、ブルーエコノミーに関する取組などを推進するスタートの年度として編成をしています。

おわりに

令和4年度の町政運営における基本姿勢並び、もとい、基本姿勢及び主な施策を述べさせていただきました。

令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、予定されておりました本町の主要イベントが軒並み中止になるなど、地域経済等に多大な影響を及ぼしました。

本年度におきましても、依然、予断を許さない状況が続いておりますが、そのような中だからこそ、「チームせとうち」の力をより一層強固なものとし、英知を結集し、今できる最善の努力を積み重ね、全身全霊をもって、共にこの困難に立ち向かって参りましょう。

以上、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、令和4年度の町政

運営の説明といたします。

○議長（向野 忍君） 休憩します。再開は、11時15分とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時15分

○議長（向野 忍君） 再開します。

引き続き、町長に、令和4年度各会計予算の提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 令和4年度、予算編成の方針と概要。

令和4年度予算編成の方針と各会計当初予算の内容について、説明いたします。

本町の財政はコロナウイルス感染症の影響を受けつつ、公共施設の更新、維持、さらに福祉サービス費の増加など、多様な需要に適切かつ柔軟に対応し、持続可能な「強固な財政」の確立が求められています。

令和4年度の予算はSDGsを軸とした「長期振興計画」を推進するために、脱炭素社会を目指す新たな産業構造の構築のスタートの年度として編成しました。

基本方針としましては、4項目を掲げました。1点目は、環境問題や脱炭素社会構築に資する取組の推進。2点目は、コロナ感染症や自然災害に対する防災、減災対策の推進。3点目は、地域経済の底上げと経済の好循環に資する取組の推進。4点目は、官民連携の強化。以上の四つの基本方針で予算を編成しました。

令和4年度の当初予算の規模につきましては、一般会計95億5,652万2,000円、特別会計、水道事業を除くは、38億3,241万3,000円。水道事業会計、3億9,840万7,000円。各会計予算総額137億8,734万2,000円となっています。

令和4年度は予算の上限額を上げ、年間必要経費の計上としたため、前年度の予算より増加しています。計画的な予算執行と財源確保の強化を軸とした新たな予算編成を実施し、「強固な財政」の確立を目指します。

続きまして、各会計当初予算の内容について説明いたします。

議案第13号、一般会計予算について。

令和4年度当初予算は95億5,652万2,000円で、前年度と比較して9億8,085万円、11.4%の増となっています。

歳入の主なものは、地方交付税43億9,306万7,000円、町債14億2,591万4,000円、国庫支出金11億5,760万2,000円、町税7億7,588万4,000円となっています。そのうち、前年度と比較して増額となった主なものは、地方交付税、国庫支出金、繰入金及び町債です。

歳出の主なものは、教育費16億8,402万円。公債費、15億7,622万5,000円。民生費15億4,442万2,000円。総務費12億5,107万4,000円となっています。そのうち、前年度と比較して増額となった主なものは、教育費と総務費です。教育費の給食センター建替え事業と消防費の防災無線施設費は

前年度からの大型継続事業となっています。

議案第14号、巡回診療施設特別会計予算について。

令和4年度の当初予算の規模は2億7,245万2,000円で、前年度と比較して3,362万6,000円、11.0%の減となっています。主な要因は、へき地診療所事業費の減によるものです。

歳入は診療収入9,633万5,000円、国庫支出金130万円、県支出金605万7,000円、一般会計繰入金3,473万2,000円、諸収入1億3,327万4,000円等を見込んでいます。

歳出は、へき地診療所事業費2億775万4,000円、診療車事業費3,074万2,000円、与路診療所事業費1,514万7,000円、公債費1,850万9,000円等を計上しております。

議案第15号、国民健康保険特別会計予算について。

国民健康保険特別会計は事業勘定と池地診療所に係る直営診療施設勘定で構成されています。事業勘定の令和4年度の当初、当初予算の規模は13億385万3,000円で、前年度と比較して443万3,000円、0.3%の増となっています。

歳入は国民健康保険税1億6,996万3,000円、県支出金10億635万4,000円、繰入金1億2,592万2,000円等を見込んでいます。

歳出は、総務費2,443万3,000円、保険給付費92万9,000円、もとい、9億2,909万4,000円、国民健康保険事業費納付金2億7,523万4,000円、保険事業費2,416万6,000円等を計上しています。

次に、直営診療施設勘定の令和4年度の予算規模は、1,771万4,000円で、前年度と比較して8万2,000円、0.5%の増となっています。

歳入は、診療収入は470万8,000円、繰入金1,260万円等を見込んでいます。

歳出は、総務費1,507万9,000円、医業費233万5,000円等を計上しています。

議案第16号、介護保険特別会計予算について。

令和4年度の当初予算の規模は13億2,344万8,000円で、前年度と比較して2,676万8,000円、2.1%の増となっています。主な要因は、介護サービス等費の増によるものです。

歳入は、保険料1億8,988万8,000円、国庫支出金3億7,721万6,000円、支払基金交付金3億3,806万7,000円、県支出金1億9,428万3,000円、繰入金2億2,378万円等を見込んでいます。

歳出は、総務費2,564万5,000円、保険給付費12億1,203万4,000円、地域支援事業費8,076万4,000円等を計上しております。

議案第17号、後期高齢者医療事業特別会計予算について。

令和4年度の当初予算の規模は1億4,540万1,000円で、前年度と比較して977万3,000円、7.2%の増となっています。主な要因は、保険事業費の増によるものです。

歳入は、後期高齢者医療保険料7,053万2,000円、繰入金6,302万3,000円等を見込んでいます。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金1億2,129万6,000円、保険事業費1,709万円等を計上しております。

議案第18号、屠畜場事業特別会計予算について。

令和4年度の当初予算の規模は213万3,000円で、前年度と同額計上となっています。

歳入は、事業収入53万9,000円、繰入金159万4,000円を見込んでいます。

歳出は、屠畜場事業総務費102万3,000円、屠畜場事業営業費111万円を計上しています。

議案第19号、船舶交通事業特別会計予算について。

令和4年度の当初予算の規模は3億8,992万1,000円で、前年度と比較して4,539万7,000円、13.2%の増となっています。主な要因は、燃料費や修繕費の増によるものです。

歳入は、船舶交通収入1億2,502万5,000円、国庫支出金7,671万5,000円、県支出金9,031万7,000円、繰入金1,657万6,000円、諸収入8,128万7,000円を見込んでいます。

歳出は、船舶交通費3億4,009万5,000円、公債費4,882万6,000円を計上しています。

議案第20号、古仁屋港上屋事業特別会計予算について。

令和4年度の当初予算の規模は389万6,000円で、前年度と比較して5,000円、0.1%の増となっています。主な要因は、委託料し尿浄化槽管理の増によるものです。

歳入は、事業収入115万7,000円、諸収入273万8,000円等を見込んでいます。

歳出は、上屋事業営業費32万7,000円、公債費356万9,000円を計上しています。

議案第21号、農業集落排水事業特別会計予算について。

令和4年度の当初予算の規模は8,673万円で、前年度と比較して2,335万9,000円、36.9%の増となっています。主な要因は、機能強化事業設備工事費及び公営企業会計に伴う資産整理業務委託費、支援業務委託費の増によるものです。

歳入は、使用料及び手数料1,081万1,000円、県支出金3,120万円、一般会計繰入金1,054万1,000円、諸収入297万7,000円、町債3,120万円等を見込んでいます。

歳出は、総務費2,388万7,000円、機能強化事業費5,230万円、公債費1,054万3,000円を計上しています。

議案第22号、簡易水道事業特別会計予算について。

令和4年度の当初予算の規模は2億8,686万5,000円で、前年度と比較して3,479万3,000円、13.8%の増となっています。主な要因は、企業会計適用移行事務に伴う委託料及び簡易水道施設費の増によるものです。

歳入は、簡易水道使用料及び手数料2,052万3,000円、国庫支出金8,580万円、繰入金2,549万8,000円、諸収入3,559万3,000円、町債1億1,940万円等を見込んでいます。

歳出は、簡易水道総務費6,588万2,000円、簡易水道施設費1億8,631万円、公債費3,437万3,000円等を計上しています。

議案第23号、水道事業会計予算について。

水道事業の予算は、事業活動に伴う収益的収支と施設整備のための資本的収支で構成されています。

令和4年度の当初予算の収益的収支は、収入が3億41万3,000円で、前年度と比較して742万5,000

円の増。支出は2億6,160万3,000円で、前年度と比較して1,897万9,000円の減となっています。主な要因は、水道事業ビジョン策定事業及び水道施設台帳整備事業の減によるものです。

次に、資本的収支は、収入が5,250万1,000円で、前年度と比較して5,249万9,000円の増。支出は1億3,680万4,000円で、前年度と比較して6,316万9,000円の増となっています。主な要因は、建設改良費の増によるものです。

なお、資本的収支の支出に対する収入不足額8,430万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,790万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額640万2,000円で補填いたします。

以上、御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） 町長の令和4年度各会計予算の提案理由の説明は終わりました。

休憩します。再開は、午後1時30分からとします。

休憩 午前 11時38分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

△ 日程第13 町長の施政方針に対する総括質疑

○議長（向野 忍君） 日程第13、町長の施政方針に対する総括質疑を行います。

なお、総括質疑におきましては、政策に関するものとし、予算に関する数字的なものは、予算審査特別委員会でお願ひします。

質疑はありませんか。

○3番（永井しずの君） 施政方針の方で5点ほど質問させていただきます。

3ページ、教育環境の整備充実についての給食センターの件です。本年9月からの供用開始で、とても立派な給食センターができるものと期待しております。そこで、ここの部分に機能的、効率的な運営とあります。このような立派な給食センターですので、災害時に炊き出し等はできないものかをお尋ねしたいんですが。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 給食センターを使ってということですか。現時点でできないということをお答えすることはできませんけれども、その運営を図っていく中で、どのような形が可能であるか、可能であればできるようにしていきたいというふうには考えております。

○3番（永井しずの君） ぜひ、そのようによろしくお願ひいたします。

もう1点、その下の方の幼児教育についての部分で、郷土文化の継承活動とあります。この郷土文化の継承活動というのは、例えばどのような計画、施策をされているのか、もしあればお願ひいたします。

○**社会教育課長（保島弘満君）** 継承活動の具体的な取組についてなんですけれども、大きく郷土教育という観点から、本文にも書いてありますとおり、子ども島口伝統芸能大会であったり子どもサミット、子ども検定、あと、公民館講座と青少年健全育成推進会議が作成しているゆしぐとう集の新一年生の世帯の配布、あとは出前講座、さらには町子ども会で行っています稲作、そういった、さらには八月踊り大会等々が伝統文化の継承につながっていると思っています。

○**3番（永井しずの君）** 私も三味線、島唄を子供たちに教えている関係で聞いたんですけれども、もしそういう協力要請があれば、いつでもお受けいたしますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

○**町長（鎌田愛人君）** この島唄、八月踊り等含めてですね、以前、永井議員から個別に私に話があった、各集落ごと、また、校区ごとの島口のですね、そのDVD作成、それも、今後ですね、郷土館辺りがそういう作業に当たるとは思いますが、そういう体制ができたらですね、そういうことも、教育委員会と協議する中でですね、島ごとの、集落ごとの島口をDVDに残して継承していくというのは大変重要なことでもありますので、ぜひ、その際もですね。以前もDVD作成には、永井議員は協力なされたと聞いておりますので、今後ですね、先ほど申し上げましたが、そういう体制づくりが整いましたら、そういうことも予算化してですね、やっていけたらいいなというふうに考えております。

○**3番（永井しずの君）** 協力は惜しみませんので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

あと、施政方針の8ページ、8ページです。農林水産業の振興についての、担い手の育成、確保ということなんです、ある農業されている方から、現在の役場の指導者は大体50代ぐらいなので、あとの後継者がいるのか不安だということをおっしゃっていたので、一応、お尋ねしました。いかがですか。後継者について。指導者のですね、農業指導者。

○**農林課長兼農委局長（川畑金徳君）** 技術員と言いますか、そういう指導者になれる方をですね、今、古仁屋高校とかもですね、行って、農大とかいうところに、の説明とかをしているところです。現在では2名ほど農大の方に行っている方もいらっしやいまして、そういう方が、また、役場、指導者として、やっていけたらいいなどは感じているところです。

○**3番（永井しずの君）** はい、ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

あと、同じく8ページの商店街の活性化について、下の方です。せとうち海の駅の活性化に向け、地域活性化企業人制度を活用しとありますが、もうその企業人というのは決定していますか。大体もう、活動していますか。

○**商工交通課長（勇 忠一君）** はい。海の駅活性化のための企業人についてなんですけれども、現在、コロナ禍の中、なかなか行き来ができずに、事業の方はそれほど進んでおりませんが、1月に1週間、今週も火曜日に瀬戸内町の方に来まして、今現在のですね、海の駅の収入とか支出のデータ、そういったのを提供して分析してもらっているところでございます。

○**3番（永井しずの君）** こちらの方もですね、ぜひ、海の駅に入っているテナントの方の御意見も

参考にして聞きながら、いいように進めていっていただきたいと思います。

最後の質問になります。11ページ、男女共同参画ですね。私たち2人の女性議員がなったことによって、この議場において、質問する方、女性議員が2人おりますが、逆に当局の方の、回答する方ですね、そちらにも、ぜひ、女性の方、いれていただきたいので、もちろんその方の努力とか、いろんなスキルのアップもありますが、女性管理者の登用で、この場でこの、こちら側だけじゃなくて、そちらの回答する方も女性がいてほしいなと思いますが、そちらの方はどうですか。

○町長（鎌田愛人君） 私もそう願っております。ただ、女性だから管理職に登用するというわけではなく、やはり行政の中の、行政の中です、そういう資質が伴わないと、それぞれのその地位ですね、地位の資質というのがありますので、今、そういう女性向けの研修も常々やっておりますので、今後、そういう資質等、高めるために、様々な経験、研修などを深めてですね、そういう資質の向上をした上で、この議場で議員の皆様と対等にですね、やっていける、そういう女性職員、のみならず、男性職員も含めて、資質の向上を図って、職員全体の向上することで、自ずと管理職も資質が向上していくと思いますので、今後も人事評価とか研修など深めながら、一番大事な、一番、一番とは言いませんけれども、大事なその行政運営の中での、大事な職員の資質向上を図っていきたいというふうに考えております。

○3番（永井しずの君） ぜひ、女性職員の方にも研修を重ね、スキルアップをしていただいて、そういうふうに、ぜひ、女性管理者としてなっただけならばと期待したいと思います。これで質問を終わります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） それでは、施政方針に対して、何点か質問させていただきます。この令和4年度の施政方針、午前中に町長が述べられましたが、本町としてこのゼロカーボンシティ宣言をされて、この脱炭素社会に向けた、この令和4年度は始まりの年だというのがすごく盛り込まれている内容だと思いました。それも踏まえて、いろいろと質問していきたいと思います。

まず、1ページの保険、福祉、医療の件でございます。その中で、チームせとうち、我が事、丸ごと支え合い事業を進化、発展させた形で、重層的支援体制整備事業への移行準備を進めて参りますとあります。このチームせとうち、我が事、丸ごと支え合い事業、これもとても中身の濃い、いい事業だと思いますが、さらにこの進化、発展させるということは、どういう感じになるのでしょうか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） この進化、発展させる形ということに関してなんですけれども、その重層的支援体制整備事業という形です、令和2年度にですね、社会福祉法が改正されて、これが法律に位置付けられたということでもあります。今、介護分野とか障害分野とかですね、子育て分野、生活困窮者の分野、それぞれが分かれているところがありますけれども、それを一緒にしてですね、やっていくと。やること自体はですね、そんなに変わりはないかもしれませんが、補助、補助という形です、一緒になって進めて行くと。協力し合って進めて行くというような

形であります。

○5番（柳谷昌臣君） 大体、やることはそれなりに変わりはないんですけども、その形的に若干、一緒になることとか、そういうことができてくるっていうことでよろしいですね。

○保健福祉課長（昇 克己君） それぞれが対応していたものをですね、連携を図りながらですね、やっていくということでもあります。

○5番（柳谷昌臣君） この“我が事・丸ごと”支え愛事業というのは、瀬戸内町独自だと思います。その中で、いろんな分野でいろいろ連携して、先ほど課長がおっしゃっていました、この生活困窮者、また、子育て、また、それと住まい部会、いろんなところがつながって行って、情報が、この町民のためになるような事業だと思っていて、それがさらに強化されるっていうことは、とても素晴らしいことだと思いますので、ぜひ、そちらの方もですね、さらに前に進めていっていただけるように頑張っていたいただきたいと思います。

次に、次の2ページ、出産・子育て支援の充実についてでございます。この中で、安全で安心して妊娠、出産ができる環境整備に向けて、不妊治療や妊婦検診に係る交通費等の助成を実施して参ります。こちら、43歳まででしたっけ、そういうふうに年齢の方も決められていることだと思います。これ、国の方とか県の方での年齢制限というのがあるかと思いますが、今、どんどんこの少子化ということもなっております。その中で、本町におきましても、この43歳以上、44歳上ですね、の方でも、まだ不妊治療に頑張ってもらってる御家族もいらっしゃいます。例えば、国・県の方の補助は受けられないとしても、本人なんかは幾らリスクが高くても頑張ろうというふうにしていることに対して、何かしら町としてできることはないかと思いますが、そちらの方はどうお考えでしょうか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 今、議員がおっしゃった43歳以上の方、44歳以上ですかね、町独自の助成金がないかということなんですけれども、町としましてはですね、やはり国・県が示している43歳未満という形に出して、それに準じております。また、高齢になると出産率というのも下がってきます。その、その代わり、その代わり、それに伴って、また、流産率というのも上がっていくというのがありまして、母体の影響とかリスクも高まるということで、が予想されております。言う、町独自の助成金ということはですね、こういうリスクを推奨しかねないとも考えられますので、今、現時点では考えていないというような形であります。

○5番（柳谷昌臣君） 確かに、今、課長がおっしゃったことも十分理解できます。それを、僕もその相談されたときに伝えた上でですね、それでもその方々は、もう幾らリスクがあっても、自分なんかはまだまだ挑戦したいという熱い思いも言ってもらいました。その中で、例えば国・県と同レベルの支援をしていただきたいと言っているわけではなく、何かしら、もうちょっとでも、何かあればありがたいのになというお話がありましたので、ここでこういうお話をさせていただきました。ぜひですね、そういう方々もいらっしゃるというのを、しっかりと心に受け止めていただきたいと思います。

続きまして、3ページ。3ページの古仁屋高等学校の振興対策についてでございます。昨日の、昨日も条例等出ましたが、私は賛成いたしました。その中で、お聞きしたいことがあります。古仁屋高校、存続させる意義、意味について、どのようにお考えか、お伺いします。

○町長（鎌田愛人君） 古仁屋高校はですね、本町にとっては最高学府の学校であります。そして、その中で、生徒数は減ってはいますが、その、もしですね、古仁屋高校がなくなった場合、各学年ですね、町全体の各学年、60名前後が各世代の学年としますと、約3学年として180名前後の数と、数となります。15歳から約18歳の子供たちが、この町からいなくなる。通学する子もいるかもしれませんが、ほぼいなくなるということを考えると、180名の人数が、人口が減る。そのことによる町の衰退につながり、活性化が図られ、図られないという大きな問題があるというふうに思います。そして、その15歳から18歳の世代がここにいないということは、そこに中学生と青年、18歳以上、19歳以上の青年の間に世代間の隙間ができる。その隙間ができることによって、スポーツや文化、地域活動などにおいて、連携したつながりで様々な活動ができなくなる。そういう影響もあると思います。そして、ここで島唄したりしている子供たちや、がいますし、ここで島唄をしたい、したいから残りたいという中学生もいました。さらには、家庭的な事情ですね、そういう事情もある家庭もあります。そういうことも含めた中で、古仁屋高校が、ここに高校がないということは、今言った三つ、さらにはですね、最終的には、この町の経済的な損失にもつながっていくというふうに思いますので、先ほど言った人口減少による衰退、そして、世代間のつながり、そして、家庭の事情、家庭の事情ですね、子供の、ここで学校出たいという子供の思いを果たせなくなる。そういうことを考えると、やはり地元で高校が必要だと思えますし、地方創生をしていく中で、やはり世代間に隙間ができるということは、地方創生をしていく中で、十分な対策がとれないのではないかなというふうに、私は考えております。

○5番（柳谷昌臣君） はい、確かにいろんな要素が、この高校がもしなくなった場合には出てくるかと思えます。それの方が、本当、確かに怖いことだと思います。

それですね、次にお聞きしたいのは、例えば、現在、年間を通して、古仁屋高校関連、古仁屋高校の学校に通う生徒、若しくは寮生とか全部踏まえた中で、いろんな予算等を組んでらっしゃると思いますが、そちらの中で、国・県からの補助と町が出している、一般財源から出しているのと言ったら、大体比率で言ったらどんぐりになりますでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 古仁屋高校の寮生、寮生に対する扶助費とか、コーディネーターの経費とか、そういったものを、あと、フェスタの参加費とかですね、そういったものの経費に対して、奄振事業で6割の補助があります。それが、2,200万の経費に対して、6割、1,320万ですね、補助があります。

○5番（柳谷昌臣君） それ以外にも、いろいろと予算を組んでいる部分もあるかと思えます。予算の話をごこでするわけじゃなく、大体その国・県からの補助金、町が出している、財、この一般財源から出しているお金っていうものの比率が大体6・4ぐらいという考えでよろしいのでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 今のはその奄振事業に関する分だけを申し上げましたので、そのほかに、その検定に対、検定の、諸検定の補助とかですね、まだ、もう少し予算が、予算、古仁屋高校関係の予算、計上しておりますので、10分の4、10分の6の補助というわけじゃなく、全体で言えばですね、もっとその、全体に対する補助率というのは、国・県の入りにってというのはですね、少なくともだと思います。

○町長（鎌田愛人君） 今、課長から国・県の補助がありましたけれども、町独自としてですね、補助しているのが、令和3年度の実績で、古仁屋高校PR用DVD制作が、これは3年度ですね、部活動活性化補助金50万、金額あります。

[発言する者あり]

○町長（鎌田愛人君） 通学費補助金38万980円、38万9,980円。修学旅行補助、修学旅行補助金74万円。各種検定試験等受験の助成金が64万3,690円。ふるさと留学助成は除きまして、古仁屋高等学校地域応援団補助金が20万円。古仁屋高等学校入学祝い金、これが125万円と、町単独で補助しております。その、よく誤解されるのが、その未来留学生だけに補助しているんじゃないかという誤解がよくありますけれども、留学生以外にもですね、町として、古仁屋高校の生徒にはですね、ほかの学校にないほど手厚い補助をしていると、学校の関係者も言っております。今現在、この補助ですけれども、今後ですね、様々な意見を、あればですね、そこまた、学校や、そしてまた、古仁屋高校との、高校の地域活性化協議会等ありますので、そこでまた、様々な検討、研究しながら、可能な限り、支援していきたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） この古仁屋高校の補助と言いますか、町も、今、町長おっしゃられますが、いろんな補助がある中で、国・県からもいろんなこの支援をいただきながらやっているということ、分かりました。やっぱりその中で、古仁屋高校があることによって、僕も違うと思います。第3日曜日の清掃や、また、イベント等、以前に比べると本当に高校生の出席率、すごく多くなっていると思います。とても助かります。また、今後ですね、例えば、昨日ありました、アンケートの中でも、その科の方ですね、学科の方、新しい学科ができないかとか、そこに対しては、水産課は確かに以前から調査していただいて、県の方にもあげられたけれども難しいと。でも、違う学科も、もしかしたら、可能性的にはあるかと思っておりますので、そちらの検証とか、また、部活動に関しても、確かに僕も耳にするのは、部活動がちょっとできなくなるというのが一番の理由で、町外の高校に行かれる、今、子供たちが増えてきているというの聞いております。その部活動に関しましても、例えばもう、活性化委員会、町、高校だけでなく、それはそれで、もう、町の体育協会、スポーツ少年団、その辺の方もですね、交えて、一緒に考えていかなければいけない問題だと思、思います。その中で、OB会の方でつくっていらっしゃいます古高会、そちらの方もですね、いろいろとしてはいらしゃると思いますが、連携してから動いていかなければ、その全てが上手くマッチングして、古仁屋高校が存続できるものだと思いますので、ぜひ、そっちも踏まえてですね、今後も古仁屋高校、活性化、また、存続に向けては一生懸命頑張りたいと思いま

す。

○町長（鎌田愛人君） 議員の言われるとおりですね、学部の、関しては、専門学部っていうのはですね、なかなか県内の専門学部の、その受験者数見るとですね、どこも厳しい状況、あります、であります。そういう、それ以外の学部もですね、今後は研究しなければならないと思っています。さらにまた、先ほど議員が言われました部活動のことについても、町としましてもですね、町の体育協会になると思いますけれども、人的支援も含めてですね、外部指導者なども、学校の先生だけをお願いするものではなくですね、外部指導者も、必要であればですね、そこも学校と協議しながら、そしてまた、生徒がどのような部活動を希望しているのか等も含めですね、今後も活性化協議会の中に古高会も入っていますし、また、先ほど議員が言われました体協が入っていないかもしれませんので、そのことも含めですね、オブザーバーとして参加してもらったりとかも含めて、幅広い古仁屋高校に関係するであろう団体の人たちの意見を踏まえながら、今後も古仁屋高校の活性の、化のためには、様々な政策を考えながら、研究しながらやっていきたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） はい、ぜひ、各関係者、または、今後、高校に進学するであろう小・中学生、また、保護者、いろんな方々交えながらですね、ぜひ、この、この問題に関しては、ぜひ、みんなできり組んでいきましょう。

それでは、続きまして6ページの方の下の方、地球温暖化対策について。その中で、再エネ導入計画の策定、西古見小・中学校跡地に太陽光発電、風力発電、電気自動車による蓄電等を導入したオートキャンプ場を整備するというふうにあります。こちら、西古見小・中学校に場所を選んだ理由はなんでしょう。

○企画課長（登島敏文君） まずはその、はじめのその段階で、再エネを利用した廃校利用、再エネを活用した廃校利用をしていこうと。西方地区で実施していこうと。廃校が多いもんですから。そこで考えたときに、まず、久慈集落、久慈小・中学校はもう既に集落の方が再利用について動いておられると。古志小学校は、もう、今、トンネル工事の関係で、全部利用されていると。あと、管鈍小・中学校ですね、あそこは使っていないんですけども、そのオートキャンプ場とかにする場合に、グラウンドと校舎が離れているわけですね。構想としては、校舎の上に太陽光を付けたり、風力発電を付けたりしていく。そこで、グラウンドでキャンプをするというような構想ですから、この離れているんで、その、何て言うんですかね、太陽光から自営線、自分の、自分、自前の線を引っ張って行って、しないといけないんですね。いろんなトイレとか造った場合。トイレ、シャワー施設、造りますから。そうなりますので、とてもお金がかかってしまうということで、場所的には西古見ということにいたしました。その、単なるその空いているとか空いていないとかに加えてですね、西古見、奄美大島の今後のその南西部に周遊観光ということを考えて場合にですね、戦跡を含めて、久慈・長良間で、西古見・屋鈍間、この交通の便、段々良くなってきますから、そうなってくると、久慈に加えて西古見にも拠点を設けようと。そうすると、また、さらに観光も盛んに

なってですね、久慈小・中学校との相乗効果も出てくるだろうということで、西古見小・中学校に決定いたしました。

○町長（鎌田愛人君） 先ほど課長から、西古見を選んだ理由を述べられましたが、最後の方で、久慈と長良間の、西古見と屋鈍か、屋鈍の話が出ましたけれども、この世界自然遺産登録になってですね、この登録されたエリアだけじゃなく、エリア以外も、以外にも、そういう世界自然遺産登録になった波及効果をいかに広げていくかというのが、この奄美大島、奄美群島を含めですね、大きな課題です。そういう中で、以前から取り組んでいる南部3か町村、大和村、宇検村、瀬戸内、そこに一つの観光ルートをつくる、あるということは、今後の南部3か町村振興にもつながる。大和村も宇検村もそれぞれ観光に力、入れています。その流れの中で、瀬戸内から宇検、大和に行く。大和から宇検、瀬戸内に来る。そういう幅広いルートがあることによって、奄美大島全体の観光振興につながる。その途中の拠点に、西古見にそういう施設がある。さらに、また、久慈もありますけれども。そういうことも、様々な波及効果があるということも、中でですね、この西古見ってというのは、以前、クルーズ船でも注目されておりますので、全国的にも有名になったと思います。私はどうか知りませんが。そういう意味でも、そういう全国からですね、注目された西古見、自然が素晴らしいと多くの方が言っていました。そういう西古見を観光に来てほしい。そしてまた、併せて他の町村、村にもですね、回っていただければ、奄美大島全体のいろんな観光の振興、経済の振興につながるんじゃないかというふうに思っております。

○5番（柳谷昌臣君） 西古見に、場所をですね、西古見に持って行ったという経緯はよく分かりました。確かにこの南部3町村のこの、何て言うんですかね、連携ってというのは、以前からもっとしていかなければいけないんじゃないかなということも、いろいろとあがっておりましたが、この観光という点でですね、この3町村が一緒になってできることってというのは、とても素晴らしいと思います。これ、まだ段階ですね、今後、どのようになっていくか、ちょっと分かんないですが、大和村、また、宇検村の方ともですね、しっかりと、この件に関しても協議していただいて、その3町村が、今後、この世界自然遺産を、関係の観光で盛り上がる、っていけるようにしていただきたいと思っております。

それで、併せまして、その7ページに、新たな産業の誘致、企業支援の真ん中らへん、廃校活用ということが書いております。先ほど、課長が何校かの廃校の今の現状のことを言っておりましたが、今後、この廃校を活用というのは、10ページのこの集落の活性化の方にもつながっていくかと思っております。現在、例えばほかの廃校の集落から、廃校の方を活用したいとか、こんなふうにしていきたいとか、そういうような御要望等はございますでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 要望書、この先ほど申し上げたところ以外でですね、要望書というのは、須子茂小・中、小学校の方が、教室を使いたいということで要望があがっておりまして、また、それ教育委員会の方から回答がいつていると思っております。それ以外でもですね、町の方では、そのほかの小・中学校ですね、いろいろ、今、見て、構想を練っている段階であります。加計呂麻地

区においてです、すいません。

○5番（柳谷昌臣君） もう、ぜひですね、この廃校の今後の利活用。瀬戸内町はこの廃校の方が多
いと思う、思いますが、集落の活性化にもつながりますし、集落のこのやる気にもつながるかと思
いますので、ぜひですね、要望がある点は、一緒に、その要望に応えるわけではなく、協議して、で
きることは進めていきながら、また、全国各地にこの廃校のいい利活用をしている自治体とかもあ
るかと思しますので、ぜひ、御参考にされてですね、この廃校がいい形で使われていくように、進
めて行っていただきたいと思えます。

○町長（鎌田愛人君） この廃校を活用する場合ですね、廃校、学校を造るときに、教育財産として
国から借金をして、そういう施設を造るんですけども、その返済がまだ残っている場合があるん
ですね。それをきちんとクリアしな、しないと、普通財産として使えませんので。しかしですね、
我々としては、集落の、校区の同意の下、廃校となった場合ですね、また、集落には、方々が、活
用したい。そしてまた、集落以外でも何か、町の活性化につながるような、そういう提案とかあつ
た場合ですね、やはりそういう廃校跡地を使って、町のためになるのであればですね、教育財産か
ら普通財産に戻して、その残りの返済分をですね、国に返してでも、それでもそういう効果が出る
という確証した上でですね、そういうことは、今後ですね、集落の活性化、町の活性化のためには
いいことだと思いますので、廃校の有効活用ということで、今後、そういうことは常に研究してい
きたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） はい。それではですね、8ページの下の方、商店街の活性化ということですが、この、その9ページにわたって、この活気のある商店街の推進を図るためという、ということ
ですが、今のこの古仁屋市街地の商店街も、店主の方々がもうかなり高齢化されてきております。
また、その中で、店舗ありますが、開いてない店舗とかもございます。それについて、商工会の方
もちょっと真摯に受け止めて、今後、いろいろ調査した上で、この対策協議会等を立ち上げていく
という形ですが、それに対して、町も一緒になって、ぜひ、調べていって、この活性化を図って
いただきたいと思えますが、そちらに対してはどうお考えでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） はい、先ほど商工会の要望書の中で、その件もありまして、商店街
の活性化、その空き店舗の解消、事業承継に努めたいってということで、商工会からの要望でありま
すけれども、町としましてはですね、協議会、こそ、大きく構えずに、まずは関係課である私ども
商工交通課、企画課、あと、都市整備の建設課等でですね、商工会と、まずはワーキンググループ
で話し合いをもって、どういうふうに進めるか、そこから始めたいと考えております。

○5番（柳谷昌臣君） はい。今、課長がおっしゃられたそのワーキンググループが、もう最初の一
歩だと思っておりますので、ぜひですね、そのワーキンググループも早急に始めていただきたいと
思えます。

それでは、最後に12ページの行財政についてでございます。この中の、情報発信の強化というこ
とで、町ホームページをはじめ、フェイスブックやツイッター、ラインと書いておりますが、ライ

ンは4年度から始める予定でよろしいのでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） このラインは柳谷議員が好きなラインで、これまで幾度となくこの議場で要望があったことではありますが、やはり柳谷議員の提言、そしてまた、提言を受けて、奄美市の状況を見るとですね、ラインによってコロナ防災の情報、島の情報、また、便利な機能としてごみ分別検索機能、子育て応援ライン、窓口混雑状況確認とかですね、様々なラインで活用してやっております。それが瀬戸内町、どういうものができるかっていうのは、今後ですね、役場全体の中で調査、研究しなければなり、なりませんけれども、やはりそのラインのそういう利便性を活用した中で、情報発信の強化に努めていきたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） はい、今、町長がおっしゃったように、いろんな分野でこのラインというのは活用ができますし、また、利便性からしても、現在、この若い方々を始めて、はじめとした、この多くの方々、このラインを活用しております。その中で、ラインの一番いいところっていうのは、自分で検索するんじゃなくて、情報が入って来る。この情報何かって調べやすいとか、いろいろメリットの方が多いかと思っておりますので、ぜひ、そちら、その項目によってはですね、ほかの自治体、入れているけれども、こっちはまだ入れれないとか、そういうのはあるかと思っておりますが、そこでもですね、踏まえて、いろいろ、この瀬戸内町に合った、この情報発信というのをしっかりとさせていただきたいと思っております。

それでは、最後に、この行財政、職員の意識改革、事務量の見直し、組織再編、いろいろあります。とても、全て重要だと思っておりますが、僕、以前から言っております、この役場庁舎内の縦のつながり、横のつながり、この連携強化、これ、すごく重要になってくるかと思っておりますが、そちらの強化についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） この課の横の連携、課ごとのですね、そこは非常に大切な、重要な部分であろうというふうに思っております。課ごとです、いろいろな事務分掌、業務を行っていますが、それはそれで、それぞれの課が責任を持って対応しているところでございますが、業務によってはですね、やはり課と課の横の連携をした業務、必要な部分も出てきております。現在もですね、その部分によってはもう、課と課の連携をしながらですね、そういった業務をしているというところもありますので、今後ともですね、こういったいろんな、そういった一つの課で、だけでは対応できない部分、出てきますので、そういったことについてもですね、さらなる、また、連携を持ってですね、業務をすいして、業務の遂行をしていきたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） はい。本当、以前に比べたらもう全然縦のつながり、横のつながりというのはもうできてきてはいると思っておりますが、もうさらにやっぱり強化しなければいけないし、それが自ずとやっぱり住民サービスにも、の方につながっていくと思っておりますので、ぜひ、この件に関しても、もっともっと前の方に進めて行っていただきたいと思っております。

町長が、この施政方針の中では、本年度におきましても、依然、予断を許せない状況がつづいております。そのような中ら、そのような中だからこそ、チームせとうちの力を一層強固なもの

し、英知を結集し、今できる最善の努力を積み重ね、全身全霊を持ってともにこの困難に立ち向かってまいりましょうと言っております。ぜひですね、チームせとうち、さらに強化して、より一層、強固なものとして頑張っていっていただきたい、また、いってきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○7番（池田啓一君） 今年この施政方針の中に、随所にゼロカーボン、脱炭素、入っております。また、予算編成の方でも、環境問題や脱炭素社会構築って出てきています。このことについて、まず、町役場としては、脱炭素、この瀬戸内町におきまして、脱炭素が一番効果があるのは何、何だと考えていますか。私自身、この瀬戸内町にですね、車以外、炭素を出す施設はそんなないと思っています。それについて、どのように考えるのか。

○町民生活課長（昇 憲二君） はい、お答えします。脱炭素で一番効果があるのはですね、議員がおっしゃっている車の燃料と、やはり、電気、これがかなり大きなウエイトを占めていると思います。

○7番（池田啓一君） そうした中で、脱炭素、ゼロカーボンを謳うのであれば、もうちょっと前向きな、そういう形が見えなかったのかなと思って、この施政方針を読みました。その脱炭素に向けて、西古見集落にあのような施設を、モデル地区って造る。すごくいいことだと思います。ある意味、この施政方針を読みながら、その方にも感心しました。全世界、都市部でない、こんな田舎で、炭素を出さない。それよりかは新緑の方が多い、この田舎でですね、少しでも外に向けて、私たち瀬戸内町は炭素を出すんじゃなくて、酸素を作るんだっていう施政方針が見えて、とても嬉しく思いました。また、その中でですけれども、藻場育成、これについて、今後、どのような計画を持っておられるのか。これは、ずっと以前から漁協の方でも、私の方でも、各議員の方でも、また、一般質問でも、藻場造成を図るような、そしてまた、行政の方でも努力をしていますが、今後、どのような形でやっていくのか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えいたします。藻場造成なんですけれども、今、取組としては、脱炭素社会の中でですね、ブルーカーボンの取組を行っています。その中において、藻場造成、設置箇所をですね、大島海峡内で4か所、一応、検討しております。調査した中でですね、海峡内で2か所が、砂浜があるということですね、行って、今、検討しているところです。その中にあるのは、漁業集落、また、漁協青年部、また、地域活性化企業人と協議をしながらですね、今、進めているのが現状です。今回、3月にですね、これ、今月なんですけれども、設置をしましてですね、あと、網での囲いですか、それを行った上で、また、4年度もですね、進めて行くっていう状況です。

○7番（池田啓一君） この藻場の生育場所、今、課長がおっしゃったように、砂場ではできない。あれば岩場、若しくはサンゴの瓦礫、そこに定着して始めて増えていく。ですから、その白浜辺りでやっている、あれも場所の選定が間違いじゃないかなと、この藻場の専門家が漁協で講演を行い

ましたけれども、それを聞きながら感じたところでした。藻というのは、岩に生息してはじめて立つんですね。砂場では、藻は、もちろんそこにはアマモとか、その海藻、海藻の中のアマモ、ああいう草、ああいうものは生えます。藻は、藻は岩場につきます。そこら辺も考えながら、今後、進めていっていただきたいと思います。大事なことです。ですから、一つ一つのその検証っていうのかな、やることに対して、こう出しては、具体的に出しては、具体的、こういうふうで、文言で出しているんだけど、具体的さ、その進め方が、もう少しそのものを研究して行ってほしい。

次に、4ページの真ん中ですね。埋蔵文化財についてはっていう、史跡指定を目指しますってありますけれども、これはまた、どのようなことなのか。

○社会教育課長（保島弘満君） 史跡指定とはどのようなものかっていうことなんですけれども、国指定とか県指定とか町指定とあると思うんですけども、その歴史上、学術上、保護すべき価値が全国的なものなのか、県内的なものか、そういった指定の区分のことです。

○7番（池田啓一君） この史跡指定を受けたら、その史跡を守るためにどんな活動、いろんな予算を使ったりしなければならぬのかな。それとも、また、ここである、その国立公園とか、指定されているところがあります。そういうところには、住民は無断で入っていけないとか、いろいろなそういう規制もありますが、そういうことも含めて、歴史指定、どうでしょうか。

○社会教育課長（保島弘満君） はい、お見込のとおりで、指定をするには、その地権者の同意とかも必要になってきます。保護すべき価値が強くなるということで、おっしゃるとおりで、不断の出入りが厳しくなるのは、厳しくなるということになります。しかし、地域資源の価値であったり、観光資源の価値であったり、そういったものは全国的に上がるものと思っております。

○7番（池田啓一君） この指定を受けるのもいいんですけども、そこは、町民、もちろん住民とね、よくよく話し合っていたきたい。急に立ち入り禁止になったりとかしたら、また、住民の方から、私たちはこんなこと知らなかったでは済まされませんので。それに、この史跡指定、私自身、イノシシの狩りをしています。結構、安脚場のあの砲台跡、イノシシ、ヤギ、結構入ってきます。また、そういう部分もね、含めて、話し合いが必要かとも思います。

それから、その、これ、ゴールデンエイジ、これを始めて何年になりますか。

○社会教育課長（保島弘満君） 先ほどの史跡指定についても、区長さんとか、地権者とか、ある程度の同意は得て、5年間かけて、遺跡調査事業は完了しております。あと、その次のプレゴールデンエイジは平成25年度から開始していますので、約9年になると思います。

○7番（池田啓一君） 子供たちのこの運動神経、いろんな形で、私自身も社会教育課の中で、教育委員会の中で話してきました。大変いいことだと思っています。それで、その教育委員会の中でも、社会教育委員会の中でも提言しましたけれども、ぜひ、加計呂麻の方でもやっていただきたい。そのことについてはどのように考えていますか。

○社会教育課長（保島弘満君） そうですね、そういった要望があれば、そういった開催、開催場所の、場所の選定とか、そういったものを含めて、また、講師との日程の都合とか、そういった面も

あるかと思いますが、社会教育課的には、ぜひ、前向きに取り組みたいと思います。

○7番（池田啓一君） ぜひですね、加計呂麻の方にも、その指導員になってもらえるべく、講習や教育を受けていただき、ぜひ、やっていただきたいと思います。

次に、このことは大事なことですけれども、住民の、5ページですね、住民の生活環境の保全及び安全・安心なまちづくり。そして、定住。そこに住んでいる人たちが、今まで培ってきた文化、それから、安心・安全はその文化の下に、その精神の下にあるんですね。そこが、今、壊されつつあります。そのことを感じていますか。少しでも感じていたら。

○企画課長（登島敏文君） それは、Iターン者に関してのことですか。それは、いろいろと、年間通していろいろな苦情がありますので、それは十分感じております。

○7番（池田啓一君） 私は加計呂麻に生まれ、加計呂麻に育ち、そして、加計呂麻の中の文化、今も加計呂麻に住んでいます。小さい頃から、自分の家の前の掃除、集落の掃除、そういうこともやってきました。そこには、自分の中との格闘もありました、イライラもありました。ですが、そこも我慢すること、そして、周りに協調すること、そして、何がいいかを見つめてきました。ただ、Iターン者の悪口を言うんじゃないです。ただ、生まれた環境が違うから、生き方が全く違うんですね。言葉はあって、話し合いをします。でも、言葉は強い。その喋る力もいっぱい持っている。でも、行動が伴わない。住民の方々がすごく不安を感じています。このことについても、私自身、いつかこの場で、提言じゃないです、苦言でもありません。そういうことも知ってほしいなという思いがありましたので、これを見つけたので、出しています。だから、今後どうしよう、こうしようの考えは私の中にはありません。そういうこともありますということです。

もう一つ、もう一つなんですけれども、この防災の面でも併せてですね、これは、夕べ、私、嘉徳の方から電話をいただきました。反対者の方々がすごく、不安で堪らない。嘉徳集落の住民は、今、お年寄りの方々に、人口も少ないです。その中に、10名以上の反対者が来て、居座っている。そして、昼間もその方たちしか歩いていない。その中に、私たちは家から出れない。夜も不安で眠れないということでした。これは、私も危惧するところです。今後、このような状態がほかの集落、ほかのところでも出てくるんじゃないかなとの、との思いです。

それから、5ページ、生活排水処理対策についての、そのコミュニティプラント。このことも、随分前から計画、あがっていますけれども、今後、どのような形で進めて行くのか。また、そういう計画、場所があるのか。

○町民生活課長（昇 憲二君） はい、コミュニティプラントは、小・中規模の公共下水道的なプラントなんですけど、やはりあの市街地の浄化槽を替えられないエリアの汚水処理から、話は始まっておりまして、今、中心地を中心に計画をやっておりまして、そちらのですね、次に書いてあります、瀬戸内町生活排水処理基本計画を、今年、今現在、委託して改訂中ではありますが、やはりその最終プラントの場所っていうのはですね、なかなか難しいところがありまして、今、どこってという話があるわけではないです。ですが、そこも踏まえてですね、将来的な話で基本計画を推進中でありま

す。

○7番（池田啓一君） このことは私自身もいろいろ取り組んできて、また、文教厚生委員会と、委員としても、視察を、このことについてじゃなくてね、いろんなことで視察をしてきました。古仁屋の、本当にその古い家の建ち並んでいるところ、これが一番いいんだろうなとも思っています。ただ、そのプラントを設置する場所が、空き地がなくて、なくて、道路であったり、または、駐車場を借りるとか、そういう形でしかできないのかなとも思っています。でも、そこは根気よくですね、交渉しながら、ぜひ、進めて行って、その大島海峡、特に大湊の方に、あの川の汚れを何とかなくしてほしい。ぜひ、頑張ってくださいね。私自身もその事務所の方々、もし知っておられれば折衝、当たりたいと思っています。ぜひ、進めて行っていただきたい。

次に、6ページ、それから、上の方、上から何行目、6行目、7行目ぐらい。防災行政無線戸別受信機。これは、昨日の補正で出ていましたから、繰越明許でも出ましたので、大体分かりましたけれども、今現在、その、例えばその無線機の買い付けとか、それから、何か所か設置した場所がありますか。どれまで、どれぐらい進んでいますか、この事業は。

○総務課長（福原章仁君） はい、お答えいたします。この防災行政無線、戸別受信機ですね、においてはですね、3年度から5年度にかけて、本町全域に配備するというものでございまして、3年度の事業がですね、ついこの前、3月の2日に、2月3日に国の補助事業の採択を受けましたので、まだこれからですね、今度、また県の申請をしていますので、県の通知、採択の通知を待ってですね、発注に入るということで、まだ工事に関してはですね、これからということでございます。

○7番（池田啓一君） ただ、この防災行政無線に関してなんですけれども、以前取り付けたもの。そして、その後、ラジオみたいなものがこう給付されまして、今回に至り、3、3度目なんですけれども、どういう形のものなのか。今、一番最初作ったとき、この無線が入りづらいところには戸別で、その家屋にですね、家にアンテナを立てて受信するようにしていましたけれども、今後はそのような工事、若しくはそういうアンテナを立てるようなことも必要になってくるのか。

○総務課長（福原章仁君） 基本的にはですね、屋外のラップと言いますかね、ありますね。そこに局を設けます。そこから、はい、配信します。委託事業、委託は、調査設計は、その調査関係は終わっていますので、そこで、やはり何件かですね、取り付けるときに入らない、その電波がですね、箇所が出てくるだろうというふうに予測しています。その部分に関してはですね、また、家の方に、その個人ですね、アンテナを付けて、入るようにですね、全世帯が入るような、そういった取り付けになるということでございます。

○7番（池田啓一君） 了解しました。ぜひ、今度こそいいものができると思います。

次に、6、その前、6ページですね。6ページのこの奄美大島世界遺産センター、これは住用のできるんですよ、ことを言っていますよね。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。この箇所はですね、奄美マングロ、住用ですね、マングローブパークにできる予定になっております。今回ですね、4年の7月の26日にオープン予定

にしております。

○7番（池田啓一君） このことも、私たち議会も一生懸命取り組んできたんですけれども、住用、マングローブ、分かりました。

次に、8ページ、8ページの真ん中からちょっと上ですね、キビ酢村構想、現在の進捗状況をお願いします。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 現在ですね、基本計画策定を、3月の20日ですかね、が作成が済む予定としております。今後ですね、これを基にですね、実施設計とかに入れたらと思っています。

○7番（池田啓一君） このことに関してなんですけれども、そのキビ酢村構想、出てからもう何年も経っています。もちろん、名前だけはもう町民も御存知かと思えます。このことについては、ぜひ、先だつての加計呂麻ターミナルについてと同じように、ぜひ、住民への説明も行ってほしい。そして、そこでその今後の、これに対する、キビ酢村構想に対する町の思い、加計呂麻をこういうふうにしていきたいんだ、そのためにはターミナルと結びついて、こうしていくんだっていう部分が、町民に、町民に伝えられるような形での説明をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） そうですね。やっぱり加計呂麻島民、また、町民、理解をもらいながら、キビ酢構想を進めて行ければと考えております。

○7番（池田啓一君） 今、課長がおっしゃったように、理解をもらうためには、やはり説明。そして、そこでいろいろな苦言、または、問題、出てくると思います。ですが、それをいい形に変えていき、町民、島民がやはり賛同してもらえるような。でなければ、島民の方々が頑張れない。このことは、加計呂麻島民が頑張らないと、物を造って、あと、何もできなくなってしまうので、ぜひ、そうであってほしいと思います。課長、お互いに頑張りましょう。何とか島民を説得して、こういう形をつくって、みんなでこうして頑張っていこうっていうものを、前面に出して、頑張っていきたいと思います。ぜひ、成功させて。

次に、9ページの一番下なんですけれども、観光についてなんですけれども、一番下のそのダイビングスポット整備事業ってありますけれども、これについて。ダイビングスポット、サンゴか魚か、奄美トンネルか、いろんなところがあります。また、青の洞窟的などところもたくさんあります。どういった形の整備をするのか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。本町にはですね、世界に誇る大島海峡がございます。この中で、ダイビングスポットやシュノーケリングスポットとして、観光客に喜ばれています。また、荒天時にもですね、対応できるよう、ダイビングポイントをですね、に係留ブイ、ブイをですね、設置し、投錨によりサンゴ礁破壊防止を行う事業でございます。箇所としましては、23か所の係留ブイの補修ですね。今、あるもの、補修。新設の方を13か所、予定しております。それと、漂着ごみの清掃関係をやる予定にしています。これはですね、海を守る会、瀬戸内、奄美せ

とうち観光協会、漁協、町で協議、町で協議しながらですね、進めて行く予定にしております。

○7番（池田啓一君） 今、課長が言われて、言われましたとおり、その投錨ですね。要するに、イカルを、錨を下すことによって、風が強いときに、波が荒いときに流されてしまう。そうすると、サンゴを壊してしまう。ですから、そこに予め流されないようなアンカーを打って、船をそれに係留する。そのことはもう、以前からやっていま、やっておりますけれども、また、新たにそういうものを設置しながら、また、古いものを新しいものに変えながら、そのダイビングスポットを守っていく。

もう一つは、今、出てこなかったんですけども、本当に加計呂麻周辺には、シュノーケリングで入っていける青の洞窟的な、そのかし、その代わり、天気良くて、日が差し込んでくれば、本当に青の洞窟よりもきれいな場所もあります。そういうものも、ぜひ、町の観光課として、調べてですね、そういうものも載せるように、挙げていくように。そして、広く宣伝していただきたいと思います。ぜひ、頑張ってください。

次に、10ページですね。今、ここに出ています、相談できる環境づくりについて。生活上の困りごとや地域課題。嘉徳集落は本当、まさにそのとおりです。夜も眠らない、眠れない。誰かにしゃべ、警察に相談しても、犯罪を起こしていない限り、何もできない。私たちだけでは、もうどうしようもない。県に相談しても、やはり、事件性がないので。だけど、工事するために、そこに土嚢を運ぶために枝を折っただけで、すごく言われてしまう。文句を言われてしまう。ヤドカリ1匹殺ただけで、言われてしまう。そういうことが繰り返されているそうです。

次に、その下の定住促進対策として、Uターン者資格取得、これなんですけれども、私は一般質問でも12月にやったんですけども、ただ、中身を聞かなくてですね。このUターン者資格取得っていう、その取得、資格っていうのは、どういうものをあげられるんですか。

○企画課長（登島敏文君） いろんなその業種で必要な資格になりますけれども、こちらで一番多いのが、その建設業の関係のいろんな重機の資格だったりとか、そういったところになりますね。

○7番（池田啓一君） 例えば、今、課長がおっしゃったように、重機であったり、ユニックもそのうちに入るでしょう。もちろん、小さいことと言えば草刈り機とかチェーンソーとか、そういったものの免許取得助成ですから、全額ではないと思いますけれども、どうでしょうか。何割ぐらい。

○企画課長（登島敏文君） ちょっと確認いたします。すみません。

○7番（池田啓一君） 次に、11ページ、この上から2行目の奄美せとうち地域公社。この件に関して、今、私たち議会に、議会だけじゃなくて、その町民に対してもあまり見えてこないんで、ですけども、どのような形で活動しているのか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 奄美、奄美せとうち地域公社はですね、今、ふるさと納税業務と、あと、いっちゃむんの業務を担当しております。

○7番（池田啓一君） そのことは知って、知っているんですけども、例えばその地域公社としてですね、新しい瀬戸内町の商品開発とか、その地域公社がするのではない、なくてもですね、農家

の方々、若しくは、水産業の方々、そしてまた、それに携わる婦人部であったり、加工する方々とのそういう連携とか話し合いとかはもったことないでしょうか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 今、現在ですね、地域公社に1人、週に2日、3日入ってですね、ふるさと納税、返礼品の商品の開発とか、あとですね、業者とですね、業種、業種の、と交渉してですね、こういう、したらどうですか、こういうのを作れないですかとかいう、そういう開発等を行ってもおきます。

○7番（池田啓一君） そのことも、あまり見えないもんだから、どうなっているのかなと思って。そのふるさと納税に対しては、件に関しては、増えていますか、減っていますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 2年度と比較しまして、今現在のところ、やや下がっているぐらい、数100万ぐらいですね、下がっているぐらいだと聞いております。

○7番（池田啓一君） 今年はタンカンもほぼ裏作だったんじゃないかなと思います。そういう返礼品の少なさも、結構響いてくるだろうし、そこら辺をそのせとうち地域公社の方々、方、方って言うのかな、任すだけじゃなくて、なんとか、なんか、手伝いができること、農林課でやれること、または、水産業でやれること等はあると思うんですけども、どうでしょうかね。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） そうですね。観光業とかいろいろありますんで、やっぱり関係課と協議をしながらですね、体験型とか、いろいろなメニューを開発していければと思っています。また、現在ですね、11件の体験型を掲載しているところです。

○7番（池田啓一君） ぜひ、もちろん連携して、もちろん連携していると思います。一步踏み込んだ形ですね、その、今おっしゃった体験型観光であるんなら、観光を専門にしている方々との話し合いもしながら、そういうツアーも含めた商品づくりに頑張っていただきたい。先ほど、私が言ったダイビングスポットの件でも、まだまだ瀬戸内町ではいいところがあるから、そういうものも含めて、このせとうち公社につなげていただきたいと思っています。

最後になりましたけれども、13ページ、各種計画に基づいた公共施設の整備についての中の実行中から下ですね。加計呂麻島における、俵地区において、港、港湾、造っていますけれども、計画から随分遅れていると思いますけれども、どうなんでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。計画ではですね、4年度完成予定にしております。しかし、3年度ですね、今年度、繰越、申請をしています。今年度、繰り越した形で、また、4年度もですね、発注をした形。また、4年度も時期的にはもう繰越になるんじゃないかなと考えております。完成は5年度予定になると思います。

○企画課長（登島敏文君） 先ほどの金額ですね、資格取得の。資格取得経費の3分の2で、上限が10万円となっております、その職種がですね、医療、介護、福祉等関係、それから、建築、土木、製造等関係、運輸、運転関係、教育、保育等関係、サービス関係、防災関係のいろいろな資格に適應するということになっています。

○社会教育課長（保島弘満君） 先ほどの池田議員の指定に関して、立入禁止とかそういった制限が

あるのかっていうことだったんですけれども、そういった制約はありません。ただ、植樹とか、個人的に植樹したり、構造物を建てたり、そういったことが制約がかかったり、また、届け出が必要になるっていうことです。今、遺跡調査事業も5年間かけてやって、終了しております。また、その発掘調査報告書ってというのが、今、9.8割ほど出来上がってまして、今週、3月の上旬にはその報告書、300ページの500部を作って、全国の、鹿児島県と沖縄県の教育委員会、図書館、郷土館、そして、全国の大学、考古学の、がある、考古学のゼミをしている大学、そういったところに広く周知、広報して、観光資源としての価値も上がるものと思っています。

○議長（向野 忍君） 休憩します。再開は、3時10分からとします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時10分

○議長（向野 忍君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○6番（元井直志君） 6ページをお願いします。地域温暖化対策、西古見小・中学校跡地に太陽光発電、風力発電、電気自動車による蓄電等を導入したオートキャンプ場を整備するとあります。ここはですね、電気自動車を持って行ったら電気の充電ができる施設だと思います。その辺、どうですか。

○企画課長（登島敏文君） 今の計画では、その、そういったこともできる施設であります。まずはその太陽光を、太陽光と風力発電で起きた電気を、電気自動車に蓄電するというのも同時にあります。来た車も充電できるようにする予定です。

○6番（元井直志君） そもそもこの電気自動車に蓄電する、蓄電するっていうか、電気自動車に電気を供給する設備というのは、瀬戸内町内、奄美群島内、奄美大島ですね、その辺にあるんですか、今。

○企画課長（登島敏文君） 奄美大島内では、ちょっと確認しておりません。

○6番（元井直志君） 町内は。

○企画課長（登島敏文君） 瀬戸内町内ですか。いや、確認しておりません。

○6番（元井直志君） まず第一にですね、遠く離れた西古見に、必要でもありますが、取り敢えず、やっぱり近場にそういう施設がないと、電気自動車を幾ら町が勧めても、燃料を、政策としてですね、進めても役に立たないんじゃないかと思います。まず、近場にそういう施設を造ることが必要だと思います。その辺の対策はどうですか。

○企画課長（登島敏文君） この西古見の今回の、全体の予算で一応8,000万組んでおりますけれども、その中で、その市街地のところもですね、一応、計画の中には入っております。

○6番（元井直志君） 電気自動車を導入するにはですね、やっぱりこう、そういう施設をまず造ることが大事だと思うんで、その辺も参考にしながらですね、ぜひ、進めて行きたいと、いっていた

だきたいと思っています。

○町長（鎌田愛人君） この、今回の西古見の計画とは別にですね、本町は三菱自動車と災害時の、災害時に電気自動車から電源を供給する、供給する災害協定を結んでおります。その電気自動車は家庭用の電気から、何か機械を通して充電するという、そういう仕組みの、今、車ありますので、それも含めですね、その車も、普及の含め、今後、電気自動車、もう今、そういう時代の流れになってきているような感じもしますんで、その西古見のそういう充電施設、また、車種によっては家庭用の電源から充電できる、そういうのもありますので、そういうことも含めて考えていきたいというふうに考えております。

○6番（元井直志君） その上ですね、野良ネコのTNR事業というのがありますけれども、このTNR事業というのはどういう事業です。

○町民生活課長（鼻 憲二君） はい、お答えします。トラップ、罠を仕掛けてですね、捕まえて、中性化、要は不妊治療を施してですね、R、リターン、また、元に戻すという事業であります。

○6番（元井直志君） その次にですね、次のページの7ページですね。ブルーカーボンの促進。さらに、3R運動を推進し、町内におけるごみの減量化、再生化に努めて参りますとありますが、3R運動というのはどういうこと。

○町民生活課長（鼻 憲二君） はい、お答えします。リデュース、廃棄物の発生を少なくする、リデュース。使用済み製品や、その部品を繰り返し使用するリユース。それと、廃棄物や原材料をさらにエネルギー減として有効利用するリサイクル。この三つのRをもって3R運動と申しあげます。

○6番（元井直志君） 分かりました、はい。

9ページですね、観光施設整備事業については、トイレ、シャワー施設等の新設、建、改修等の整備を進めて参りますとありますが、トイレ、シャワー施設のですね、新設というのはいくつのことでしょうか。未定ですか。予定しているところはあるんですか。

○水産観光課長（義田公造君） 高知山のですね、トイレを計画予定にしております。

○6番（元井直志君） トイレを、現在あるトイレを取り壊して、新設するという。

○水産観光課長（義田公造君） そうです。今あるやつを取り壊してですね、新設する予定にしております。

○6番（元井直志君） これは、水洗に。水洗でしょうけれども、水は十分ですか。

○水産観光課長（義田公造君） 循環型のトイレにする予定にしております。

○6番（元井直志君） 次の10ページですね。集落の活性化について。地区コミュニティ担当職員を選任し、集落との連携強化を図り、地域課題の解決につなげますとあります。この地区コミュニティ職員をですね、選任するのはとてもいいことなんですけれども、この役割をですね、しっかりと定めていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺、どうですか。

○企画課長（登島敏文君） 前回からいろいろ、議会でもいろいろありましたけれども、結局、連絡

調整員、一段回がですね、連絡調整を図ると。専門の課に、と相談してですね、解決策を探ると。集落の方に解決策を伝えるというのが、地区コミュニティ職員の役割であります。

○6番（元井直志君） コミュニティ職員に集落の内容を伝えれば、コミュニティ職員がそれに対応して、役場との接点を図るとい、そういう解釈でよろしいです。

○企画課長（登島敏文君） はい。別に要望書を出しても、出していただいても構いませんし、小さい案件でしたら、コミュニティ職員に直接、電話でお話していただいても済む案件もあると思います。それで、要項に書いてある地域課題を解決するというのは、そういう意味であります。

○6番（元井直志君） 以上です。

○10番（岡田弘通君） 4年度のこの施政方針を見ますと、ゼロカーボン宣言を本町が行い、その実現に向けた主な主要施策が盛り込まれているんじゃないかなと、このように思っておりますが、それで、これを受けて、1ページのブルーエコノミー政策を実現するために、海洋の町せとうちみらいプロジェクトの体制構築を図り、そして、そのグランドデザインの基本構想を定めますとありますが、その体制づくり、あるいはその策定のスケジュール等について、お尋ねをいたします。

○企画課長（登島敏文君） 体制につきましては、役場の関係各課と、あと、関係団体などがあり、を予定しております。スケジュールとしましては、今年度中に策定したいと思っております。

○10番（岡田弘通君） ぜひですね、これまでやはり我が町は海洋の町ということでしたので、標榜してましたので、これが、この海洋の資源が大いに利活用されて、海洋のまちづくりの発展につながるような基本構想を定めてもらいたいと思います。

次に、西古見のその跡地利用の件でございますが、大体内容は分かってきました。これはもう、全体計画なのか、それとも、今後のその他の計画などがあるのかをお尋ねします。

○企画課長（登島敏文君） 今年度はオートキャンプ場として整備いたしますが、1年間実施してみますね、集落の要望であったり、我々が見て、今後ですね、いろいろと会議室とか、いろんなものを整備していった、ワーケーション施設にした方がいいとか、いろいろ、今のところはですね、未定なんですけれども、将来、そういったところに発展していくという、そういう可能性はあります。

○10番（岡田弘通君） 確かにですね、この西古見地域、西方地域の再開発と言いますか、これまで言ってきましたし、本島内の西回り地区の開発促進、そして、南部の連携ということで、こう言ってきましたので、町長やら皆さんが言っているように、何とかこの西回り地域を再開発して、南部3町村のつながり、そして、連携した発展をですね、こう模索してもらいたいなということですので、この西古見のこの施設を充実をさせて、さらにまた、その波及効果をですね、もたらすような、そういう施設にしてもらいたいと、このように思っております。

次に、7ページですね、7ページのグランドデザインの策定ということですが、その中に、経済、社会、環境、エネルギーの4側面からの基本構想を具体化を策定するということなんです、こう、分かりやすく、簡単に、この内容について説明をお願いします。

○企画課長（登島敏文君） 全体の大きいところから言いますと、その2030年に町がどうあるべきかというところからスタートしますね。そのためには、2030年にこういう町になりたいというのが、もう、想定したとしてですね、そのために、策定ですね、したとして、そのために、今、何をすべきか、5年後に何をすべきか、10年後に何をすべきか。そういったことをですね、定めていく計画であります。その起点となるのが、その、今のところはですね、案として、ブルーエコノミー、これを検討して、いろんな計画をつくっていきましょう。その計画をつくることで、計画の中に、また、具体策、具体策の事業を入れていくことで、今のその長期振興計画であったり、まち・ひと・しごと計画、総合戦略であったり、いろんな計画ありますけれども、その加速化をですね、図っていくという計画であります。ですので、その今の、たまたま、一ついい事例がありましてですね、それは西古見なんですね。それで、再エネを利用して、廃校利用。集落の活性化を図る。同時に、集落の防災力も高めていくという、この四つですね、今でいうと、長期振興計画、それから、防災計画であったり、そういうものの加速が図られていく。一つの事業でですね。そういった具体的な事業もたくさん示していくということになります。

○10番（岡田弘通君） 最近のいろんなこの言葉の中に、こう横文字が多くてですね、ブルーエコノミーとかですね、いろんな件で、我々、ちょっと高齢者にはなかなかなじめないところもあるんですけどもね。このブルーエコノミー政策というのは、本当に我が町に一番適した、様々な事業があるんじゃないかなとも感じました。とにかく、この海を守りながら、経済や社会全体を、持続可能な開発目標に発展させるということで、海洋産業、漁業の振興、そして、海洋観光などを目指すというようなことで、この件につきましては、もう我が町には本当に適した、様々な事業がここに適応されるんじゃないかなと思いますので、この件につきましては、やはりゼロカーボンを宣言してあるところには、国はその大きな支援策をするということでもありますので、国・県と大いに連携をされて、様々な事業を導入するようにですね、頑張ってもらいたいなど、このように思っております。

次に、9ページのシーカヤック大会が、やはり30回目を迎えるということで、この我が町のシーカヤック隊は、カヤック大会は、もう海のイベントとしては、県下でも一番いいイベントじゃないかなと思いますので、何か特別な企画などが今年は考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○水産観光課長（義田公造君） 今回、30回大会に、もう記念の大会になっております。また、前回からずっと基金の方もですね、積み立てた分もありまして、まだ決定はしておりませんが、いろんな方をですね、呼んで、イベント等もですね、後夜祭等もですね、進めていきたいなど考えております。

○10番（岡田弘通君） やはり、もうこの2年間、開催もされていませんしですね、やはり、これもやはり、ブルーエコノミーの一つにつながっていくんじゃないかなとも思いますので、今年はコロナ関係でどうなるか分かりませんが、できる際には、ぜひ、こう大きなイベントをですね、やっていただいて、我が町を大いにPRして、観光にもつなげていってほしいと思いますので、そ

のことについては要望をしておきます。

次に、11ページの企業誘致を目指した新たなプロジェクトの創設ということがありますが、これはどのようなものなのか、説明を伺います。

○企画課長（登島敏文君） これはですね、普通に企業版ふるさと納税をいただくっていうこともあるんですけども、これはインターネットのサイトで、ふるさと納税をして、瀬戸内町でゆっくりしませんかという事業でしてですね、一応、30万をそのサイトに企業さんが入ると、企業版ふるさと納税をしたことになります。手数料3万円取られて、27万円が町の方に入ってくる。その27万円で、宿泊センターHUB、例えばですね、こられた企業さんがこちらで金を落としていくということになります。ですので、自分のお金で宿泊とかするんですけども、企業さんにとっては税の控除も得られるということの、そういう仕組みですね、そういったものが、この新たなプロジェクトということになります。

○10番（岡田弘通君） 我々がなかなかこう、このラインとかいろんなものについてはですね、こうすぐにこう解釈をできない面もあるんですけども、予算審査やら、また、直接課に出向いてですね、その内容などについてお聞きしてみたいなと思っています。

最後に、13ページの自衛隊の分屯地までの道路の整備の件ですが、これはその分屯地までの道路なのか、それとも、節子集落までの整備も含めてなのか、その辺をちょっとお尋ねをいたします。

○建設課長（西村強志君） 整備計画につきましては、分屯地までの、今、計画となっております。それが終わり次第、2期として、旧国道の三叉路から、今、節子と嘉徳に行く三叉路、そこを2期計画としております。節子集落に関しましては、その後の計画になろうかとは考えております。

○町長（鎌田愛人君） この事業はですね、防衛省予算の中で100%補助の事業であります。先ほど、課長からもありましたように、今、計画しているのは嘉徳に行く三叉路ですね。旧国道から入って、まず、嘉徳に行くと、分屯地に行く三叉路がありますけれども、そこから分屯地までの期間をですね、区間を、数年かけて、100%補助でやっていきます。今後についてもですね、この100%補助の事業というのは大変、町にとってもありがたい事業でありますので、その節子までの改良の必要性などもですね、我々も訴えながら、この事業が継続していけるようにしていきたいというふうに思っていますし、また、町発注ですのでね、町内の業者が指名に入りますので、この、このことについてもいい事業だというふうに思って、今後も防衛省、九州防衛局などとですね、協議して、この事業を大いに活用できるように頑張っていきたいというふうに思っています。

○10番（岡田弘通君） 今、町長から説明がありましたように、この補助事業でも、本当に有利でありますし、また、町が発注をできるという、本当にこれはいい、素晴らしい事業でありますので、ぜひ、嘉徳集落前をですね、延長については、今後、防衛省といろいろとこう協議をされて、その実現に向けて頑張ってもらいたいなど、このように思います。

○町長（鎌田愛人君） 嘉徳、節子、どちらですか、節子でしょう。節子に向けては、そう。道路造る際に、要望する際にもですね、その関連性がないとですね、なかなか事業になりませんので、そ

これを研究しながらですね、節子については関連性をこう、向こうに、九州防衛局に訴えていきたいというふうに思っています。

○10番(岡田弘通君) はい、ぜひですね、この4年度の、町長が1時間20分をかけてですね、この施政方針を読み上げた、諸々の事業の実現に向けてですね、今年度も取り組んでいってもらいたいということを要望して、これで終わります。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑ありませんか。

○1番(泰山祐一君) まず、この施政方針、つくっていただきまして、関係者の皆様、ありがとうございます。この一生懸命つくっていただいた、令和3年度から、私の方、この議場でいろいろと質問させていただいておりまして、考えの方深めて、皆様の方に、このy o u t u b eなど通しながら、見ていただいて、これからの瀬戸内町、今年度、どういうことをしていくのか、そういったものをより深く知っていただけたらなというふうに思って、今回もまた、質問させていただきます。

まず、昨年もですね、質問させていただいたところになりますが、1ページ目のところの、まずはじめにというところになります。非常に私も、昨年も申し上げました、こちら、誰一人取り残されず幸せで輝いて行ける島という、こちらの基本理念ですね、非常に素晴らしいと思っております。今、この令和3年度の施政方針並びに令和4年度の今回の施政方針も、様々な取組をしていく上で、この実現に向けて、着実に、一步一步歩んでいる最中かなと思います。しかし、昨日、議場でお話させていただいた中の、一つ、答弁の中で、あるお話がございました。必ず、このいろいろな調査をしたり、アンケートをしたりということで、それが全ていい答えではないというようなお話、ございました。また、その調査、アンケート等をした中で、反対されてもやる必要があるかもしれない、そういったようなお話、いただきました。ここの部分で、昨日、お話をいただいた中で、いろいろと話がなかなか噛み合わないなというようなこともございました。まさにここの誰一人取り残されずという意味合いが、私自身、当局がどのように思っているのかというようなことを、またちょっと深堀りしたいなと思ひまして、この誰一人取り残されずというものは、どこまでの範囲を言われていらっしゃるのかというところのお考えを、改めて伺えますでしょうか。

○企画課長(登島敏文君) 誰一人の前に、多分ちょっと取り違えてるんじゃないかと思うんですけども、反対されてもやるとか言ってなくてですね、古仁屋高校の寮の話ですねよね。地域未来留学生の話ですよ、違いますか。そうですね。それは、あのときに仮に反対されて、それをしなかったら、今頃古仁屋高校の入学生は12名だったんですよと言ったんです。そういう意味ですよ。反対されてもやるとかは言ってないです。まず、それが一つですね、いいですか、はい。

○1番(泰山祐一君) すいません、昨日の振り返り、見させていただきましたが、反対されてもというようなお言葉を出しておりましたが、違うということで、取消しということですかね。

○企画課長(登島敏文君) それはまた、私も確認してみます。今、別に今の段階では取り消しません。そういったつもりは全くないので。そうじゃないと、文脈合わないじゃないですか。そうです

よね、はい。それはいいです。この誰一人取り残されずというのはですね、一番大きな、その、この言葉にウエイトを占めるところは、この多様な人々への支援というところですね。こういう、児童福祉であったり、老人福祉であったり、生活困窮者であったり、そういった人を取り残さないように頑張りますという意味です。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。そういった取組、随時やられていらっしゃる、はい、お見受けしております。また、その中で、昨今、昨年からですね、ずっと続いております、このコロナの影響、続いております。その中で、いろいろな問い合わせ、受けていらっしゃると思いますが、例えば放送のお話があると思います。その中で、各地域の方々が、コロナの感染者が出た際に、ホームページを見てほしいというようなお話をいただいていると思いますが、それに対して、私たち自身はホームページを見ることができないというようなお話、いただいているんじゃないかなと思います。その中で、やはりその情報の中で、格差も起きているのかなと思うんですね。こういった部分は、誰一人取り残されないという意味合いにもなるんでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） それは、その瀬戸内町が今持っている媒体ですね、防災無線であったり、ラジオであったり、広報紙であったり。そういったものを使ってやる、今のところ、それしかないです。

○1番（泰山祐一君） 今、そのような取組、対応をいただいていると、はい、拝見しております。その中で、突っ込んだ話になりますが、実際に感染者が出たというようなことで、例えば何名出たのかとか、そういったお話、してもらえないかなとか、いろいろな多分お話があって、できること、できないこと、多分、ありながら、取捨選択をされて、今に至ると思うんですけども、そういった部分で、どこまでできないのかっていうのが、なかなかこう町民の方々が分かりかねているのかなと思うんですね。その部分で、改めてその取り残されている、取り残しているつもりはないんですよというようなことを、ちょっと理由をお尋ねしたいんですけども、よろしいですか。

○総務課長（福原章仁君） 議員のおっしゃる、その取り残される、防災無線のその情報の話、されましたが、必ずしも何名感染したということは、私ども、重要だと思っております。この防災無線で話、放送を町長がするのはなぜかと言いますと、町でこういったコロナ感染者が町内でも発生したということで、町民に対しての注意喚起、それと、こういった町内からも感染者が、陽性者が出たということへの情報発信ということでやっております、その何名出たかどうかという、その部分に対しての、申し上げているんですか。もう一度、お願いいたします。

○1番（泰山祐一君） はい、細かく申し上げますと、その何名ということもそうですし、あと、例えばどここのエリアで出たのかもしれないということで、例えば加計呂麻島や請島や与路島の方たちも。

○議長（向野 忍君） ちょっと待ってください。ちょっと待って。はい、どうぞ。

○1番（泰山祐一君） そういった島の方々も、御心配されている方も、昨年、いらっしゃいましたので、そういった部分で、個人情報等々あると思います。そういったところを含めた説明をお願い

します。

○総務課長（福原章仁君） それはですね、町民の声でも議員と似たような意見が出ておりますが、エリアと言いますけれども、この情報はですね、こちらにも来ません。どのエリアが出た、どの島から出たというのは来ません。ですので、こちらとしても、こういった情報は分かりませんので、流せません。ですので、今、分かっている範囲の情報を、もうとにかく、さっきも答弁言いました、情報の発信と注意喚起、それを町民の皆様にはしていただきたいということでの放送をしているということでございます。

○町長（鎌田愛人君） その私の放送の中で、感染者や医療従事者に配慮したという言葉を使っていると思います。その地域を限定するとですね、その感染された、どこの地域で感染者が出たという、地域を指定すると、その感染された方、また、その周りの方々にとって、精神的な、ただでさえ感染した中でですね、その地域まで指定してすることに対しては、その感染された人の気持ちに寄り添った放送じゃないというふうに思います。我々は、先ほど課長からあったように、感染者が出たという必要最小限の情報と、情報、そういう情報しか入らないわけですから、それと、注意喚起を促すわけですから、そういう中で、もっと詳しく情報を発信してくださいという声。情報発信しないでくれと、そういう声も両方あります。そういう中で、我々が今、私がやっている感染者が確認された場合の、ときの放送というのは、そういう感染者にも配慮した中での放送というのは、放送しているということは、ぜひ、泰山議員もですね、もし、ぜひ、理解していただきたいというふうに思います。感染された人の立場に立ってもいるということも重要であります。

○1番（泰山祐一君） はい、町長のおっしゃっている意味、非常に分かります。しかしながら、そういう中で、町長も両方の意見を聞きながら、その上で今の対応をさせていただいているということで、このお話を聞いていただいて、町民の方々の理解が増せばいいなというふうに思います。

また、その中で、先ほど池田議員の方からも少しお話がちらっと出ましたが、今、嘉徳の護岸工事の件で、集落の方々、並びに、今、集落でずっといらっしゃるの方々、今、護岸工事を検討し直してほしいと言っている、いらっしゃるの方々、その方々を含めですね、今、護岸工事を検討してほしいと言っている方々が、なかなかこう行政の方々に対して、話し合いの場を設けてくれないというようなお話を聞いたりもします。その上で、この基本理念に則った対応として、町長自身が、今後、どのような形で、この嘉徳、護岸工事というのを対応されるのかというのを、改めて伺えますか。

○町長（鎌田愛人君） この件につきましては、嘉徳集落の代表と私の連名で、県に要望しています。早期の完成ですよね、完成か着工か忘れましたが、要望しております。この事業がですね、早期に着工して完成して、その集落の方々が、先ほど池田議員からもありましたけれども、大変苦しんでおります。静かな、一日も早く、静かな生活が取り戻せるようですね、安全・安心して住め、暮らしていける、そういうためにも、この事業が早期に実現できるように、私はそれを願っております。

○1番(泰山祐一君) はい、その中で質問させていただいた、話し合いを町長自身がその方々というふうなことは、今後、されるのでしょうか。もうする気はないということでしょうか。

○町長(鎌田愛人君) そのことも含め、回答しませんと相手方には回答しています。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。そういった回答は出されているということですね、承知しました。そうしましたら、こちらの部分は次に行かせていただきたいと思います。

同じページになります。保健・福祉・医療のところになります。こちらの居住支援協議会の設立の件なんですけれども、こちら、令和3年度にも同様の設立というふうなことが、書いてありましたが、令和3年度、どのような取組をされて、令和4年度はさらにどういったことになっているのかというふうなところを伺えますか。

○保健福祉課長(昇 克己君) 令和3年度に関しましてはですね、この設立自体はしておりません。コロナ禍でちょっと開催等ができなかったというのがあります。また、今年度ですね、行政、福祉関係者、不動産事業者、民間、大家さん等が連携してですね、1人暮らしの高齢者など、住宅確保要配慮者などがですね、住まいの確保ができるような協議を、協議会をですね、設立したいと考えております。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。今後ですけれども、また、コロナの状況、いろいろあるかとは思いますが。その中で、令和3年度はその会を開くことができず、協議会の設立に至らなかったということでしたが、工夫次第でできるのか、できないのかちょっと分かりませんが、例えば今、リモートで話し合いなどもできる場も、つくることもできますので、そういったところで、もし、使えるのかどうかも含めてですね、今後、何かあったときに御検討の材料にしてもらえればと思います。

次に行かせていただきます。2ページ、お願いいたします。2ページ目の出産、子育て支援の充実についてのところですが、こちらの4行目ですね、オンラインによる情報提供などの子育て包括、子育て世代包括支援センターの支援体制を引き続き実施して参りますというふうなことが書かれております。こちら、昨年のもと比較したときに、オンラインによる情報提供、あと、この中でですね、プラスとして相談というふうな言葉もございましたが、実際に、こちら、オンラインでの相談というふうなことは、令和3年度期間はやられたから、こちら、令和4年度には書いていないのか。もう、やはり必要がないというふうなことで消されたのか、どのようになりますか。

○保健福祉課長(昇 克己君) 令和3年度においてですね、そのオンラインの相談ということで書いてあったと思うんですけれども、その体制が確立できなかったということでもあります。今年度は、今年度の施政方針の方には書いてありませんが、オンラインの部分がですね、なかなかこう、ちょっと今、確立できていないということですね、今、対象者という、ズームとか、そういう形があるんですけれども、個人的に持ってない方もいるとかですね、そういうのがあるので、確立でき次第ですね、また、考えていきたいと考え、思っております。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。引き続き、そちらの方、準備など、検討、よろしくお

願いたします。

続きまして、医療・介護の地域格差の是正についての箇所になりますが、こちらなんですけれども、実際に、また、地域間の医療介護の格差の是正に向けては、遠隔健康医療相談などのICTを活用した相談診療体制を充実させて、地域住民間の連携を図り、安心して生活できる地域づくりを促進して参りますというふうに書かれておりますが、こちらの方、昨年と同様なことが書かれておりますが、令和3年度、どのような取組をされて、令和4年度、どのような取組をされていく予定なのか、伺えますか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 今、今ですね、3年度、現在ですね、遠隔診療という形です、電話診療という形で行っております。オンライン診療という形ではできていないんですけれども、こちらの方としてはですね、対象者が限られるとか、規制があったりですね、そういうものがあって、そのオンライン診療自体は行っておりません。今現在、電話診療を行っているところであります。

○1番（泰山祐一君） そうしますと、令和4年度はオンラインにチャレンジしていくような御意向、計画などはあるのでしょうか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 今、オンライン診療というのはですね、今、ちょっと難しいという考えであります。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。

続きまして、3ページの方、願いたします。教育、文化のところの次世代に向けた教育環境の整備についてのところになりますが、一番最後の学校のコミュニティスクールづくりに努めて参りますということが書かれておりますが、こちらのコミュニティスクールについての詳細をお尋ねします。

○教育長（中村洋康君） 幼・小・中学校の学校運営につきましてはですね、地域に開かれた学校運営を推進しております。現在、各学校においては、学校評議委員会というものをですね、設置しておりますが、もっと、もっと突っ込んだといいますか、それぞれの学校にですね、学校運営協議会の設置をしたいというふうを考えております。これは法の努力規定もありますけれども、その学校運営協議会を設置してですね、各学校運営を、学校とともに地域が参画すると、地域が参画するというような働きでありますけれども、学校運営協議会の働きとしてですね、学校長が学校経営の方針を説明しますけれども、それを承認するという働きがございます。そしてまた、学校運営についてですね、教育委員会、若しくは学校に意見を述べることができるというものもあります。そしてまた、教職員の任用及び規則などについてですね、教育委員会、学校に意見を述べることができるというふうな、そういう働きがございます。よりですね、開かれたというよりも、よりともに学校運営に参画するという、そういうコミュニティスクールというものを推進していきたいというふうと考えております。

○1番（泰山祐一君） はい、共生、共に生きていくというような意味合いですね。はい、分かりま

した。期待しております。

続きまして、その下に移ります。学校施設、学校施設などの長寿命化計画に基づき、年次ごと、年次的に整備を、多くの校舎だったり、屋内運動場等をしていくというようなことですが、令和4年度、計画されているものが、決まっているものがあれば、教えていただけますか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 令和4年度の計画ということでございますが、教員住宅の解体、それから、新築に向けて、4年度、5年度に向けて行う予定がございます。それから、学校の施設整備ということでは、年次的に行っています、トイレとかの洋式化を進めるとかですね、あと、エアコン等の整備、パソコン等の整備、そういったものも、年次的に行っておりますけれども、今年度も行っていく予定となっています。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。了解です。

続きまして、4ページ、お願いいたします。4ページ、様々な、こちらの一番最後の、様々な分野において学習できる環境づくりについての箇所の、下から3行目になりますね。地域、島を興す人づくり。活力ある地域づくりのために、自ら主体的に取り組む指導者（生涯学習リーダー）の育成に努めますというお話、書いております。非常にいい取組ではないかなというふうに感じておりますが、具体的にどのような取組を行う予定などがあるのか、もしあれば、教えていただけますか。

○社会教育課長（保島弘満君） はい、この生涯学習リーダーの育成に関する研修会なんですけれども、これ、県の事業で、奄美少年自然の家に各地区町村から各種団体が集まって、様々な取組の研修会を行っているところです。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。県の事業ということですね。承知しました。

続きまして、4ページ、お願いいたします。4ページの一番下、危険家屋、空き家、空き地、住宅への取組の対策、強化についての箇所になりますが、こちら、ちょっと改めて、この文章ちょっと読ませていただいて、確認なのですが、この中の空き地に関しての対策強化というところが、ちょっと私がどこにあるのか分かりかねたのですが。その点、御意見伺えますでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） これは、ここには空き地という単語は見当たりませんが、一応その危険家屋というのが、その家屋と空き地を含めたものを危険家屋というふうに表示、危険空き家というふうに表示しておりますので、そういった意味で空き地というのが出てきているんだと思います。

○1番（泰山祐一君） 建て壊しを行った空き地を何かしらの活用をしていこうというような意味合いでよろしいですかね。はい、分かりました。

続きまして、5ページの、5ページのところですけれども、他機関連携による生活安全対策強化についての箇所になりますが、こちらの方の2段落目の、町営定期船せとなみの代替船建造については、航路改善計画策定に向けた協議会を立ち上げ、代替線建造、航路収支の改善策を検討して参りますという記載、ございますが、こちらの航路改善計画策定に向けた協議会の詳細を伺えますか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 航路改善協議会についてですけれども、委員としまして、運輸局鹿

児島支局長，あと，交通生活課長と，あと，3集落，請島，与路島の3区長ですね，それに，役場の数名，あと，商工会からなる委員で構成する予定であります。この航路改善計画，これを定めてですね，この計画の中で，経費節減とか，そういった中で，船舶の建造が必要であるという答えが出てこないと，新造船に向けて動けないという形になっております。

○1番（泰山祐一君） 分かりました。その協議会の検討した結果というものは，令和4年度中にはでそうでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） はい，4年度末には完成させて，それを基に，建造の事前協議に向かっていく予定であります。

○1番（泰山祐一君） はい，分かりました。そちらの方，進行よろしく願いいたします。

同じテーマのところの，防犯対策についてはのところになりますが，こちらの方に，各地区の防犯灯設置補助のお話，書いておりますが，こちらの方の事業の詳細，何かあれば，教えていただけますか。

○総務課長（福原章仁君） この防犯灯の維持管理に係る補助制度，これはですね，4年度，新規事業としていたします。これは，各集落のですね，方にですけれども，やはり各集落の防犯灯の電気料金についてですね，年間の4分の1を助成するというものでございます。

○1番（泰山祐一君） はい，分かりました。こちら，新しい項目だったので，はい，聞かせていただいて，4分の1の補助ということで承知いたしました。

続きまして，次のページ，6ページ，お願いいたします。6ページ目の，6ページの同じ防災のところのですね，下の最後の方に，町内8地区にAEDを設置するというので，こちら，昨年度の9月の審査の決算の委員会の方でも意見書出させていただいた内容かなとお見受けしたんですけれども，新たにこの8地区，AEDを置かれるということで，どの地区を考えているのか，これから検討するのかなど，お尋ねできますか。

○総務課長（福原章仁君） この8地区についてはですね，やはりこのAEDについてはですね，維持管理が必要であります。点検等も含めてですね。それでありますので，消防団員が常駐する地区ということで，実久地区，芝地区，秋徳地区，渡連地区，蘇刈地区，古志地区，西古見地区，嘉徳地区の8地区を予定しております。

○1番（泰山祐一君） はい，分かりました。早急にこちらの方，検討していただいて感謝しております。

続きまして，地球温暖化対策，同じ6ページになります。先ほど何度か御質問ありました西古見小・中学校跡地の活用でございますが，こちらの方ですけれども，ちょっと1点だけ，すみません，確認でして，何点か確認ですが，こちらの学校の区域がハザードマップの土砂の災害区域に多少被るというふうにちょっと聞いておるんですけれども，そちらの方は確認されて，特に問題ないということで事業を進められるのか，改めて伺えますか。

○企画課長（登島敏文君） そうですね。そこはイエローゾーンに入っておりますね。それは確認し

ております。それは確認した上で、今のところのそのオートキャンプ場であれば、特に支障はないと考えております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。もし、万が一、何かそういった災害等々があったときは、町の方が全て責任を負いますというようなところでよろしいですか。

○企画課長（登島敏文君） それは、一応、管理は集落の方にしていただきますので、天気予報、いろいろ見てですね、それで危険が予想されるというときには、その施設は閉めてください。そういったことをですね、集落の方で調整してくださいという話をしております。

○1番（泰山祐一君） はい。営業自体はそうだと思いますが、先ほどお話の中で、こちらの施政方針の表紙にも書いてあるので、非常に分かりやすいんですけども、こちら、校舎の上に太陽光パネルを設置するイメージでいらっしゃいます。まだ、仮案だと思いますけれども、こちらの方に、仮にその土砂だったり、何かしらがこう降りかかったときに、それも集落の方で、もし何か新しくするときには、費用負担しなければいけないのか、はい、修繕費を払わなければいけないのか、そういったところはどのようにお考えですか。

○企画課長（登島敏文君） そういった大規模修繕になりますからね、そういうのは瀬戸内町の方で行います。そういうことも、集落の方には伝えてあります。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。西古見の件は承知しました。

また、次、下の方にですね、海洋資源の再生というふうにあります。こちらの方、藻場のことをおっしゃっているのか、確認させていただきますか。

○企画課長（登島敏文君） はい、そうですね。幅が広いのであれですけども、藻場が主ですね、今のところはですね。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。

続きまして、その下のランドデザインの策定に関してです。こちらなんですけれども、これから様々な計画、立てられていくということで、非常に期待しております。その中で、海洋の町ということで、当然、海をテーマにされていらっしゃると思います。その中で、計画の中で、ぜひぜひ、これから、検討を既に、もうされているかもしれませんが、例えば、この山、若しくは陸ですよ。そういった部分が、やはり保存、保全されている、きれいな地域であるからこそ、この大島海峡は美しいんだ。そういったようなイメージにもつながると思いますので、そういった部分で、水産観光課、企画課だけではなく、仮にですけども、例えば農林課だったり、建設課だったり、そういった部分で、この地域の海をどのようにこうきれいにしていくためには、自分たちができることってなんなんだろうなど、そういったことも、ぜひ、御検討していただいた上で、計画の方を、幅広い形の方向性で考えてもらえたらなと思います。はい、こちらは以上です。

続きまして、新たな産業の誘致、企業支援についての箇所になります。同じ7ページになります。こちらに書かれているドローンの活用という言葉、ございます。こちらの方、現在、進捗等々、教えていただけますでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 現在のところの計画ではですね、令和4年、4年度の4月から6月の間に、10k gを運ぶドローンの実証実験を行います。それから、4年度が一番最後の4分の1半期ですね、1月から3月にかけて、30k gの、を運べるドローンの実証実験を行っていくところが確定しております。

○1番（泰山祐一君） 以前、議会の方でも何度かこの話出ておりますが、以前は200k gか100k gぐらいの大型の物を運べるようなイメージのドローンを購入するというお話でしたが、今、10k gだったり、20k gだったり、そういった部分の小型に変更されたということでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 最終的にはそこを目指しているわけでありましてけれども、これがコロナの関係で、実際にその約9か月、計画が遅れておましてですね、その関係で、今年はそれぐらいの重さの物を運ぶということになりまして、引き続き、その200k gを運べるドローンの会社とはですね、交渉しているところであります。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。そうなりますと、これからいろいろな試験等々行っていくかと思うのですが、そのドローンの大きさ、規模感にもよるとは思いますけれども、その維持管理費等々というようなものは、町としてはどのような範囲内で考えていらっしゃるのか。あと、それとですね、運営者をどこに委託するのか、若しくは町が運営するのか、その2点を伺えますか。

○企画課長（登島敏文君） そのドローンに関しての維持管理、それから、運営ですね、今のところ、包括連携協定を結んでいるそのJALさんと、JALグループさんですね、と三井住友グループさん、この、と役場とですね、3社で運営を行っていくという話を進めております。

○1番（泰山祐一君） そこは、もうそちらの民間の方々が全て運営管理をしてくださるということで、町としてはドローンだけを提供するというようなイメージになるのでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 今のところは、そうですね、ドローンの提供は瀬戸内町役場が行う。運営と維持管理が、それが三セクになるか、その民間同士の2社になるかですね、そこはまだ、確定しておりません。

○1番（泰山祐一君） はい。進捗等々の内容、分かりました。その上で、このドローンの活用事業というものが、最終、ゴール地点、どのようなところを描いているのかというようなことを、しっかりと明確にされた方がいいと思います。委託をするのか、若しくは、そのドローンだけを提供して、第三セクターなりに委託金を払ったりするのか、若しくは払わないでドローンだけの提供にするのかというようなことになるとは思いますけれども、そうなったときに、民間事業でやらなければいけなければ、その民間事業自体は、どういった町の事業者さん、奄美大島の事業者さんに影響するのかとか、いろいろな、多分、波及、影響が出てくる可能性もありますので、そういった部分も含めて、ぜひ、この令和4年度、やりながらですね、想定していただいて、企画の進行をしていただければというふうに思います、はい。

続きまして、下のですね、コワーキングスペースの箇所になりますが、すこやか福祉センターH

UBの運営を行っている指定管理者と連携を図っていくということですが、こちら、昨年度指定管理を受けられた事業者さんたちが、また、今年度も行うのか。若しくは、また、毎、年度ごとに何か公募を行う予定なのか、そこを伺えますか。

○企画課長（登島敏文君） こういうのは、ある程度、その継続的にしていった方が効果が出ると思いますので、継続していった方がいいと思いますし、この瀬戸内町の場合においても、来年度も同じところの指定管理者が管理を行っていきます。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。その上で、その指定管理者の事業者さんたち、非常に尽力していただけるとは思いますけれども、その上で、町が求める目標値というものがなんなのか。このコワーキングスペースを利用される方が、年間で何名を求めるのか。若しくは、その方たちがここに起業して何かをするのかとか。はたまた、先日の視察、視察させていただいた中で話しありましたが、そのコワーキングスペースの中で出会った事業者さん同士が、今度はそこで何か新たな事業を生み出したりとか、そういったいろいろな方向性、あると思います。そういった目標値を、ぜひ、令和4年度、設定した上で、また新たに、今の事業者さんをお願いするのか、そうじゃなくて、また新たに公募をするのかとか、ぜひ、検討していただければと思います。

続きまして、廃校の活用の話になります。柳谷議員の方からも質問ございました。答弁の中で、須子茂の学校の活用の要望があるということでしたけれども、こちらの方、須子茂の方にもちょっとお話を伺ったんですけれども、なかなか施設、校舎内の利用が、その補助金の関係なんじゃないかね、まだ国に支払っているというような関係で、国の補助金を新たに使って、改修工事等々、設備を入れたりするのが厳しいかもしれないというような話を聞いたそうなんですけれども、今後、その部分は須子茂に対して、やる気があれば、ぜひ、率先的に協力していきたいなという、当局の御意向があるのかどうか、伺えますか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 須子茂小学校は、平成30年度から廃校となっておりますが、先日、教育委員会がまだ管理している関係上、教育委員会の方に来まして、その給食室や用務員室を活用しての休憩所、あるいは軽い食堂、食事を提供するような場に使いたいというようなことがありました。教育委員会としましては、廃校になった時点で、教育財産、学校としての活用はもう見込めないということですので、それ以外の用途につきましては、我々がどうこうっていう判断する立場にはないというふうに思っておりますが、一時的なということであれば、その財産処分とか、そういう話でもなくて、申請もすることもなく活用できるということではありますので、取り敢えずその短期の、一時的なということでは許可をしたところですが、今後の、その、それを本格的に使うとかですね、長期にわたる、あるいは広範囲に使うとか、大規模な改修をつか、入れて、使いたい。そのようなことになると、もう本当のこう、用途外の使用ということにもなりますので、そこは教育委員会の範疇を超えておりますので、今、現在、その教育委員会としましては、廃校になった時点で、それを教育財産としてはもう管理できないという、用途がないということですので、管理課を町長部局の方にお願ひしながら、それをより、先ほど来ありますよう

に、集落の活性化とか、地域づくり、そういったことに資するのに使うのであればですね、町長部局の方でそこを判断していただいて、改修等必要であれば、そちらの方でやっていただければと。教育委員会がそこに、改修費を出すとかですね、そのようなことはできないというふうに考えております。

○1番(泰山祐一君) せっかくですね、町長部局もいますので、その辺、もし須子茂の集落の方々がやりたいというような意欲が非常に高ければ、今後、どのように応援されていきたいなというような御意向なのか、伺えますでしょうか。

○企画課長(登島敏文君) そうですね。その須子茂の方がどういったことを計画されているのか、まずはそこを確認してですね、検討してみたいと思います。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。ぜひ、そういった部分で、また何か相談があれば、御検討の方、よろしくお願いいたします。

同じページ、8ページ、次の8ページになります。農林水産業の振興についてになりますが、担い手の育成、確保というところ、ございますが、こちら、具体的に、今現在、農業の担い手が何名で、この令和4年度、何名を目指すのかというようなところの目標があれば、教えていただけますか。

○農林課長兼農委局長(川畑金徳君) 現在ですね、町の担い手は79名となっています。そのうち、認定農業者が30名となっております。今後ですね、担い手を、認定農業者に向け、また、取り組んでいければとは考えております。

○1番(泰山祐一君) 令和4年度は目標数値は設けないということですか。

○農林課長兼農委局長(川畑金徳君) 毎年ですね、営農支援センター、研修生徒が入っております。それをですね、また、新たな、新しい担い手と、新規就農としてですね、見ていければと。4年度は2名、研修しておりますので、その方が就農して、担い手となっていけるものと考えております。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。その新規就農の研修を受けられる方が2名ということで。諸々の計画なんですけれども、やはり、今、施政方針なので、この全部、文字、文章という形で書かれておりますが、その中で、ぜひ、目標数字、書けるものはですね、その課内の方で共有していただいて、その計画進行をしていただく中で、令和4年度の期末に振り返ってみて、どのような状況なのかというようなことの効果検証なども行っていただきたいなというふうに思います。

続きまして、同じところになりますが、スマート農業の推進という言葉もございますが、先日、新聞の方でもスマート農業の研修、やられているのをお見受けしましたが、こちら、令和4年度はどのような取組を想定していらっしゃいますでしょうか。

○農林課長兼農委局長(川畑金徳君) 昨年、3年度もですね、スマート農業の研修とかも行いましたが、今後もですね、コロナ禍でなかなか思うような研修ができなかったのも、また、これを機にですね、また、コロナ等が落ち着けばですね、それ以上のスマート農業、防除機、草刈り機、いろ

いろいろありますので、そういった研修とかができればとは思っております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。ぜひ、研修等々、御検討のほう、よろしく願いいたします。

続きまして、下にあります、同じところ、マングローブの植林という取組が書いてありますが、こちらの方、宇検村の方でもやっている記事も見かけましたが、瀬戸内町ではどの辺りにこの植林を計画していこうと思っていらっしゃるのでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。令和4年度はですね、本島側と加計呂麻側に1か所、1か所、各1か所ずつですね、予定しております。

○1番（泰山祐一君） 具体的に、なんかその場所というのはあるのでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） まだ、予定なんですけれども、小名瀬の方ですね、呑之浦の方を、予定ですね、検討しております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。了解です。宇検村で取り組まれていたの、たしか何かふるさと納税か企業版ふるさと納税か、何かこう絡めながらやられていた記憶だったんですけれども、もし、ちょっとそういった取組なども組み合わせられるようであれば、ぜひ、御検討いただければと思います。

あとですね、同じページの商店街の活性化についての箇所に移ります。こちらの方ですけれども、昨年の施政方針の中でキャッシュレスの導入が書かれておりまして、今回、書かれていないので、ある程度進んだのかなというふうに思っておりますが、もう、ある程度、商店街ではキャッシュレスが入っているというような捉え方でよろしいでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 町内のキャッシュレスの状況ですけれども、前回、夏場の時短営業の給付金、営業対象外の給付金の商工会の方で、文書を発送するときに、キャッシュレスのアンケートも同封していただきまして、370店舗に調査をいたしました。ですが、回答いただいたのが21店舗、5.6%でして、その中で導入しているというのが13店舗でありました。理由としては、その要望がないとかですね、全然その使う、使い方がわからないと。また、費用、導入費用、その月々の費用ですね、そういったのが理由で、なかなか導入が進んでいないという形でしたので、今回、この施政方針の方からは外しまして、町の方の、古仁屋の待合所、ここのキャッシュレスに向けて、今、運輸局の方と協議をしているところです。

○議長（向野 忍君） ちょっと質問中ではありますが、時間延長について、お諮りします。

本日の日程が終了するまで、時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 御異議ないようですので、本日の日程が終了するまで、時間を延長いたします。

○1番（泰山祐一君） はい、細かな情報、感謝します。ありがとうございます。キャッシュレスの

方、なかなか、瀬戸内町内では浸透、今のところは難しそうな状況だと思いますけれども、今後、世の中の流れの中で、また、やらなきゃいけないなというような御意向等々が、商店街の事業者さんとかに出てきた際に、ぜひ、そういったアフターフォローの方、フォローアップの方、お願いいたします。

続きまして、10ページ、お願いいたします。10ページの方の、先ほど、質問の中でもありましたが、集落の活性化についての箇所でございます。こちらの、地区コミュニティ担当職員を選任し、集落との連携強化を図り、地域課題の解決につなげますということで、昨年と比較すると、この地域課題の解決につなげていくというような文言がプラスされておりますが、先ほど、課長のお話、答弁もありましたが、地域から相談を受けたら、その課題に対して、一緒に解決していくよというような御意向で捉えてよろしいでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） はい、先ほど元井議員に答弁したとおりであります。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました、了解です。

続きまして、10、12ページ、お願いいたします。12ページの職員の意識改革と事務量の見直し、組織再編についてのテーマのところになりますが、こちら、昨年も同様に書かれておりました。この目指すべき職員像という、一番上のところにあるところですが、目指すべき職員像を具現化するための人材育成方法としてということで、職員の研修等々、様々な取組をしている最中だと思います。この目指すべき職員像というものは、瀬戸内町職員として一つになるのか。それとも、それぞれの職員ごとに自分たちで目標をつくるのか、どちらになりますか。

○総務課長（福原章仁君） それは、瀬戸内町職員としてでございます。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。ちなみに、その瀬戸内町職員として、目指すべき職員像というのを教えていただけますか。

○総務課長（福原章仁君） はい、この目指すべき職員像というのは、4項目ございまして、まず1点目が、住民の立場に立って行動する職員。2点目が、住民に信頼される豊かな人間性を有する職員。3点目が、効率性を意識した行財政運営を行う職員。4点目で、4点目が、新たな課題にチャレンジする職員。この4項目でございます。

○1番（泰山祐一君） 素敵な4項目だと思います。ぜひ、研修等々含めて、人材育成の方、力を、引き続き、入れていただければと思います。

その下に、その枠の中、同じにあります、押印廃止の項目、ございますが、今、庁内は押印の方の廃止は、もうされているのか、これから、令和4年度にやられる予定なのか、計画を教えてくださいいただけますか。

○総務課長（福原章仁君） はい。もうこれはですね、始まって、もうやっております、項目はもう結構、何100項目ですね、押印廃止、始まっております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。

その横にあります、ペーパーレス化の方に関しても伺いたいのですが、こちらに関しては、ペー

ペーパーレス化を進めるに当たって、何かもう、職員がもうタブレット化になっていくのか。それとも、それ以外の方法でペーパーレス化を図っていくのか、そういった計画があれば、教えていただけますか。

○総務課長（福原章仁君） このペーパーレス化ですね、これ非常にですね、今、紙ベースの方が、できるだけ少なくしようということでやっておりまして、今、議場においてもですね、職員の方は全て、紙ベースもありますが、タブレットを持って来ていると、ながらやっているということですが、やはり、この、今、このRPA含めたですね、導入するに当たってのこの費用対効果がどう見込める、見込まれるかということが、非常に重大、今、重大でありまして、その中でも、この紙ベースでの業務処理、これのペーパーレス化、これに取り組む、取り組んでいくということで、今ですね、取り敢えず、新年度の、なって、早期にですね、この取組として、まずは、このパソコンっていうんですかね、これをまた、取り敢えず購入してですね、このテレワークも含めたこのペーパーレス化へ、また、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。テレワーク化も進んでいくということですね。はい、楽しみにしております。また、AI、RPAの費用対効果のお話もありましたが、そちらの部分で、なかなかこう職員の中だけでは、こう専門的な話になってくるんで、難しい分野かなと思えますので、そういったところで、既に連携されているかもしれませんが、専門的な、こういった情報通信に詳しい方と協力していただいたり、若しくは、今も活用している地域活性化企業人の方などに、こう、協力していただいたり、新規で採用するなり、そういった部分も検討していただいたら、よりスピーディにできるのかなと感じましたので、その辺も御検討、お願いいたします。

続きまして、14ページ、お願いいたします。地方創生と財政健全化をバランスよく推進できる持続可能な行財政運営についてという箇所です、こちらの中にですね、世界に誇れる海という表現が、言葉がございます。こちら、どのようなこう、海を、実際にイメージされていらっしゃるのか。イメージがあれば、教えていただけますか。

○企画課長（登島敏文君） 全国のその自治体でですね、唯一海峡を持っている町なんですね、瀬戸内町は。一番、誇れるところはそこです。

○1番（泰山祐一君） 唯一、そういった大島海峡があるというようなことは、はい、昔からずっと続いておりますので、理解しておりますが、その中で、今、それが世界に誇れる海洋の町を、今度、目指していくわけですね。そういった中で、今度、ランドデザイン等々をいろいろ検討されながらやっていくと思うんですけども、どういったなんかこう、イメージだったり、ゴール地点を描いて、そのランドデザイン計画というのに、こう着手しようと思っていらっしゃるのか。そういったところで、見解をお尋ねします。

○企画課長（登島敏文君） このランドデザインの起点となるものが、ブルーエコノミーですから。そこには藻場があったり、観光があったり、漁業があり、そして、船舶があるわけですね。そこで、そういった産業を起点にしながら、陸上の森、そういったのも含めて、全体の経済を活性化

させていくと。そうい、イメージとしてはそういうことになると思います。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。ぜひ、その部分、これから皆様と話し合い、語らいながら、計画の方、つくっていただいて、そちらの計画、また、見ることを楽しみにしております。
以上となります。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 質疑なしと認めます。
これで、町長の施政方針に対する総括質疑を終わります。

△ 日程第14 令和4年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会設置について

○議長(向野 忍君) 日程第14、令和4年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会設置についてを議題とします。
お諮りします。

議案第13号から議案第23号までの議案11件については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9名を指名し、令和4年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 異議なしと認めます。
よって、議案第13号から議案第23号までの議案11件は、令和4年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会に付託して、審査することに決定しました。
休憩します。
正副委員長互選のため、議員控室にお集まりください。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時35分

○議長(向野 忍君) 再開します。
先ほど設置されました予算審査特別委員会の正副委員長については、互選によって、委員長に池田啓一君、副委員長に元井直志君が選任されたことを報告いたします。
これで、本日の日程は終了しました。
明日、3月4日金曜日は午前9時30分から本会議を開きます。
日程は、一般質問であります。
本日はこれで散会します。

散会 午後 4時36分

令和4年第1回瀬戸内町定例会

第 3 日

令和4年3月4日

令和4年第1回瀬戸内町議会定例会
令和4年3月4日（金曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第3号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問（通告順）

- 1 永井しずの 君
- 2 柳谷 昌臣 君
- 3 安 和弘 君
- 4 泰山 祐一 君

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和4年第1回瀬戸内町議会定例会 3月4日（金）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	長 順一君	事務局 次長	福山浩也君
庶務 議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人君	農林課長兼農委局長	川畑金徳君
副町長	奥田耕三君	建設課長	西村強志君
教育長	中村洋康君	財産管理課長	真地浩明君
総務課長	福原章仁君	水道課長	信島浩司君
企画課長	登島敏文君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
税務課長	町田孝明君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
町民生活課長	鼻 憲二君	社会教育課長	保島弘満君
保健福祉課長	鼻 克己君	総務課財政補佐	茂野清彦君
商工交通課長	勇 忠一君	総務課人事補佐	義永将晃君
水産観光課長	義田公造君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第3号のとおりであります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（向野 忍君） 日程第1，一般質問を行います。

通告に従って、質問者は順次、一般質問席において発言を許可いたします。

通告1番、永井しずの君に発言を許可いたします。

○3番（永井しずの君） おはようございます。一般質問の前に、土日、祝日も返上して3回目ワクチン接種に携わっている医療従事者の皆様、担当課の皆様、また、各団体の皆様、おかげさまで私の両親、義両親4名とも、無事接種を終えることができました。心から感謝申し上げます。いつまで続くのか分からないこのコロナ感染ですが、私たち一人一人が感染しないための生活様式を守り、自分の身は自分で守るという意識が必要だと思います。まずはワクチン接種をし、ウイズコロナに備えましょう。

それでは、令和4年第1回定例会において、通告に従い、一般質問をします。

まず1点目、町当局の防災意識について。想定外であった1月16日未明の津波警報発令は、当局はもちろん、誰もが初めての経験であり、課題もいろいろと見えてきたと思われませんが、当局が考えるところの防災意識の課題を伺いたい。

2点目、西方地区の活性化について。昨日の施政方針にもありましたが、以前、私がこの場で質問させていただいた、久慈小・中学校の廃校後の利用方法について。または、他の学校の廃校後の利用計画はないのか、伺いたい。

3点目、古仁屋高校の活性化について。先日の議会において、条例の制定が承認されましたが、古仁屋高校生に対しての給付型奨学金制度について、その内容を詳しく伺いたい。

4点目、加計呂麻島ターミナル施設について。先日、総務経済常任委員会において、担当課より説明を受けましたが、確認のため、再度、現在の進捗状況と今後の計画を伺いたい。

5点目、清水地区文化・スポーツ村整備基本構想について。たまたま、この事業の名前を耳にしますが、清水総合体育館の屋根改修工事もこの事業の一貫に含まれるのか。また、今後の計画等を伺いたい。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人君） おはようございます。質問にお答えする前に、新型コロナウイルスに、感染症に感染されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。また、3回目のワクチン接種も始まりましたが、先般、町民の皆様方には町の広報紙と一緒に接種の御案内のチラシをお配りしてありますので、それぞれの接種時期を確認していただきたいと思います。他方において、今、国際情勢において、ロシア軍によるウクライナ侵攻が連日報道されております。多くのウクライナ人が犠牲

になる中で、小さなお子さんも犠牲になっております。また、小さな子供がウクライナを守るために、ウクライナに残る父親のことを思い涙する姿に胸を詰まらせる思いを私はいたしました。今、国際社会が経済制裁、また、国連でのロシア非難決議など行っていますが、多くのウクライナ人、そして、ロシア軍の兵士が犠牲になる前に、この事態を止めることができなかつたことが残念でなりません。今は犠牲になった方々の冥福を祈るとともに、一刻も早いこの戦争が終結することを願うばかりです。なお、ウクライナ支援寄附の受付を私が代表である日本赤十字社瀬戸内分区として瀬戸内町社会福祉協議会において行うことをお知らせしておきます。

それでは、永井しずの議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の町当局の防災意識についての、南太平洋トンガ諸島で発生した海底火山の大規模噴火の影響による津波警報発表につきましては、幸いにしまして本町では被害等は確認されませんでした。今回の事態によりましてあらゆる課題が生じました。主なものとしては、避難先でのトイレ問題、車両の渋滞問題、住民への情報伝達、住民の防災に対する意識付の問題などです。これらの対応としまして、トイレ対策として組み立て式簡易トイレと簡易トイレ用の組み立て式テントを購入し、町内の各集落へ配備する予定であります。渋滞対策としては、古仁屋小学校及び古仁屋中学校グラウンドの早い段階での開放や、瀬戸内警察署と連携の下、渋滞区間への交通誘導、誘導員等の配置を行い、渋滞の緩和を図ってまいりたいと考えております。情報伝達対策としては、1月に開局しましたせとうちラジオさんが災害時に役場内から遠隔放送が可能となる設備を導入しましたので、今後はラジオによる情報発信についても積極的に取り組んでいきたいと考えております。津波時の避難は住む場所や天候、家族構成などにより対応は異なると思いますが、原則、徒歩避難や垂直避難の推奨や防災訓練等を通じた町民の防災意識、自助・共助の高揚についても取り組んでまいります。また、2月9日に町内の防災関係機関、団体の実務担当者の皆様を対象に、津波警報事後検証会を開催しました。今後は本検証会で提言されました様々な課題等について、関係機関と連携を図りながら、防災対策を推進してまいりたいと考えております。

2点目の西方地区の活性化についての、旧久慈小・中学校の廃校利用につきましては、地域団体から農水省へ申請された令和3年度農山漁村振興交付金事業のソフト事業を活用して、今後の利用方法について検討を進めているところであります。泊、これは宿泊の泊ですね、泊、体験、食のコンセプトを念頭に置き、令和4年度から令和5年度にかけて総務省の過疎地域持続的発展支援事業など、有利な補助金等を活用しながら、必要なハード整備を実施していく予定であります。他の学校の廃校利用については、令和4年度において、西古見小・中学校跡地に再エネを活用したオートキャンプ場としての利用を計画しております。

3点目の古仁屋高校の活性化については、これまで古仁屋高校活性化対策室において、地域未来留学生の確保、古仁屋高校寮の改修及び建設、プログ、プログラミング教室の導入、古仁屋高校コーディネーターの配置等、諸活性化策を実施してまいりましたが、入学、入学者数は年々減少傾向にあり、今年度の入学希望者は20名となっており、さらなる活性化策を講じる必要があると思いま

す。その活性化策の一つとして、瀬戸内町内の中学校を卒業かつ古仁屋高校を卒業した生徒に対し、大学の就業年、年、期間内において、入学金に加え、年間授業料の一部、40万円を上限とする給付型奨学金制度を実施し、古仁屋高校へ通う生徒が安心して学業に専念し、難関大学へチャレンジできる環境を整え、地元中学生の進学先としての古仁屋高校の魅力をさらに高め、高めていきたいと考えております。

4点目の加計呂麻島ターミナル施設整備の進捗状況につきましては、建設予定地の地質調査を行い、建物の安定性について検討を進め、ターミナル施設の規模並びに必要なスペースの具体化についての基本設計案を策定し、先月、2月上旬に加計呂麻島、請島、与路島の全集落の区長などに対し、基本設計案についての事前説明を行い、その後、加計呂麻地区を対象とした住民説明会を開催し、様々な意見を伺ったところであります。今後の取組としましては、今月の広報紙において、加計呂麻島ターミナル施設基本設計案についての意見募集を周知したところであり、加計呂麻島の住民の方をはじめとする多くの町民などから意見を伺うこととしております。意見の募集につきましては、3月1日から3月31日までの1か月間としており、いただいた意見などを踏まえながら、基本設計を取りまとめ、可能な範囲で施設整備などに反映していく予定としております。また、令和4年度の予定としましては、パブリックコメントの取りまとめ、意見結果の公表等を行い、施設建設に必要な実施設計並びに地質調査、さらには駐車スペースの整備計画に取り組むこととしており、令和5年度からの工事着手を目指し、準備を進めてまいります。

清水地区文化・スポーツ村整備基本構想については、教育長が答弁いたします。

私からは以上です。

○教育長（中村洋康君） 永井しずの議員の一般質問にお答えをいたします。

清水地区文化・スポーツ村整備基本構想についての、清水公園総合体育館の屋根改修工事は、この事業の一貫に含まれるのかについてであります。清水地区文化・スポーツ村整備基本構想に沿って策定した長寿命化計画に基づく改修工事であります。

次に、今後の計画についてであります。令和4年度に清水体育館の外部改修工事、令和5年度に内部改修工事、その次に、子ども広場、その次に、スポーツ広場を年次的に改修、整備をしていく計画であります。

○3番（永井しずの君） では、2回目の質問をさせていただきます。

町長の答弁にもありましたけれども、本当に徒歩避難というのは大切なことだと思います。車の渋滞を回避できると思いますので。これまでの、やはり、避難訓練は、土砂崩れとか火災とか、その訓練でしたよね。それで、本当に誰もがこの津波警報発令というのは、初めてだったんですが、この答弁で大体分かりましたが、この、今、避難マップっていうのがあちこちにあります。細かく、土砂、その災害のときの避難場所が細かく書かれてありますよね。それで、プラスして、先ほどおっしゃったように、この津波警報のときのことも、これから協議していく、検証会を開く、開いているということでしたので、その細かい、この地区はどこに避難するとか、この地区はどこに避難

するとか、その、現在あるマップにプラスして、その、この津波警報のときのマップというのも作成される予定かどうかをお伺いします。

○総務課長（福原章仁君） はい、お答えいたします。永井議員からありましたようにですね、やはり今回の津波警報、非常に皆さん、御心配をしたということでございます。また、訓練においてはですね、3、平成3、令和3年度、今年度はですね、6月に総合防災訓練、しましたが、それは地震と津波を想定した防災訓練を実施したところであります。また、今後ですね、もちろん火災、そういった豪雨もありますが、こういったものを勘案しながらですね、また、防災訓練を、また、津波も含めたことを考えていきたいというふうに考えております。先ほど議員がおっしゃられた防災マップ、各集落ごとのですね、これも先月の検証会の中で、意見として出ました。やはり、このハザードマップ、各集落に、全世帯にお配りしていますが、やはり各集落ごとのそういったものも、やはり、集落ごとでの対策も必要ではないかということでありましたので、今後ですね、防災担当者も含めてですね、各集落ごとの、また、そういったマップ作成ですね、にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○3番（永井しずの君） マップの方はよろしくお願ひいたします。やはりこの町長の答弁にもありましたけれども、トイレがすごく問題だったんだと思います。聞くところによると、徳洲会病院の方も開放していただき、あとは緑道場のトイレも開放していただいたと聞いておりますが、男性の場合は、すぐ対応できるかと思ひます。女性はなかなか難しいですよね。なので、やはりこのトイレのことは一番に考えていただきたいと思ひます。それで、ある集落では、区長と消防団の方が連携し、高齢者の1人暮らしの家を回って声をかけ、集落の人数は限られているので、全員、何台かの車で海拔20m付近のところまで、道路に行って、その道路の左端にずっと車を縦に並べたそうです。そして、普段から避難場所として決めてあった場所を伐採していたものですから、そこにテントを張り、役場から配布された洋式の簡易トイレですね、それを設置し、トイレの場所を確保したと。それで、そのあと、また、その汚物の処理ですね、捨て場まで考えて、そこから少し下りた広場があって、そこに一時置いておくということまで話し合われていたそうです。それで、そのときはスムーズに避難ができたとおっしゃっていました。すごい、理想的なことですよ。それで、お尋ねしたいんですけども、この洋式の簡易トイレというのが、全部にまだ配られていないと思うんですが、現在、何集落に配られて、今後、どの程度、何個ずつつという、何セットずつですかね、配る予定なのかを伺ひます。

○総務課長（福原章仁君） はい、お答えいたします。この簡易トイレですね。一応、各集落、集落へお配りしている、お配りしたのがですね、現在、9集落に9台、お配りしています。一昨日ですか、の一般会計の補正予算にも、もう計上して、皆様方の議決を得ましたので、この全集落にですね、この組み立て式の簡易トイレ、これは男性用、女性用、2台ずつですね、を、と、また、そのトイレを隠すテント、これも2セット。それと、トイレの処理セットと言ひますかね、ナイロン袋に、あとに、その処理するセットですね、それもお配りします。それと、寒さ対策と言ひますか

ね、この防寒、防寒対策としまして、アルミブランケットですか、これを、古仁屋市街地以外はですね、全員へ、各集落全員分ですね、配布するように、前日の補正で議決いただいたところでございまして、これはもう、議決いただきましたので、さっそく発注をしましてですね、納入後、直ちに全集落へお配りしたいというふうに考えております。

○3番（永井しずの君） はい、そうですね。やはり古仁屋市街地以外の集落というのは高齢者が多いですので、そこも踏まえて、それで、例えば集落から要望があつて、こういうセットを配るのではなく、逆に、今、おっしゃったように、行政の方で先に配ると、今度はこの集落の方で、先ほどの、私が例を出した集落じゃないですけども、このセットを有効利用するにはどうしたらいいかということも、案がいろいろ出てくると思うんですね。先ほどの集落みたいに。この場所に避難所、この簡易トイレを造ろう、設置しよう。だったら、この場所を伐採しておこう、普段から。なので、逆だと思うんです。行政がそれを先に、セットを配布することによって、それを上手く利用する案がいろいろと、集落の方でも出てくると思うので、これから、こういう対策をする場合は、そこを念頭において、ぜひ、やっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次、2点目の西方地区の活性化について。一番最初、私が議員になって初めての12月の議会において、この久慈の小・中学校廃校の利用方法について、町長にも伺ったと思います。そのとき、町長の答弁では宿泊ですね、宿泊、宿泊すること自体が難があると回答されていました。その難があるということは、もう、克服されたということによろしいでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） その校舎全体が、そのゾーンにかかっているわけではなくて、道路側のところはかかっていなかったりするんですけども、何て言うんですかね、その、泊に、泊の施設を設けるのであれば、そこら辺の問題をクリアして建設することになると思います。何が何でもその校舎を使うとか、そういうことではありませんので、それは、校舎で使うのは泊以外の施設で使ったりとかですね、そういったことを、今、検討しているところであります。

○3番（永井しずの君） その建物、例えばリノベーションして使うとか、そういうことはすごく年数もかかるし、いろんな調査もいるし、すぐにはできないことだと思います。それで、移動販売ですね、移動販売車。久慈から向こうは篠川を超えるとお店もないですし、ましては、先ほど宿泊とおっしゃいましたが、加計呂麻島、東方、山郷には結構ゲストハウスとか民泊とかあるんですけども、西方にはないんですね。ですから、先ほどおっしゃった宿泊のことも、本当に進めていただきたいと思いますが、それ以上にお店ですね。高齢者はやはり、若い方は車、持っているので、古仁屋に来るとかできますが、高齢者の方々はなかなか買い物ができないですね。それで、移動販売、とくし丸とかよく聞くじゃないですか。でも、あれは、集落は、勝浦までは来ているみたいですね。でも、毎日ではないので、できれば地元の方がこういう移動販売をしていただいて、欲を言えば、その辺の農業の方が、農家の方が作った野菜とかですね、そして、西方には養殖場が何か所もあります。これ、西方しか、今、ないですね。養殖場はですね。その生鮮物を売ったりですね、そういうことも考えられると思いますけれども、その移動販売についてはどうですか。す

ぐ、実現しそうじゃないですか。

○企画課長（登島敏文君） 最初の答弁のその令和4年度から5年度にかけてというところですね、ハード整備というふうに答えておりますけれども、この中に、構想として、その移動販売車とお店、商店ですね、それが含まれております。その販売、移動販売車に関しても、今、電気自動車の販売ができる仕様のですね、車を、今、いろいろと検討しているところで、何社かメーカーさんがもう、それ、トラック型というか、小型トラック型という、そういうのを作っていますんで、そのいずれかを、また、導入したいなと思っております。それから、このソフト事業を入れて、今回、古志集落と久慈集落、花天集落、管鈍集落、西古見集落のですね、住民の方、それから、事業所の方。その事業所に努めておられる従業員の方の皆さんにいろいろと実態調査をですね、アンケート、実施しておりますので、そこも、また今後、十分に参考にしながらですね、事業を進めていきたいなと思っております。

○町長（鎌田愛人君） この移動販売車につきましては、永井議員が言われるとおり、西方地区の課題であります。そしてまた、交通弱者、そして、買い物弱者救済のためにもですね、必要なことだというふうに思っています。その中で、そういうことをすることですね、再エネの自動車ですね、電気自動車、導入することによって、地域、地域の高齢者が安心して暮らし、そしてまた、環境にも優しい地域づくりにつながると思っていますので、この西方地区、また、西方地区の中において、久慈の学校跡地、そしてまた、西古見の学校跡地を活用した中でですね、その環境に優しい、そしてまた、地域のためになる、そういう事業をですね、今後、推進していきたいというふうに考えております。

○3番（永井しずの君） 多分、その事業につながっていると思いますが、昨日の施政方針の中でも色々質問もありましたが、この西古見小・中学校跡地の再エネを利用したオートキャンプ場ですね。こちらにいる私たち議員とか、皆さん方は分かりました。けれども、その住民の方、この町民の方にね、この内容をもう一度詳しく説明していただけないでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 今後ですね、必要があれば、その広報紙、ホームページ等で、どういった施設を整備していくかと、そういう告知を、告知は行っていきたいなと思えます。

○3番（永井しずの君） どういう施設なのか、この、これを、ライブ配信して皆さん聞いているわけですので、どういう施設なのか、もう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） すいません、ちょっと取り違えてしまいました。まず、太陽光、それから、風力発電、そういったものを西古見小学校、小・中学校に設置しまして、それを蓄電、車を使って、電気自動車を使って蓄電する。それで、その施設のシャワー施設、トイレなどの施設の電気を賄うということになります。それと、そこに、オートキャンプ場ですから、車で来ていただいて、そこでキャンプをする。必要な方は、その車に泊まるというような施設になります。

○3番（永井しずの君） そうですね、それを聞いたら、やはり車も電気自動車に変えて、電気自動車でそのキャンプ場に行こうという考えが自然と生まれるわけですね。蓄電に、できるんですか

らね、はい。ぜひ、進めていただきたいと思います。

次、3点目。古仁屋高校の活性化についてです。昨日もいろいろと論ぜられていましたが、一生懸命勉強し、有名な大学に受かって、経済的な理由で大学を諦めざるを得ない古仁屋高校生がいないように、ぜひ、この制度を皆さんが理解して、利用していただきたいものです。そこで、一つ提案があるんですけども、この制度とは別なんです、この瀬戸内町において、現在、前回の議会でも言いましたが、助産師、または、へき地診療所の看護師、不足していますよね。もし、この助産師、看護師を目指した生徒が学校に行って、卒業し、国家試験等受かって、この地元の病院、へき地診療所とか、来た場合、この返済が免れるというか、免除できる、そういう制度も、この先ですね、検討の余地があるのではないかと思いますけど、どうですかね。

○企画課長（登島敏文君） その、古仁屋高校の奨学金のこの構想と、スタートと同時にですね、保健福祉課の方で、今、構想を、その医療、看護、介護、福祉系の皆さんのための奨学金制度というのも検討しております、まさに永井議員がおっしゃったような内容のですね、基金、奨学金等、どういった形になるか、なるか分からないですけども、そういった制度が出てくるんじゃないかと。今、検討しているところであります。

○3番（永井しずの君） 期待しておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでもう一つ、古仁屋高校の活性化についての内容で、現在、古仁屋高校のコーディネーターの2人、いらっしゃいますが、地域おこし協力隊としての任期が、この令和3年度の3月で終了すると聞いております。今後はその代わり、また、募集をするのか、そこら辺を伺います。

○企画課長（登島敏文君） 今後におきましては、現在、地域おこし協力隊、古仁屋高校コーディネーターとして頑張っておられる2人が、別で起業いたしましてですね、今後はその起業した、その2名が起業したところに、この業務を委託する予定であります。

○3番（永井しずの君） 町の、もちろん補助を、補助金を出してしながら、この2人で企業を起こし、また、この古仁屋高校生に対する仕事というのは、今までと変わらないということなんですね。

○企画課長（登島敏文君） はい。瀬戸内町から委託金をお支払いして、業務内容としてはこれまでと変わらないということでもあります。

○3番（永井しずの君） はい、分かりました。

私が最後に下宿生を受け入れた地域未来留学生が、今年、無事3月1日に卒業しました。また、国立の大学にも受かりました。その生徒が、卒業したら、また、この瀬戸内町に恩返しをするために帰ってきますって言うてくれました。すごく嬉しかったです。ですので、この地域未来留学生の制度、取り入れたこの瀬戸内町は本当によかったんじゃないか、思います。

次、はい。

○町長（鎌田愛人君） この地域未来留学制度ですね、先ほど永井議員が言われたとおり、永井議員も下宿先として、生徒を預かり、大変苦勞もあったと聞いております。寮を整備して、町が支援す

る中で、この地域未来留学生の1期生が7名、今回、卒業していきました。私、直接聞いてはいないんですけども、その生徒が、生徒がですね、また、島に帰ってきて、島で活躍したい。そのときには町長の鞆持ちをしたいと言っていたそうですが、そのときに町長をしているか分かりませんが、そういう、留学生にとっては、ここをふるさとだと思っている、ほとんどの、全ての生徒がそう思っています。そういう留学制度を活用しながらですね、先ほど議題としてありました給付型の奨学金制度、国公立の大学、私立なんかの大学への入学者、そして、保健福祉関係の仕事のための給付型奨学金、このことも、今、検討している最中でありますので、そのことも含めですね、古仁屋高校の振興、発展のために、あらゆる研究をしながらですね、今後、取り組んでいきたいというふうに思っております。昨日の議案審議でですね、条例制定で、反対の議員が2名いましたけれども、多くの議員の皆様方に賛同いただき、この条例が可決されて、今後、このことを推進しながら、このことだけで終わるわけではありません。学科のことについても、そして、魅力ある学校づくりについても、今後も試行錯誤しながらですね、あらゆる研究、調査しながら、今後も古仁屋高校の振興、発展、そして、そのことによる瀬戸内町の発展につながる、そういう思いで、今後も古仁屋高校の存続、活性化、地域未来留学生だけでなく、地元の出身の子供たちのためにも、多くの支援をしておりますので、そのことも含めて、今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

○3番（永井しずの君） こうやって瀬戸内町も一生懸命やっているんですから、地域未来留学生を頼るのではなく、地元の中学生もできるだけ、この古仁屋高校、目指せるような高校にするために、町の方でも御尽力、よろしく願いいたします。

4点目、加計呂麻島ターミナル施設について。この答弁にもありましたが、2月20日に当局が住民への説明会を4か所で行うと聞き、議員の傍聴の許可をいただき、瀬相の公民館へと向かいました。そこで、この答弁にもありますが、設計書を作成する前に住民の意見をもっと聞くべきだったのではないかという意見もありました。そして、令和3年度の議員の意見書にも、ターミナルの基本設計策定については、町民の意見を反映させるようにとありますので、ぜひ、可能な限り、聞き入れていただきたいと思います。答弁にもありますので、ぜひ、お願いします。その住民説明会のときに、特に言われたのが、駐車場の件です。ここにもありますが、そのターミナル施設の駐車場ではなくて、工事をしている間、今は結構車が止まっているんですよ、瀬相の、そのフェリーが来る、来ない限り、限らずですね、別の人も止めていると思います。なので、工事をしている間の駐車場が心配だという声がたくさんありましたよね。その辺の施策というか、ありますか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えいたします。今ですね、隣接している土地の取得に向けてですね、いろいろ協議をしながら進めている状況です。

○3番（永井しずの君） はい。課長もその場にいらして、よくこのお話、意見は聞いたと思いますので、そちらの方、住民の方がですね、安心して工事を迎えられるようにやっていただきたいと思っております。もちろん、そのときに感謝の意見もありましたよね。これでわざわざ古仁屋に出掛けなく

ても住民票、謄本等取れる、ありがたいという意見もありました。せっかく多くの財源を使って造るのですから、基本設計も慎重に、住民の意見を聞きながら、ぜひ、やっていただき、この加計呂麻島民の、限らず、請島、与路島もそうですけれども、このターミナル施設を造ってもらって本当によかったな、ここから感謝してもらえよう施設を造っていただきたいと思っております。

○町長（鎌田愛人君） その町において、様々な施設、特に箱物を造るときにはですね、やっぱり住民に説明するからには、それなりの図面、絵というのが必要になります。その絵が基本設計というものでありますので、先般、その基本設計を基に住民説明会を行い、その中で意見を聞いて、そしてまた、パブリックコメントを含めですね、今後、様々な意見を聞いていきたいというふうに思っています。加計呂麻島ターミナル施設はですね、多くの町民の意見を反映させた施設とすることが非常に重要であります。一部の官民で組織する検討委員会で計画案を決定するよりもですね、加計呂麻島の地域住民に対して、基本設計案を直接説明を行い、また、多くの町民や加計呂麻島を訪れる観光客などへ広く情報を提供することで、様々な方からの意見、要望などを伺うことが可能となり、それを踏まえながら、施設計画を策定していきたいと思っております。その意見を可能な限り取り入れながら、実施設計をしますが、また、改めて加計呂麻島住民の方々には説明会を開いて、その内容をお知らせしたいというふうに思っております。

○3番（永井しずの君） この度、その広報紙に設計の図面まで詳しく載っていました。パブリックコメントとかいうのは、やっぱり限られた人の声、意見なので、ああいうふうに広報紙に載せて、確か窓口という、電話は受け付けなくて書いてありましたね。もう郵送、高齢者の方でも郵送はできます。郵送と、そのパブリックコメントと、それを受け付けると書いてあったので、これは広く意見が聞けるのではないかと思っております。すごく、この広報紙を使ったということは、とてもいいことだったと思います。

○町長（鎌田愛人君） 特に今回の広報紙はですね、両面開きで、高齢者の方々にも字を、字がきちんと見えるようにですね、配慮しておりますので、ぜひ、いろんな意見を伺いながら、この加計呂麻島ターミナルビルはですね、長期振興計画、多くの住民、関係者、また、加計呂麻住民も含めですね、策定に当たっては、長期振興計画ですね、策定に当たっては多くの住民の意見を踏まえた中での、この10年間の計画であります。それを踏まえて、私もマニフェストに掲げて、そして、集落の豊年祭の挨拶の中で、加計呂麻島ですね、その近辺の豊年祭の挨拶の中で、この加計呂麻島ターミナルビル、役場支所を含めたターミナルビルを建設したいということを申し上げて、やっと今年、令和4年度ですね、実施設計に向けて動き出すことができたということで、住民の方々にはちょっと遅いか、遅かった感もあります、あるかもしれませんが、今後ですね、計画どおりに進めて行くように努めて、努めていきたいというふうに考えております。

○3番（永井しずの君） とても、年数は経って、慎重にやってきたということですね。はい、分かりました。期待のできる施設になるように、心から祈ってます。

最後になりますが、清水地区スポーツ村整備基本構想。昨日の施政方針において、瀬戸内町公園

施設長寿命計画化というのも、この事業の中から生まれたということも、この教育長の答弁で分かりました。今まで私は理解できなかつたんですね。この基本構想と、いろいろ出てくるこの長寿命化計画をちょっと別の方に自分の中で意識してしまして、そこで今日、分かりました。今後の計画もいろいろあるということですね。それで、令和2年3月16日から4月15日まで、この瀬戸内町清水地区文化・スポーツ村整備基本構想についてのパブリックコメントの結果をちょっと、意見、回答というのを見てみたんですね。その中から、少し、4点ほど、その中の進捗状況を聞きたくて、お伺いします。最初、パブリックコメント1の、先ほども答弁にも子ども広場を造ると書いてありました。1点目、子ども広場とスポーツ広場は狭いので、子ども広場を拡張し、スポーツ広場は場所を変更させるなど、グラウンドゴルフ大会が開催できるような規模のコースはできないのかを、という内容のものがありません。1点ずつ聞いていきたいと思っております。この1点目はいかがでしょうか。

○社会教育課長（保島弘満君） 1点目の子ども広場とスポーツ広場は狭いのでっていう部分ですけども、この子ども広場については、遊具の充実と、今、東屋がある、コンクリートで造ってある、その東屋の部分と一体化、平坦地に、を予定しています。そして、遊具については、どのようなものがあるのか、どのような配置がいいのか、さらには就学前の子供たちと就学、小学生とのゾーニングの必要性とか、そういったことも検討していきたいと思っております。そして、広さ的に何ですけども、長い部分で約90mあります。横幅が約30mありますので、広さ的には十分だと認識しているところです。そして、スポーツ広場については、今、グラウンドゴルフをしている場所があるんですけども、その横に、また、1.5m程度の河川があって、その西側に、また、芝スキー場があった場所の一体化を計画しています。子供から高齢者まで気軽に使用できる軽スポーツ専用のスポーツ広場を整備する計画となっております。最後に、グラ、最後にグラウンドゴルフ大会については、多目的グラウンドでの開催が可能だと考えています。

○3番（永井しずの君） これを聞いている皆さん、町民の皆さんが分かりやすかったと思っております。次、4項目めになりますが、清水から古仁屋間は子供、高齢者には優しい道路とする。急な道路坂の法面を下げ、下げ、道路カーブを減らし、気楽に気軽に自転車や、自転車でアクセスできる道路整備を行う。回答に関しては、取付道路整備時に考慮する予定であると書いてありますが、その点はいかがでしょう。

○建設課長（西村強志君） 清水・古仁屋間は県道古仁屋蘇刈、蘇刈古仁屋線となっております、県の方の道路となっておりますが、今後、町の道路整備が今年度、集落説明を行いまして、令和4年度から用地、詳細設計を行い、用地、用地取得に向けて進んでいくこととしております。今後、また、県の方とその県道につきましては協議していきたいと考えております。

○3番（永井しずの君） はい、よろしく申し上げます。

次、7項目になりますが、施設内にトレーニングルームを造っていただきたい。ベンチプレスやバイクマシン、ダンベル、懸垂のできるぶら下がり棒、トレーニングマシン等もできる場所があれば

ば、瀬戸内町民の体力増進と健康維持につながると思う。それに対する答えが、総合体育館内にトレーニング室を整備し、トレーニングルームの充実を図る計画であるとあります。そこら、そこらはどうですか。

○社会教育課長（保島弘満君） はい。体育館内にトレーニングルームの充実ということですが、体育館内にトレーニング室を整備して、その充実を図ります。また、器具等については、専門家、専門家等の意見や、各種体育協会、競技連盟の方々からも意見を聴取して、トレーニング室の充実を図ります。また、トレーニングには、私はあまりトレーニングしなくて、よく分からないんですけども、鏡張りも必要というふうな、聞いてますので、そういったことも計画にあります。

○3番（永井しずの君） はい。ぜひ、実践していただけるようお願いいたします。

最後になります。11項目になりますが、文化会館を建設する必要はないと思います。既にきゅら島交流館があり、体育館にも舞台があり、文化的な発表やイベントを行う場所があるため、とあります。その点、いかがでしょうか。文化会館についてのことですが。

○社会教育課長（保島弘満君） 文化会館の建設についてなんですけれども、この清水地区のスポーツ施設の整備後に、建設予定地を含めて、今後、建設検討委員会の中で協議、検討されるものと認識しています。

○3番（永井しずの君） これから協議、検討するということですね。はい、分かりました。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（向野 忍君） これで、永井しずの君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告2番、柳谷昌臣君に発言を許可します。

○5番（柳谷昌臣君） おはようございます。一般質問を始める前に、先ほど町長もおっしゃっていましたが、連日、ロシア軍によりますウクライナの、への侵攻が進んでおります。子供たちが泣きながら訴える映像を見て、本当に心が苦しく思います。一日も早い停戦と、また、世界平和を心より願っております。また、2週間後より春の選抜高校野球が始まります。九州地区代表として、大島高校が出場します。大島高校ナインの皆様には、甲子園で自分たちらしく、楽しい野球で頑張っていたきたいと思います。また、3月場所の方も始まります。大相撲の方です。町内出身力士の活躍を願っております。特に明生関は3役復帰を目指して、1番1番、頑張っていたきたいと思います。

それでは、通告に従い、令和4年第1回定例会、一般質問を行います。

今後のまちづくりについてでございます。まず、大島海峡などを幅広く活用した新たな政策、取組について伺います。

次に、先に掲げた瀬戸内町ゼロカーボンシティ宣言に基づく脱炭素社会構築に向けた本町の取組について伺います。

3点目に、先日の津波警報の際には、多くの町民の方たちが想定外のことにパニックに陥ったと思います。今後の津波を踏まえた防災対策について伺います。

最後に、今後、観光客など、本町を訪れる方や移住者の受入体制づくりが重要になってくると思いますが、どのようなお考えなのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人君） 柳谷昌臣議員の一般質問にお答えします。

1点目の大島海峡などを幅広く活用した新たな政策、取組については、本町では人口減少による地域経済の停滞や働き方の多様化、異常気象による自然災害の拡大化、SDGsの浸透による持続可能性の高まり、脱炭素政策の加速化、テクノロジーの進歩による生活スタイルの変化など、日々変化続けて、変化し続けている社会情勢などを踏まえ、本町の基本理念である人が輝く夢と希望に満ちた魅力ある島の実現に向け、瀬戸内町長期振興計画並びに第2期瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略などにに基づき、各種施策を加速させているところであります。また、今後は2050年までにゼロカーボンシティ社会を実現し、未来ある子供たちへ世界に誇れる海洋の町を引き継ぐため、大島海峡を活用した新たなまちづくりの展開が重要であると考えております。令和4年度より本町が推進している各種計画の確実なビジョン実現と脱炭素、炭素社会の実現に向け、町内におけるCO₂、二酸化炭素の排出源、吸収源の調査、再生可能エネルギーの活用について検討を行うとともに、海洋資源の保全と再生に取り組みながら、海洋資源を有効活用した新たな産業開発、または、農林水産物などの産品を活用した食文化や観光コンテンツの高付加価値化等の新たな政策を提案し、本町における現状や課題を踏まえ、各種施策等の相互連携による整合を図りながら、官民連携による海洋の町瀬戸内未来プロジェクトの体制を構築し、本町の将来像を示した基本構想を定め、持続可能な地域づくりを具体化していきたいと考えております。

2点目の瀬戸内町ゼロカーボンシティ宣言に基づく脱炭素、炭素グループカーボン社、もとい、脱炭素ブルーカーボン社会構築に向けた本町の取組については、本町で海藻藻場育成の実施によるブルーカーボン、海洋観光産業等、海に関する事業を推進することで、ブルーエコノミー社会を構築し、そこに再エネルギー事業を加えた循環モデルを形成し、それを原動力とし、瀬戸内町長期振興計画に関連する諸計画を、計画の実現を加速させていきたいと考えております。これを具現化する取組の一つとして、今年度、西古見小・中学校跡地に再エネを活用したオートキャンプ場を建設し、海洋観光産業、再エネ利活用、過疎集落活性化、防災対応の連動の実証を行いたいと思います。

3点目の南太平洋トンガ諸島で発生した海底火山の大規模噴火の影響による津波警報発表につき

ましては、幸いにしまして、本町では被害等は確認されませんでした。今回の事態によりまして、あらゆる課題が生じました。主なものとしては、避難先でのトイレ問題、車両の渋滞問題、住民への情報伝達、住民の防災に対する意識付けの問題などです。これらの対応としまして、トイレ対策として、組み立て式簡易トイレと簡易トイレ用の組み立て式テントを購入し、町内の各集落へ配備する予定であります。渋滞対策としては、古仁屋小学校及び古仁屋中学校グラウンドの早い段階での開放や、瀬戸内警察署との連携の下、渋滞区間への交通誘導員等の配置を行い、渋滞の緩和を図ってまいりたいと考えております。情報伝達対策としては、1月に開局しましたせとうちラジオさんが災害時に役場内から遠隔放送が可能となる設備を導入しましたので、今後、ラジオによる情報発信についても積極的に取り組んでいきたいと考えております。津波時の避難は住む場所や天候、家族構成などにより対応は異なると思いますが、原則、徒歩避難や垂直避難の推奨や、防災訓練等を通じた町民の防災意識、自助・共助の高揚についても取り組んでまいります。また、2月9日に町内の防災関係機関、団体の実務担当者の皆様を対象に津波警報事後検証会を開催しました。今後は本検証会で提言されました様々な課題等について、関係機関と連携を図りながら、防災対策を推進してまいりたいと考えております。

4点目の観光客等の受入体制に伴う観光施設整備の取組としましては、令和2年度に芝ゆるっとハウス、トイレ、シャワーの整備。令和3年度に清水トイレ、シャワー施設の整備。令和4年度以降については、高知山トイレ、スリ浜、嘉徳、白浜等のトイレ、シャワー施設を年次的に整備する計画としております。また、地域に残る豊かな自然、固有種や希少種、貴重な伝統文化、歴史や史跡、食文化等を守り、資源を生かしながら、奄美せとうち観光協会、瀬戸内町島案内人協会、観光ガイド等と連携、協力して、自然体験などができる体験型、滞在型観光メニューの開発や受入体制の整備、充実を図ってまいります。主な体験型、滞在型観光メニューにつきましては、令和3年度に導入しましたE-B i k e、電動アシスト自転車を活用することで、町内の観光明媚な、もとい、町内の観光明媚な自然や景勝地の周遊促進による貴重な歴史、伝統文化を学ぶ体験をし、環境に優しい新たな旅行ツールとして位置付けて、充実を図ってまいります。また、観光客の受入、分散化、サンゴ礁の保全等を目的に、持続可能な自然環境形成事業、ダイビングスポット整備事業を実施してまいります。移住者の受入の体制づくりについては、これまで実施してきた本町の定住促進施策の空き家利活用補助金、住宅リフォーム助成金、出産祝い金、小学校入学祝い金、古仁屋高校入学祝い金、Uターン者への資格取得助成、結婚祝い金食事券給付事業、結婚新生活支援事業、移住体験住宅の設置等を今後も引き続き継続し、移住者の住みよい環境整備に努めていきたいと思っております。また、今年度から空き家バンク運営等の民間委託を実施し、空き家不足対策に対処し、に対処していききたいと思っております。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） それでは、2回目の質問に移ります。

まず、この大島海峡などを幅広く活用した新たな政策、取組。また、この脱炭素社会構築に向けた本町の取組については、結構被る部分があるかと思っております。昨日、町長のこの施政方針の中で

は、まさにこの脱炭素社会構築に向けた最初の一步なる年になっていくということでしたが、具体的に、この、ブルーカーボンやらカーボンシティやら、特に聞き慣れない言葉がたくさんあるかと思えます。こうすることによって、町はどうなる。そして、町民はどういうふうになるというのを、具体的に聞きたいと思えますが。

○企画課長（登島敏文君） 昨日も少し御説明しましたけれども、まず、2050年、その30年後に町がどうあるべきかということ、目標を定めて、それに向かって、今、何をすべきか。5年後に何をすべきか、10、15ですね、そういったところの目標を定めて、何をするかという、定めていくという全体計画であります。その、今のところ、基軸となるのが、そのブルーカーボンですね、を中心に、陸上の経済の循環も図っていくと。それで、いろいろな瀬戸内の長期振興計画ははじめ、いろいろな計画がありますけれども、その計画の全体の加速ですね、推進させることをしていくと。要するに、縦に並んでいる計画の横串を刺すというかですね、いろんな、同時にこう加速させて行ける、そういう計画をつくっていきます。その加速させる、その具体策として、答弁でもありましたけれども、例えば西古見でそういった事業をすれば、長期振興計画の項目、防災計画、そして、観光計画、そういったものが、一遍にですね、三つが、三つ四つの計画が推進されると、そういったイメージで行っていきます。そうすることによって、計画、いろんな計画が加速するということですね、町民の皆さんの暮らしが良くなっていく、そこにつながっていくと思っております。

○5番（柳谷昌臣君） 今の課長の説明ですね、やっぱり本町の30年後に向けてですね、現段階から取り組んでいかなければいけないということも十分分かりました。その中で、この脱炭素社会の構築というのはとても重要になって来るかと思えますが、先ほど来ありました、この西古見のオートキャンプ場にしても、何か新しいこと、また、ちょっと大きいことをするときには、やはり町民の方々も不安になることもたくさんあるかと思えます。ということで、この議会も踏まえて、いろんなところで、どういう感じで、どういう感じで進んでいくというのを示していく、この情報発信というのはとても重要になってくるかと思えますので、そちらの方もですね、いろんな情報発信があると思うんですけども、これ、できる限り、今の段階でどういうことを考えている、どういう結果があるというのは示していただきたいと思えます。

その中で、この脱炭素社会に関しまして、町民の方々に求めるものはどういうことでしょうか。

○町民生活課長（昇 憲二君） はい、地球温暖化計画の中に位置します、その脱炭素が地球温暖化に資するというので、今、進めているところではありますが、町民の方にですね、直接、現時点で何かを強いるというところではないんですが、現時点でお願いしている、そのごみの減量化であるとか節電、節水等を通してですね、施設が稼働しているための燃料消費を抑える、それがつながっていくことになると思えます。その先にですね、これから順次、企画が出していく再生エネルギー、それに参加できる企業等が出てきたときにですね、町民の方にも、もちろんお願いすることもあるかとは思いますが、現時点はそういうことになっております。

○5番（柳谷昌臣君） そうですね。やっぱり脱炭素に関しては、このごみの減量化、若しくは極

力、車等も使わず、徒歩、若しくは自転車等でいろいろ行動していただくとか、そういう町民が本当にすぐできるようなことから始めていく。そういうのを伝えていくということも、とても重要になってくるかと思えます。大きいこと、また、ちっちゃいこと、できることをできることからするというのが、この脱炭素社会構築につながると思えますので、そちらの方も併せて、しっかりと町民の方に分かっていただくように、情報の方を発信していただきたいと思えます。ちなみに、私は前回、このことを話したので、最近はよく自転車を利用しています。何かあったらお声をかけてください。

それでは、続きましてですね、すいません、ちょっと戻ります。戻らせていただきます。この大島海峡など幅広く活用した新たな取組ということで、この脱炭素に関していろいろと出てきておりますが、それ以外で、この奄美、大島海峡というのは、本当にほかのところにも類のない海峡だと思えます。これを、観光資源等、いろいろ活用することも検討していただきたいと思えますが、このカーボンシティ、ブルーカーボン、脱炭素以外でですね、何かこの観光資源として、今後、考えている、そのようなことはございますでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 藻場とかですね、そういった関係に、その観光客が関わってくるとか、それと、昨年実施いたしましたけれども、その海中の清掃に島のダイバーさんがかかわったという事例がありますけれども、今後その、そういったところに、いろんな観光客の方を巻き込んでですね、実体験していただきながら、観光を楽しんでいく、そういったことが必要になってくるかなと思っております。

○5番（柳谷昌臣君） そうですね。観光客の方も、多分、このコロナの方が落ち着いてきて、また、増えてくるかとも思えますので、その観光施設の方もしっかりと、新しくするなり、改築するなりが必要になってくると思えますが、それ以外でですね、例えばその新しくその、新たな取組として、例えばそのヨットハーバーとか、そういうのを造っていくとか、また、その海に関係する新たな、いろんなことをしているところをですね、取り入れていくとか、そういう考えとかはございますでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） このヨットハーバー、マリーナですね、以前、柳谷議員がつないでいただいた沖縄の、その沖縄ヨットマリーナを運営している方につないでいただいて、いろんな話を聞いてですね、そしてまた、多くのヨット乗りがですね、沖縄から奄美に行きたい、そういう中で、この大島海峡を持つ瀬戸内町は大変有効な場所だという意見を踏まえた中でですね、今後はですね、そういう先進地視察、十分しなければいけないというふうに思っております。先進視察、先進地視察することによって、課題や、また、メリット、デメリットですね、そういうことも踏まえた中で、今後の事業展開していくわけですが、そういうことも含めてですね、そういう、このグラウンドデザイン、また、いずれ協議会も、委員会も立ち上がると思えます。そういう中でですね、いろんな意見を出した中で、そういうことも意見が出ればですね、考えていかなければなりませんし、それはそれとして、また、私は私として、そういうヨット、マリーナというのは必要だと思っております

し、そういう声があることを踏まえて、私自身もこのことに、ヨットマリーナについてはですね、取り組んでいきたいと思っていますし、そのほかの、この大島海峡を活用したいろんな施策についてはですね、ぜひ、ここで私がこういろいろ言うよりもですね、そういう役場内のプロジェクトチーム、そしてまた、民間を交えた委員会の中で、様々な意見を出していただいた中でですね、いろいろ検討、調査、研究していくものだというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） そのヨットハーバー、マリーナに関しましては、その沖縄の方といろいろ話をしたときに、やはり沖縄の本島の方から上っていくときに、本当にこの奄美大島、瀬戸内町、大島海峡というのは、一番いい場所だと。これをぜひ活用して、いろいろこの町の振興につなげていけるのではないかとというような話もいただいております。その中で確かに、先ほど町長おっしゃられたメリット、デメリット、調べていけば多分たくさん出てくるかと思っておりますので、その手足、合わせた上でですね、また、いろいろ検証した上で、進めて行くのは進めて行かなければいけないと思っておりますし、また、そのほかにも、いろんな提案等あるかと思っておりますので、ぜひですね、この、せっかくのこの大島海峡、もったいない部分もありますので、いろんなことにして、本町の、本町しかないこの取組というのを進めて行っていただきたいと思っております。

はい。それでは続きまして、防災対策についてでございます。先ほど永井議員も質問されて、トイレ等とかいろいろお聞きしました。その中で、この避難のときの渋滞対策としては、基本的には徒歩で避難をするということでした。また、古仁屋小学校、古仁屋中学校のグラウンドを開放するということでしたが、それでも多分、もし、そういう場になってしまった場合には、町民の方々もパニックになると言いますか、分からなくなって、車で出る方も多数いると思っております。その中で、先日、僕も車の方で避難をさせていただきましたが、ものすごい渋滞でした。それで、古仁屋小学校、中学校、もし開放したとしても、多分、この渋滞というのは予想されます。それについて、古仁屋以外の集落については、その渋滞という点に関してはあまりないかもしれませんが、この古仁屋市街地というのは一番考えられますので、徒歩を、徒歩で避難というのを前提にしながらですよ、車で避難するときには、この地区はあつこの道、この地区はこの道みたいな感じのも、ちょっと決めておかないと大変になるかと思っておりますが、そちらの方はどうお考えですか。

○総務課長（福原章仁君） この、特に古仁屋地区のですね、避難経路等につきましてはですね、先日の津波検証会でももちろん出ました。やはりそこはですね、今後、また、考えていかねばならないというふうに考えております。この渋滞問題に関しましてはですね、やはり先ほど議員からもおっしゃられましたけれども、古仁屋小学校、中学校のグラウンドを開放したとしても、解消できるというものではないと思っております。その、またあとですね、私どもがハザードマップを全世界帯に配布しております。そのハザードマップはですね、津波の、が浸水、津波が来たときの浸水のシミュレーション、これは鹿児島県の方がですね、いろんな新しい情報を基に作成したものを各地区ごとに、その防災マップに記しております。それが必ずしも、100%安全だということではないかもしれませんが、やはり、今後ですね、出ましたのが、この情報伝達、これの必要性をつくづく思

いましたので、津波の警報、伝達をですね、今後、津波警報が発生したときにですね、最大でどのぐらいの津波が押し寄せるといことまでを情報の中に入れてですね、住民に知らしておくべきだなというふうに感じました。この津波警報の場合は1mを超えて3mの高さが津波警報となっております。3m以上が大津波警報となっております、この津波警報の場合はですね、古仁屋市街地の場合は、このハザードマップから見るとですね、ほぼ安全な、浸水しないという区もありますけれども、やはり警報が出たら、それなりの対応しなければなりません、やはりこのハザードマップ等もですね、よく活用していただいて、何て言うんですかね、落ち着いた対応をしていただきたいというふうに思っておりますし、また、その検証会においてもですね、車が渋滞した原因は、やはり途中で、自分自身が安全なところで止まって、それで、何て言うんですかね、その後車が渋滞したというのがあります。全員がその高台、高知山の方に行けばですね、そこまではなかったという警察の方の検証会もありましたので、そこら付近はやはり、警察、警察署とも連携をしてですね、誘導員の配置、ここも今、警察、警察署とですね、連携をしていきたいというふうに思っておりますので、また、この地区ごとの避難経路というものはですね、ちょっと古仁屋市街地の場合はなかなか難しいとなります。高台となると、やはり高知山方面になりますけれども、やはり垂直避難、こういったものも大事でありますので、そこら付近の、また、避難ビルもですね、また、今後、増やしていきたいというふうに思っております、やはりこの情報伝達、ここをですね、最重要課題として、今後、対策していきたい。また、住民の意識付け、これもですね、さらなる強化を図っていきたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） はい、分かりました。町民の方々も、例えば、自分なんかはどこに避難すればいい。町民というか、古仁屋市街地の方ですね、というのがもうはっきりと分かっていたら、また、そこに行動しやすくなると思いますので、そちらも踏まえてですね、今後、しっかりとまた検証して行っていただきたいと思います。

○総務課長（福原章仁君） そうですね、そういった、また、対策も講じていきたいというふうに思っていますし、また、海拔表示板が各地区、市街地も設置していますので、やはり高丘であれば、私も、私の家のところであればですね、12mありますので、やはりそういったところで落ち着いて、知人なり、身内なりのところともよくコミュニケーションを図っていただいてですね、なんかあるときには、そこら付近に避難していただくというのも一つの手だと思いますので、そこら付近はやはり今後のですね、意識付け、そういったものも、また、図ってきたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） はい。それでは、町内でこの防災訓練というのは、年1回、行われていると思います。それは、古仁屋市街地であったり、加計呂麻の方であったり、また、西方の方であったりと、1年1年で場所を変えてやっていると思いますが、今後ですね、この津波等も予想されることで、年1回、どっかでやるとかじゃなく、やっぱり各集落で同じようなこの訓練というのをしていかなければいけないというふうに考えますが、こちらの方はどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） おっしゃるとおりですね、年に1回、大規模な総合防災訓練、行っていますが、それ以外にもですね、毎年11月にですね、全国一斉のJアラートの試験放送を行います。これは、緊急地震速報ということで。そのときにはですね、町内、各集落にですね、文書を出しまして、これに合わせた津波に関する避難の訓練をしていただきたいということで出しております、いふなれば全集落対象になっているのは、この11月に実施している部分に関しましてはですね、全集落、対象に、また、避難訓練をしていただきたいということで、また、避難訓練したところに関しましてはですね、防災の方に、担当の方にですね、また、報告していただくというふうなこともしていますので、また、そこら付近も含めてですね、さらなる強化と言いますか、訓練等ですね、実施。自主防災組織というのがございますので、そういったところの強化を図っていききたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） 各集落で、この防災訓練をすることで、この、町からの各集落へ配備しております、この組み立て式テントとかトイレとかも、いつ、どんな感じで、どういうふうにするというのも、しっかり自分なんかで把握できるんじゃないかなと思います。そこで、先ほど課長がおっしゃられていました、この自主防災組織、こちらの方がですね、各集落の方、大事になってくるかと思いますが、この組織というのは、どのような方が入って、どのようなことをするような形になっておりますでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） この自主防災組織につきましては、瀬戸内町においてはですね、令和元年の5月から、もう組織率は100%になっております。この各集落ごとにですね、そういった防災組織を設立しております、この自主防災組織というものはですね、地域住民が自分たちの地域は自分たちで、自分たちで守るという自覚、連帯感に基づいて結成をしておりますが、平時、平常時と災害時がございまして、平常時においてはですね、防災知識の普及や啓発、地域内の安全や設備の点検で、また、防災訓練などを行うというのが平常時の組織の活動のあり方でございます。災害時におきましては、情報の収集及び伝達、被災者の救出、救護、避難誘導、また、初期消火活動などの役割を担うというのが、自主防災組織の役割でございます。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） そういう防災、自主防災組織というのが100%で整備されているということですので、ぜひですね、このやっぱり自助のための共助、共助のための公助だと思っておりますので、そちらの方はですね、しっかりと連携をとることが大事だと思いますので、今後も連携をとっていただきたいと思います。

また、もう一つ、この災害についてでございますが、要支援者の方がいらっしゃると思います。その方々に対する対応というのは、どのようになっていますでしょうか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 今、要支援者、避難行動要支援者となると思いますけれども、高齢者や障害者、災害時の避難行動が一人でできないとかですね、あと、避難所での生活ができないという方になると思いますけれども、今、登録というか、そういうのが約700名程度、いらっしゃいます。また、令和4年度はですね、来年度は、その把握をするためにですね、民生委員とか、区長

さんや民生委員に協力をもらいまして、それを把握していくという形になっております。今回の津波警報ですね、全員の、その要支援者がですね、避難できたかというのは、把握はできておりません。それ、これなんですけれども、施設の方ですね、そういうところでは、自主的にですね、夜間でありましたので、夜勤者とか、そういう方々ですね、垂直避難とか、高台への避難というものは行っておるということでもあります。

○5番（柳谷昌臣君） また、この令和4年度に、この要支援者等の調査も行うということですが、古仁屋以外の各集落でありますと、本当に御近所付き合いとか、どこに誰が住んでらっしゃるとか、そういうの、把握してですね、それこそ共助で、あっちの誰々さんは大丈夫かなとか言って、連れに行かんばとかいうことがですね、多分、これから先もなおさらできてくるかと思いますが、古仁屋市街地が一番、この、やっぱり要支援者についても心配でございます。そちらに対してはどのような感じで行うとか、そういう取り決め、また、現在、決まっていること等はありますでしょうか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 要支援者のですね、市街地に関しましては、事業所などで把握できている方ですね、その方に関しては把握しているところはあると思います。集落に関しましてはですね、今回もその集落によっては100%できたところもあるという話は聞いております。今後、その要支援者の把握をですね、して、どのような形の支援ができるのかというのを検証していきたいと考えております。

○5番（柳谷昌臣君） それは、その要支援者の調査というのが、まず、一番最初、大事になってくるかと思いますが。その上で、民生委員との話し合いとかになるかと思いますが、民生委員の方々がどこまでできるかという、限界というのもあるかと思いますが。そちらで、やはり消防団、または、消防署、警察署。また、その先ほどからあります、この自主防災組織の方々がしっかりとそちらのこの要支援者のフォローの方までできるように、取り組んでいくシステム、仕組みをつくっていただきたいと思います。

○町長（鎌田愛人君） 今回の津波警報による避難によってですね、先ほども申し上げましたが、様々な課題が浮き彫りになりました、そういう中で、自助・共助・公助、進めていく中でですね、自助としては、先ほど要支援者の避難をどうするかという問題も、まずは自助として、自分の家族でできるものはでき、するとか、そしてまた、昼間と、また、夜間とで、また、状況が変わってくるとと思います。夜間だと一緒に住んでいたりして、対応可能かもしれませんが、昼間、いないときにどうするかということをも、家族間で協議をしたり、そしてまた、地域の中でそういう体制を整えて、整えていくということが大事になるかと思いますが。トイレ、避難先でのトイレ等、集落に配備しますが、その中においてもですね、昼間と夜間との対応についても、各集落、各集落においてですね、きちんと協議して、その体制づくりをね、やっていけるように、我々行政としても後押しをしていきたいというふうに思っています。何よりも、組織率だけじゃなくてですね、やっぱりその防災のリーダーっていうのが大事となるとと思いますので、各集落において、そのリーダ

一になるべく、その人材を育てながらですね、やっていきたいと。そしてまた、そこに、古仁屋地区においてはですね、なかなか組織として体制が難しいところもありますので、その課題も解決に向けですね、様々な検討を重ねながら、古仁屋市街地、各集落における防災体制づくりを、自助・共助・公助の中で、その体制構築を図っていきたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） 本当にこの想定外のことっていうのもありますので、ぜひですね、様々な課題、今後もまだ、新たに課題も出てくるかと思えます。それにですね、対応していただけるように、どういうことが起きても対応できるような、そういうふうな防災体制というのは、町内みんなですね、つくっていかねばいけないと思えますので。もちろん、それに、それに向かってのこの自助・共助・公助だと思っております。災害については、これで終わります。

最後に、観光客などの本町を訪れる方、また、移住者についてでございますが、これはですね、数年前より、例えばその移住者の方が増えて、本町に増えてこられたときに、何件かですが、その集落の方に入ってきて、集落の清掃作業やら、また、イベント、行事ごとに関して、やっぱり参加されない方とかがいることによって、ちょっと集落の輪が乱れているみたいな話も耳にします。確かにその移住者が悪いって言っているわけじゃなくて、とてもその集落に入り込んで、集落、一緒になって頑張ってもらっちゃって、この瀬戸内町に来てよかったという移住者の方がたくさんいるかと思えますが、一部の方がそういうことでは、やはり受け入れる側としても、やはり、今後どうなるのかなと思っておることだと思えます。その中で、今年の正月版のこの奄美新聞の中に、大和村の国直地区の、この例が載っております。国直地区ではローカルルールを設けているということでございました。その中の一部として、やっぱり集落民一人一人が支え合って暮らしているだけに、住民とのかかわりを持つ人が来てほしい。地元の住民とかかわることを拒絶し、自分なんかだけのグループをつくるようなことはやめてもらいたいというふうに書いております。それを踏まえて、集落としては、やはり来てもらう方には分け隔てなく接し、小さなことでも相談できる雰囲気づくりということで、7項目のローカルルールを、今、つくっているということでございます。この町内、この瀬戸内町内においても、そういう取組というのはとても大事になってくるんじゃないかなと思えます。そこで、もちろんそのローカルルールに至っては、各集落ごとで多分、若干変わってくることもあると思えますが、その集落集落によって、このローカルルールをつくることによって、観光、また、移住されて来る方に、また、気安く、また、受け入れしやすくなるんじゃないかなと思えますが、そのローカルルールについては、どのようにお考えでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） この移住者の問題については、全国各地で課題になっているということで、前回の議会でも少し申し上げましたが、アンケートを採る中でですね、各自治体にアンケートを採る中で、理想の移住者ということで、各自治体からアンケートの中で出てきた言葉が、移住先の文化や伝統、考え方を上から目線で否定せず、受け入れてくださる方は上手くいくと思えます。さらに、移住後は地域の方と積極的にかかわる姿勢を持ち、地域の未来を担う覚悟がある方。田舎では行政サービスを含めて、含めて、都会では普通にあるサービスができないこともあります。それを

何々してほしい、何々が無いと言われても、なかなか対応できないので、自分たちで何とかしますと言ってくださる方。移住相談で移住して何をしたいか、何を求めているかを明確に答えてくださると助かります。経済的な見通しを立てて、人とのつながりを大事にしてくれる方。お祭りや地域の清掃など、地域のイベントに積極的に参加してくださる方や、おはよう、こんにちはなど、きちんと挨拶してくださる方。本人も含め、全ての住民が快適に暮らせる町になるよう、マナーを守ってくださる方という、全国の自治体のアンケートの中で、理想的な移住者ということで、そういう問題が、移住者の理想的に、移住者ですね、ありました。そういう中で、先ほど議員が言われたローカルルールというのは、大変重要なことだというふうに思います。大和村の国直集落においては、集落内に看板を設置して、そのルールを周知するという方法をとっていることが新聞で紹介されておりました。これは大変重要なことだと思しますので、町としましてはですね、そのローカルルールを集落ごとに、集落がですね、自主的につくっていただいて、その際、集落として看板の設置等、決めてもらったらですね、その看板設置については町としても補助をしてもいいというほど、ことも考えております。まずは集落内でローカルルールを決めてもらうことが大事でありますので、様々、法律的なものも含めですね、十分に検討した中で、ローカルルールを決めていただければ、我々町としても可能な限りのその支援をしていきたい。そういうこと、そうすることによって、この移住施策ですね、それが実のある移住政策になることにつながると思いますので、そういうふうにしていきたいというふうに思っております。

○5番（柳谷昌臣君） はい。今、町長おっしゃっていましたが、この理想の移住者、とても本当に大事だと思います。その中で、このローカルルールをもしつくるに当たっては、その看板の設置等もあるかと思えます。また、その各集落ごとでローカルルールを決めてもらうという形だということでおっしゃっていましたが、その中でも、自分なんかでもちょっと浮かぶことと浮かばないこととかある、多分、集落等も出てくるかと思えますので、ローカルルールを制定する、制定しないも踏まえて、その各集落とも、ぜひですね、協議をする場をですね、つくっていただけたら、また、いいのかなとも思えますので、そちらも一緒に進めていっていただきたいと。これはもう、本当に、今後のこの町の、この観光客、また、移住者、の方々に対してもとても重要になってくるかと思う、思えますので、ぜひ、ここはですね、早急と言いますか、早めに動いていただくようにしていただきたいと思えます。

○町長（鎌田愛人君） 新年度入りますと、嘱託委員会もありますのでですね、そこでまた、こういう大和村の事例も踏まえて、紹介してですね、もし、そういう集落でローカルルールをつくって、そういう看板を立てたりとか、ルールづくりにどうしたらいいかという相談があればですね、町としても相談に乗りながら、できる限りの支援をしていきたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） もう、ぜひ、そうしていただきたいと思えますし、各集落の方々もですね、それで本当に助かるということも出てくるかと思えますので、ぜひですね、この点は、この4月の嘱託委員会ですか、そのときにでも紹介、また、提案していただきたいと思えます。

はい。それでは最後に、この3月をもちまして定年される役場職員の方々もいらっしゃると思います。本当に長い間、お疲れ様でした。今後もですね、定年されたあとも、後進の教育、また、町の発展のために、ぜひ、お力を貸して、今後も貸していただきたいと思います。本当にお疲れ様でした。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（向野 忍君） これで、柳谷昌臣君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告3番、安 和弘君に発言を許可します。

○11番（安 和弘君） こんにちは。令和4年3月定例会における一般質問を行います。

2月24日、ロシアがウクライナに侵攻しました。懸念されていたこととはいえ、西へ西へと逃れる車の列を見て、心が痛みます。罪のない幼い子供たちまで犠牲になるこの現実。1日も早い終息と、国益のためなら何でもありの世界から、人類が脱却できる世の中になってほしいと願うものがあります。犠牲になられた多くの方々に対し、心からなる御冥福をお祈りいたします。

それでは、質問に移ります。この質問書を書いているのが1月の23日から1月末にかけてでありますので、今日のただいまの状況とは数字の上でそぐわない点があるかもしれませんが、質問の要旨は何ら変わるものではありませんので、御容赦ください。さて、コロナが収まりません。収まるどころか、オミクロン株に変異して以来、この奄美で、瀬戸内でもこれまで類を見ないような感染者の数字となってしまいました。感染者の方々にとっては、いつ、どこでという戸惑いもありましょう。それほど強いウイルスの感染力と言えましょう。感染された方々が1日も早く元の健常な姿に立ち返ってくださるよう、祈るものであります。追い打ちをかけるように、トンガの火山爆発による津波騒動、連続しての北朝鮮のミサイル発射、年明け早々、気の休まる間もありません。以上のようなことも踏まえながら、行政としてのあり方について、何点かお尋ねしてまいります。

1、町政について。有事の際の取組について伺います。我が国を取り巻く近隣諸国との外交関係は決して良好なものとは言えません。基地を抱えている奄美にとって、有事の事態の対応も考えておかねばなりません。予め、心づもりが必要かと思いますが、お考えを伺います。我が国の周り、近隣諸国との外交状況は、決して平和的に推移しているとは言い難く、とりわけ北朝鮮、中国との関係は、一刻も気を抜けない現状にあることは誰もが周知のことと存じます。そういう状況の下、今回、私が取り上げたのは、この南西諸島、我が国の防衛上、なくてはならない位置付けにあることは、衆目の一致するところであります。中でも奄美市名瀬と瀬戸内町にミサイル基地が配備

されており、我が国防衛の最前線にあると言えるものでありましょう。現在、進行中の馬毛島に予定される米軍の演習場、自衛隊基地、そこから南下して、名瀬・瀬戸内、沖縄、最南端の与那国まで、意味上につながるこの南西諸島、それぞれがそれぞれの立場で、我が国防衛のため、役割分担をして、日夜その努めを果たしている姿は、我が国にとって誠に頼もしい限りであります。と同時に、反対側からものを見たときに、特に中国にとってはこのラインはまさに目の上のたんこぶ、目障りで仕方がない。太平洋に抜ける道を塞がれているのですから。考えたくはないのですが、もしも有事の事態になったとき、一番先に攻撃目標にされるのは基地のある場所。そして、原発といわれており、この奄美もその中に入っていると言わざるを得ません。ましてや、仮想敵国が尋常な国ではない。よその国の人間を拉致しておきながら、その事実が明らかになっても返そうとしない、そのあつかましさ。もう一方の国は、香港、ウイグル問題と、人道上甚だ問題が多く、隙あらばと尖閣を狙っております。こういうものの道理をわきまえない国が相手であるが故に、気の休まる暇がありません。いつ、何時、些細なことで有事の事態に陥るか分かったものではありません。そういうことを予め想定しながら、そのときに備えておかねばなりません。さて、そのときに、国が主導してその対応の指針を示すのか、自治体主導でやるのか、はっきりしておかねばならないのであります。ミサイル基地を抱えている我が奄美にとって、この憂うべき事態は避けては通れない問題であり、それなりの覚悟と備えはしておかねばなりません。軍事評論家を名乗る面々の話も、一向に的を射た答えは出てきません。そのときに、慌てることのなきよう、対処しなければなりません、町としての見解を伺います。

次に、このコロナの問題からトンガの地震の問題、これは私の前に質問した人たちの答えで大分煮詰まってきたので、私なりに、せっかく書いてきましたから、ちょっと質問してみます。コロナ蔓延下の中での町としての取組。とりわけ、へき地診療所としての役割について、どのようなものであったのか、伺います。冒頭、申し上げたとおり、この原稿を書いているのは1月の末頃。新聞によりますと、1月の感染者は瀬戸内町は53人、奄美市、龍郷町に次ぐ多さとなっております。塩田知事も記者会見で、病床利用率が奄美大島で70%に上っていると説明しました。町そのようなときに、1人の町民の方から、これだけ感染者が増えている中、へき地診療所が機能しないとはどういうことでしょうかという電話をいただきました。もっともなことであります。以前、へき地診療所の裏山が大雨で崩れ、レントゲン室などが土砂に埋まるという災害がありました。そのとき、いち早く地元の自衛隊の協力をいただきながら、徳洲会病院の御理解の下、入院患者の皆さんを徳洲会病院へ移送し、安堵したものでした。あの急場の中でのへき地診療所、徳洲会病院の見事な連携でした。英断でありました。人の命を守るという崇高な使命の下で医療に携わっておられるスタッフの方々に、頭の下がる思いがしたものでした。これこそが、医療機関の協力体制というものじゃないでしょうか。へき地診療所にはへき地診療所なりの諸々の事情があって、思うような診療体制づくりができずにいるのかもしれませんが、今回のコロナのような緊急時には、不足している分については徳洲会病院にお願いするなどして、町民の命を守るための念頭に、以

前のときのような協力体制づくりはできないものでしょうか。ウイルスについては、まだまだ未知。今後、どのような展開になるものか、分かりません。考えの中に入れておいてはいかがでしょうか。伺います。

次に、災害時の避難についての質問であります。災害時の主な避難場所、また、避難後の町民の声はどのようなものであったのか。1月15日から16日、トンガの噴火による津波警報が、多くの町民が、津波警報で多くの町民が避難しましたが、その後の町民の声はどのようなものであったのか、伺います。

次に、フェリー発券場の件であります。フェリー発券場の混雑解消について。このことは、昨年、永井議員が質問しておりました。答えもいただいて、発券場は検討するということでしたが、人間、勝手なもので、私も昨年の大みそかに加計呂麻に渡るべく、フェリーに乗りました。そのときに、10時20分発でしたが、行ってみて初めて、あっと思ったんですね。並んでいた人の数にびっくりしました。思わず人数を数えましたが、私の前に10数名。コロナ解消後のことが思いやられます。乗船自販機の必要性があると思いますが、伺います。

最後になります。フェリーかけろまクラスの船がドック入りするような造船場が古仁屋にはありません。諸々の規約があつてのこととは思いますが、なぜできないのかと、行政の支援などでこの問題をクリアすることはできないものかと、多くの町民の声でもあります。また、フェリーかけろまがドック入りするために要する日数、金額など、どれほどか、伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○町長（鎌田愛人君） 安 和弘議員の一般質問にお答えします。

1点目の有事における国と自治体の役割については、我が国の周辺を取り巻く国際情勢は不安定で先行きは不透明な状況であると考えております。国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交、安全保障政策などにより、我が国への脅威を未然に防ぐこと、防ぐことが何より重要であると思っております。しかしながら、それらの努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことと考えております。本町では、有事が発生した場合に、住民の避難や救助など、町民の生命、身体及び財産を保護し、住民生活等への影響を最小とするために必要な事項を定めた、瀬戸内町国民保護計画を平成19年3月に策定しておりますが、今後、県の計画に基づいた計画の見直し等を検討していきたいと考えております。

2点目のコロナ蔓延の際のへき地診療所の役割はどうであったかについてであります。へき地診療所では診療、検査医療機関として指定を受けており、発熱外来を実施しております。コロナ蔓延時期にかかわらず、土日、祝祭日でも保健所からの依頼があれば、PCR検査、もとい、PCR検体採取を実施しております。

3点目の本町の津波警報発表時の避難場所につきましては、原則、近くの高台としておりますが、古仁屋地区においてはきゅら島交流館、町営住宅コーラルタウン船津団地1号棟、2号棟を津波

避難ビルとして指定をしております。今回、各集落の避難状況を確認しましたが、ほとんどの集落で集落間の高台などに避難している状況でありました。避難後の町民の皆さんの声につきましては、避難先でのトイレ問題と、古仁屋地区の避難先に向かう車両の渋滞問題についての意見が多く寄せられました。今回、生じた様々な問題等の検証や分析を行い、今後の防災対策に取り組んでいきたいと考えております。

4点目のフェリー乗船券の自動発券機の設置についてであります。現在、フェリー乗船券の販売は待合所乗船券販売窓口にて、各種割引等を確認し、販売しています。自動発券機を設置すると、割引の確認ができていないため、乗船時の乗船券回収時に離島住民割引カードや障害者手帳等の提示が必要となり、利用者の利便性が図られないと思われ。現時点では自動発券機の導入ではなく、待ち時間の解消、利用者の利便性向上のため、キャッシュレス決済の導入に向け、国・県と協議を行っています。

5点目の町営船のドックについては、現在、町営船の定期ドックは鹿児島にて整備を行っています。古仁屋の整備ドック場では、上架するための設備、設備投資が必要であり、設備改修を行っても、せとなみは上架できるが、フェリーについては無理ということでありました。さらに、資格保有者や人員不足もあり、町営船の整備ドック受注は困難であるとのことでありました。令和3年度のフェリーかけろまの検査ドックは、5月25日から6月13日までの20日間、費用は3,158万450円となっております。以上です。

〇11番（安 和弘君） はい。答弁いただきました。ありがとうございます。

さて、今、朝一で目が覚めて、テレビをつけてみますと、まず気になるのはウクライナはどうなったろうかと、そればかりが気になります。無事であるということを知ったときにほっとするものです。ことほど、左様にですね、町長が言われたように幾ら自国で、自分の国でそういう気がなくてもですね、来るときにはいつ来るか分からない。まさに、今回のウクライナもそうです。ただ、我々日本人は少々平和ボケしているかも知りません、確かにですね。周りを海に囲まれて、陸からの侵攻はまずないと。それと、町長の答弁の中で、安全保障というのが大事であると。外交問題がですね。もちろん、それに越したことはありません。しかし、自分たちの国の周りの国を見たときに、そういうことが通じる国とはとても思えませんね。人の国の人間をかつさらって行って、それが分かっているのに返そうとしないというこの。人道上、救いようがないと言いますか、とても日本国にとっては考えられないような蛮行を平気でするところです。ですから、普段から、もちろん安全保障、外交でそういうことがないように心がけて行って、また、毎日そういうつもりで生きていくのが本来の国の姿でありましようが、しかし、今回のように理不尽に踏み込まれたときに、そういうことが起きないという保障は、私はどこにもないと思うんですよ。特に今回、対艦、対空ミサイルが配備されたということであると、どうしてもそういう有事の事態が起きたときに、一番先に叩こうとするのはそういうところであろうかと思っております。ですから、そういうときに、瀬戸内町国民保護計画が平成19年3月に策定されたと言います。しかしながら、これから

あなたのところにミサイル発射しますよというような国ではありませんね、相手は。そういう事態に陥ったときに、それこそ大きな騒ぎになるのは、もう目に見えております。この間のトンガの件でもね、あれだけ車列が並んだと。昔、もうこの年になりますと、昔のことをすぐ引っ張り出します。終戦が昭和20年8月15日ですか。あのとき、私は2歳です。まだ覚えているんですよ。おんぶされて、カライモ畑の中を走っているんですね。雨傘を差して。そういう幼心の中にやっぱりあるんですね。そのときは空襲警報のサイレンが鳴ると。今回、もしもそういう事態になったときに、確かにこういう問題は国策にかかわるデリケートな問題ですから、こうしようという明確な答えは出てこないかも分かりませんが、しかし、そうなったときには、この答弁にありました、国民保護計画というものを、これから見直しもされるとおっしゃいました。ですから、町としてのですね、そういうときの有事の事態に陥ったときに、とるべき心構えというものだけは、しっかりと入れておいてほしいなということを、この件は申し添えておきます。

それから、コロナ蔓延化の問題であります。今回、私はもうへき地診療所のことに絞ってお尋ねしようと思っております。あとは午前中の柳谷議員の御答弁などで分かりました。それでは、へき地診療所ですね、今、お答えの中で、診療、検査医療機関として指定を受けておりというのがありました。しかし、このへき地診療所を利用されていた、今までの瀬戸内町民の方々、不思議なものでへき地だったら行くという人もいます、中には、はい。現在、南大島診療所が阿木名の方へ変わっていったと。あとは、もう、徳洲会。であると、通常医療ということ考えたときにですね、医師、看護師は足りていますか。それと、それが十分充足されるまでの今後の見通しをお聞かせください。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 今、議員がおっしゃった、現在のところ、医師、看護師に関しましてはですね、病、病床を、今、閉めている状況であります。病床を休床していますので、今の現在のところは、その体制では足りているところであります。

○11番（安 和弘君） まだ入院はできないわけですね。できないわけですね。やはり、1日も早い、へき地診療所がですね、以前のような姿に戻ってほしいなという方はたくさんおられるんです。ですから、そのこともですね、できることでしたら、1日も早い復活を願っております。

次に、町内で、もとい、先ほど話しました、以前、向こうに土砂が流入したときに、確か自衛隊さんがすぐ皆さん来られてですね、徳洲会病院に運んで行きました。あのとき、私たちが裏山の状態から中の状態、見たんですが、もう見事に運んで、怪我人もなくですね、済みました。今回のような、緊急事態とも言えるような、このコロナのこの感染。こういう中で、患者さんが頼りにするのはどうしても病院であると言います。病院であって、今回は特殊な事情がいろいろあったでしょう、コロナについても。それから、以前の病院の体制づくりにつけてもですね、あったと思います。しかし、そういう罹患された方にとっては、その、諸々の事情は説明したら分かるかしれませんが、まず最初に駆けつけるところは病院であるということです。何とかですね、そういう町民が心配しなくても済むような状況にさせていただきたいと思います。それで、ちょっとお尋ねします

が、町内でこれだけ、毎日町長の、毎日じゃありません、町長の声がするときには、またかと思うし、しないときは、今日はいないなど、もう、それが合図のようになっていますね。それで、入院、感染された方々で、入院に、入院された方、それから、宿泊施設に行った方、それとも、自宅療養の方。この瀬戸内町内では、これはどのような色分けだったのか、お尋ねします。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 今、議員がおっしゃった入院、宿泊療養、自宅待機という形でありますけれども、私たち、私たちというか、私の方にですね、まず、保健所の方からですね、連絡等はあるんですけれども、実際のところ、県の発表としてですね、今現在は自宅療養か宿泊施設、入院とかいうものはですね、ちょっと把握できない状況になっております。以前はですね、少なかったときという形になると思うんですけれども、そのときには自宅療養とかですね、入院しているとかですね、そういうことはございました。今現在のところ、県病院の方がですね、受け入れをちょっとしていると思うんですけれども、もう、今現在は、確か二桁にはいっていなかったと記憶しています。宿泊療養の方もですね、今現在のところは20名を割っているような状況ということで聞いています。それ以外の方は自宅療養というような形、これ、奄美本島全体の数字でございます。

○11番（安 和弘君） はい、伺いました。自宅療養ということがこれだけ増えたが故に、自宅感染、いうのも増えたらうと、これは想像されますね。親子でとか、兄弟でとか。ですから、一番理想なのは、罹患したときに病院で入院できる体制というのが、一番理想ではないかなと思うのは、私の素人考えでしょうかね。やはりこの、この問題も電話をされた方は、何とか徳洲会病院と連絡を密にしながら、このへき地診療所が利用できるような体制づくりはできないものでしょうかねっという話がありましたので、今回、このことを申し上げてみました。

次に、災害時の避難のことでありますが、メディアの力とは割と恐ろしいものですね。このときに、大阪、東京、もっと遠くは秋田とか、あそこらへんから電話がありまして、見たよと、テレビで見たよと。何を見たのと言ったら、車の列を見た。あれを見て、古仁屋がもう大騒ぎになっていると、本当、当初思ったみたいですね。ただ、今度のこの問題、幸いにして大きな災害はありませんでした。ただ、避難する人にとってはですね、その避難する時間が長ければ長いほど、それは辛いものであります。先ほど、午前中の総務課長の答弁の中で、3mってという言葉がありましたね、3mって。避難する場所、古仁屋小・中学校とかいろいろ聞きましたが、古仁屋小学校に避難した、体育館を利用した方が、寒さに耐えられずに、寒くて堪らないからって帰ってきたということは、小学校に避難はしたけれども、避難して寒いときに、それに対処できるようなものが何かなかったかなと思ったりします。その人の話でですね、そういうことができればいいのになということでしたが、その避難場所というものが予め想定されているのであれば、そこにそれなりの備えと言いますか、先ほど午前中の答えの中で、トイレの話がありました。折りたたみ式トイレを9か所辺り、9か所ですか、9集落ですか、これから、全集落に配布する予定ということもありました。その避難した場所、今回、私が申し上げているのは、古小体育館に行った方の話として、寒くて帰ってきたけれども、毛布の一つでもあればねということでしたが、そういうことは当局の中にお考え

はありませんか。

○総務課長（福原章仁君） 確かにですね、1月のこの津波の警報によってですね、避難されました方は、中学校の体育館と役場、それと、高校の方に避難されていました。確かに、中学校の体育館の方たちは寒いということがありましたので、私らもちょっとそこまでは、ちょっと気が回らなかったところで、そういった声、聞きましたので、直ちに毛布をですね、各避難場所へ持って行った。これ、ちょっと時間的に遅れましたけれども、そういったこと、確かにありました。やはり、今後はですね、そういったことも踏まえて、体制を図っていきたいというふうには考えております。

○11番（安 和弘君） はい、そのようにお願いをしたいと思います。

あと、要支援者の話が午前中ありました。区長さん、それから、嘱託員の方、御協力をいただいていると。そこで思ったりするんですが、ああいう津波だよって大騒ぎになったときに、まず誰もが自分の身を案じて、皆さん避難されますね。そういうときに、本当にその要支援者の方々のことを親身になって考えているのは、やはり身内の方じゃないかと、身内。身内ですね。それと、お隣、近所の方々。このことは、常日頃からこういうことにみんなが気を配りながら、それこそ町長がいつも言われるですね、自助・共助・公助、それ、徹底することだなと思ったりしております。ちなみに、この要支援者の避難計画、本町と和泊町と知名町と与論町ですか、奄美ではこの4市町が抜けて進んでいるという新聞記事もありました。これ、2月21日の新聞記事でしたね。これだけ、やはり要介護の方々というのが、瀬戸内も多いわけですから、今後ともですね、しっかりと気配りをさせていただきたいと思います。

ちょっと、ちょっとお尋ねですが、今回の津波警報は漠然と、夜中から明け方の7時、8時頃までと記憶していますが、正確には何時に警報発令、解除が何時。それから、本町の水位で目に、目についた水位の高さ、どれほどであったのかということ、分かっていたら教えてください。

○総務課長（福原章仁君） 今回の津波の警報の時系列と言いますかね、に関してですが、気象庁から1月16日の0時15分、夜中の15分ですね、0時、はい、に警報、津波警報発表がされまして、その1分後、0時16分にJアラートで発信して、配信しております。防災無線の方から、屋外のラップですね、から、0時16分には町に、町民へ、Jアラートで知らせた、知らせたということでございます。それと、この警報はですね、次の、朝の7時30分までは警報が発令中でありました。7時30分に注意報へ発表切り替えがあったということでございます。それと、この町内でのその波のこととございますが、役場の方に、我々はですね、普通、普段はこういうときには絶対海の方には近づくなという発表もします。ただ、一部、集落の方からありましたが、何cmというのはちょっと分からないんですが、やっぱり短い時間の間に、この栈橋での上下があったということは聞いております。以上です。

○11番（安 和弘君） できたら、水位が上がらない方がもういいに決まっていますね。ただ、今、課長のお話の中で、0時5分、0時16分から明け方の7時30分までと、これ、7時間余りですね。

その間、避難された方の、やはり御苦勞というのはね、確かにもうあったらと思うんです。これからは、我々はもちろんですが、こういう災害には十分気を付けて過ごしたいなと思います。

それから、フェリーかけろま発着場の件。これ、昨年の永井議員のお答えの中で聞いたんですが、今日の答弁で、また新たに、その計画は、もう発券、自販機の計画はちょっと難しいということでしたね。であれば、これから、コロナがもう明日で鹿児島県は一応もう解除ですが、そうやって、またフェリー利用者が、本当にコロナが終息して増えてきたときに、あの状態で、人様が並んだときに、あの窓口の女の子が1人でした、私のときね。あれで本当に大丈夫なのかなと心配するんですが、その点、どう思われていでしょうか。大丈夫と思うんですか。それとも、その場合によっては、窓口を一つ増やすとか、そういうことをお考え、ありませんか。

○商工交通課長（勇 忠一君） はい。フェリーの発券場の窓口の状況についてでありますけれども、国庫補助航路ということですので、いろいろ人員を増やしたり、その経費がかかることについて、運輸局の方へ毎回事前協議というのが必要なわけです。そういう、常に人が混んでいるわけではなく、ある一定の便の、その一定の時間だけ混んでいるというのがありまして、その解消のためにいろいろ、今現在、考えているところであります。このキャッシュレス、導入すると、お金のやり取りの時間はなく、スマホをかざすだけで決済が済むとか、そういった形になって、スムーズに流れていくのではないかと考えているところです。お客様にですね、なるだけ時間に余裕を持って待合所に来ていただければ、出発前にですね、込み合うということも解消できるものだと思っております。どうしても間に合わないときにはですね、船内の方で乗船券を販売していますので、その担当の者が窓口の方へ来て、手伝って、乗船券の販売を行っている。なかなかその人員を増やすというのが難しいものですから、取り敢えずこの対応で進めていきたいと考えております。現在、フェリーの利用者、年間11万1,000人程度おります。その中で、加計呂麻島民離島割引カード、これを使っている方が3万4,700人程度。31%程度ですので、残りの7割近くを占めるですね、定額360円で購入されているお客様ですね、そのための発券機、自動販売機ですね、の設置について、今後、また、さらに運輸局の方と協議していきたいと考えております。

○11番（安 和弘君） はい、お答えいただきましたが、キャッシュレスはもう始まっているんですか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 現在、事前協議の段階でして、どうしても経費が増える、補助金が増えるということで、運輸支局の方の了解をいただかないと進みません。このキャッシュレス決済を導入しますと、初期費用、10万円足らずで付くんですけれども、あと、決済手数料、3.8%とかですね。そういったので、経費が、年間若干増えるものですから、そこの承認をいただくため、今、事前協議を行っている段階です。

○11番（安 和弘君） そうですね。少々、何事も新しくものを始めるとか、改善するとかいうときには、必ず経費はかかるもんだと思っております。そのかかる経費が、いわゆるかけてもやってよかったなど、いわゆる費用対効果と言いますかね、そういうことであらうかと思っておりますので、一

つ、本当にこの加計呂麻が本当に観光の目玉となってですね、人が押し寄せたときに、そこでいざとなればたばたしないようなことになってほしいなと思うがためにも、改めての質問でした。終わります。

それで、最後にですね、このドック入りの件。答弁いただきました、ドック、検査ドックは5月25日から6月23日までの20日間、費用は3,158万450円、いうことでした。これは、何年ごとってありますか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 毎年実施しておりまして、はい、5年に一度、エンジン等を分解して整備する定期検査ドックというものが入ってくるようになっております。

○11番（安 和弘君） 毎日ドックとは、毎月、毎年ですね、ドックとはびっくりするんですが、その都度3,100万かかるんですか。先ほど私、費用対効果と申し上げましたが、私もこの件で、少々私なりに足を運んで、お尋ねしてまいりました。フェリーかけろまも、以前はこちらの造船所にドックしていたと話を聞きましたが、そうでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 現在のフェリーかけろまが3代目ですけども、初代のフェリーかけろまですね、は古仁屋の港の方でドック整備を行っていたと。2代目、前フェリーからは、古仁屋の方に上げることができず、鹿児島へ行っていたということです。

○11番（安 和弘君） 今のフェリーは、申し訳ない、総トン数何tでしょう。

○商工交通課長（勇 忠一君） 現在のフェリーが197tとなっております。

○11番（安 和弘君） 197t、造船場で聞いた話では、200tまでは上げれますということで、ただ問題は幅員だと言いますね。幅員が、今のフェリーが広いもんですから、上げれないと。それで、以前はここにドックしていましたと。うちのドックで、今のフェリーも、そのものt数には問題ありませんということで、200tまではドックできますと。この話ですね、実は山畑さんがフェリーを止めるという話から、私の友達と二人で清水で語ったときに、この話が出てきました。なぜ止めるんだらうって言ったもんですから、これはここでドックできないから、ドックするの、高いらしいよとかいう話も出ました。それから、資格の問題もあるとか。資格があれば、その資格の問題の人を、旅費払ってこっちに呼んできて、ここで検査をさせて、また旅費を払って帰しても元が取れるんじゃないかという話までありました。でも、これ、今、私もびっくりしたのは、毎年費用が3,158万もかかるんだと。それこそ、少々金をかけて、その今のフェリーがドックできるようなことを、田村さんと話し合ったりしてですね、やったら、十分、これ元取れるんじゃないでしょう。元取れるところが、費用対効果、そのもの、効果が上がると思うんですよ。加計呂麻島がある限り、フェリーは欠かせませんから、絶対。こんだけの金が毎年逃げていくのであれば、その金が役場にとっても、ここに持って行くのと、鹿児島、山川ですかね、どこでしょうね、向こうに持って行くのとでは、相当な差があると思うんですね。ですから、一応、この件は話し合ってみてはいかがでしようかと、私なりに提言してみたくなりました。その点、いかがでしょう。

○商工交通課長（勇 忠一君） 造船所に確認したところ、設備投資で、その船を上げるための課題

ですね、そういったのを改修して、すればですね、長さが38m、重さ200 tまで上げる、上架、上げることができるということでしたけれども、せと、フェリーについてはですね、前後にペラ、舵がある、そういった構造があるためか、スロープになっていますよね、上げるところが。鹿児島 docks は、あの両側、レールがある中に入って、下が上がって、船を上げるタイプになっていますので。そういったのもあって、フェリーについては、ちょっと難しいというふうにこちらは回答をいただきました。また、その整備、改修に町の支援ということですが、民間の事業所でありますので、そこら辺はちょっと難しいかと考えております。

○11番（安 和弘君） はい、難しいことはよく分かります。でも、そのことそのものが、町にとってもですね、町にとっても、それから、町にとっても、確実にプラスになることであれば、何とかそういうのをこじ開けてでもね、やっちはいかがかなと思うのは、私の多分素人考えでありますよ。

以上で終わります。

○議長（向野 忍君） これで、安 和弘君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は2時45分からとします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時45分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告4番、泰山祐一君に発言を許可します。

○1番（泰山祐一君） 町民の皆様、議場の皆様、ケーブルテレビを見られている皆様、YouTubeを見られている皆様、こんにちは。新型コロナウイルスで現場で御対応していただいている皆様、また、ソーシャルワーカーの皆様、毎日、ありがとうございます。

一般質問の前に、一言述べさせていただきます。瀬戸内町の様々な計画の中には、誰一人取り残されず、幸せで輝いて生きていける島という基本理念がございます。誰一人取り残さない、とても大切な言葉だと感じます。私が議員となってから今日に至るまで、その意味をずっと探しながら活動しております。誰一人取り残さないためには、その大切な誰かを忘れてはいけません。それは地域の皆様だと思えます。町民に寄り添い、町民の声を聞く。一緒に考える。ときに考えが異なるときもあるかもしれません。双方で話し合いを行い、お互いで理解できる点を考えていく。そして、地域の声を届けていく。それが、私の役目だと思い、数々の地域の皆様の声を、議員活動や議会活動を通して届けてまいりました。これも町民の皆様のおかげです。そして、当局の皆様の御尽力のおかげです。誰一人取り残さない、その気持ちを大切にしながら取り組み続ければ、多くの感謝の気持ちと出会います。この町には、様々な痛みや辛さ、不安を抱えている人々がいらっしゃいます。議員となり、数多くの現実に気付かされる日々でございます。まだまだ議員として半人前な私

ではございますが、少しでもその方々の希望となりたい。これからも一生懸命頑張ります。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度第1回定例会において、通告に従い、一般質問を行います。

1、令和3年度施政方針について。令和3年度施政方針の令和4年2月末時点での達成率をお尋ねします。

次に、令和3年度施政方針で未達成の項目があれば、その未達成の理由をお尋ねします。

次に、行政サービスについてです。

1、定期的に行われる人事異動により、町民に対しての行政サービスが向上しているか、当局の見解をお尋ねいたします。

次に2番目、課の垣根を超えて、新たな価値を創造していくために、複数の課の業務を兼務するという働き方の改革、こちらの試験導入を行う意向があるか、お尋ねします。

三つ目、住民や議員の要望で、当局から検討します、協議しますなどの結論を保留し、要望した人へのその回答の進捗や結論を報告していないということが時折ございます。この点についての対策案をお尋ねいたします。

次に、大島海峡などの活用についてです。

1、町有地である無人島の俵小島や油井小島にて、民間主導で宿泊事業などが行えるような、行えるよう、指定管理者制度に新規導入をしていく意向があるか、お尋ねいたします。

2、海洋の町瀬戸内未来プロジェクトの構想について、お尋ねします。

次に、新型コロナウイルス対策についてです。

1、飲食店事業者以外で困窮している事業者に対して、町独自の支援を行う意向があるか、お尋ねします。

2、2年連続で集落の豊年祭などの催事が中止となっておりますが、町独自で支援を行う意向があるか、改めてお尋ねいたします。

3、令和4年1月に奄美大島にて緊急事態宣言などが発令された中、瀬戸内町立の小・中学校向けに購入されたコロナ対策の卓上、机に置く、設置するアクリル板のパーテーションがほとんどの学校で活用されな、されていなかったようです。その経緯についてお尋ねいたします。

以上となります。

○町長（鎌田愛人君） 泰山祐一議員の質問にお答えします。

1点目の令和3年度施政方針についての、達成率については、令和3年度施政方針で掲げた施策を107件の項目として抽出、令和4年2月末現在においての状況は、完了事業23件、順調事業68件、予定より遅延、13件、未実施、中止3件となっております。これを達成率という数字で算出するのは妥当ではないと思われませんが、敢えて算出するとすれば、完了、順調事業合計の91件を達成とした場合、約85%となります。

次に、令和4年2月末時点での未達成というものは、遅延、未実施件数とすれば16件になります。

遅延13件についての多くのものが、コロナ、コロナ禍によるものや、建設現場の漏水、法面崩壊などによるものであります。未実施の3件については、農林課畜舎の整備、水産観光課、主要イベントの中止、総務課の海上自衛隊拡充要望です。畜舎の整備については、整備要望がなかったため、コロナ禍により主要イベントが中止、海上自衛隊拡充要望も、コロナ禍を考慮し、延期となっております。施政方針は本町で構築しているP D C Aサイクル、P、プランと位置付けており、評価、検証についてはC、チェックで位置付けしている主要施策成果表として、毎年度、議会資料として、また、町ホームページで公表しております。

2点目の行政サービスについての、定期的に行われる人事異動により、町民に対しての行政サービスが向上しているかにつきましては、組織における人事異動は主に適材適所の実現、人材育成の実現、組織の活性化を目的とした人事施策でございます。従いまして、人事異動を実施することにより、町民に対しての行政サービスは相対的に向上しているものと考えております。

次に、複数の課の業務を兼務する働き方改革の試験導入につきましては、職員はそれぞれ事務分掌にて、正副担当業務を割り当てられておりますが、課局を超えて対応すべき業務については、すでに事務分掌を課局を超えて設定している業務もございます。また、突発的な業務に対して、主管1課での対応が困難な場合については、課局を超えた横の連携により対応している状況であります。従いまして、働き方改革として新たに複数の課の業務の兼務については、試験導入する意向はございません。

次に、各集落からの要望については、年度内に町の単費、あるいは町職員の動員で対処可能な要望内容と、要望規模が大規模なため、国・県の補助事業導入が必要で、解決に長期間を必要とし、年度内に実現できない内容があります。年度内で対処可能な要望については実施します。一方、年度内で対処困難な要望については、検討します。協議しますと回答しております。補助事業申請等となれば、要望時期から1年から2年を必要とするため、その間は結論が出ませんので、その段階では要望集落への報告が不可能となります。各集落の皆様におかれましては、各要望後の進捗等確認については、従来どおり、瀬戸内町役場企画課へ直接確認していただければと思います。

3点目の大島海峡などの活用についての、町有地である無人島の俵小島や油井小島にて、民間主導で宿泊事業などが行えるよう、指定管理者制度の新規導入していく意向があるかについては、町有地である俵小島や油井小島については、多くの町民や観光客がシュノーケリングなどの海遊びで利用している現状にあり、近年ではドローンなどで撮影した画像がSNS等でアップされています。特に規制することなく、自由に利用している現状にあります。また、両島ともに国立公園第2種特別地域に指定されており、景観等維持のため、内容によっては許可が必要になります。そのようなことから、現在のところ、民間主導での指定管理者制度の新規導入については考えておりません。

次に、海洋の町瀬戸内未来プロジェクトの構想については、本町では人口減少による地域経済の停滞や働き方の多様性、異常気象による自然災害の拡大化、SDGsの浸透による持続可能性の高

まり、脱炭素政策の加速化、テクノロジーの進歩による生活スタイルの変化など、日々変化し続けている社会情勢などを踏まえ、本町の基本理念である、人が輝く夢と希望に満ちた魅力ある島の実現に向け、「瀬戸内町長期振興計画」並びに「第2期瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などにに基づき、各種施策を加速させているところであります。また、今後は2050年までに「ゼロカーボンシティ」社会を実現し、未来ある子供たちへ世界へ誇れる海洋の町を引き継ぐため、大島海峡を活用した新たなまちづくりの展開が重要であると考えております。令和4年度より、本町が推進している各種計画の確実なビジョン実現と脱炭素社会の実現に向け、町内におけるCO₂、二酸化炭素の排出源、吸収源の調査、再生可能エネルギーの活用について検討を行うとともに、海洋資源の保全と再生に取り組むなど、取り組みながら、海洋資源を有効活用した新たな産業開発、また、農林水産物などの産品を活用した食文化や観光コンテンツの高付加価値化等の新たな政策を提案し、本町における現状や課題を踏まえ、各種施策との相互連携による整合を図りながら、官民連携による「海洋の町“せとうち”みらいプロジェクト」の体制を構築し、本町の将来像を示した基本構想を定め、持続可能な地域づくりを具体化していきたいと考えております。

4点目の新型コロナウイルス対策についての、飲食店事業者以外で困窮している事業者に対しての支援につきましては、令和3年度において、瀬戸内町時短要請協力金対象外事業所給付金事業を実施し、昨年8月から9月、いずれかの月の売上額が前年、前々年同月比の20%以上減少した事業所へ給付金を支払う、支払う予定でしたが、申請、申請件数が伸びず、影響月を10月を追加し、減少率を15%に下げ、給付額を増額し対応し、96事業所へ1月に給付を終了したところであります。その他、町単独の事業としましては、商工業制度資金利子補給事業を継続して実施しております。現在、国において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人事業所、事業者及び法人に対して、事業の継続、回復支援を目的とした事業復活支援金制度の支援事業が実施されており、また、今後、新たな国の支線制度設置の動きもありますので、本町としては、瀬戸内町商工会、観光協会等、関係団体と協議し、困窮事業者の実態調査を行った上で、国の制度に該当しない事業者に対してのできる限りの支援を行いたいと考えております。

次に、集落の維持運営については、今年度からコミュニティ職員をとおして、年2回の集落の実態把握調査を行っており、直近の10月の調査によれば、64地区のうち、6地区が維持運営が厳しいとの回答がありました。新たな町独自の支援策としましては、各集落の財源不足の要因となっている防犯灯の年間電気料の4分の1を補助する制度を導入する予定としております。また、集落の運営費の中で、大きな比重を占める防犯灯代の負担軽減対策及び防災対策として、蛍光灯防犯灯から太陽光防犯灯への転換事業を継続的に実施してまいります。これまで、毎年度実施してきた地域提案型事業の住民参加型事業補助金及び空き家利活用補助金については、今後においても、毎年度、行っていきたいと考えております。

学校でのコロナ対策については、教育長が答弁いたします。以上です。

○教育長（中村洋康君） 泰山祐一議員の一般質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス対策について。コロナ対策用アクリル板整備の経緯についてであります。新型コロナウイルス感染対策、感染症対策につきましては、全国的な感染拡大が続く中、奄美大島5市町村においても、「警戒レベル5」に引き上げられ、県独自の緊急事態宣言が発令されるなど、感染拡大に、の終息が見られない状況にあつて、町内の小・中学校においても「学校の新しい生活様式」を踏まえ、「瀬戸内町立小・中学校、幼稚園における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づく対応を継続して周知しているところです。また、感染症拡大予防対策として、地方創生臨時交付金を活用し、アクリル板のほか、消毒液やマスク、ハンドソープ、ペーパータオル、温湿計等の消耗品や備品の確保に努めているところです。アクリル板については、学校からの要望もあったことから、市場での確保が困難な中で、緊急に確保するため、児童・生徒分について購入し、配布したのですが、その使用については対面での授業や給食時など、各学校における教育活動の内容や感染対策を考慮した上で、必要に応じて使用されるものです。今後も感染拡大に備え、予防対策として適宜活用していただきたいと考えています。以上です。

○1番(泰山祐一君) はい、御答弁ありがとうございました。では、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、令和3年度の施政方針について。こちら、今までこういった効果検証の方、されていない中、こちら、回答いただきましてありがとうございます。こちらの確認をさせていただきたい内容なんですけれども、遅延ですとか、未実施、中止ということで、具体的に実施していないものに関しては、農林課の畜舎の整備、水産観光課の主要イベントの中止、総務課の海上自衛隊拡充要望等と書いておりました。その中で、私自身が令和3年度の施政方針、読ませていただいた中で、昨日もですね、施政方針、令和4年度の質疑をさせていただいた中で、話をさせていただきましたが、例えば令和3年度のものでいきますと、居住支援協議会を設立していなかったというようなことなんか、このコロナの遅延等々につながるのかなとは思っています。そういった中で、その運営管理が、今、現状、この施政方針を書かれて、それで途中、例えば半期ごとでもいいんですけども、実際に、今、現状どのように各課の方がその項目、掲げているものを遂行しているのかというような確認などは、今、とられてらっしゃるのでしょうか。

○企画課長(登島敏文君) 特にその懸案事項として、いろんな情報が入ってきたときにですね、各課局長に、その事業について確認するようにしております。全体、全部の課に定期的に確認というのはございません。

○1番(泰山祐一君) そうしましたら、これまでそういった確認、途中の進捗確認というのは、今までとられていなかったということによろしいですか。

○企画課長(登島敏文君) この施政方針に、施政方針に関しては、定期的にはとっておりません。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。この施政方針というものが、私のイメージしているものでちょっと話をさせていただくと、長期振興計画然り、町長のマニフェストですね、そういったものに基づきながら、それがその最終的なゴールのところに向けて、1年1年歩いていく、一つの道

筋なのかなと思っております。その中で、最終的に長期振興計画であれば、10年後にこの形になっていくと。それぞれの数値があると思います。その数値に対して、今年はどこまで行けばいいのかなというようなことなんかも、各課の方でいろいろと考えていらっしゃる部分もあるとは思いますが、そういった部分で、1年間、終わったあとに、達成、しっかりできているよねというような情報共有などっていうのも、最後、終わってから、施政方針が終わって、年度が終わってからですね、そういった確認というのはとられていらっしゃるのでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） まず、歳出については、その監査の方でもですね、年に2回、監査ございますので。その執行率については、そこで十分確認されておりますし、それから、この施政方針に関してはですね、切り離すとそうなるんですけれども、まち・ひと・しごとの方でですね、毎年、評価、実証を、検証を行ってございましてですね、これはホームページにも掲載されていると思います。そういったところで、連動しているところが多いものですから、そういった確認というのは十分行われています。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。そういったいろいろな各計画ごとに関わっているものがあるということで、理解いたしました。

あとですね、昨日、総務課長の方から、瀬戸内町職員が目指すべき職員像というお話をいただきました。こちら、四つですね、読み上げさせていただきますと、一つ目が、住民の立場に立って行動する職員。二つ目が、住民に信頼される豊かな人間性を有する職員。三つ目が、効率性を意識した行政、行財政運営を行う職員。四つ目が、新たな課題にチャレンジできる職員。こういった職員像を掲げていらっしゃるということで、すばらしいなと思いました。今、そういった人材教育等々も進めながらやられている最中かと思っておりますので、ぜひ、こちらの方の職員の教育、研修ですね、引き続きお願いしたいと思います。

そのことにもプラスしながらなんですけれども、私が冒頭の御挨拶でも話をさせていただきました。昨日もお話をさせていただいたところなんですけれども、誰一人取り残さない、こういった部分に関して、どこまでの気持ちを持って、一つ一つ意識しながら、一つ一つの事業を丁寧に組み込んでいくのかというようなことが非常に大事だと思っております。その中で、昨日の話の中で、この誰一人取り残さないというような言葉の意味合いも含めてですね、先日、嘉徳の護岸工事の件をお話させていただいて、町長の方からは、護岸工事に関しては、今、集落の方々も、これは池田議員の方から聞いた話なんですけれども、集落の方々が大変おびえている状態だというようなお話もありました。また、町長の方からも、こちらの方で工事の方を早急にできるようにというようなお話、いただきました。しかし、その中で、今、嘉徳集落の中で、この工事に関して話を聞いてほしいというようなことでまとまっている状態でもあります。その中で、やはり、この誰一人取り残さないというようなことを考えたときに、話し合いを、できたらですね、鎌田町長がその中に入っていて、聞いていくべきではないのかなと思ったんですけれども、先日のお話ですと、相手方に回答しませんと、相手方に回答しましたというようなお話でしたので、そちらの方、改めて町長の決意を

教えていただけますか。

○町長（鎌田愛人君） 昨日、答弁したとおりであります。回答しませんと相手方に答えてあります。

○1番（泰山祐一君） その意味を教えてくださいなんですけれども、話し合いはしませんというような意味合いと捉えてよろしいのでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） そうです。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。非常に嘉徳集落、住民の方々も怖がっている状態で、どうしたらいいのか、行政の方に話をしても、話は聞いてくれるけれどもというような状況だと思います。また、警察の方にも問い合わせしても、事件性がないというようなことで、今の現状が続いているというような状況ですので、そういった意味合いを含めて、ぜひ、一度話を聞くというようなことから、何かまた変わるのかもしれないのかなと思ったんですけれども、はい。

○町長（鎌田愛人君） 私が回答しませんと言っているのは、反対をされている方々から、そういういろんな要望書、ある中で、そういう対話のとか、要望を聞いてくれということに対しては回答しませんということであって、もともと護岸を要望している皆様方とは、常にことあるごとに意見交換をして、そのいろんな思いを直接会って聞いたり、また、電話が、私のところに電話来て、そういう方々には、と話はしています。その方々と一緒になってですね、県に要望もしておりますので、そのことが早く実現できるように、見守っている状況であります。

○1番（泰山祐一君） はい。その話も昨日いただいた内容で、はい、私の方も理解しております。その上で、話を聞きながら、集落の方々とやっていただいている、集落の方々もそれは大変ありがたいことかなと思います。しかし、集落から外に出て行こうと、島を出ようとしたときには、やっぱりそういった光景を毎日毎日、目に、今、している状態だと思うんですね。そういった部分で、今、何かが変わらないと、ずっとこの光景というのが変わらない。それはとてもとても辛いんじゃないのかなと思うんですね。そういった部分で、その話、回答しませんというようなことを相手方に回答されたというようなお話でしたけれども、そういった部分も含めて、一度でも、再度ですね、何度も話はされていると理解しています。その中で、あと1回でも話を聞いてみて、その中で、集落の方々もこれだけ困っているんだというような思いをですね、町長が代弁していただくことで、何かが変わるんじゃないかなと思った次第です。ちょっとその部分が難しいのかなと、今のお話、聞いて思いましたので、はい、大丈夫です。

はい、次に行かせていただきます。二つ目、行政サービスについてです。こちらの方、人事異動のお話、書かせていただきました。町民に対して人事異動することにより、行政サービスが向上しているのか、当局の見解をお尋ねしますということで、当局の方から、人事異動を実施することにより、町民に対しての行政サービスは相対的には向上しているものと考えておりますというような御回答、答弁をいただきました。こちらの方なんですけれども、当局の方にお話はいつているのか、ちょっと分からないんですけれども、人事異動をすることによってですね、今までお願いした

ことなんか、担当者が変わってしまって、一気に白紙になってしまったというようなケースがあるということを、各方面の方から時折お話をいただくんですけれども、そういった声などは入っていらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） この人事異動はですね、やはり組織の活性化を図る上で、また、職員個人ですね、成長を促す上で、非常に重要な部分でありまして、今、議員がおっしゃられた異動したせいで、それまでの事業が白紙になったということは聞いておりません。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。直接、なかなか多分、言えなかった話なのかもしれません。私の方にはちょっと、そういったお話なども何回か聞いたんですけれども、そういった中で、人事異動が決して悪いというような話をしたいわけではなくですね、引き継ぎがしっかりとなされているのかというようなことを、その現場の担当者だけではなく、今って上司の、例えば管理職の方も、一緒にその引継ぎの中に入っているような状況なののでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） 人事異動があればですね、必ず引継ぎします。その引継ぎの際はですね、もちろん、上司が入ります。上司も入った上で、引継ぎを、紙ベースでですね、行うということでございます。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。管理職の方も一緒に入っているということであれば、安心かなと思えました。今後、また、こういった話がもしあればですね、また、御相談させていただければと思います。

続きまして、同じ行政サービスの中の、各課の業務を兼務する働き方改革の試験導入の移行に関して、お尋ねをいたしました。こちら、既に課を兼務することなく横断しているというようなお話でしたので、こちらの方、引き続き、ぜひ、今までどおり積極的に課を跨いでですね、業務の連携していただければと思います。また、その中で、いろいろな取組も、プロジェクトごとでやっていると思いますし、また、いろいろなアイデアもこれから生まれると思いますが、例えば農林課の方々と保健福祉の方々、例えばですけども、掛け合わせた中で、農業をしながら高齢者の健康増進というものを図ったり、あとはその中で作った農作物をどういうふうな形で調理していくとか、そういった部分でも、いろいろな、多分、考え方というのが、そのプロジェクトプロジェクトではなく、自分たちがどういった形で連携し合えば、新たな企画、発想が生まれるのかなと、そういうようなものも出てくるのかなと思えたので、ぜひ、そういった部分も皆様で共有し合いながら、語らっていただけたらと思います。

続きまして、住民や議員へ要望、からの要望をですね、当局側から検討、協議しますというようなことの進捗に関してお尋ねさせていただきました。こちら、様々な要望が多々届いているかと思えます。その中で、検討します、協議しますということで、おっしゃるとおり、年度内で対処困難な要望については、そのように検討、協議しますというようなことで答えているということも、はい、理解します。その中で、補助事業申請などとなれば、要望から1・2年程度必要とするということも分かります。その間は結論が出せないということで、各集落には報告が不可能に

なると、はい。その中でですね、これは一、私、議員としての例ですけれども、例えば住民の方々から何か要望等をいただいた際に、当局の方々が検討しますとか、そういったものをお願いして、それに関しては、しっかりと検討しますということでおっしゃっていただいたということで戻します。その上で、やはりそこを追いかけていくわけですね、議員活動としては。その中でやり取りをしているので、そのことに関しては進捗の御報告を入れることができます。しかし、直接当局の方へ要望書を出される集落の方々もいらっしゃると思いますので、そういった部分で、これが絶対無理なんだということではなく、例えばコミュニティ職員の方もいらっしゃいますので、ぜひ、そういった連携もしながらですね、こういった要望がきたから、職、コミュニティ職員の方に情報共有して、逆にコミュニティ職員がその進捗管理をしていただくような運びで、二人三脚でですね、集落の方とやっていただけたらと思うんですけれども、そういったことは実現できそうですか。

○企画課長（登島敏文君） 昨年から、今年度ですね、コミュニティ職員が年2回、集落の嘱託員さんに電話をしてですね、今、集落の困りごとはないですかとか、こういった事業についてですね、どのよう、まだ、要望したものが実現しないですかとか、そういったことは定期的に確認しておりますので、実際、今、そういうのを行っておりますというところでですね。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。今年度、やっていただいていることを、引き続き、ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、大島海峡などの活用についてということで、町有地である無人島の俵小島、油井小島の民間主導の指定管理者制度などを活用していく御意向はありますかと尋ねさせていただきました。現在、国立指定公園ということで、第2種特別地域にも指定されているため、景観等維持のため、内容によっては許可が必要になる。そのようなことから、現在のところ、民間主導で指定管理者制度の新規導入については、考えておりませんということでございました。環境省さんの方ですね、確認させていただいたんですけれども、建物自体、おっしゃるとおり、景観の維持、基準があるということは聞いております。その中で、建物を造るのか、若しくは、キャンプができるような形にするのかとか、そういった部分であれば、しっかりと環境省さんの方とも話をしながらですね、大和村の方が、そういった地域の中で計画を、大和村が立てて、事業ができるような場所をつくったというふうな事例も聞いております。そういった中、全くこれを活用しないということではなく、まずはなんか検討してみることから始めてみてはいかがかなと思うんですけれども、その辺り、いかがでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。大和村にあるですね、フォレストポリスについては、国立公園指定時にですね、自然公園の単独施設、園地、野営場として国の認可を受けている施設であります。現在のところ、本町にはですね、計画はございませんけれども、瀬戸内町が油井小島、俵小島を新たにですね、公園事業として利用する場合は、県や環境省との綿密な打ち合わせ、調整が必要になります。クリアした上でですね、申請、国の認可が必要となります。しかしなが

ら、国立公園指定が、指定が、むやみな開発を防ぐ、景観維持の目的あるための風致、景観、または、高位置、周辺の環境に及ぼす影響などを考慮すると、認可のハードルがですね、高いと考えられます。その上で、町としましては、今、現状どおりですね、利用法で進めていきたいと考えております。

○1番（泰山祐一君） はい、詳しい説明、ありがとうございます。せっかくの大島海峡のすばらしい、先ほども、昨日もお話いただいておりますが、世界に誇れる、これからの海洋の町を目指していくというようなお話でしたので、そこにある無人島の俵小島、油井小島ですので、何もこう、今までどおりにそういった、写真等々、撮っていただいてもいいよということだけではなく、皆さんでアイデアを集めながら、そのアイデアを基にして、どういうことができるのかというようなことを、こう話し合ってみても面白いんじゃないのかなと思うんですね。そういった部分も、やはり、難しいんでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。油井小島、俵小島はですね、土地自体は町の所有になっています。また、上に立っている立木の方ですね、これは貸付林ってなって、なっててですね、集落が管理をしております。また、俵小島については、保安林指定されて、指定をされています。これは、都道府県知事がしております。この保安林っていうのは何かって言いますと、水源の涵養、雨が染みてこう溜まる涵養、土砂崩壊、その他の災害の防備、生活環境の保全等、特定の公益目的達成のため、都道府県知事が指定しております。森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変化等を規制しているっていう状況でございます。それも踏まえた上でですね、町の方は現状のままで進めていこうと考えております。

○1番（泰山祐一君） 結論としましては、あの土地は使うことは難しい、できないということですよらしいんですかね。

○水産観光課長（義田公造君） 使うことはできないってことはないんですけども、ハードルが高い。また、認可等で、同じようにハードルが高いっていう現状でございます。

○1番（泰山祐一君） そうでしたら、せっかく瀬戸内町が掲げている、チャレンジしていこうというような基本理念もございますので、しっかり、できる範囲の中から、どういった可能性があるのか、そういった部分を、ぜひ、語らいながら、それこそ、希望を語るような話し合いができると思うんですね。というようなものをしてみてはどうかと思いますけれども。この話をしても、やはり難しいでしょうか。

○水産観光課長（義田公造君） 今後、あらゆることはですね、想定しながら、また、関係機関と協議をしたいと考えております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。ぜひ、また、協議していただいて、前向きに御検討していただけたら嬉しい限りです。

続きまして、海洋のまち「せとうち」みらいプロジェクトの構想について、お尋ねさせていただきました。いろいろな御説明、ありがとうございます。こちらのお話なんですけれども、先日の施

政方針等々にも書いておりましたので、理解しました。今後、前回もお話させていただいたんですけども、こちら、海をきれいにするのは山、そして、陸の土地だというようなお話もさせていただきました。海だけではなく、例えば、農水省の方も脱炭素の取組も推進していこうというようなお話、ございます。その中で、農林課としてですね、これから有機農業を瀬戸内町でも推進していく御意向があるのかどうか、というところをちょっと伺えますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 有機農業はですね、脱炭素とかいうの、つながっていくとは思いますが。現在、有機農業者が4名の方がおられますけれども、やっぱり作物を作って、どう販売できるかという形も、なると思しますので、やっぱり推進といった形ですか、形ではないんですけども、やっぱりこういうこともありますよかという、ということは、伝えていきたいな、情報として発信していきたいなと思っています。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。他の市町村とかですと、例えば笠利の方のある農家さんとかでも、実際に有機JASを取ってやられた方々もいらっしゃいますので、そういった方々のお知恵などもお借りして、経験もお借りした上で、ぜひ、その脱炭素の取組含めて。その陸の方からきれいな水を海の方に流していると、そういったイメージが、また、美しい海のイメージにもつながりますし、それがブランド化にもつながるのかなと思しましたので、ぜひ、そういった部分で、町だけで考えるのではなく、既に奄美大島で実践されている方もいらっしゃるの、そういった部分も共有し合いながら進めて行ってもらえたらなと思います。

はい、次に行かせていただきます。続きまして、新型コロナウイルス対策についてでございます。飲食店事業者以外に困窮している事業者についての、町独自、支援を行う意向があるかということをお尋ねさせていただきました。その回答としては、現状、今の国の事業復活支援金などの制度があるということで、そちらの方を、まずは御利用していただきたいというような回答だったと思います。その上で、先日ですね、瀬戸内町商工会、観光協会ですかね、の方から、この飲食店以外ですね、観光関係における事業者に対しての支援を図ってほしいというような話もございました。こちらの方は、具体的にその要望書に対して、何か今後、対応をしていこうというお考えなのか。この要望書、この答弁を、1回目、いただいたものとおおりだというようなことになるのか、どちらになりますでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一君） 答えが違うとおかしいことになりますので、この答弁と全く同じものを商工会へ。まだ、議会、終わったあとに回答書をするつもりでございますので、まだ回答はしておりません。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。ぜひ、前向きな回答をですね、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、豊年、集落の支援の方ですね。昨日も防犯灯の支援の方の予算の方をあげていただきました。こちらの方、4分の1程度補助するというようなことで、集落の方々もこの部分では大変助かるのかなと思しました。この部分で、しっかり支援していただいた中でですね、また、起きて

はほしくないですけども、また、次、夏の時期ですね、集落の豊年祭がどうなるのかというようなことも含めて、また、そのときは改めて御検討いただけたらと思います、はい。よろしく願いいたします。

○総務課長（福原章仁君） この防犯灯の維持管理補助金はですね、やはり御存知のとおり、安心・安全で快適に暮らせる島づくりの一環として行っております。議員がおっしゃるようになりますね、これ、豊年祭が中止になったからやるというものでございませぬ。議員も多分お分かりかと思いますが、豊年祭を実施しない集落もあります。全集落をですね、対象にしているということで、私どもはこう豊年祭が中止になったから、この支援をしているということではないということでございます。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。いろいろと集落の中で、集落によってですね、その年間の収支計画があると思いますので、そういった中で、その豊年祭、敬老会に限らずですね、厳しい状況になったというような声が、また、あったらですね、ぜひ、その声を受け止めていただけたらというふうに思います。

最後の質問のところに入ります。令和4年1月にですね、奄美大島で緊急事態宣言が1月の中旬に出されました。瀬戸内町の方で、小・中学校向けにコロナ対策のパーションですね、アクリル板のパーションを各学校に納品していただいたということで、そちらの方、保護者の方から御連絡をいただいて、その活用がまだされていないけれども、どうなっているんでしょうかというような問い合わせがございました。その旨を教育委員会の方に尋ねたところ、まだ、現場がどうなっているのか分かりませんというようなお話をいただきました。そのことに対してですね、もうあれこれあまり言いたくないので割愛しますけれども、この事業を進めて行く中でですね、まず、ちょっと経緯だけを聞きたいんですけども、学校側のほうから、まずこのパーション、アクリル板を希望されたというような声が、まず、あったということでよろしいんですか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 奄美大島においては8月にレベル5に引き上げられたりですね、また、1月にも、また再びレベル5というようなこともあって、急速に拡大している中にありまして、我々もその10月頃から、学校からの要請もあった中で、パーションを含めた、こちらにありますハンドソープとかペーパータオル、温度、温度計とかですね、様々な消耗品、備品等を購入するために、補助事業等を活用して、その準備をしたところですが、それが12月補正予算で通過しましたので、それに合わせて、緊急にですね、アクリル板等は、もう市場で獲得が難しい、補給することが難しいという中で、できるだけ使えるものを、汎用性の高い物をということで、業者さんからも勧められるのもあって、一律に児童・生徒600何十人ですね、配布できる形の措置を講じたところなんです。ほとんど使われていないということでありましたけれども、12校のうちですね、8校において使われております。授業中で使われたり、給食時とかですね、図書館、それから、面会に来られたときに使うとか、そのような状況で使われているところです。常に、全ての方に常時使ってほしいということではなくてですね、緊急性、その教育活動の内容によって、また、感染の対

策がとられているかという状況を見ながら、その3密が回避されているとか、マスクの着用とか、換気がなされているとか、距離が保たれているとか、様々な状況の中によって、適宜、活用していただきたいということで、研修会等でも申し上げているところであります。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。私が1月のその奄美大島の緊急事態宣言が出されて、その後、その保護者の方から御連絡をいただいて、それで、教育委員会の方に確認して、各、全学校の方にお電話で御連絡をさせていただいて、その中で、現状は、今、届いているけれどもというようなところでもございました。それは学校の判断ですよ。その中で、使われていなかったということで、保護者の方からすると、せっかく12月の議会で予算が通ったのに、何で使われないんだろというふうなお気持ちになられたのかなと思います。保護者のそのお気持ちは非常に、私自身は分かりました。しかしながら、その学校側が考えることでもあるというふうなことでしたので、そういった部分で、情報の伝達がなかなか難しいなど、僕、私自身もですね、感じたところでもございました。その上でですね、しっかりと購入したのに関しては、こういったものを買ったというふうなことを、今、各学校の方でも、広報の方のチラシを作られていらっしゃいますよね。そういった部分で、ある方はしっかりと議会をこう見られていらっしゃる方がいて、その方がこういうようなことを、買ってくれるらしいよとか、そういった部分で話をした中で、多分いろいろとこう、だけれどもやってくれないなっていうふうにも思ってもらよりは、そういったものが、議会で予算が通って、何月頃に学校に納品されて、その学校はどういった利活用をするのかとか、そういった部分も、学校側と共有していただけると、保護者の方も、そういった意味合いで、今、一応持っているけれども、非常時に使うんだなというふうなことで、思っただけなのかかなと思いましたので、そういった部分で、上手く、今、学校側がやっていることですか、町側がやっていることを上手く、いろいろな媒体を使ってですね、広報に使っていただければと。このような形には、今後、こういうようなことが起きないかなと思いましたので、ぜひ、よろしく願いいたします。

はい。というわけで、一通りですね。あとですね、そういった部分で、ぜひ、管理職の皆様、いろいろな部分で事業の、たくさんの方の事業を抱えていらっしゃると思います。その中で、一つ一つ、施政方針の中でも話、冒頭、させていただきましたが、今、自分たちの担当の職員がどういった事業をやっているのか。そういった部分を、適宜ですね、チェックの方なども、ぜひ、目を配らせていただいて、その上で、年が期末になって、しっかりと施政方針の取組ができたなというふうなことで、町民からありがとうと言ってもらえる数が増えるような取組にさせていただけたらなというふうに思います。以上になります。

○議長（向野 忍君） これで、泰山祐一君の一般質問を終わります。

これで、本日の日程は終了しました。

3月7日月曜日は、午前9時30分から本会議を開きます。

日程は、一般質問であります。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時41分

令和4年第1回瀬戸内町定例会

第 4 日

令和4年3月7日

令和4年第1回瀬戸内町議会定例会

令和4年3月7日（月曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第4号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問（通告順）

1 福田 鶴代 君

2 元井 直志 君

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和4年第1回瀬戸内町議会定例会 3月7日（月）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	長 順一君	事務局 次長	福山浩也君
庶務 議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人君	農林課長兼農委局長	川畑金徳君
副町長	奥田耕三君	建設課長	西村強志君
教育長	中村洋康君	財産管理課長	真地浩明君
総務課長	福原章仁君	水道課長	信島浩司君
企画課長	登島敏文君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
税務課長	町田孝明君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
町民生活課長	鼻 憲二君	社会教育課長	保島弘満君
保健福祉課長	鼻 克己君	総務課財政補佐	茂野清彦君
商工交通課長	勇 忠一君	総務課人事補佐	義永将晃君
水産観光課長	義田公造君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付の議事日程第4号のとおりであります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（向野 忍君） 日程第1，一般質問を行います。

通告に従って、質問者は順次、一般質問席において発言を許可します。

通告5番，福田鶴代君に発言を許可します。

○2番（福田鶴代君） おはようございます。ただいまより、3月定例議会，一般質問をさせていただきます。

質問の前に、コロナで入院されている方々，また，ホテルや自宅で自宅待機をされておられる方々が一刻も早く完治される，されますよう，心からお祈り申し上げます。また，医療従事者の方々も，にも，深くお礼申し上げます。皆様が手洗い，うがい，マスクの着用，消毒などの徹底により，以前よりいろいろな活動もできるようになりました。そこで，先月，嬉しい出来事がありましたので，お知らせします。娘の同級生で，古仁屋から名瀬の病院に通っている看護師をしている子がいます。彼女は勤めにも慣れて，金銭的にも少しずつ余裕が持てるようになり，町の子供たちのために寄附がしたいと言ってきました。中学生のとき，部活で町の育成基金より基金をいただき，大変ありがたく思っていて，今度は自分もそこに寄附したいとのことでした。さっそく役場を尋ねたそうですが，今は育成基金としては寄附を受けていないと言われたので，図書館に大型絵本と社協に寄附してきたとのこと。ぜひ，図書館に，皆さん，足を運び，見に行ってください。多分，この育成基金は町長が議員されているときにできた基金と記憶しています。このように子供たちの，このような子供たちへの取組事業は子供たちの心に残ることに大きくつながることをつくづく感じました。また，彼女に，叔母は子供のために選挙に出て頑張っているのを見てすごいと思った。挑戦している叔母を見守っている叔父もすごいと思うという言葉ももらいました。この言葉を胸に秘めながら，これからも頑張っていきたいと思っておりますので，よろしくお願ひします。

それでは，一般質問に入らせていただきます。

1，子育てについて。令和5年度より町営となる「ひかり幼稚園」についての進捗状況についてお尋ねします。

2，瀬戸内創生マニフェストに掲げている「こども園」の進捗についてお尋ねします。

3，高丘保育所の建て替えの目安はいつ頃になるか，お尋ねします。

次，2，男女共同参画について。

1，男女共同参画の取組の，ワーク・ライフ・バランスの取組，推進として，超過期，超過勤務縮小のための課内調整について，どのようなことをされているか，お尋ねします。

次，2番，育児休業の取得率，男性10%，女性100%を目指すとするとなっておりますが，達成率に

についてお尋ねします。

次、2、「第二次男女共同参画基本計画」を策定し、その、その基本理念に沿った事業についてお尋ねします。また、その進捗状況や結果などもお尋ねします。

3番、医療福祉について。

1、町営で障害児福祉事業所を取り組む意向があるのか、お尋ねします。

2、瀬戸内創生の中の、地域、地域医療連携推進法人アンマ事業について。

1、令和3年度までに、どのような取組を行ってきたか、実績をお尋ねします。

2、令和4年度の事業計画について、お尋ねします。

これで、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人君） おはようございます。福田鶴代議員の一般質問にお答えします。その前に、福田議員から冒頭、青少年育成基金がなくなったというお話がありましたけれども、なくした覚えはありませんので、確認して、のちほど教育委員会から、社会教育課から答弁させますので。

それでは、1点目の子育てについての信愛幼稚園のことについては、教育長が答弁いたします。

次に、認定こども園の建設については、「認定こども園等建設に関するワーキング報告書」にて、アンケートの結果、保護者の利用希望施設として認定こども園への希望が少ない数値となったことから、認定こども園としての建設ではなく、既存の施設の機能強化を想定した「子育て支援拠点施設」の整備を検討するとの報告がなされています。老朽化の進む高丘保育所については、今後、建て替えに向けた建設検討委員会を立ち上げ、子供の人数の推移等も考慮しつつ、「子育て支援拠点施設」としての施設整備に向けて、機能のあり方を検討していきたいと思っております。

次に、「子育て支援拠点施設」としての高丘保育所の整備については、現在、用地取得に向けて交渉中ではありますが、着工時期としては、現代、現段階で未定であります。用地が確保できる目途が立った段階で、具体的なスケジュールが提示できるものと思っております。

2点目の男女共同参画についての、超過勤務縮小のための課内調整につきましては、働き方改革等により、超過勤務の上限を令和元年9月より月45時間に設定し、該当する職員がいる課局においては、毎月、要因分析等を行い、超過勤務削減に向け、取り組んでおります。具体的な取組としては、事務及び事業のスクラップや係内及び課内における業務協力体制による業務の平準化を図っております。

次に、育児休業の目標達成率についてであります。女性取得率が目標100%に対して、取得率100%となっている一方で、男性取得率は目標10%に対して、取得率0%となっております。

次に、本町での男女共同参画への取組状況については、1、町広報紙に隔月での周知、広報。2、“我が事・丸ごと”支え愛事業における「住まい部会」での住宅確保、要配慮者（DVなど）への支援等についての協議。3、地域推進員の配置。4、女性活躍社会の実現に向けた取組として、1、瀬戸内町職員のハラスメントの防止に関する規定の制定。2、女性職員のスキルアップのための研修会開催。3、環境省、奄美群島広域事務組合への女性職員の出向等を行っております。

3点目の医療福祉についての、「町営で障害福祉事業所を取り組む意向があるか」についてであります。現在、本町には児童発達支援事業所「ここ園」があります。町としましては、児童発達支援事業所「ここ園」にはできる範囲で協力をしてまいりたいと考えておりますので、現在のところ、町営の障害児童、もとい、障害児福祉事業所を設置する意向はありません。

次に、「地域医療連携推進法人アンマの令和3年度までの実績と、令和4年度の事業計画」についてであります。令和3年度までの実績としましては、チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業、（島の保健室事業）の委託契約や鹿児島市にある三愛会との包括連携協定の斡旋、妊婦検診実施のための関係医療機関との調整や電子カルテ共同導入などがあります。令和4年度の事業計画については、法人の第5期事業計画の精査を行い、実施したいと考えております。

私からは以上です。

○教育長（中村洋康君） 福田鶴代議員の一般質問にお答えをします。その前に、冒頭でですね、青少年健全育成基金への寄付についてのことがありましたけれども、ちょっと調査をしましてですね、のちほど答弁したいというふうに思います。

1、子育てについて。令和5年度に私立の信愛幼稚園が公立へ移管され、新たに開園する町立「ひかり幼稚園」についてであります。円滑な移管に向けて、昨年6月に「信愛幼稚園公立移管円滑化推進委員会」を立ち上げ、その中に設置されたプロジェクトチームを中心に、組織体制のあり方や事業運営、移管事務等について協議を進めているところです。宗教色を取り除いた上で、園児相互の育ちや教員への影響を考慮し、現在のクラス編成や教員の継続雇用等、これまでの形をできるだけ維持しながら、移管できるよう取り組んでいきます、いきます。令和4年度につきましては、事務担当職員の配置や給食、預かり保育事業等の実施に向けた施設改修及びインターネット環境整備のほか、設置に係る届け出事務を進めてまいります。以上です。

○2番（福田鶴代君） ありがとうございます。それで、それでは2回目の質問をさせていただきます。

教育目標は今までどおりの園児募集ですか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 信愛幼稚園、ひかり幼稚園になったあともですね、今、行われているそのモンテッソーリの教育方針に戻づくということですが、その縦割りの編成であったりとかですね、その方針については、先ほども答弁にありましたけれども、その宗教色を除いた上でってということで、今の形をですね、影響なく円滑に取り入れていけるようにということで、今、準備を進めております。

○2番（福田鶴代君） 幼稚園教諭の対応については、どのようになるのでしょうか。お願いします。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） プロジェクトチームの中には、町の人事関係の担当者も入っておりますので、現在の状況等を見ながらですね、不利益、被ることないように、今の形を踏襲できるようにということで、適切な基準で対応されるというふうに考えております。

○2番(福田鶴代君) はい、ありがとうございます。今後もいろんな、プロジェクトチームの中心に、来年、令和5年からひかり保育所が町立として始めれるように、よろしくお願いします。

次に、瀬戸内こども園については、まだできない、意見が少ないので考えていないっていうことでしたのですが、ひかり幼稚園が町立の幼稚園となり、幼稚園が2か所になりますよね。すると、やっぱり会員、管理が大変だと思います。瀬戸内町の子供たちが1か所で学べるよう、こども園にしてはどうでしょうかと思ったので質問しました。

次に、高丘保育所の建て替えの目安はいつ頃になるかっていうことですが、やはりこれ、以前、町長からも私は聞きましたので、場所、誘致の問題が大きいのかなと思い、そこで、質問させていただきます。古仁屋小・中学校について。古仁屋小・中学校一貫校についての考えはないか、お尋ねします。

○議長(向野 忍君) 通告外ですけれども。

○2番(福田鶴代君) ごめん。

○議長(向野 忍君) 答えられます。

○教育長(中村洋康君) はい。今、古仁屋小学校、古仁屋中学校の一貫校ということでありましょうか。今、現状における古仁屋小学校の学校経営、運営、そして、古仁屋中学校の学校経営、運営。そこをですね、一貫校ということになりますと、やはりまだ研究中でありますけれども、それ以外に古仁屋中学校はですね、今、校区内では嘉鉄小学校もありますし、そしてまた、本島内、若しくは加計呂麻地区も含めてですけれども、極小規模校の、本島には小・中学校があります。古仁屋小・中学校だけを一貫校という形がですね、適切なの、それとも町全体でですね、そのような小・中学校の組織をですね、考えるというようなこともありましように、あると思いますので、現時点ではですね、特に考えてはおりません。以上です。

○2番(福田鶴代君) 大変申し訳ございません。今からはやっぱり少子化となっていく、いくのなら、小・中校一貫を考えていただき、そのところにこども園、学校の1か所に幼稚園も建てたら、幼・小・中の連携も取れるかなと思ったので、提案、お聞きしました。検討、よろしくお願いします。

あと、町立保育所の、町立保育の代替パートさんたちの、あとは、今度、お願いです。あと、町立保育所代替パートさんたちへの怪我の保障や会計任用職への契約書を渡し、面接などを行い、守秘義務などについても確認し合っていたきたいと思います。新年度に向けて、ぜひ、取組、お願いします。

次、2番、男女共同参画についてですが、役場内では何課が一番残業が多いんでしょうか、お尋ねします。

○総務課人事補佐(義永将晃君) 福田議員の質問にお答えいたします。役場で、現在、月45時間以上の超過勤務については、要因分析をしているところでございますけれども、3年度において最も残業が多い課というか、職種についてはですね、学芸員となっております、はい。

○2番（福田鶴代君） はい、ありがとうございます。もう、今、やっぱり働き改革と言われていすので、ぜひ、皆様が残業をしないうで帰れるよう、お願いします。

ここで、また、全国のデータによりますと、週間就業時間60時間以上の雇用の割合の推進は、令和2年で女性1.9%、代船、男性7.7%なって、となっています。子育て期にある30代及び40代の男性において、女性や他の年、年代の男性に比べて、水準、水準、高い水準となっているようです。また、夫婦の家事関連時間は、本県、全国ともに妻の有業、無業にかかわらず、夫の家事関連時間は短く、妻の家事関連時が、関連時間の割合が大きい、大きいとなっています。皆さんのお宅はどうでしょうか。おうちの方で家事されていますか。我が家も今は、今まではほぼ私がしていました、この男女共同参画を学んでいるうちに、主人にも少しずつしてもらおうようにしています。

次に、育児休業の取得率、男性10%、女性100%を目指す。瀬戸内町はやはり女性の方は取っているけれども、男性の方がなかなか0%ということで、少し残念に思います。そこで、令和3年6月に、6月に育児休業、育児、介護休業法が開催されました。来月、4月1日より、育児休業を取得しやすい雇用環境設備及び妊婦、出産の申し出をした労働者に対する個別の周知、意思確認の措置の義務付け、2、有期雇用労働者の育児、介護休業取得要件の緩和。1、10月1日より、男性の育児休業取得促進のための出生、出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設。2、育児休業の分割取得。さらに、令和5年4月1日からは、育児休業の取得現状の公表の義務付けなどの、などの法ができます。ぜひ、家庭内、職場内で十分なお話を持ち、育児休業を、育児休業を取り、楽しみながら子育てしていただきたいと思います。育児休業は上司の方が勧めてくれると取りやすいとのことです。小泉進次郎氏が取ったことにより、近年、育児休業を取る男性が増えてきたようです。また、男性が育児休業を取り、3か月でも子育てをすると、子供、子供も父親に愛情が湧き、二の次にはならないとも言われています。これまで、育児休業を取らずに、仕事を頑張ってきた皆さん、身に覚えはありませんか、大丈夫でしょうか。はい、以上です。

○総務課長（福原章仁君） はい。この育児休業につきましてはですね、本町においてもですね、国の施策に則った休業を、制度を設けております。また、男性職員につきましてはですね、そういった対象者が出てくるとですね、一人一人に対して、こういった制度があるよということで、取得、もしできるのであれば取っていただきたいということでも、指導はしております。今回、男子、男性の職員が0%ということですが、対象者が1名なんです。その方に対しても、一応、説明等をしてですね、やっておりますが、なかなか取っていない、取れな、取れないということで、対象者自体が少ないということがあるのと、また、育児休業に対してはですね、給与の支給がですね、無給になるんです。その代わりに、育児休業手当というのが180日までであれば、60、日額報酬、日額の67%、それ以上、180日を超えると50%となるものですから、なかなかそういったことも含めてですね、取りにくいのかなというの、ありますが、今後、また、国の制度等も変わって、もし有給制度とかですね、なってきたら、もっと取りやすくなるのではないかなというふうに考えております。

○2番（福田鶴代君） はい、よろしくお願いします。取りやすいように、お声掛け、お願いします。

次に、第2次男女共同参画基本計画を策定した上の進捗状況ですが、町の方もいろいろしていただいていると思いますが、一応これは、県の男女共同参画の基本理念なども読み上げながら、読み上げていきたいと思います。県の基本理念は、一人の人、一人の人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力を発揮できる社会づくり。誰もが安心して暮らすことができる社会づくりです。男女さん、共同参画、男女共同参画社会形成の必要性としては、法の下での平等から事実上の平等へ、憲法、憲法に個人の尊重と法の下での平等が謳われていますが、事実上の男女平等の実現は道半ばです。社会経済情勢の急速、急速な変化への対応、少子高齢化、人口減少や過疎化の進行、国際化、情報化などの社会経済状況の急速な変化に対し、社会の多様性と活力を高め、経済を力強く発展させていくために必要です。これも、でも、これから、これらを阻害するのがジェンダーで、ジェンダーで、社会的、文化的につくられ、つくり上げられた性差別だそうです。固定的性差別割合、役割を分担意識、分担意識、つまり、男女を問わず、個人の能力などによって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理解して、を理由として、やくれ、役割を固定的に分けること。女性は家事を、家事をするのが当たり前。男性は家庭を守るために稼ぐのが当たり前という意識の中に根強い、が意識の中に根強く残っており、特に女性の生きることや働くことを困難にしています。また、一方では男性のしんどさもあります。責任や辛さを感じる時、家事をやすなう、養うのは男性の責任と言われ、仕事においても大きな責任を負わせる、何か、責任を任せる、何かにつけて男だから、男のくせにと言われます。例え、自らが被災しても自治会の役員として被災者支援や避難、避難所運営の重い責任を背負ったり、職場に駆けつけなければならないと思ひ込んだり、弱音を吐けない、愚痴を言えない。弱音を吐いた、吐いてはならないと思ひ込む。家庭や、家庭やプライベートなことは後回しにしなければならないと思ひ込む。復興、まちづくり、住宅、マンションの建設、区画整理開発の負担で過労死、病気、アルコール依存症、燃え尽き症候群などになってしまう男性もいます。このようなことが起きて、起きないためにも、ジェンダーについて学び、知り、気付か、気付きによって変えていきましょう。ジェンダーとは社会によってつくり上げられた男性像、女性像です。つくられたものだから、変えられると思います。子供たちは学んでいます。地域、保護者の方も学んで、学んでいき、働き方、暮らし方、持続的、持続可能な社会を目指していきましょう。まだまだ学び、伝えていきたいと思います。

次に、3番、医療福祉について。町営では、町では、まだ、考えていないってことでした。今、ここ園が1か所ってことですが、今からはやはりいろいろな個性を持った子供たちが増えてきます。早目の支援が必要とされます。その子に合った支援を見つけていくためにも、1か所だけでなく、何か所もあった方がいいと思ったからです。また、事業所への支援と、事業所へ、ここ園への支援はしていただき、本当にありがたいです。でも、その後の確認作業やスキルアップのための情報、専門家の提供などもしていただくと助かると思いますので、よろしくお願いします。福祉

事務所でも、“我が事・丸ごと”の旗揚げをしたのに、旗を揚げたまま話し合いの場に呼ばれたことがないと心配されていました。ので、皆さん、連携を取り、よろしくお願いします。

○町長（鎌田愛人君） 瀬戸内町“我が事・丸ごと”支え愛事業に、その児童福祉施設の人が呼ばれてないということ、おっしゃったんですかね。各関係機関がですね、集まって、“我が事・丸ごと”支え愛の協議会、開きますけれども、児童福祉施設のここ園の方、いらしてきて、いろいろ発言をしていますし、我々は連携してやっている、やっています。何か聞き間違い、議員が聞き間違えなのか、誤解なのか分かりませんが、きちんと、そういう、先ほど申し上げた、何度も申し上げますけれども、“我が事・丸ごと”支え愛事業のですね、会議には、きちんとその方々は出席をしているということは申し上げておきたいというふうに思います。

○2番（福田鶴代君） すいません。話し合いが少ないってことでしょうかね、会議が、ごめんなさい。はい、取り違いかもしれません。誤解を招いたらすいません。

次、瀬戸内創生の中の地域、アンマ事業についてですが、令和3年度までの事業、令和3年度の施政方針にはアンマのことが書かれていましたが、令和4年度の施政方針にアンマのことがなかったので、そこで気になった関係者から、アンマの運営が続くか心配という話を耳にしました。令和4年度の事業計画を、は、アンマの理事会で決議がなされているのでしょうか。それとも、最終決定機関である総会で決議がなされているのでしょうか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 今、現在ですね、法人の代表理事が辞任しております、鹿児島県へ代表理事の変更申請を進めているところであります。今、5期の事業計画をですね、精査して、新たな計画を策定中であり、その重要事項等についてはですね、社員総会という形で決定することとなっております。

○2番（福田鶴代君） すいません。アンマの正式な意思決定の流れを改めて確認させていただきます。

○保健福祉課長（鼻 克己君） アンマの意志決定に関しましては、最終的にはですね、社員総会という形になっております。

○2番（福田鶴代君） 分かりました。すいません、現在のアンマの理事会のメンバーについて伺います。どなたが理事会の。理事会のメンバーなんでしょうか、お尋ねします。

○保健福祉課長（鼻 克己君） 今、理事会のメンバーとしましては、医療法人馨和会、奄美医療生活協同組合、宇検村、瀬戸内町となっております。

○2番（福田鶴代君） 理事会の代表者はどなたでしょうか、お尋ねします。

○保健福祉課長（鼻 克己君） ただいま、先ほど申し上げましたけれども、法人のその代表理事が辞任しております、今、正式には県の方にですね、代表理事の変更申請を進めているところであります。

○2番（福田鶴代君） 次に、アンマの運営に関して、課題があれば教えていただけますか。

○保健福祉課長（鼻 克己君） アンマの課題と言いますかですね、今年、今後の事業計画としまし

てもですね、法人以外の医療機関、介護事業所との連携強化とかですね、瀬戸内町へき地診療所の運営支援、それと、宇検村の診療所運営支援などがあると思われます。

○2番（福田鶴代君） それでは、今後もこのアンマは、4年度も続けていくということによろしいんでしょうね、よろしいんですか。今後は理事会や総会のメンバーと、メンバーと適宜な、適宜、正式な手順を踏み、みんなでこのアンマの事業を進めていき、アンマを立ち上げてよかったと思える取組にしていきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○社会教育課長（保島弘満君） はい。先ほどの青少年育成基金のことについて、答弁します。基金条例は今でもありますし、基金もあります。寄附も受け付けております。ただ、全世帯から100円を会費として徴収していた経緯がありますけれども、それについては、例年、半数以下の徴収の会費が納められていたということから、公平性の観点から、会費の徴収については要項を改めたという経緯があります。その各集落の区長さんにおいても、1世帯から100円を徴収するのではなくて、集落として、その自治会として予算組をして納めてきた経緯もあります。その寄附があったけれども、お断りしたという経緯については、その担当の方もですね、その自治会からの会費だと勘違いして断った経緯があるそうです。今後、こういったことがないように、しっかり職員の研修等も含めて行って、こういったことがないようにしていきたいと思います。

○2番（福田鶴代君） 終わります。以上です、すいません。

○議長（向野 忍君） これで、福田鶴代君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は10時30分とします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告6番、元井直志君に発言を許可します。

○6番（元井直志君） 通告に従い、本議会最後の一般質問を行います。

まず、水対策について、町長に伺います。

最近、水が不足している状況であります、その対策はどうしているか。

次に、阿木名川の水対策は十分されているか。

2番目に、林業振興について、町長に伺います。

木材利用の必要性が言われているが、島でできるか。

次に、特用林産物については、どのようなことが考えられるか。

3番目に、教育長に伺います。信愛幼稚園の活用について。

譲渡条件があると思われるが、その内容はどうか。

次に、人口減少の中、新たな町財政の負担についてはどうか。

4番目に、古仁屋高校の現状について、町長に伺います。

生徒数が減っているが、どうなのか。

次に、あらゆる点で存続の危機と思われるが、どのように考えているか。

5番目に、伝統芸能の保存について、教育長に伺います。

子供島口大会等が保全対策としているが、十分か。

次に、子供だけでなく、大人、若者に伝えていくことも大切だと考えるが、どうか。

以上で、一般質問を、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人君） 元井直志議員の一般質問にお答えします。

1点目の水対策についてであります。昨年末の節水お願いの広報につきましては、深刻な水不足という事態ではなく、雨量不足が続いたことと、年末の大掃除等による水需要の増加を想定し、早い段階で皆様に節水のお願いをし、御協力をいただいたところでございます。そのようなことで、年末には一時的に貯水量の低下はありましたが、現在は十分な貯水量が確保できております。

次に、現在、取水をしております阿木名川の取水堰について、令和4年度事業において改良工事を予定しており、さらに安定した取水量を確保できるよう努めてまいります。

2点目の林業に、もとい、林業の振興についての、木材利用の必要性が言われているが、島でできるかについては、本町において、温暖化防止対策の一環として、奄美産材を利用した公共用施設の木質化及び集落看板等の設置、小・中学校で奄美産材を利用した木工体験や木工教室を開催し、木材利用の促進を図っております。

次に、特用林産物については、特用林産物は森で取れる多彩な産物のうち、木材を除くほぼ全ての物が特用林産物に含まれます。本町において、間伐材を活用したシイタケ類等の栽培に取り組んでおり、遊休、遊休地を利用した枝物栽培など、持続可能な産業の確立を図り、特色ある産地づくりを推進してまいります。

3点目の信愛幼稚園の活用についての、譲渡条件については教育長が答弁いたします。

信愛幼稚園の活用についての、信愛幼稚園の公立化に伴う新たな町財政の負担についてであります。ひかり幼稚園に係る人件費等の幼稚園経費が発生いたします。しかしながら、普通交付税の算定において、幼稚園経費相当分が見込まれるため、結果として財政的な影響はないものと考えております。

4点目の古仁屋高校の現状についての、生徒数、生徒数については、入学、入学者数の推移で申し上げますと、平成28年が48名、令和3年度が32名、今年度の入学者希望者が20名となっており、年々減少傾向にあります。今年度は、県下の公立高校が、一部の高校を除き、全般的に減少しており、古仁屋高校も同様な減少となっております。

次に、古仁屋高校の存続対策として、これまで古仁屋高校活性化対策室において、地域未来留学生の確保、古仁屋高校寮の男子寮の改修及び女子寮新築、プログラミング教室の導入、古仁屋高校

コーディネーターの配置等、諸活性化策を実施してまいりましたが、入学者数は年々減少傾向にあり、今年度の入学希望者は20名となっており、さらなる活性化策を講じる必要があると思います。その活性化策の一つとして、瀬戸内町内の中学校を卒業かつ古仁屋高校を卒業した生徒に対し、大学の修業年限期間内において、入学金に加え、年間授業料の一部、40万円を上限とする、「給付型奨学金制度」を実施し、古仁屋高校へ通う生徒が安心して学業に専念し、難関大学へチャレンジできる環境を整え、また、海洋系部活動の創設等、地元中学生の進学先としての古仁屋高校の魅力をさらに高めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○教育長（中村洋康君） 元井直志議員の一般質問にお答えします。

信愛幼稚園の活用について。譲渡条件の内容についてであります。信愛幼稚園の譲渡につきましては、昨年5月に学校法人奄美信愛学園より、「古仁屋信愛幼稚園の町への移管要請書」が提出され、その中で、令和5年4月1日を移管時期として、土地、施設及び設備、備品を無償譲渡したい旨の申し入れがあり、譲渡に当たっては、園児相互の育ちや教員への影響を考慮し、クラス編成のあり方や教員の雇用について、現在の形を継続していただきたいとの要望があったところです。現在、昨年6月に設置された「信愛幼稚園公立移管円滑化推進委員会」の中で協議を進めながら、宗教色を取り除いた上で、これまでの形をできる限り継続しながら円滑に移管できるよう取り組んでいるところであります。

次に、伝統芸能の保存について、子供島口大会等が保全対策としているが、十分か。また、子供だけではなく、大人、若者に伝えていくことが大切だと考えるがどうかについてであります。本大会は、現在、失われつつある島口、伝統芸能の普及と島口を使えなくなった子供たちに使う機会を設けるとともに、地域の人々との触れ合いの中で、島の文化や伝統を学び、郷土への関心や誇りを持つ心を育てることを目的に開催し、第16回を重ねており、回を重ねるごとに内容を、内容は充実しているところであります。郷土教育につきましては、この取組以外にも、公民館講座での郷土芸能関係の講座の開設や、青少年健全育成推進会議が作成したゆしくとう集の配布（新1年生への入学世帯）等を行い、昔から伝わる教訓、格言の普及にも取り組んでいるところであります。しかしながら、各集落ごとに伝承されている八月踊りなどの伝統芸能、節句や豊年祭をはじめとした折々の伝統行事、集落の個性豊かな島口など、多くの文化遺産がありますが、少子高齢化、過疎化による担い手不足などにより、保全、継承が難しくなっている現状であります。今後においては、現在取り組んでいる諸事業の充実と本町に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに、島口や伝統芸能等を次世代へ継承していくことに努めたいと考えております。さらには、その指導者等の人材確保を行いながら、様々な機会を捉えて、学びの拡充を図っていくことが大切であると考えています。以上です。

○6番（元井直志君） それでは、引き続き2回目の質問を行います。

まず、水不足、水対策についてですけれども、この水がちょっと不足気味になったという、年末

ですね、これは今後もこういうことはあると思われませんが、そのときの対策ですね。これはもう、自然を待つだけでいいのでしょうか。あるいは、もうちょっと、こう、根本的な水不足解消に努める、そういう対策はありませんか。

○水道課長（信島浩司君） はい。元井議員の質問にお答えいたします。まず、昨年末の節水の協力についての詳細なんですけど、毎年、12月は雨量が少ない時期でございまして、特に昨年の年末は年間、月間46mmですかね、瀬戸内町の1年間の雨水量がおよそ2,000mmに対して、月平均で167mm降るんですけど、昨年の年末は、12月は46mmしか降らなかったということで、水が少し、取水の方が細くなりまして、例年末に大掃除とか控えておりますので、予防的な意味で節水の御協力を皆様をお願いしたところでございます。おかげさまで、年末年始に向けて、安定した給水ができることができました。この場を借りて、御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。そして、その今後の根本的な取水、水対策ということでございますが、今のところですね、阿木名の川、阿木名集落と古仁屋に供給しているわけでございますが、今のところ、阿木名の水は、先ほど言った12月のまとまった渇水時においても、一定量確保して、水量は豊富でございます。なおかつ、それに想定外の渇水が起きた場合にはですね、阿木名の浄水場の近接に、近くにある地下水ポンプも設置しております。非常時にはそこから水を吸い上げて、その水質を聞いたところ、すごいその地下水の水質がいいらしくてですね、そのパックとかその凝固剤を使用せずに、塩素のみの使用でできるぐらいの、すごい水質のいい地下水があるらしいんですけども、まずはそこで対応します。その前に、節水のお願いをするんですけども、地下水の利用、そして、本島内には浄水場が16か所ございますので、地域間の融通。また、最終的にはその自治会間の融通等を考えております。その、以前、ダムの建設等の議論があったんですけど、その費用対効果とかですね、諸々のその制約がございまして、今のところ、研究はしているんですけども、今のところは、今の本町が行っている水対策で、よほどの渇水危機がない限りは、十分対応できると考えております。以上であります。

○6番（元井直志君） 町長の答弁ではですね、現在、取水をしている阿木名川の取水堰について、令和4年度事業において改良工事を予定しているとあります。改良工事というのは、どういう改良工事なんでしょう。

○水道課長（信島浩司君） 今、先ほど申しましたように、阿木名川の水量は今のところ十分でございます。今現在、その取水はですね、阿木名集落の上流の方に水源がございまして、旧水力発電の小さなダムがあるんですけど、そこにそのダムの堰がありまして、その横から30cmの導水管で直接取水しております。その、ごみとか入らないように網をしているんですけど、通常時はもうそこで十分な水量を確保しておりますが、大雨とかですね、災害、台風時になりますと、葉っぱとか枝とか、一部、土砂とかがその導水管を塞いで、取水が取れなくなって、たまに大雨が降っているのに何で断水なんだとかいうことが以前にもありました。そういう、不思議な雨が降っているのに断水するというのは、そういう理屈でございます。その都度、職員がですね、昼夜問わず、その水源地の方に行きまして、そのごみを取り除く作業をしておりました。なので、その災害時にその作業を

やることが危険も大きくてですね、道中、林道とか管理道を通って行きますので、途中で被災してたどり着けないということで、今回の改良でですね、そのごみとか枝葉が来ても導水管が塞がらない、背面スクリーン方式とか言うらしいんですけども、いい感じに、災害時にも強い構造の取水を改良いたします。加えて、監視モニターも設置するような段取りにしておりますので、断水リスクをより一層減らして、職員のその安全な作業にもなってですね、安定した取水が継続できるよう、改良するものでございます。以上です。

○6番（元井直志君） 空気と水がなければ、人間は生きていけませんので、ぜひ、改良をですね、よろしくお願ひしたいと思います。僕、この間、この質問をするために、やはり阿木名川の水源はどうなっているかっていうのは見てきたんです。見てきた限りではですねちょっとこれ水源としてどうかと思う部分が結構ありました。土砂が結構堆積しているし、水を取る部分って本当、ちょっとしかないんですよ。あれでよくこう古仁屋の市街地、あと、今度は清水の方にも水を送ることになっていきますけれども、これで大丈夫かなと思ったので、こういう質問をしてみました。今後ともですね、しっかりした水資源の確保をですね、お願ひしたいと思います。

あとですね、きれいな水がほしいんですね、本当は。言えばこう、滝が流れてくるような、そういうきれいな水ですね。あそこにはちょっと土が多すぎて、また、草もいっぱい生えています。途中でですね、こうちょっとした堰を造って、その下はもう土が溜まらないようにして、水を取っていけばいいんじゃないかと思うんですけども。これは素人の考えですから。水に困らないように、十分な整備をしていっていただきたいです。

次に、林業振興ですね。これ、非常にこう林業振興に努めるという掛け声はとてもすばらしいんですよ。実際ですね、島産材の利用ですね、これ、今、多分、島産材利用するとしても、製材所というのはないと思うんですよ。その辺、どうなんですかね。切っても、これを製品にする方法ってあるんですか、島に。島の中で。あるいはもう、鹿児島に持って行って製材するのか。その辺、どうですか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 元井直志議員の質問にお答えします。今、製材所っていうのはですね、宇検村の方に、奄美森林組合がですね、土木用の資材を受注生産しているということを聞いております。

○6番（元井直志君） かつてはですね、瀬戸内にも瑞穂製材があつて、あそこで大体なんでもできよつたんですけども、今はもう、宇検村にしかないということです。もう、森林資源というのはですね、更新していかないと、本来の力を発揮できないものだと思っています。ずっとこう生やしつつなしでは、あとあと、こう水資源にも困るし、木はもう、途中で切って、また、生やす方法が一番いいと思うんですけども、その辺の、そういう森林伐採とか、そういう方法はどうなんですかね。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 森林伐採と言いますか、間伐事業とかを、今、実施しているところで、そういう事業を活用しながら、伐採とかでいけたらと考えております。

○6番(元井直志君) 森林資源ですね、ぜひ、大事にしていただきたいと思います。

特用林産物の生産量というのは、大体、瀬戸内町ってどんなもんですかね。鹿児島辺りにこう、パルプを出すとか、そういうのあるんですか。今、シイタケの生産量がどのぐらいとか、そういうのは把握できていますか。

○農林課長兼農委局長(川畑金徳君) 令和2年の10月までですかね、奄美産、琉球、チップを輸送コストを利用して出荷しておりました。企業、一つの会社がですね、撤退したものですから、今現在はですね、3年の10月から、また新しく協議会、設立しまして、原木で出荷をしていくところです。シイタケ生産とかですね、現在、4業者ですか、が生産しており、出荷、島内辺りで止まっているということです。

○6番(元井直志君) 以前はね、木炭も相当、炭窯もあっちこっちにあって、生産していたと思うんですが、もう、その木炭の生産っていうのはどうなんですか。

○農林課長兼農委局長(川畑金徳君) 以前、炭小屋を造ったりとかして、生産をしておりましたが、今現在のところは、木炭の生産等していません。またですね、新しくですね、炭の作り方とかいう研修会とかも、今、開いてですね、今、どういう炭ができるのか、島材を使った炭ができるのか、検討していければと考えております。

○6番(元井直志君) 今後の木炭の生産っていうのも、非常にこう、森の多い、森林の多い瀬戸内町には非常にいいあれだと思うんで、その辺も考えていってほしいです、いただきたいと思います。

次に、信愛幼稚園の活用についてですね。信愛幼稚園の撤退の理由ですね、これ、分かれますか。

○教育委員会総務課長(徳田義孝君) 信愛幼稚園、こちらに開設、開園されてから数十年、60年余りですかね、になるかと思いますが、その期間、こちらの離島における教育に、幼児教育に努められた、きた、こられたということで、園長先生もずっと長いこと、園長先生をされておられて、その使命をですね、今はもう果たされたという感を持っておられるということと、また、園長先生も高齢を迎えられて、今後、その後進に、また、この園を引き継いでいただける方がいらっしゃればということで、検討されたようではございますけれども、適切にそこを引き継いでいただくってこと、方を見つけることができなかつた中で、町の方に、町がそれを引き受けて、公立幼稚園として運営するお考えはないかということの問い合わせの中から、幼児教育ということで、町としても取り組まなければいけないということで、それを引き受けることになったということでございます。

○6番(元井直志君) 現在、信愛幼稚園の利用者数、児童数ってどのぐらい。また、あるいはもう一つ、古仁屋幼稚園の人数っていうのはどのぐらいなんですか。

○教育委員会総務課長(徳田義孝君) 両園ともですね、ほぼ、令和3年4月現在でですね、67名程度、それぞれ、ほぼ同数ということでございます。1学年20名程度ということでございます。

○6番(元井直志君) 今後ですね、ひかり幼稚園としていく場合、教育方針というのはどうなんで

すかね。今のように、ある、古仁屋幼稚園の教育方針。現在、ひかり幼稚園に、教育方針。これ、同じですか。違いはありますか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 信愛幼稚園の方はですね、先ほど福田議員のところでも申し上げましたけれども、モンテッソーリ教育ということで、子供のその自分の持っている力を最大限生かすというようなことで、縦割りのクラス編成であったりですね、中でやってこられている方針がありますので、そこは生かしながら、公立幼稚園の一つの、また、親愛における、ひかり幼稚園における特色としてですね、そこは継続していく。また、それが要請事項でもありましたので、町としてもその方針をできるだけ継続できる形での移管を考えているところであります。

○6番（元井直志君） このひかり幼稚園と古仁屋幼稚園ですね、この違い、これですね、個別っていうか、そういうことをしても、別に問題ないんですか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 県教委の方にも確認しましたがけれども、今、公立幼稚園の方は同学年で1クラスという編成ですけれども、原則はそういうことになっておりますが、町の判断で、そこに年齢、年齢の異なるクラスで編成するとかですね、そういうことも可能であるということを受けておりますので。また、実際はですね、同年齢での教育という活動も行われますので、それは一つの特色として、引き継いでいきたいというふうに考えております。

○6番（元井直志君） 例えば、今度、募集方法なんですけれども、こう信愛幼稚、ひかり幼稚園に希望して、入れない場合、やっぱりこう古仁屋幼稚園の方に行かせるとか、募集方法に違いがあるんですか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝君） 募集については4年度の10月以降になるかと思っておりますけれども、それぞれの方針に基づいて園児を募集するということで、現在もその希望者に対して、それぞれのところで受け入れられていることでありますので、そこは問題なくできるというふうに考えております。

○6番（元井直志君） 将来的にですね、子供が減る可能性というのは十分あります。その場合、二つの幼稚園を一緒にする、そういうことも考えています。

○教育長（中村洋康君） 現時点でですね、統合しようというような考えはございませんけれども、もちろん、その、その年齢に係る子供たちですね、数の減少によっては、その設置の中でですね、検討していかなければならないというふうに思います。先ほどからですね、幼稚園教育についての質問でありますので、私からも少しお答えしたいと思いますけれども、幼児教育ということでありますので、小学校入学までにですね、身に付けてほしい力という形ですね、やはり文科省、幼児教育という分野での学習指導要領という形ですね、取り、規定もあります。それに基づいての幼児教育を実施するということがありますので、中の形態的にはですね、先ほどありましたようにクラスの編成であるとかですね、そういう、少し、若干違いがありますけれども、基本的なことでは、幼児教育ということ言えばですね、何ら変わらないということですね、であります。

○6番（元井直志君） 次に、古仁屋高の現状について伺います。古仁屋高の良さをですね、もっと

アピールする必要があると思いますが、どうでしょうか。さらにですね、もっと古仁屋高校の現状をですね、町民全員が、全体が知る必要があると思いますけれども、これにはどうでしょう。例えばですね、小学生や中学生、あるいは幼稚園生などとともにですね、親にもこう高校の現状というのをですね、見せておく必要があると思うんですけれども、その辺、どうでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） PRに関しては、今、地域未来留学生の募集でですね、年間80万円、お支払いしまして、そのネット上でですね、いろいろと宣伝しているところであります。また、中学生、今のところですね、中学生に対しては、その地域おこし協力隊が中学校を訪問してですね、こちらで古仁屋高校の現状、そういったものを宣伝しているところであります。今後、その小学校までというの、また、こういった機会があるかですね、ちょっと確認してみたいと思います。

○6番（元井直志君） 未来留学生ですね、と地元と、今、ほぼ同じぐらいかと思うんですけれども、これ、将来、こう留学生の方が多くなった場合ですね、そのときどうなるんでしょうかね。町長、そのときはどうする考え。

○町長（鎌田愛人君） そうならないように、先般、条例もありましたし、地元中学生が魅力を感じて、古仁屋高校に進学したい、そう思えるような学校に、高校側、そして、行政、また、特に生徒も含めですね、そういう様々な施策と併せて、生徒、学校の努力も含めて、そういうことを連携しながら、そうならないように最大限努力していきたいというふうに思っております。

○6番（元井直志君） 古仁屋高の生徒がですね、これ以上減らないことを願っております。

あと、伝統芸能の保存についてですけれども、保存についての考え方ですね。これ、やっぱりこう、なかなか保存するっていうのは難しい。昔みたいに、こう人がいっぱいいてですね、娯楽がなければ伝統芸能も非常にこう盛んになると思うんですけれども、今はなかなか伝統芸能、保存だけではできない状況ですね。この対策ですね、いろいろ考えられるんですけれども、もっとこう、1年に1回の島口大会だけじゃなくてですね、常時こうできるような、こういう体制というのはとっていけないものか。あるいは、また、諸鈍シバヤとか油井豊年祭とかはですね、こう国からのいろんな支援があります。また、結構他所からも来て、それなりのこう維持ができています。その他の地区はですね、やはりこうなかなかそういうのができない状況なんです。その辺のですね、町からの支援をですね。もっとお願いしたいんですけれども。経済的な支援ですね。例えば、こう太鼓を購入するとか、そういうところ、どうなんでしょうかね。どうですか。

○社会教育課長（保島弘満君） はい。その八月踊りの備品等の整備についてっていう御質問ですけども、令和4年度の方向性として、八月踊り大会の充実と、各地域で行われている八月踊りの充実を目指しているところです。そして、その八月踊りの保存、伝承、継承活動に対して、どのような支援をできるのか。そういったことを、令和4年度において、予算化はされておきませんので、令和4年度において、そういった様々なことを議論して、模索していきたいと思っています。なぜ八月踊りかについては、子供から大人、高齢者まで一堂に集まって活動できるということと、その八月踊りには島唄、踊り、チジン、ハト、そういった、多く含まれておりますので、伝承活動には

最適と考えておりますので、今、令和4年度において、こういった支援ができるのか、そういったことを議論しながら、模索していきたいと思っています。

○6番（元井直志君） ぜひですね、その辺を強く進めていただきたいと思います。

最後にですね、チャールズ・チャップリンの独裁者という映画の中にですね、ユダヤ人の迫害する仮想国家の独裁者、ヒンケル総裁の替え玉を演じさせられることになった理髪師のチャーリーさんを主軸にしたコメディですけれども、ヒトラーのナチズムを痛烈に批判した作品で、映画のラスト、チャーリーが兵士に、ラジオを通じて語りかける場面があります。その部分をですね、ちょっと感動したので、皆さんにちょっと、現在のウクライナ情勢に置き換えて、考えてみたいと思います。奴隷をつくるために戦うな。自由のために戦え。申し訳ないが、私は皇帝になどなりたくない。私にはかかわりのないことだ。支配も征服もしたくない。できることなら、みんなを助けたい。ユダヤ人も、ユダヤ人以外も、白人も黒人も、私たちはみんな助け合いたいのだ。人間とはそういうものなのだ。お互いの幸福と寄り添いたい。お互いの不幸ではなく、憎み合ったり見下し合ったりしたくない。世界で全人類が暮らせ、大地が豊かで、みんなで恵みを与えてくれる。しかし、私たちは生き方を失ってしまった。欲が人の魂を毒し、憎しみとともに世界を閉鎖し、不幸、惨劇へと私たちを行進させた。私たちはスピードを開発し、自分たち自身を孤立させた。ゆとりを与えてくれる機械により、貧困をつくり上げてしまった。知識は私たちを皮肉にし、知恵は私たちを冷たく無情にした。私たちは考えすぎ、感じなさすぎる。機械よりも人類愛が必要なのだ。賢さよりも優しさ、思い遣りが必要なのだ。そういう感性なしでは、世の中は暴力で満ち、全てが失われてしまう。飛行機やラジオが私たちの距離を縮めてくれた。そんな発明の紛失は、人間の良心に呼び掛け、世界が一つになることを呼び掛ける。今も私の声は世界中の何100万の人々の下に届いている。何100万もの絶望した男性たち。小さな子供たち。人々を苦しめる組織の犠牲者たち。罪のない人たちを投獄させる者たち。私の声が聞こえている人たちに言う。絶望してはいけない。私たちに覆いかぶさる不幸は、単に過ぎ去る、貪欲であり、人間の進歩を恐れる者たちの憎悪なのだ。憎しみは消え去り、独裁者たちは死に絶えるだろう。人々から奪い取られた権力は人々の下に返されるだろう。決して、人間が永遠に生きないように、決して自由が滅びることもない。兵士たちよ。獣たちに身を託してはいけない。君たちを見下し、奴隷にし、人生を操る者たちは、君たちが何をし、考え、感じるかを指図する。君たちを鍛え、食事を制限する者たちは、君たちを家畜として、ただの駒として扱うのだ。身を託してはいけない。そんな自然に反する者たちなどに、機械人間たち、機械のマインドを持ち、機械の心を持つ者たちなどに。君たちは機械じゃない。君たちは家畜じゃない。君たちは人間だ。心に人類愛を持った人間だ。憎んではいけない。愛されない者がいくのだ。愛されず、自然に反する者だけだ。兵士よ、奴隷をつくるために戦うな。自由のために戦え。ルカによる福音書の17章に、神の国は人間の中にあるとある。一人の人間ではなく、一部の人間でもなく、全ての人間なのだ。君たちの中になんだ。君たち、人々は力を持っているんだ。機械をつくり上げる力、幸福をつくる力を持っているんだ。君たち人々が持つ力が、人生を自由

に、美しくし、人生をすばらしい冒険にするのだ。民主国家の名の下に、その力を使おうではないか。みんなで一つになろう。新しい世界のために戦おう。常識ある世界のために。みんなに雇用の機会を与えてくれ。君たちに未来を与えてくれ。老後に安定を与えてくれる世界のために。そんな約束をして、獣たちも権力を伸ばしてきた。しかし、奴らは嘘つきだ。奴らは拘束を、約束を果たせない。これからも果たしはしない。独裁者たちは自分たちを自由にし、人々を奴隷にする。今こそ戦おう。約束を実現させる、させるために戦おう。世界を自由にするために。国境のバリアをなくすために。欲望をなくし、嫌悪と苦難をなくすために。理性のある世界のために戦おう。科学と進歩が全人類の幸福へ導いてくれる世界のために、兵士たちよ、民主国家の名の下に、みんなで一つになろう。第三次世界大戦が絶対にこないように願っています。

以上で終わります。

○議長（向野 忍君） これで、元井直志君の一般質問を終わります。

これで、本日の日程は終了いたしました。

明日、3月8日火曜日、午後9時30分から、令和4年度各会計予算審査特別委員会を開きます。

次の本会議は3月14日月曜日を予定しています。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時14分

令和4年第1回瀬戸内町定例会

第 5 日

令和4年3月14日

令和4年第1回瀬戸内町議会定例会

令和4年3月14日（月）午前9時30分開議

1. 議事日程（第5号）

○開議の宣告

【令和4年度各会計予算審査特別委員長報告】

- 日程第 1 議案第 13 号 令和4年度瀬戸内町一般会計予算について（表決）
- 日程第 2 議案第 14 号 令和4年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計予算について（表決）
- 日程第 3 議案第 15 号 令和4年度瀬戸内町国民健康保険特別会計予算について（表決）
- 日程第 4 議案第 16 号 令和4年度瀬戸内町介護保険特別会計予算について（表決）
- 日程第 5 議案第 17 号 令和4年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計予算について（表決）
- 日程第 6 議案第 18 号 令和4年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計予算について（表決）
- 日程第 7 議案第 19 号 令和4年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計予算について（表決）
- 日程第 8 議案第 20 号 令和4年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計予算について（表決）
- 日程第 9 議案第 21 号 令和4年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計予算について（表決）
- 日程第10 議案第 22 号 令和4年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計予算について（表決）
- 日程第11 議案第 23 号 令和4年度瀬戸内町水道事業会計予算について（表決）
- 日程第12 議案第 36 号 令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第13 議案第 37 号 瀬戸内町すこやか福祉センターHUB設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第 38 号 請阿室自然体験宿泊施設改修に伴う補償額の和解について

【発議関係】

- 日程第15 発議第 1 号 「県新型コロナウイルス感染症対策時短要請並びにまん延防止等重点措置」発令に伴う商工業者並びに観光関連事業者への財政支援に関する意見書（案）について
- 日程第16 議員派遣の件のついて

【閉会中の継続審査・調査申し出】

- 日程第17 所管事務調査 加計呂麻島ターミナル建設等に関する調査について

（総務経済常任委員会）

○日程第18 所管事務調査 奄美せとうち地域公社の在り方について

(総務経済常任委員会)

○日程第19 所管事務調査 子育て環境に関する調査について

(文教厚生常任委員会)

○日程第20 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

(議会運営委員会)

※ 閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和4年第1回瀬戸内町議会定例会 3月14日（月）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	長 順一君	事務局次長	福山浩也君
庶務 議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人君	農林課長兼農委局長	川畑金徳君
副町長	奥田耕三君	建設課長	西村強志君
教育 長	中村洋康君	財産管理課長	真地浩明君
総務 課長	福原章仁君	水道課長	信島浩司君
企画 課長	登島敏文君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
税務 課長	町田孝明君	教育委員会 総務課長	徳田義孝君
町民生活課長	鼻 憲二君	社会教育課長	保島弘満君
保健福祉課長	鼻 克己君	総務課財政補佐	茂野清彦君
商工交通課長	勇 忠一君	総務課人事係長	川畑公一君
水産観光課長	義田公造君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第5号のとおりであります。

- △ 日程第1 議案第13号 令和4年度瀬戸内町一般会計予算について
- △ 日程第2 議案第14号 令和4年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計予算について
- △ 日程第3 議案第15号 令和4年度瀬戸内町国民健康保険特別会計予算について
- △ 日程第4 議案第16号 令和4年度瀬戸内町介護保険特別会計予算について
- △ 日程第5 議案第17号 令和4年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- △ 日程第6 議案第18号 令和4年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計予算について
- △ 日程第7 議案第19号 令和4年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計予算について
- △ 日程第8 議案第20号 令和4年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計予算について
- △ 日程第9 議案第21号 令和4年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第10 議案第22号 令和4年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計予算について
- △ 日程第11 議案第23号 令和4年度瀬戸内町水道事業会計予算について

○議長（向野 忍君） 日程第1、議案第13号、令和4年度瀬戸内町一般会計予算についてから、日程第11、議案第23号、令和4年度瀬戸内町水道事業会計予算についてまでの11件を一括議題として、予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（池田啓一君） おはようございます。

令和4年度瀬戸内町各会計予算審査特別委員会報告。

当委員会に付託されました令和4年度瀬戸内町各会計予算議案11件についての審査が終了しましたので、その結果等を、等を報告します。

当委員会は、審査日程を3月8日から3月11日までと定め、議案第13号、一般会計予算歳出については、1款から2款、3款から4款、5款から7款、8款から9款、10款から14款までと区分して審査を行い、歳入については、全款一括して審査を行いました。また、特別会計予算、水道事業会計予算については、歳入、歳出併せて審査を行いました。

審査過程での主な質疑などについて説明します。

一般会計予算歳出1款から2款では、「防犯灯設置事業の補助金予算増の要因について」の質疑に対し、「各集落の年間電気代の4分の1を補助する制度が新たに加わったが、コロナ禍における集落に対しての財源補助という意味合いではなく、今後の集落維持のため、防犯灯のLED改修補助の要項に追加して、継続して実施していきたい。また、太陽光パネルを使った各集落防犯灯改修も検討しており、今後も集落の負担が減る方向で考えていきたい」との答弁でした。

次に、「海洋のまち“せとうち”みらいプロジェクト3,500万円の予算について」の質疑に対し

「ゼロカーボンシティの脱炭素実現に向けた新たな政策と、現在、取り組んでいる各種施策との総合連携や整合性を図っていくものであり、本町の未来像で取り組むべき目的を、町民、企業、行政と共感しながら、新たなまちづくりを展開するものです。この取組内容は、カーボンニュートラル調査、脱炭素社会実現に向けた大島海峡を含めたCO₂の排出源、吸収源の調査、再生可能エネルギーの活用と可能性について検討、調査するものです。併せて、ブルーエコノミーの提案を行いながら、官民連携による体制を構築し、本町の将来像を示したまちづくりの具体化を策定するものです」との答弁でした。

3款から4款では、「龍郷町では子育てに関してチームでまとめて行っており、住民から非常に喜ばれているとのことですが、瀬戸内町では組織の見直しの検討など行っているのかについて」の質疑に対し、「龍郷町では子ども子育て応援課を立ち上げていますが、瀬戸内町では子育て世代包括支援センターを立ち上げ、保健師を常駐させ、子育てに関することは町民生活課の児童母子係と常に連携が取れている状態です」との答弁でした。

5款から7款では、「せとうちブランド確立支援事業補助金について」の質疑に対し、「奄美大島選果場の稼働率を向上させることで、タンカン、津之輝等の果樹の奄美大島ブランドの推進にあたっています。選果機を通すことによって生産者の手取り単価が向上される外、委託選果の利用についても本事業により促進させることで、品質のバラツキの少ない高品質な果実の販売展開が可能になります。また、個人販売やふるさと納税返礼品の商品価値が高まり、瀬戸内町ブランドの確立が期待される場所です」との答弁でありました。

次に、「持続可能な自然環境形成事業（ダイビングスポット整備事業）について」の質疑に対し、「世界自然遺産登録で増えることが予想される観光客の受け入れ・分散化、サンゴの保全、荒天時での活用もできますので、観光業の安定、コロナ禍での観光ガイドの雇用を目的に実施するものであります。大島海峡内外のブイの補修が、調整中ではありますが、23か所、新たにシュノーケリング業者も使えるようなブイの新設を13か所設置する予定です」との答弁でした。

8款から9款では、「加計呂麻島ターミナル整備事業について」の質疑に対し、「加計呂麻島の4ブロックで住民説明会を行い、現在パブリックコメントを募集していますので、その意見を集約検討し、町としての考えを整理した上で、一覧表を作成し公表する計画です」との答弁でした。

次に、「公園管理の伐採業務について」の質疑に対し、「年間9回の伐採予定で、4月から10月までは毎月実施し、その後は12月、2月、3月を予定しています」との答弁でした。

次に、「各集落からの道路補修等の要望について」の質疑に対し、「各集落からの要望また苦情につきましても、年間を通しての予算を計上しており対応できると考えています。河川の土砂等の要望については、河川浚渫事業により対応を行っていきたいと思います」との答弁でした。

次に、「戸別受信機の整備スケジュールについて」の質疑に対し、「令和3年度奄振事業で県の採択を待っている状況です。採択後、古仁屋市街地以外の全世帯に整備を進め、令和5年3月末に整備完了の予定です」との答弁でした。

10款から14款では、「奄美島唄等魅力発信事業の瀬戸内町の計画について」の質疑に対し、「県と奄美大島5市町村の共催事業で、令和5年2月に奄美文化センターで[ほこらしや奄美音楽祭]を開催する予定です。内容としましては、オーケストラと地元の島唄のコラボや全国で活躍している地元唄者が出演する予定です」との答弁でした。

次に、「学童クラブ、放課後子ども教室について」の質疑に対し、「昨年11月頃、諸鈍小中学校で保護者を集め説明を致しました。校区の中で支援員がいたら設置する予定でしたが、支援員がいなかったので、諦めますとの返事を頂いています」との答弁でした。

次に、「小中学校へ通えない不登校の生徒がいますが、そのような生徒の受け入れ場所としての図書館利用について」の質疑に対し、「図書館というところは[広い場所・静かに・勉強する]を求めて来られる方が多いので、そのような場所としての利用は難しいと思われる為、現時点では、新たに受け入れるようなことは考えていません」との答弁でした。

一般会計歳入全般では、「ふるさと応援基金寄附金の令和4年度の寄附金確保の対策と業務委託先について」の質疑に対し、「現在ANA、楽天、ふるさとチョイス、さとふる、ふるなびの5つのインターネットサイトで発信しています。委託先については、内容を精査して対応していきたいと思います」との答弁でした。

次に、「離島等、サービス確保対策事業費補助金の詳細について」の質疑に対し、「加計呂麻島に所在する介護サービス事業所に対し、町営フェリーが欠航した際、瀬相、生間両港を発着する1日1往復に限り、民間小型船舶の借り上げ料を助成する事業を始めました。その財源としての国庫補助1/2です」との答弁でした。

次に、「せとうち海の駅コインパーキングの駐車場利用数について」の質疑に対し、「2月末現在、2,994台で前年度に対し約3,000台ほど増えています」との答弁でした。

議案第14号巡回診療施設特別会計については、「へき地診療所の入院体制と医師確保の進捗状況について」との質疑に対し、「医師の募集については、4社の企業に募集を依頼し、手数料無料の登録サイトに3件登録しています。現在1名の医師とやり取りをしています。医師が見つかり次第に看護師やヘルパーの募集を行い医療体制を整えて、しばらく時間がかかるとは思いますが、病床復活に向けていきたいと思っております」との答弁でした。

議案第19号船舶交通事業特別会計については、「フェリードックに対して31,580千円の費用がかかりますが、町内にその費用を落とすための話し合いの場を設けることはできないか」との質疑に対し、「話を聞くことはできますのでどういったことができるのか探っていきます」との答弁でした。

「キャッシュレス端末導入について」との質疑に対し、「今回は通信環境の整っている古仁屋待合所のみで4/1~4/15までに導入を考えています。他待合所については、通信環境が整い次第に、導入をしたいと思っております。また、クレジットカード、QRコード、電子カード等多数の支払い対応が可能となっております」との答弁でした。

議案第21号農業集落排水事業特別会計については、「建て替える場合の更新年数と耐用年数はあとのぐらいか」との質疑に対し、「平成13年に稼働し、現在21年目です。施設がコンクリート構造なので、築50年が耐用年数だと考えられますが、機能強化事業を定期的に行いながら、更新していくように考えています」との答弁でした。

議案第22号簡易水道事業特別会計については、「令和5年度以降の改修計画について」との質疑に対し、「諸数集落と諸鈍集落を統合する計画を予定しています。その後については、老朽化の度合いにより、順次改修していく予定です」との答弁でした。

議案第23号水道事業特別会計については、「給水収益が昨年度より増となっている要因について」の質疑に対し、「令和2年度に本島側の簡易水道事業が上水道事業に統合され、料金も統一されましたが、旧簡易水道利用者の料金緩和措置により3年間で年次的に軽減額を設定している関係で、使用者の軽減率が下がる分に対して、収益が増加となります」との答弁でした。

以上で、各会計予算議案11件に対する質疑を終了し、採決の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、本委員会の審査意見として、次の意見を集約決定しました。

令和4年度予算審査意見

1、ふるさと応援基金寄附金の増額確保体制の充実と特産品の掘り起こし及び魅力ある企画商品等の開発並びに、委託先公募も含めて幅広い視野で対策に鋭意努力されたい。

2、各種事業の進め方に関しては、費用対効果を考慮し丁寧な情報発信を図ると共に官民の連携を図ったうえで、関係者及び関係機関としっかり協議されたい。

3、世界に誇れる「海洋のまち“せとうち”みらいプロジェクト」の基本構想については、「国・県・町」「産・学」の連携による持続可能なまちづくりのグランドデザインを策定されたい。

4、「ゼロカーボンシティ宣言」のまちづくりに向けた様々な計画策定を行うにあたり、各課・官民の連携を図りながら、町民の希望の計画となるよう進めていただきたい。

5、再エネ活用西古見創生事業においては、持続可能な事業となるよう努めていただきたい。

6、加計呂麻島ターミナル施設については、加計呂麻島での住民説明会の意見やパブリックコメントの意見を広く取り入れ、住民や観光客に必要なとされる拠点を目指していただきたい。

7、年間を通して、道路及び河川の伐採業務が行きわたるよう取り組んでいただきたい。

8、不登校児童生徒の支援について、拠点施設の整備を図っていただきたい。

9、へき地診療所の入院医療体制を早期に図り、医療充実に向けて、特段の努力をされたい。

上記を、当議会の意見として、当局に申し入れることが適当であると決定した次第であります。議長がそのように取り計らってくださるようお願い申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○議長（向野 忍君） 委員長。3ページの瀬戸内海の駅コインパーキングの駐車場利用するについ

ての質疑に対し、2月末現在、言い間違いで2,994台っていうふうに言われましたので、そこを、訂正、どうぞ。いかがでしょうか。

○予算審査特別委員長（池田啓一君） 3ページの真ん中から一つ、1段落下ですね。次に、「せとうち海の駅コインパーキングの駐車場利用数について」の質疑に対し、2月末現在、ここ、2,000と言ってしまいましたが、「2万994台で前年度に対し3,000台ほど増えています」との答弁でしたに訂正です。すいませんでした。

○議長（向野 忍君） 委員長報告は終わりました。

これから、討論を一括して行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議案第13号、令和4年度瀬戸内町一般会計予算についてから、議案第23号、令和4年度瀬戸内町水道事業会計予算についてまでの11件については、ついでに採決は、起立によって行います。

まず、議案第13号を採決します。

本案は、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第13号、令和4年度瀬戸内町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第14号、令和4年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第15号、令和4年度瀬戸内町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり

可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第16号、令和4年度瀬戸内町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第17号、令和4年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第18号、令和4年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第19号、令和4年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第20号、令和4年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第21号、令和4年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第22号、令和4年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第23号、令和4年度瀬戸内町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

先ほどの委員長報告において、審査意見が付されております。この意見については、議会の意見として、町当局へ送付したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会審査意見については、議会の意見として町当局へ送付することに決定しました。

△ 日程第12 議案第36号 令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（向野 忍君） 日程第12、議案第36号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第10号）に

ついてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第36号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第9号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。公共施設維持管理基金の積立金に4,073万2,000円を追加したこと。災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費から1,672万5,000円を減額したこと。

次に、歳入について申し上げます。国庫支出金の災害復旧費国庫負担金から900万円を減額したこと。

次に、第2表の繰越明許費補正について申し上げます。事業等の決定により追加及び変更を行ったことによるものです。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） おはようございます。それでは、何点か質問させていただきます。

12ページ2款1項9目、先ほど説明もございましたが、公共施設維持管理基金、これ、4,083万2,000円の増額ですが、こちらの現在の残高と目標額について伺います。

○総務課財政補佐（茂野清彦君） 柳谷議員の御質問にお答えいたします。公共施設維持管理基金ですけれども、現在、約8億円の基金残高となっております。目標は10億円でございます。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） はい、分かりました。目標の方には少しずつ近づいてきているかと思えます。この、一番最近で、この基金をなんか運用したという例があれば、教えていただきたいと。

○総務課財政補佐（茂野清彦君） ちょっと、今、具体的なものが、ちょっと浮かばないところではございますが、最近はいろんな維持、補修等に関しましては、取り崩しつつも積み立てるという形で、なかなか10億を目指している中で、取り崩しながら積み立てていくっていう形での運用を行っております。

○5番（柳谷昌臣君） はい、分かりました。公共施設の維持管理というのは、もうとても重要になってきますし、それは取り崩すために積み立てることではありますので、ぜひですね、適材適所と言いますか、この取り崩すときはしっかりと取り崩して、この町内の公共施設のですね、維持管理には努めていただきたいですし、また、目標の10億に向かっても、少しずつ達成するように運営していただきたいと思えます。

それでは、続きまして14ページ。4款1項14目の環境衛生費、こちらで軽石対策を二つ組んでおります。そちらの内容を伺います。

○町民生活課長（昇 憲二君） はい、お答えします。町民生活課の方の軽石対策費ですが、もとも

と600万の軽石の処分の委託料を組んでおりまして、今回、水産課の方の予算の調整で90万の増という形になっております。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。水産観光課のですね、ものとしましては、まず消耗品費でですね、21万5,000円を計上しております。これは、土嚢のですね、1t土嚢の購入費になります。あと、重機、あとですね、使用料及び賃借料につきましては、重機借上げで88万5,000円を計上しております。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） 今、土嚢とかの、重機借上げとかということでしたが、この、ここ最近、どこか集落の方から要望があって、その作業とかに行かれたというのはございますでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） ここ最近ですね、与路と請島の方ですね、軽石の除去を、集落の方で行ったということで聞いております。

○5番（柳谷昌臣君） はい、分かりました。また、この軽石問題に対しましても、今後もどのようになるか、まだ全然読める状況ではないと思いますので、ぜひ、集落等からのですね、いろんな要望等ありましたら、ぜひ、そちらの方にも対応していただきたいですし、町としてもこの海岸等のチェックの方は、随時していただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○3番（永井しずの君） お疲れ様です。1点だけ。12ページ、2款1項13目18節負担金の中の男女共同参画事業とあります。昨日、鹿児島県の男女共同参画センター主催の女性インパワーメントセミナーというところに、奄美市役所に行ってまいりました。去年の10月ぐらいから6回ぐらいですかね、リモートも含めて、コロナの影響でちょっと延期だったのもございます。その中で、瀬戸内町の推進委員さんはいらっしゃらないですかという、方、同じ推進委員さんがいらして聞かれたんですけども、このことについては推進委員さんには連絡はいつているんでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 推進委員さんの方には、いろんな研修等のですね、案内は、全て行っているところであります。

○3番（永井しずの君） せっかく推進委員に推薦されているんですから、いろいろやっぱり勉強させていただきたいと思うので、なるべく参加の方を進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（泰山祐一君） はい、お疲れ様です。何点か質問させていただきます。

まず、12ページ、お願いいたします。12ページ、2款1項3目の12節の委託費ですかね、委託料。こちら、ラジオ放送業務と、すいません、12節委託料のラジオ放送業務、235万5,000円減額という形になっておりますが、昨年の令和3年度の新年度予算で300万計上したものを減額しているかと思うんですけども、こちらの方なんですけど、ラジオの放送が今年に入って、1月の下旬からですね、放送してということで、多分それが関係しての減額なのかなと思いますけど、そちら、どのような計算方法で、この235万5,000円というものを減額としたのかというようなところの詳細をお伺いできますか。

○企画課長（登島敏文君） これは何月に始まったからというのではなく、それは放送の委託料の方ですね。行政情報放送委託料の方が、月割り、言えば4分の1ですね、程度になっております。1・2・3というところですね。それで、これはもともとがそのラジオ局の備品、新たに始めるための機材含め、備品の整備と、それから、工事、海の駅の方に工事をいたしましたけれども、その建築費及び、その中のそのクーラーの整備とか、そういったものの減額、清算額で、清算をしたのちの減額であります。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。広報費の月割計算ということで、というような、今の、それぞれのFMを開局するに当たっての備品等々の諸々ということで理解いたしました。それにちょっと習ってなんですけれども、関連して、同じページ、12目企画費のところの持続可能な地域づくりに向けた戦略拠点形成事業ということで、こちら、12節の委託料、FM局開局業務、臨時交付金で39万9,000円の減額。そして、14目、14節の工事請負費、FM局移転改修工事、臨時交付金ということで、この二つ合わせて62万2,000円の減額ということになっておりますが、実際にこちら、改めて確認したいんですが、こちらの持続可能な地域づくりに向けた戦略拠点形成事業は、このFM関連に、だけになるのかちょっと分からないですけれども、総事業費としては幾らになったのかということを確認させていただけますか。

○企画課長（登島敏文君） この関係の総事業費の資料は、今、持ち合わせておりませんので、また、確認いたします。すいません、先ほど私の説明がですね、この節が逆になっておりまして、先ほど説明したのが、この23万3,000円のところですね。さっきのところは、放送局委託料の減額となっております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。理解いたしました。これから、はい、FMの方、さらなる、また、町民に寄り添ったコミュニティFMの方、期待しておりますので、どうぞ、振興の方、よろしく願いいたします。

あとですね、13ページ、お願いいたします。13ページの18目、企業誘致雇用創出促進費ということで、こちら、21節、施設改修補償費ということで241万8,000円ですね、が計上されておりますが、こちら、多分、恐らくは38号、これからあとにですね、和解金の方で話をする箇所かと思うんですけれども、こちらの詳細の方、まず、お伺いできますでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） これは、和解案件でございまして、今後、これから、また、議決をいただく和解案件ありますけれども、そこに説明書きがあると思います。そのとおりであります。

○1番（泰山祐一君） 38号とちょっと関連するので、先にお話の方をちょっと、読み上げながらさせていただきたいと思いますが、まず、この38号の内容の中にですね、補償の概要に記載のある相手方の請求額に不明瞭な点があったため、根拠の提示などを求めたものの、相手方はこれに応じなかったというようなことですが、その経緯をですね、詳細を教えてくださいませんか。

○企画課長（登島敏文君） そのとおりなんですけれども、もっとその細かいところが知りたかった

んですけれども、その提示がなかったということになります。

○1番(泰山祐一君) こちらの方は、財源は一般財源とありますが、全て町負担になるということでしょうか。

○企画課長(登島敏文君) これは、全て町負担です。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。それでですね、相手の方が請求額というものを最初に掲示されていたのかどうか。瀬戸内町が掲示して、この金額ということになったのか。その点もお伺いできますか。

○企画課長(登島敏文君) これは、相手方の提示額がありました。

○1番(泰山祐一君) もし差し支えなければ教えていただきたいんですけれども、その相手方の請求をしてきた金額ですね、そちらの方を教えてくださいませんか。

○企画課長(登島敏文君) それはちょっと差し支えありますので、申し上げられないです。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。そうしましたら、瀬戸内町の方が査定したという金額で、この241万8,000円ですね、となっていると思いますけれども、どのような、ちょっと査定をされたのかという、ちょっと細かい点もお伺いしたいんですが、今、エアコン等々買われたり、改修工事をしたということですが、実際に購入した備品の詳細ですね、そういった部分が、これがどういった品目なのか、だから、これが幾らなのか。工事をした、改修工事は幾らの想定で工事をして、現在の査定額として幾らになったのか。ちょっとその部分の細かい点をお伺いできますか。

○企画課長(登島敏文君) 壁紙と、壁紙の張替え、クーラーの設置、あと、照明の一部取替、この三つの工事がありましたので、全て町内の業者さんに見積もりを取ったりですね、あとは、その建築関係のその職員の方で、それを基に査定を行ったということになります。

○1番(泰山祐一君) はい、今のも分かりましたが、ちょっと細かく教えていただきたいんですが、今、言われていたそれぞれの項目が幾らの金額だったのかというようなことを合算して241万8,000円になっているということでしたので、それぞれのちょっと内訳が、これに対して幾らの査定だったのかというのを教えてくださいませんか。

○企画課長(登島敏文君) それ、今、資料ございませんので、確認したいと思います。

○1番(泰山祐一君) はい。資料がないというのは、今、手元にないだけであって、資料としてはちゃんとあるということによろしいですかね。

○企画課長(登島敏文君) それはあります。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。あとでそちらの方、教えていただきたいと思います。

あと、こちらの方なんですけれども、もともとこちらの方、令和2年度の第3回臨時会の方の会議録見させていただいて、まだ私が議員になる前のお話だったんですけれども、当初、振り返ると、議案の説明のときに、本町と包括連携協定を締結している株式会社ターゲットのグループ会社である株式会社ナショナルパークツーリズムテシカガから、「請島、与路島、加計呂麻島の活性化

を図ると、ことを目的に、3島に観光客を誘致するための周辺観光の商品開発及び企画の提案を受けましたので、当計画の拠点として請阿室集落の自然体験宿泊施設あかひげを活用していただくため、無償貸し付けをするものである」というふうに書いております。こちら、それだけ包括連携をされて、信頼のおける会社さんだったとお見受けしております。その中で、本来であればなんですけれども、ちょっと不思議だなと思っている点がありまして、通常、例えば私の方がどこか商店街とかで何か店舗を借りる際に、その契約書の中に、改修工事をした際に、元のとおりに戻してほしいと、元に、元に戻してもらうというような項目があったりですとか、若しくはその改修したものを無償でその家主に譲渡するとか、そういった文面になっていると思うんですけれども、今回、なぜその文面がなかったのかというようなことを伺えますか。

○企画課長（登島敏文君） その文面はあります。ありますが、これはその公共用に使用するもので、立ち退いていただくということで、そういった場合は補償、改修の補償を協議の上で、金額を定めていただきますよという条項が入っておりますので、その条項に基づいて、今回、支払いをするものであります。

○1番（泰山祐一君） すいません、今おっしゃられていた内容、ちょっともう少し詳しく教えていただきたいんですけれども、その、今回、公共の施設だから、その改修工事等々行った際には、その査定した金額を町の方から、その事業者の方に支払わなければいけないというようなことで、ちょっとそれが町民に分かるような説明をもう一度お願いできますか。

○企画課長（登島敏文君） 教育委員会の方からですね、加計呂麻島、請島、与路島において、教員住宅などが不足しているということで、以前から当局の方に申し入れがありまして、今回、池地中学校の方に、小・中学校の方にですね、配属される方が来られるので、ちょっと急ぎで空けていただきたいということがありましたので、そういった意味で、公共用に、公共の用に寄与するものに対しては、そのことに関する立ち退きに関しては、補償費をお支払いしますよという条項があるということです。

○1番（泰山祐一君） その当時、令和2年の7月の臨時会の方で、契約書の方、決議しておりますけれども、その中の文面に、今、言われていたものが入っているという解釈でよろしいですか。

○企画課長（登島敏文君） はい、そのとおりであります。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。ちなみに、その当時ですね、このようなことになるというようなことを想定されていたのかどうかなんですけれども、非常にこの、町民、全額、町税としての241万8,000円というものを負担するというようなことで、町として負担するのが非常にもったいないなと思っています。その中で、なぜこういうふうな形で町が負担しなければいけない経緯になってしまったのかというようなことを、その条例の、契約書の中にですね、含んでいるというようなこと、敢えてした理由なんですけれども、何か町側が何かあったときに支払わなければいけないというような契約書になっているわけですね、はい、ちょっとその部分をお伺いできますか。

○企画課長（登島敏文君） それ以外の理由であれば、その補修費は一切支払いませんという条項になっています。それ以外で、今回のようなケースにたい、ケースに限って、協議の上、お支払い、その限りではないという書き方してますけれども、結局はお支払い、協議の上でお支払いしますよという条項になっております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。これも全て、当局の方で調べた結果、このような結論に至ったということですね、承知しました。こちらは、のちのち、その教員住宅として、今後は、当面の間は利活用していこうというようなことでよろしかったでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） はい、そのとおりです。

○1番（泰山祐一君） はい、承知いたしました。のちほど、その査定した詳細ですね、を教えてください。ただければと思います。

続きまして、15ページ、お願いいたします。15ページ6款1項4目のポストコロナ農業生産体制プログラム事業、新特産品開発ですね、こちら、普通旅費が8万3,000ですね、減額となっておりますが、こちらの事業の実績をお伺いできますでしょうか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） 今、これから実績が出てくるんですけども、分析、調査とか、そういうことを、今、やっているところです。

○1番（泰山祐一君） 今、言われた分析ですね。何を分析して、どのような結果が出たのかというのが分かれば、教えてください。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） コウシャ等の分析をさせているところです。

○1番（泰山祐一君） コウシャというのは、紫色の、山芋みたいなものですね。分かりました。そちらの方は分析結果はまだ出ていないということですか、もう出たということになりますか。

○農林課長兼農委局長（川畑金徳君） まだ、今のところはちょっと確認はしておりません。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。また、はい、その結果出ましたら、ぜひ、共有していただけたらと思います。

続きまして、18ページ、お願いいたします。18ページの6款3項1目になります。水産業振興事業で農林水産物輸送コスト支援事業、それぞれ奄振事業もございしますが、こちらの方の令和3年度の、現段階で分かる利用の実績ですね、こちらの方、お伺いできますか。

○水産観光課長（義田公造君） お答えします。農林水産物輸送コスト支援事業につきましてはですね、鹿児島向け輸送の一部の補助でございます。その中で、出荷実績によるもう減額としております。今年度は、令和2年度と比較しまして、94%の実績になります。以上です。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。ちょっとコロナ禍で減少ということも、はい、理解できますが、そちら、少し細かい点などっていうの、伺うことはできますかね。

○水産観光課長（義田公造君） 細かい点って言いますと、金額ということ、それとも、業種が。詳細については手持ちないんですけども、一番率として大きいのはマグロ関係の方が、シェアを、一番多いっていうのが状況でございます。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。また、そちらものちほど、はい、細かい点分かれれば、リストなど見せていただければ助かります。

続きまして、19ページ、お願いいたします。19ページ、7款1項9目になります。島民向け宿泊体験プログラム利用助成事業、18節負担金の238万5,000円の減額となっております。総事業費で191万5,000円になろうかと思えますけれども、こちら、非常に令和3年度、観光事業者が厳しかったと、苦しんでいた年だと思えます。ちなみに、瀬戸内町として、こちらの利用、利用助成事業を実際に活用された利用実績の数をお伺いできますでしょうか。

○水産観光課長(義田公造君) お答えいたします。当初ですね、申請があったものが724名で、430万円を当初予定しておりました。実績としましては、宿泊の方が143名、体験の方が157名、計300名。金額にしますと、全体で190万ほど、なっております。以上です。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。やはり目標としても大分苦しんでいる状況だったのかなとお見受けします。この令和4年度ですね、このコロナがこのとおりでですね、少しずつ落ち着いていただければなというふうに願っています。

続きまして、20ページ、お願いいたします。20ページ、8款6項1目住宅管理費の18節補助金とございますが、こちらの方の減額、30万円、住宅リフォームなど経済対策事業、30万円の減額となっておりますが、こちらの実績の方も伺えますか。

○建設課長(西村強志君) リフォームの実績につきましては、この減額につきましては、当初20件で予定をしていたんですけれども、最終的に17件の応募があり、30万円の減となっております。以上です。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。ちなみにその20件のうち、17件の申し込みが当初あったということですが、残り3件枠があったと思うんですけれども、それ、追加で何か募集をしていたんでしょうか。

○建設課長(西村強志君) 追加では募集はしていないんですけれども、問い合わせ等ありましたが、結局、申し込みをしなかったということです。

○1番(泰山祐一君) はい、分かりました。あと、一つ御検討いただけたら嬉しいなと思うのが、今、5月頃にですね、毎年、募集の方をされているかと思えます。例えば、その5月にまだ改修工事等々するか分からない方もいらっしゃるのかなと思うので、その枠を、募集期間を2回に例えば分けたり、複数回に分けてみたらどうかなとも思いましたので、その最初の、当初の申し込みで、もう20件あるのであれば大丈夫ですけれども、そういった残りの枠があるのであれば、また、広報などでも、広報誌などでも広く周知などしたら、興味持っていただける方もいらっしゃるのかなと思いましたので、その辺も、また、今後の御検討材料にしてもらえればと思えます。以上となります。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第36号、令和3年度瀬戸内町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第37号 瀬戸内町すこやか福祉センターHUB設置及び管理に関する 条例の制定について

○議長（向野 忍君） 日程第13、議案第37号、瀬戸内町すこやか福祉センターHUB設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第37号、瀬戸内町すこやか福祉センターHUB設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、瀬戸内町すこやか福祉センター2階をコワーキングスペース瀬戸内町すこやか福祉センターHUBとして整備することに伴い、制定するものであります。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） はい、何点か御質問させていただきます。

まず、この瀬戸内町すこやか福祉センターHUBですね。こちらの方の設置及び管理になるんですけれども、これ、2階フロアだけではなく、1階フロアも含めて、建物の管理ということよろしかったでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） これは2階部分だけです。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。2階フロアだけです。ちなみに、その1階は、名前は別になるってことなんですか。同じ名前だけれども、管理は違うということですか。

○保健福祉課長（昇 克己君） 1階につきましては、保健福祉側が管理していますすこやか福祉センターという形で行っております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。

あと、こちらのその2階フロアですね、時間は何時から何時まで営業されるのでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 施設利用可能時間は24時間となっております。受付時間、有人受付が9時から17時ということになっております。

○1番（泰山祐一君） はい、承知いたしました。

あとですね、今回のこの諸々、すこやか福祉センターHUBですかね、もし、その総事業費が幾らかかってのこの建物になったのかということも分かれば、伺いできますか。

○企画課長（登島敏文君） 4,550万円程度となっております。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。こちら、浄化槽の工事も含めての今の金額でしょうか。

○企画課長（登島敏文君） これ、1階の浄化槽部分は含んでおりません。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。了解です。前回、議案でも1,000万か2,000万ほどだったと記憶しております。

続きまして、次の、ページが第6条の箇所を確認させていただきたいんですけども、こちら2項の(1)ですかね、公の秩序を乱し、または、公害を害する恐れがあると認められたときというようなことを書いておりますが、ちょっとその辺が、どういったものになるのかなというのを尋ねたいんですけども、例えばなんかあそこの場所で、なんでしょう、こう交流会とかして、お酒を飲んだりだとか、そういったことはしていいのか、してはいけないのか、その点、伺えますか。

○企画課長（登島敏文君） これの意味を言えば、もういろいろとあると思うんですけども、今、おっしゃった、その、もちろん、お酒飲んで騒いだりとか、そういったことはもう絶対に駄目ですね。

○1番（泰山祐一君） はい、承知いたしました。

続きまして、8条、お願いいたします。第8条の箇所に、利用者は指定者、指定管理者にすこやかHUBの利用にかかわる料金を納付しなければならないというようなことがあり、そちらの3項ですね、町長は第3条第1項の規定により、すこやかHUBの管理を指定管理者に行わせる場合において、適当と認めるときは、利用料金を地方自治法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができるというふうに明記しております。この意味を確認したいんですが、こちらは利用した料金というものは、指定管理者の収入になるということでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） はい、指定管理者の収入になります。

○1番（泰山祐一君） はい、分かりました。今回、令和4年度の新年度予算でも委託費700万円という形で計上されておりましたので、今後、こういった利用の促進ですとか、それ以外の部分で、この委託費というものが年々下げていきたいなというようなお話もされていたので、そういった部分で、御尽力いただければと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。失礼しました。37号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第37号、瀬戸内町すこやか福祉センターHUB設置及び管理に関する条例の制定については、可決されました。

○企画課長（登島敏文君） 先ほどの、まず、補正予算、補正予算のところですね、の確認しますと言ったところなんですけれども、現在、その確定作業中で、現時点では未確定であると。持続可能のところですね。それと、これ、内訳ですね。この改修費の、うちの査定額ですね。壁紙が27万円、照明が41万2,500円、クーラーが173万4,700円となっております。それから、先ほどのすこやかHUBで、私はお酒は駄目ですと申し上げましたけれども、5時半以降はアルコールも飲めまして。節度をもってお願いいたしますということであります。

○水産観光課長（義田公造君） 先ほどの泰山議員の質問にお答えします。農林水産物輸送コスト支援事業のですね、内訳なんですけれども、水産物としましてはマグロ類、カジキ類、カツオ類、シイラ類、シイラですね、あと、サワラ類、あと、ソデイカ、あと、瀬物類、以上になっています。選定されているものはですね、12品目になっています。そのうちの、先ほど言った物がですね、今現在、使われているものになっています。以上です。

○議長（向野 忍君） 休憩します。再開は11時からとします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

○議長（向野 忍君） 再開します。

△ 日程第14 議案第38号 請阿室自然体験宿泊施設改修に伴う補償額の和解について

○議長（向野 忍君） 日程第14、議案第38号、請阿室自然体験宿泊施設改修に伴う補償額の和解についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第38号、請阿室自然体験宿泊施設改修に伴う補償額の和解について、提

案理由の説明を申し上げます。

本議案は、株式会社ナショナルパークツーリズムテシカガが改修した請阿室自然体験宿泊施設に対し、今年度、町は教員住宅にする必要が生じたことから、当施設の返還を求め、これに応じていただいたところです。つきましては、改修にかかった費用は町が補償することとしましたので、補償額の和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めます。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第38号、請阿室自然体験宿泊施設改修に伴う補償額の和解については、可決されました。

○議長（向野 忍君） 休憩します。

議運の委員の方は、議長室へお集まりください。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（向野 忍君） 再開します。

△ 日程第15 発議第1号 「県新型コロナウイルス感染症対策時短要請並びにまん延防止等重点措置」発令に伴う商工業者並びに観光関連事業者への財政支援に関する意見書（案）について

○議長（向野 忍君） 日程第15号、発議第1号、「県新型コロナウイルス感染症対策時短要請並びにまん延防止等重点措置」発令に伴う商工業者並びに観光関連事業者への財政支援に関する意見書

(案)については、取り下げます。

なお、この件については、町に申し入れとして、提出したいと思いますので、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

△ 日程第16 議員派遣の件

○議長(向野 忍君) 日程第16, 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

△ 閉会中の継続審査、調査申し入れの件

○議長(向野 忍君) これから、閉会中の継続審査、調査申し入れの件を議題とします。

お諮りします。

日程第17及び日程第18の2件は、総務経済常任委員長から、日程第19の1件は、文教厚生常任委員長から、日程第20の1件は、議会運営委員長から、目下各委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査、調査の申し出がありましたので、そのように決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の審査、継続審査、調査とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時17分

○議長(向野 忍君) 再開します。

これで、今期定例会に提出されました議案等は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和4年第1回瀬戸内町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

瀬戸内町議会議長 向野 忍

瀬戸内町議会議員 福田 鶴代

瀬戸内町議会議員 永井 しずの